

目 次

(令 和 4 年)

○第 1 回臨時会

第 1 日目 (1 月 11 日)

会議録署名議員の指名	3
会期の決定	3
意見書第 1 号 在沖米軍基地で発生した新型コロナの集団感染に対する意見書	3
決議第 1 号 在沖米軍基地で発生した新型コロナの集団感染に対する抗議決議	5
議案第 1 号 令和 3 年度中城村一般会計補正予算 (第 8 号)	8
承認第 1 号 専決処分の承認について (令和 3 年度中城村一般会計補正予算 (第 7 号))	12

○第 2 回臨時会

第 1 日目 (2 月 14 日)

会議録署名議員の指名	19
会期の決定	19
議案第 2 号 令和 3 年度中城村一般会計補正予算 (第 9 号)	19

○第 3 回定例会

第 1 日目 (3 月 4 日)

会議録署名議員の指名	25
会期の決定	25
諸般の報告	25
行政報告	26
令和 4 年度 施政方針	27
議案第 3 号 中城村課設置条例の一部を改正する条例	34
議案第 4 号 中城村行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例	36
議案第 5 号 中城村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例	37
議案第 6 号 中城村水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例	40
議案第 7 号 令和 3 年度中城村一般会計補正予算 (第 10 号)	41
議案第 8 号 令和 3 年度中城村国民健康保険特別会計補正予算 (第 3 号)	48
議案第 9 号 令和 3 年度中城村後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 2 号)	50

議案第10号	令和3年度中城村公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)	51
議案第11号	令和3年度中城村土地区画整理事業特別会計補正予算(第3号)	53
議案第12号	令和3年度中城村水道事業会計補正予算(第3号)	54
議案第13号	令和4年度中城村一般会計予算	55
議案第14号	令和4年度中城村国民健康保険特別会計予算	62
議案第15号	令和4年度中城村後期高齢者医療特別会計予算	65
議案第16号	令和4年度中城村公共下水道事業特別会計予算	67
議案第17号	令和4年度中城村土地区画整理事業特別会計予算	69
議案第18号	令和4年度中城村污水处理施設管理事業特別会計予算	71
議案第19号	令和4年度中城村水道事業会計予算	73
議案第20号	中城村役場旧庁舎解体工事請負契約について	75
議案第21号	物品等購入の契約について	76

第2日目(3月5日) 休 会(土)

第3日目(3月6日) 休 会(日)

第4日目(3月7日) 委員会(月) 委員会審議(陳情等審査)

第5日目(3月8日)

議案第3号	中城村課設置条例の一部を改正する条例	81
議案第4号	中城村行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例	85
議案第5号	中城村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例	86
議案第6号	中城村水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例	86
議案第7号	令和3年度中城村一般会計補正予算(第10号)	87
議案第8号	令和3年度中城村国民健康保険特別会計補正予算(第3号)	93
議案第9号	令和3年度中城村後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)	94
議案第10号	令和3年度中城村公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)	94
議案第11号	令和3年度中城村土地区画整理事業特別会計補正予算(第3号)	94
議案第12号	令和3年度中城村水道事業会計補正予算(第3号)	95
議案第20号	中城村役場旧庁舎解体工事請負契約について	95
議案第21号	物品等購入の契約について	97
同意第1号	教育委員会委員の任命について	98
報告第1号	専決処分の報告について(ウフクビリ線災害防除工事(R3-1)改定契約)	99
報告第2号	令和4年度沖縄県町村土地開発公社事業計画の報告について	99

第6日目（3月9日）

議案第22号 令和3年度中城村一般会計補正予算（第11号）	103
意見書第2号 ロシア連邦によるウクライナ侵略を強く非難し、即時無条件完全撤退と平和的手段による早期解決を求める意見書	105
決議第2号 ロシア連邦によるウクライナ侵略を強く非難し、即時無条件完全撤退と平和的手段による早期解決を求める抗議決議	107
議案第13号 令和4年度中城村一般会計予算	110
議案第14号 令和4年度中城村国民健康保険特別会計予算	133
議案第15号 令和4年度中城村後期高齢者医療特別会計予算	134
議案第16号 令和4年度中城村公共下水道事業特別会計予算	134
議案第17号 令和4年度中城村土地区画整理事業特別会計予算	134
議案第18号 令和4年度中城村污水处理施設管理事業特別会計予算	134
議案第19号 令和4年度中城村水道事業会計予算	134

第7日目（3月10日） 委員会（木） 委員会審議

第8日目（3月11日） 委員会（金） 委員会審議

第9日目（3月12日） 休 会（土）

第10日目（3月13日） 休 会（日）

第11日目（3月14日） 委員会（月） 委員会審議

第12日目（3月15日） 委員会（火） 委員会審議（委員会まとめ）

第13日目（3月16日） 委員会（水） 委員会審議（連合審査）

第14日目（3月17日） 委員会（木） 委員会審議（連合審査）

第15日目（3月18日）

一般質問

1番 安里清市議員	139
4番 屋良照枝議員	147
9番 比嘉麻乃議員	154
6番 玉那覇登議員	167

第16日目（3月19日） 休 会（土）

第17日目（3月20日） 休 会（日）

第18日目（3月21日） 休 会（月） 春分の日

第19日目（3月22日）

一般質問

8番 大城常良議員	179
10番 安里ヨシ子議員	189
12番 金城章議員	194
13番 石原昌雄議員	201

第20日目（3月23日）

一般質問

5番 桃原清議員	211
14番 伊佐則勝議員	216
15番 新垣善功議員	222

第21日目（3月24日）

一般質問

3番 渡嘉敷眞整議員	231
11番 仲松正敏議員	236
2番 新垣修議員	241
7番 新垣貞則議員	251

第22日目（3月25日）

議案第3号 中城村課設置条例の一部を改正する条例	265
議案第13号 令和4年度中城村一般会計予算	270
議案第14号 令和4年度中城村国民健康保険特別会計予算	279
議案第15号 令和4年度中城村後期高齢者医療特別会計予算	281
議案第16号 令和4年度中城村公共下水道事業特別会計予算	281
議案第17号 令和4年度中城村土地区画整理事業特別会計予算	282
議案第18号 令和4年度中城村污水处理施設管理事業特別会計予算	283
議案第19号 令和4年度中城村水道事業会計予算	284
選挙第1号 中城村選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙	285
請願第1号 県立中部病院の医療体制の強化・充実を求める請願書	287
意見書第3号 県立中部病院の泌尿器科・腎臓（移植）内科医の定数増及び職員 の休日確保、病院内施設の整備を求める意見書	288
陳情第1号 選択的夫婦別姓の法制化を求める意見書の提出を要望する陳情書	290

陳情第 2 号	「運転代行業者への事業継続緊急支援措置」について	291
発議第 1 号	閉会中の所管事務調査について	292
発議第 2 号	閉会中の議員派遣について	294

第1回 臨時会

令和4年第1回中城村議会臨時会会期日程表

開 会 令和4年1月11日

会 期 1 日間

閉 会 令和4年1月11日

日 次	月 日	曜日	開 議 時 刻	会 議 名	事 項
第 1 日	1 月 11 日	火	午前10時	本 会 議	会議録署名議員の指名、会期の決定 意見書第1号、決議第1号における説明、質疑、討論、採決 議案第1号における説明、質疑、討論、採決 承認第1号における説明、質疑、討論、採決 閉会

令和4年第1回中城村議会臨時会（第1日目）

招 集 年 月 日	令和4年1月11日（火）			
招 集 の 場 所	中 城 村 議 会 議 事 堂			
開 会 ・ 散 会 ・ 閉 会 等 日 時	開 会	令和4年1月11日（午前10時00分）		
	閉 会	令和4年1月11日（午前10時48分）		
応 招 議 員 (出席議員)	議 席 番 号	氏 名	議 席 番 号	氏 名
	1 番	安 里 清 市	9 番	欠 席
	2 番	新 垣 修	10 番	安 里 ヨシ子
	3 番	渡 嘉 敷 眞 整	11 番	仲 松 正 敏
	4 番	屋 良 照 枝	12 番	金 城 章
	5 番	桃 原 清	13 番	石 原 昌 雄
	6 番	玉 那 覇 登	14 番	伊 佐 則 勝
	7 番	新 垣 貞 則	15 番	新 垣 善 功
8 番	大 城 常 良	16 番	新 垣 博 正	
欠 席 議 員	9 番	比 嘉 麻 乃		
会 議 録 署 名 議 員	10 番	安 里 ヨシ子	11 番	仲 松 正 敏
職 務 の た め 本 会 議 に 出 席 し た 者	議 会 事 務 局 長	比 嘉 保	議 事 係 長	根 間 忠
地 方 自 治 法 第 121 条 の 規 定 に よ る 本 会 議 出 席 者	村 長	浜 田 京 介	こ だ も 課 長	金 城 勉
	副 村 長	比 嘉 忠 典		
	教 育 長	比 嘉 良 治		
	総 務 課 長	與 儀 忍		
	福 祉 課 長	照 屋 淳		

議事日程第1号

日 程	件 名
第 1	会議録署名議員の指名
第 2	会期の決定
第 3	意見書第1号 在沖米軍基地で発生した新型コロナの集団感染に対する意見書
第 4	決議第1号 在沖米軍基地で発生した新型コロナの集団感染に対する抗議決議
第 5	議案第1号 令和3年度中城村一般会計補正予算（第8号）
第 6	承認第1号 専決処分の承認について（令和3年度中城村一般会計補正予算（第7号））

○議長 新垣博正 改めまして、おはようございます。ただいまより令和4年第1回中城村議会臨時会を開催いたします。

これから本日の会議を開きます。

(10時00分)

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、10番 安里ヨシ子議員及び11番 仲松正敏議員を指名します。

日程第2 会期の決定の件を議題といたします。

お諮りします。本臨時会の会期は本日1月11日のみにしたいと思っております。御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

○議長 新垣博正 「異議なし」と認めます。したがって、本臨時会の会期は本日1月11日の1日間に決定しました。

日程第3 意見書第1号 在沖米軍基地で発

生した新型コロナの集団感染に対する意見書及び日程第4 決議第1号 在沖米軍基地で発生した新型コロナの集団感染に対する抗議決議については関連しますので、一括議題にしたいと思っております。御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

○議長 新垣博正 「異議なし」と認めます。したがって、日程第3及び日程第4については一括議題といたします。

意見書第1号及び決議第1号について、提案者の趣旨説明を求めます。

休憩します。

休 憩 (10時02分)

~~~~~

再 開 (10時02分)

○議長 新垣博正 再開します。

大城常良議員。

○8番 大城常良議員 おはようございます。それでは読み上げて、御提案を申し上げます。

意見書第1号

令和4年1月11日

中城村議会

議長 新垣博正 殿

提出者

中城村議会議員 大城常良

賛成者

中城村議会議員 仲松正敏

中城村議会議員 桃原清

在沖米軍基地で発生した新型コロナの集団感染に対する意見書

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出します。

## 提案理由

新たな変異株「オミクロン株」の水際対策として米軍基地に直接入る米軍関係者に対し、新型コロナウイルスの感染拡大を防ぐため、PCR検査等を行い感染拡大を防ぐ行動を要請するため。

## 在沖米軍基地で発生した新型コロナの集団感染に対する意見書

令和3年12月17日、沖縄県は、米本国から米軍キャンプ・ハンセンに異動してきた部隊において新型コロナウイルス感染症のクラスターが発生したことを発表し、また、同基地で働く日本人基地従業員が新型コロナウイルスの新たな変異株「オミクロン株」であることも併せて発表した。

米軍キャンプ・ハンセンにおけるクラスターはその後にも拡大し、令和4年1月4日現在512人の大規模なクラスターとなっている。日本人基地従業員は米軍キャンプ・ハンセン内でオミクロン株に感染した可能性が強く疑われるが、米軍がゲノム解析を行っていないことから感染経路が判明していない状況である。

クラスターの発生が発表された後も金武町内の飲食店街にマスクを付けずに外出する海兵隊員の姿があり、県民は大きな不安を抱いている。また、このような状況のなか12月21日には米軍キャンプ・ハンセン所属の上等兵が北谷町内において酒気帯び運転で逮捕されており、米軍の規律管理ははずさんで疑問を抱かざるを得ない。さらに、米軍キャンプ・シュワブで働く男性がオミクロン株に感染するなどハンセン以外の基地でも同株の感染が広がっている可能性が指摘されている。

沖縄県内においては、緊急事態措置期間を終え、県民一丸となって感染症拡大防止対策に取り組みながら地域経済の回復への歩みを進めているなか、今回のクラスターによって基地外に感染が広がり、1月8日現在の感染者数が1,759人（累計55,897人）に上り、再び地域経済に深刻な打撃を与えるような事態にならないか強く懸念されている。

日本政府は、新たな変異株「オミクロン株」の水際対策として外国人の入国禁止措置をとっているが、日米地位協定に基づき国外から米軍基地に直接入る米軍関係者は入国禁止措置の対象外となっている。ウイルスは国境に関係なく人の行動により持ち込まれるものであり、米軍関係者に対しても強い対策が求められる。

よって本村議会は、村民・県民の生命・財産を守り、安心安全な生活環境を確保する立場から、下記事項について強く要請する。

## 記

- 1 すべての在沖米軍基地を直ちに閉鎖し、米国からの軍関係者の入国を禁止すること。
- 2 在沖米軍人・軍属のオミクロン株の検査を実施し感染者、濃厚接触者数及び行動履歴などの

情報公開をさせること。

3 基地従業員等のPCR検査、感染症対策を米軍・政府の責任で行うこと。

4 日米地位協定の抜本的な改定を早急に行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和4年1月11日

沖縄県 中城村議会

宛先

衆議院議長 参議院議長 内閣総理大臣 内閣官房長官（沖縄基地負担軽減担当）

外務大臣 防衛大臣 沖縄及び北方対策担当大臣 厚生労働大臣

内閣府特命担当大臣（新型コロナ対策・健康危機管理担当）

外務省特命全権大使（沖縄担当） 沖縄防衛局長

続いて、決議第1号に移ります。

決議第1号

令和4年1月11日

中城村議会

議長 新垣博正 殿

提出者

中城村議会議員 大城常良

賛成者

中城村議会議員 仲松正敏

中城村議会議員 桃原清

在沖米軍基地で発生した新型コロナの集団感染に対する抗議決議

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出します。

提案理由

新たな変異株「オミクロン株」の水際対策として米軍基地に直接入る米軍関係者に対し、新型

コロナウイルスの感染拡大を防ぐため、PCR検査等を行い感染拡大を防ぐ行動を要求するため。

### 在沖米軍基地で発生した新型コロナの集団感染に対する抗議決議

令和3年12月17日、沖縄県は、米本国から米軍キャンプ・ハンセンに異動してきた部隊において新型コロナウイルス感染症のクラスターが発生したことを発表し、また、同基地で働く日本人基地従業員が新型コロナウイルスの新たな変異株「オミクロン株」であることも併せて発表した。

米軍キャンプ・ハンセンにおけるクラスターはその後にも拡大し、令和4年1月4日現在512人の大規模なクラスターとなっている。日本人基地従業員は米軍キャンプ・ハンセン内でオミクロン株に感染した可能性が強く疑われるが、米軍がゲノム解析を行っていないことから感染経路が判明していない状況である。

クラスターの発生が発表された後も金武町内の飲食店街にマスクを付けずに外出する海兵隊員の姿があり、県民は大きな不安を抱いている。また、このような状況のなか12月21日には米軍キャンプ・ハンセン所属の上等兵が北谷町内において酒気帯び運転で逮捕されており、米軍の規律管理ははずさんで疑問を抱かざるを得ない。さらに、米軍キャンプ・シュワブで働く男性がオミクロン株に感染するなどハンセン以外の基地でも同株の感染が広がっている可能性が指摘されている。

沖縄県内においては、緊急事態措置期間を終え、県民一丸となって感染症拡大防止対策に取り組みながら地域経済の回復への歩みを進めているなか、今回のクラスターによって基地外に感染が広がり、1月8日現在の感染者数が1,759人（累計55,897人）に上り、再び地域経済に深刻な打撃を与えるような事態にならないか強く懸念されている。

日本政府は、新たな変異株「オミクロン株」の水際対策として外国人の入国禁止措置をとっているが、日米地位協定に基づき国外から米軍基地に直接入る米軍関係者は入国禁止措置の対象外となっている。ウイルスは国境に関係なく人の行動により持ち込まれるものであり、米軍関係者に対しても強い対策が求められる。

よって本村議会は、村民・県民の生命・財産を守り、安心安全な生活環境を確保する立場から、下記事項について強く要求する。

#### 記

- 1 すべての在沖米軍基地を直ちに閉鎖し、米国からの軍関係者の入国を禁止すること。
- 2 在沖米軍人・軍属のオミクロン株の検査を実施し感染者、濃厚接触者数及び行動履歴などの情報公開をさせること。
- 3 基地従業員等のPCR検査、感染症対策を米軍・政府の責任で行うこと。



4 日米地位協定の抜本的な改定を早急に行うこと。

以上、決議する。

令和4年1月11日

沖縄県 中城村議会

宛先

米国大統領 米国国務長官 駐日米国大使 米インド太平洋軍司令官 在日米軍司令官  
在沖米四軍沖縄地域調整官 第3海兵遠征軍司令官 在沖米国総領事

以上であります。よろしくお願ひいたします。

○議長 新垣博正 これにて提出者の趣旨説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「質疑なし」と言う声あり)

○議長 新垣博正 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております意見書第1号及び決議第1号は会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

○議長 新垣博正 「異議なし」と認めます。したがって、意見書第1号及び決議第1号は委員会付託を省略します。

これから意見書第1号に対する討論を行います。討論はありませんか。

桃原 清議員。

○5番 桃原 清議員 本意見書に対し、賛成の立場で討論します。

12月17日、米軍キャンプ・ハンセンにおいて、コロナウイルス感染症のクラスターが発生。その後、県内外の米軍基地を起点とした感染者が急増している。国・県ではオミクロン株の侵入を防ぐため、水際対策を徹底し、国内、県内へ

の侵入を防いできた。しかし、米軍に関しては日米地位協定により何の検査もせず米本国から日本や沖縄に入国している。さらに入国後、マスクも着用せず基地外へ出歩き、県内への感染を拡大させた。県内では1月3日に130人、4日225人、5日623人、6日981人、7日から9日にかけて1,000人を大幅に超えて感染爆発を起こしている。9日には県全域にまん延防止等重点措置が発令されたが、緊急事態宣言への移行も視野に入れている。沖縄には米軍基地の70%が集中し、基地があるがゆえの事件・事故が多発している中、基地からのコロナウイルス感染拡大は激しい怒りとともに、県民の命と暮らしをないがしろにしており、言語道断である。政府においては、アメリカに強く抗議を行い、日米地位協定の改定を早急に行うよう強く求める。以上。

○議長 新垣博正 ほかにありませんか。  
新垣 修議員。

○2番 新垣 修議員 それでは意見書第1号在沖米軍基地で発生した新型コロナの集団感染に対する意見書に関して、賛成の立場から討論いたします。

昨年12月中旬頃、アメリカ海兵隊基地キャンプ・ハンセンでの入国した部隊において、大規模なクラスターが発生したという情報から1月

5日時点の情報では、沖縄県9基地で計1,000人以上に達したと報道されているにもかかわらず、沖縄県からオミクロン株に感染しているかどうかを調べるゲノム解析の協力を米軍に申し上げたところ、個人情報という理由で阻まれたということが情報で流れております。このようなことは沖縄県という狭い領土で暮らす人間として世界の情勢を危なくしている諸問題に根源から協力する姿勢や体制等がうかがえることができず、県民が一丸となっている感染症拡大防止対策に反しており、とても常識ある言葉としては受け入れることができない。よって、県民、村民の生命、安心安全な沖縄県の生活環境を守る立場からも意見書第1号に対し、賛成の意見を述べます。

○議長 新垣博正 ほかに討論はありませんか。  
(「討論なし」と言う声あり)

○議長 新垣博正 「討論なし」と認め、これで討論を終わります。

この採決は、起立によって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方の起立を願います。

(全員起立)

○議長 新垣博正 「全員起立」です。したがって、意見書第1号 在沖米軍基地で発生し

た新型コロナの集団感染に対する意見書は原案のとおり可決されました。

続きまして、決議第1号に対する討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」と言う声あり)

○議長 新垣博正 「討論なし」と認め、これで討論を終わります。

これから決議第1号 在沖米軍基地で発生した新型コロナの集団感染に対する抗議決議を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(全員起立)

○議長 新垣博正 「全員起立」です。したがって、決議第1号 在沖米軍基地で発生した新型コロナの集団感染に対する抗議決議は原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第1号 令和3年度中城村一般会計補正予算(第8号)を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 それでは議案第1号 令和3年度中城村一般会計補正予算(第8号)について御提案申し上げます。

## 議案第1号

### 令和3年度中城村一般会計補正予算(第8号)

令和3年度中城村一般会計補正予算(第8号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ300,519千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ11,630,410千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和4年4月11日 提出

中城村長 浜田京介

第1表 歳入歳出予算補正

(歳入)

(単位：千円)

| 款        | 項       | 補正前の額      | 補正額     | 計          |
|----------|---------|------------|---------|------------|
| 15 国庫支出金 |         | 2,761,113  | 300,519 | 3,061,632  |
|          | 2 国庫補助金 | 1,354,320  | 300,519 | 1,654,839  |
| 歳入合計     |         | 11,329,891 | 300,519 | 11,630,410 |

(歳出)

(単位：千円)

| 款     | 項       | 補正前の額      | 補正額     | 計          |
|-------|---------|------------|---------|------------|
| 2 総務費 |         | 1,995,358  | 50      | 1,995,408  |
|       | 1 総務管理費 | 1,772,843  | 50      | 1,772,893  |
| 3 民生費 |         | 4,408,297  | 300,469 | 4,708,766  |
|       | 1 社会福祉費 | 1,521,165  | 300,469 | 1,821,634  |
| 歳出合計  |         | 11,329,891 | 300,519 | 11,630,410 |

読み上げて御提案申し上げます。

第1表歳入歳出予算補正。歳入15款国庫支出金、2項国庫補助金、補正前の額13億5,432万円、補正額3億51万9,000円、合計で16億5,483万9,000円。

歳入合計、補正前の額113億2,989万1,000円、補正額3億51万9,000円、合計で116億3,041万円でございます。

続いて歳出でございます。歳出2款総務費、1項総務管理費、補正前の額17億7,284万3,000円、補正額5万円、合計で17億7,289万3,000円。

3款民生費、1項社会福祉費、補正前の額15億2,116万5,000円、補正額3億46万9,000円、合計で18億2,163万4,000円。

歳出合計、補正前の額113億2,989万1,000円、補正額3億51万9,000円、合計で116億3,041万

円でございます。以上でございます。

○議長 新垣博正 これにて提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

大城常良議員。

○8番 大城常良議員 それでは議案第1号令和3年度中城村一般会計補正予算（第8号）について質疑を行います。

5ページのほうをお願いします。3款民生費、第1項社会福祉費の19節扶助費のほうです。非課税世帯臨時特別給付金2億9,400万円とありますけれども、その中でこの非課税世帯の過去3年間の推移というか、大体分かるのであれば大体非課税世帯がどれぐらい増えているのか、減っているのか、その辺りの割合が分かるので

あればお願いします。

これは2点目に、給付金の振込はいつ頃を予定しているのか、この2点お願いします。

○議長 新垣博正 総務課長 與儀 忍。

○総務課長 與儀 忍 お答えいたします。

非課税世帯の3年間の推移につきましては、現在、資料を手元に持っておりませんので、その割合については、今承知はしていません。

それから振込の期日ですけれども、予定としましては、3月の中旬頃からは振込を開始したいというふうに考えております。

○議長 新垣博正 大城常良議員。

○8番 大城常良議員 恐らく、私の判断ではそれが非課税世帯というのがどんどん増えてきているのかなという感じはあるんですけれども、ぜひ3年間の推移が集計できるのであればひとつまとめて提出をお願いしたいと思います。

あと2点目ですね、3月中旬頃ということですので、できるだけ早めにできるようにお願いしたいと思います。これは世帯のほうに周知方法というのは、もう全部出しているのか。それともいつ頃から出す予定なのか。世帯にはいつ頃届く予定なのか、その点はいかがでしょうか。

○議長 新垣博正 総務課長 與儀 忍。

○総務課長 與儀 忍 お答えいたします。

まず最初に、非課税世帯の推移ですけれども、今回把握している分につきましては、2,667世帯というふうなことで把握はしておりますが、過去のものにつきましては、先ほどの答弁のとおりまだこちらのほうでは把握はしていません。それからまずこの議会におきまして、予算を可決していただきまして、それから作業を本格的に開始したいというふうに考えております。システム改修等が伴いますので、システム改修につきましては、2月の中旬頃までには終わるのではないかなというふうなことで考えております。そのシステム改修が終わりましたら、各対象者に対しまして、こちらのほうから確認書

等を送付したいというふうに考えております。

○議長 新垣博正 大城常良議員。

○8番 大城常良議員 非課税世帯というのは大体パソコンとかそういうのを持ち合わせていないというふうに思いますので、またひとつ申請等も発生するかと思しますので、そういったところもぜひ見落としがないようにしっかり対応していただいて、全世帯に行き届くようにしっかり頑張ってください。以上です。

○議長 新垣博正 ほかに質疑はありませんか。  
新垣善功議員。

○15番 新垣善功議員 今の大城議員の答弁に対してですね、これはいつ頃から分かっていたの。皆さん方はその以前から分かっているでしょう、これが出るということは、今から準備するというのはちょっと遅いんじゃない。それも2か月後にしか支給しないと。これは予算はいつ決定して、いつ通知来ていますか、村には。

○議長 新垣博正 総務課長 與儀 忍。

○総務課長 與儀 忍 お答えいたします。

これは国の補正予算に伴うものでございます。国の補正予算は令和3年12月23日前後にたしか参議院で可決されたものと承知しております。それから市町村に対して、国の要綱等の作成を終わりました、本村としましては1月6日時点で国のほうには補助金の交付申請を行っているところでございます。もっと早くというふうなことですけれども、これは予算が成立して初めて本格的な作業に着手できるものだというふうなことで考えております。

○議長 新垣博正 新垣善功議員。

○15番 新垣善功議員 それでは遅いんじゃないの。大体皆さん方は新聞や国家の動向もちゃんと知っているでしょう、マスコミを通じて。それを事前に準備するのが皆さん方の仕事じゃないの。国が決定してやってからやるというんじゃないそれはスピードが落ちてきますよ。大体国会の状況を皆さん方は見ながら、これは確

実性があれば前もってその準備をすべきではないか。私はそう思いますけれどもね。それとこの2か月間待って、2か月後に支給するということですが、これは別の方法で例えば予備費なんかは使えないかどうかですね。予備費で仮払いをやって、それを埋めるという方法はないのか。2か月間、今困っている方々を早めに救済せんといかんという状況でしょう。その2か月間を待ちなさいというのはちょっと私はいかがなものかと思うんだけど、それをほかの財源で、例えば予備費とか、ほかの方法でできないかどうか。

○議長 新垣博正 総務課長 與儀 忍。

○総務課長 與儀 忍 お答えいたします。

国の予算の成立前に当然、村としてもその動きは分かるわけですから、動き始めているのは事実でございます。しかし、本格的にやるのはやはり村の一般会計の補正予算を可決した後というふうなことで業者のほうにはシステムの改修等を委託する予定でございます。ですから、時期としてはどの市町村も、今こういう作業を行っているところですので、本村のみがものすごく遅れているとそういう状況ではないというふうなことで考えております。それから予備費を活用するというふうなことでございますが、予備費を活用するにしても、その要綱等を作成した上であるいは国の要綱等ができて、国の補助金に確定できるというふうなことがない限り、それを先行して進めるというふうなことではできないものというふうに考えております。できるだけ早く給付をしたいというふうなことで考えておりますので、以前の定額給付金あるいは子育て世帯の給付金のようにプッシュ型で本人からの申請を待つことなく給付をしたいというふうに考えております。

○議長 新垣博正 新垣善功議員。

○15番 新垣善功議員 そういうのは前もって早めにスピード感を持って対処すべきだと思

うんですよ。皆さん方は専決処分した18歳以下については、年内給付ということでやっていますでしょう。次出てくる専決処分についても大体同じ文言で大体同じでしょう内容は。コロナの中で困っている困窮している人たちを救うための支援するための予算です。これは前もってある程度想定できると思うんですよ。だから早めに臨時会を開いて、予備費から流出してやる方法があると思うんですよ。これは皆さん方、ちょっと勉強研究してくださいよ。こういう緊急事態ですから。そういうことで2か月間も待つというのはいかがなものかと思しますので、早めに体制を早めにやって、非課税世帯というのは皆さん、いつもちゃんと把握しているでしょう、毎年。この2,670世帯というんだけど、そういう状況はちゃんと把握していると思いますよ。こんなのを2か月かかるというのはいかがなものなのか。村長、これは早めに支給してくださいよ。困っているんだから。2か月間も待つというのはいかがなものかと思ますからね、ひとつそのことは申し上げて終わります。

○議長 新垣博正 ほかに質疑はありませんか。休憩します。

休憩（10時33分）

~~~~~

再開（10時34分）

○議長 新垣博正 再開します。

ほかに質疑はありませんか。

「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第1号は会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略します。御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

○議長 新垣博正 「異議なし」と認めます。

したがって、議案第1号は委員会付託を省略します。これから討論を行います。討論はありま

せんか。

(「討論なし」と言う声あり)

○議長 新垣博正 「討論なし」と認め、これで討論を終わります。

これから議案第1号 令和3年度中城村一般会計補正予算(第8号)を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

○議長 新垣博正 「異議なし」と認めます。

したがって、議案第1号 令和3年度中城村一般会計補正予算(第8号)は原案のとおり可決されました。

日程第6 承認第1号 専決処分の承認についてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 承認第1号 専決処分の承認について御提案申し上げます。

承認第1号

専決処分の承認について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し承認を求める。

令和4年1月11日 提出

中城村長 浜 田 京 介

提案理由

子育て世帯への臨時特例給付金について、国の指針変更により現金10万円の一括支給が可能となり、緊急に補正予算が必要となったため、令和3年度中城村一般会計補正予算(第7号)を専決処分したので議会の承認を必要とする。

中城村専決第8号

専 決 処 分 書

令和3年度中城村一般会計補正予算(第7号)を地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定に基づき別紙のとおり専決処分する。

令和3年12月16日

中城村長 浜 田 京 介

令和3年度中城村一般会計補正予算（第7号）

令和3年度中城村一般会計補正予算（第7号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ235,904千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ11,329,891千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和3年12月16日提出

中城村長 浜田京介

第1表 歳入歳出予算補正

（歳入）

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
15 国庫支出金		2,525,209	235,904	2,761,113
	2 国庫補助金	1,118,416	235,904	1,354,320
歳入合計		11,093,987	235,904	11,329,891

（歳出）

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
3 民生費		4,172,393	235,904	4,408,297
	2 児童福祉費	2,651,228	235,904	2,887,132
歳出合計		11,093,987	235,904	11,329,891

専決処分書、予算書等がございますので、御参照いただきたいと思います。以上でございます。

○議長 新垣博正 これにて提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

休憩します。

休憩（10時37分）

~~~~~

再開（10時40分）

○議長 新垣博正 再開します。

休憩します。

休憩（10時40分）

~~~~~

再開（10時43分）

○議長 新垣博正 再開します。

質疑はありませんか。

大城常良議員。

○8番 大城常良議員 それでは承認第1号について質疑をいたします。

1点だけですね、まず初めに今回、これは国の急な指針変更について、10万円の一括支払いができるということになって、本村は恐らく12月25日ぐらいかな。大半が配付されたというふうに思うんですけども、それについては私は高く評価しているところであります。本当に村長以下、担当課、大変お疲れさまでした。こういうことがいち早く村民の受給される方々に届いて、それが年末大変お金を使う時期に間に合ったということは大変すばらしいことだと思いますので、これは本当にお疲れさまでございました。

そして、1点だけですね、休憩の中でもあったんですけども、高校生のほうが申請をしなくてはならないという御家庭があるということも承っているものですから、その辺りについてのしっかりとした情報提供、あるいは誰が対象になるのかということも含めて、これはしっかりと情報をこの対象になる方々に行き届いているのかその1点だけを教えてください。

○議長 新垣博正 こども課長 金城 勉。

○こども課長 金城 勉 お答えする前に、本村においては12月23日に一括支給を行いました。県内どこよりも早い一括支給ということで取り組んでよかったなというお声もあるので、ありがたいというお声があるので、取り組んでよかったなというところがございます。基本的に9月に児童手当をもらった御家庭については、高校生の兄弟児がいても、先行給付しているので、高校生だけがいる世帯が対象外になってしまう。対象外というか、実際計算してみないと対象になるかどうか分からないので、高校生のみの御家庭とあとは公務員の御家庭については要申請者となっておりますので、ホームページ、広報ですね、すくすく！なかぐすく、また先ほ

ど言ったように682世帯については、全世帯に通知をしておりますので、100%に近い給付ができるように私どもも考え対応をしているつもりなので、最後にはその対象者で来ていないところをちょっと所得を見ながら改めて、呼びかけというのも考えていきたいと思います。

○議長 新垣博正 大城常良議員。

○8番 大城常良議員 いろいろと決まりが今回に対して960万円とかあるものですから、そういうところをしっかりと踏まえて、できるだけ100%給付できるような状況に持っていただきたいというふうに思っていますので、しっかりと対応して、本当に本村もそういうところが今非常にずば抜けて早く対応しているところは、本当に村民からもいろいろと受給している子育て世帯の方々からも喜ばれているということで、しっかりと対応していただければ本当に敬意を表してですね、評価するものであります。以上です。

○議長 新垣博正 ほかに質疑はありませんか。
(「質疑なし」と言う声あり)

「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております承認第1号は会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

○議長 新垣博正 「異議なし」と認めます。したがって、承認第1号は委員会付託を省略します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」と言う声あり)

○議長 新垣博正 「討論なし」と認め、これで討論を終わります。

これから承認第1号 専決処分の承認についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定する

ことに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

○議長 新垣博正 「異議なし」と認めます。
したがって、承認第1号 専決処分の承認については原案のとおり可決されました。

お諮りします。会議規則第45条の規定により、本臨時会において議決の結果生じた条項、字句、数字、その他の整理を要するものについては、その整理を議長に一任してよろしいでしょうか。

(「異議なし」と言う声あり)

○議長 新垣博正 「異議なし」と認めます。
したがって、条項、字句、数字、その他の整理を要するものについては、議長に一任することに決定しました。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

これで本臨時会を閉会いたします。御苦労さまでした。

閉 会 (10時48分)

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

中城村議会議長 新 垣 博 正

中城村議会議員 安 里 ヨシ子

中城村議会議員 仲 松 正 敏

第2回 臨時会

令和4年第2回中城村議会臨時会会期日程表

開 会 令和4年2月14日

会 期 1 日間

閉 会 令和4年2月14日

日 次	月 日	曜日	開 議 時 刻	会 議 名	事 項
第 1 日	2月14日	月	午前10時	本 会 議	会議録署名議員の指名、会期の決定 議案第2号における説明、質疑、討論、採決 閉会

令和4年第2回中城村議会臨時会（第1日目）

招 集 年 月 日	令和4年2月14日（月）			
招 集 の 場 所	中 城 村 議 会 議 事 堂			
開 会 ・ 散 会 ・ 閉 会 等 日 時	開 会	令和4年2月14日（午前10時00分）		
	閉 会	令和4年2月14日（午前10時26分）		
応 招 議 員 (出席議員)	議 席 番 号	氏 名	議 席 番 号	氏 名
	1 番	安 里 清 市	9 番	比 嘉 麻 乃
	2 番	新 垣 修	10 番	安 里 ヨシ子
	3 番	渡 嘉 敷 眞 整	11 番	仲 松 正 敏
	4 番	屋 良 照 枝	12 番	金 城 章
	5 番	桃 原 清	13 番	石 原 昌 雄
	6 番	玉 那 覇 登	14 番	伊 佐 則 勝
	7 番	新 垣 貞 則	15 番	新 垣 善 功
	8 番	大 城 常 良	16 番	新 垣 博 正
欠 席 議 員				
会 議 録 署 名 議 員	12 番	金 城 章	13 番	石 原 昌 雄
職 務 の た め 本 会 議 に 出 席 し た 者	議 会 事 務 局 長	比 嘉 保	議 事 係 長	根 間 忠
地 方 自 治 法 第 121 条 の 規 定 に よ る 本 会 議 出 席 者	村 長	浜 田 京 介		
	副 村 長	比 嘉 忠 典		
	教 育 長	比 嘉 良 治		
	総 務 課 長	與 儀 忍		
	企 画 課 長	比 嘉 健 治		
	教 育 総 務 課 長	我 謝 慎 太 郎		
	教 育 総 務 課 主 幹	宮 城 政 光		

議 事 日 程 第 1 号

日 程	件 名
第 1	会議録署名議員の指名
第 2	会期の決定
第 3	議案第2号 令和3年度中城村一般会計補正予算（第9号）

○議長 新垣博正 ただいまより令和4年第2回中城村議会臨時会を開催します。

これから本日の会議を開きます。

(10時00分)

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、12番 金城 章議員及び13番 石原昌雄議員を指名します。

日程第2 会期の決定の件を議題といたします。

お諮りします。本臨時会の会期は本日2月14日のみにしたいと思えます。御異議ありません

か。

(「異議なし」と言う声あり)

○議長 新垣博正 「異議なし」と認めます。

したがって、本臨時会の会期は本日2月14日の1日間に決定しました。

日程第3 議案第2号 令和3年度中城村一般会計補正予算(第9号)を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 議案第2号 令和3年度中城村一般会計補正予算(第9号)について御提案申し上げます。

議案第2号

令和3年度中城村一般会計補正予算(第9号)

令和3年度中城村一般会計補正予算(第9号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ17,600千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ11,648,010千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和4年2月14日 提出

中城村長 浜田京介

第1表 歳入歳出予算補正

(歳入)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
16 県支出金		1,282,961	15,840	1,298,801
	2 県補助金	660,628	15,840	676,468
19 繰入金		395,967	1,760	397,727
	2 基金繰入金	352,874	1,760	354,634
歳入合計		11,630,410	17,600	11,648,010

(歳出)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
10 教育費		1,979,125	17,600	1,996,725
	1 教育総務費	340,684	17,600	358,284
歳出	合計	11,630,410	17,600	11,648,010

それでは歳入歳出を読み上げて御提案申し上げます。第1表歳入歳出予算補正。

まず歳入の16款県支出金、2項県補助金、補正前の額6億6,062万8,000円、1,584万円、合計で6億7,646万8,000円。19款繰入金、2項基金繰入金、補正前の額3億5,287万4,000円、補正額176万円、合計で3億5,463万4,000円。歳入合計、補正前の額116億3,041万円、補正額1,760万円、合計で116億4,801万円でございます。

続いて歳出のほうでございます。歳出は10款教育費、1項教育総務費、補正前の額3億4,068万4,000円、補正額1,760万円、合計で3億5,828万4,000円。歳出合計、補正前の額116億3,041万円、補正額1,760万円、合計で116億4,801万円でございます。

以上でございます。

○議長 新垣博正 これにて提案理由の説明を終わります。

休憩します。

休憩(10時03分)

~~~~~

再開(10時16分)

○議長 新垣博正 再開します。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

大城常良議員。

○8番 大城常良議員 それでは議案第2号令和3年度中城村一般会計補正予算(第9号)について質疑をいたします。

資料のほうからです。これは令和3年度の3

月補正、今回の補正で、導入場所で中城南小学校は5台ということで支援学級に3台、そして予備が2台ということがあるのですけれども、この予備のほうは、例えば故障したときに回すのか。あるいは、どういう状況で運用を考えているのか。そこを伺います。

2点目に、これは今回16台購入するのですが、最初が令和元年8月30日に導入しているのですが、それについて、何でも電化製品とかいろいろ買う場合には保証期間があると思うのですが、その保証期間というのは大体何年をめどにやっているのか。この電子黒板は大体どのぐらいを、利用期間というのかな、めどにしているのか。そのあたり。

3点目は、企画課長が先ほど言われた一括交付金を活用したいと。これは今までの祭りとかいろんなものを含めて残った分を利用したいということなのですが、これが100%一括交付金を利用できるのかどうか。その3点をお願いしたいと思います。

○議長 新垣博正 教育総務課長 我謝慎太郎。

○教育総務課長 我謝慎太郎 御質疑にお答えいたします。

まず1点目の中城南小学校の予備の2台の運用についてです。教育委員会側としては、今後特別支援教室などの増が見込まれる分のために、一応予備として計上させていただいております。状況によっては使いやすい教室に設置する可能性もあります。基本的には増になった分として、予備として置いております。

2点目の保証期間についてですが、基本的に

保証は1年間を見ております。ICT機器の耐用年数については大体5年をめぐりに見ているので、今後その5年の間には、電子黒板については特に動かさないので故障等はないと想定しております。保守は入れておりません。運用については5年をめぐりに、また入替えをしていく可能性があるということで、予算面を計画していかないといけないと考えております。以上です。

○議長 新垣博正 企画課長 比嘉健治。

○企画課長 比嘉健治 それでは一括交付金の活用についてお答えします。

現在も、令和3年度においても整備について一括交付金を活用しております。変更申請を現在県と調整して実施しておりますので、これまでどおり一括交付金を活用ができるものとして考えております。以上です。

○議長 新垣博正 大城常良議員。

○8番 大城常良議員 これから支援教室、あるいは教室が増えるだろうということで、2台は予備として置いていると。これは例えば長期保管して置いておくのか。例えば中城南小学校はそのままどこかの保管場所に置いておいて、次年度に使うというような予定で組んでいるのか。例えば今年は支援学級がこれだけあって、先ほど言った98台、あるいは中城南小学校で言いましたら37台全て入っているという中で、それ以降、来年のことを見越しての予備でそのまま置いておくのか。あるいはまた、金額的に今回は全て買うというところで最終的な案を出しておいて、予備を出しているのか。

そのあたりと、あとは保証期間です。この100万円もする機械を、たった1年の保証期間というところで、私もクーラーとか洗濯機とかテレビを買うのですけれども、大体が5年とか、長いときは10年というものもあるのですが、この電子黒板は絶対そういうふうに1年が保証期間だというような決まりになっているのかどうか。

そのあたりを伺いたいと思います。

あと一括交付金の利用ですけれども、これはもう確実にできるということで100%大丈夫だということで査定をしているのであれば、それは大丈夫というところをひとつ、もう一回お願いしたいと思います。

○議長 新垣博正 教育総務課長 我謝慎太郎。

○教育総務課長 我謝慎太郎 質疑にお答えいたします。

まず1点目です。今年度の4月の実際のクラスの配置状況を見て、そのクラスに応じて設置していきます。仮に支援教室が増えなかった場合については、学校側で少し要望されている理科教室等に設置するという考えで使用しないというわけではなく、その運用は活用できる箇所で使用していきたいと考えております。クラス増に伴って、その辺の調整については今後また検討していく可能性があるということで考えております。

保証期間の1年が少ないのではないかとという件についてですが、これまで令和元年から電子黒板の導入を実施しておりますが、電子黒板については大きな修繕、故障等がないことが見込まれておまして、その分については保証は必要ないだろうということで教育委員会としては考えております。以上です。

○議長 新垣博正 企画課長 比嘉健治。

○企画課長 比嘉健治 それではお答えします。

先ほども答弁しましたとおり現在、県のほうへ実施計画の変更申請をしていて、協議中でありますので御理解いただきたいと思います。ただしこれまでの事業実施も行っておりますので、可能ではないかというふうには考えております。以上です。

○議長 新垣博正 大城常良議員。

○8番 大城常良議員 各学校の台数はほぼそろえたと。執り行ったところがそろえたとところであるということも含めて、しっかり運用の

ほうはやっていただいて、生徒たちに必要台数はしっかりもう整えているわけですから、しっかり教員のほうも頑張っ、この電子黒板、あるいはパソコン等、タブレットもそうなのですが、しっかりと教育していって、利便性の高いものにしていってください。以上です。

○議長 新垣博正 ほかに質疑はありませんか。  
(「質疑なし」と言う声あり)

○議長 新垣博正 これで質疑を終わります。  
ただいま議題となっております議案第2号は、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

○議長 新垣博正 「異議なし」と認めます。  
したがって、議案第2号は委員会付託を省略します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」と言う声あり)

○議長 新垣博正 「討論なし」と認め、これで討論を終わります。

これから議案第2号 令和3年度中城村一般会計補正予算(第9号)を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

○議長 新垣博正 「異議なし」と認めます。  
したがって、議案第2号 令和3年度中城村一般会計補正予算(第9号)は原案のとおり可決されました。

お諮りします。会議規則第45条の規定により、本臨時会において議決の結果生じた条項、字句、数字、その他の整理を要するものについては、その整理を議長に一任してよろしいでしょうか。

(「異議なし」と言う声あり)

○議長 新垣博正 「異議なし」と認めます。  
したがって、条項、字句、数字、その他の整

理を要するものについては議長に一任することに決定しました。

以上で、本日の日程は全て終了しました。

これで本臨時会を閉会いたします。御苦労さまでした。

閉 会 (10時26分)

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

中城村議会議長 新垣博正

中城村議会議員 金城章

中城村議会議員 石原昌雄

# 第3回 定例会



## 令和4年第3回中城村議会定例会会期日程表

開 会    令和4年3月4日

会 期 22 日間

閉 会    令和4年3月25日

| 日 次  | 月 日   | 曜日 | 開議時刻    | 会議名 | 事 項                                                                                                                              |
|------|-------|----|---------|-----|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 第1日  | 3月4日  | 金  | 午前10時   | 本会議 | 会議録署名議員の指名、会期の決定<br>諸般の報告、行政報告、施政方針<br>議案第3号、4号、5号、6号、7号、8号、<br>9号、10号、11号、12号、13号、14号、15号、<br>16号、17号、18号、19号、20号、21号に対する<br>説明 |
| 第2日  | 3月5日  | 土  | \       | 休 会 |                                                                                                                                  |
| 第3日  | 3月6日  | 日  | \       | 休 会 |                                                                                                                                  |
| 第4日  | 3月7日  | 月  | 午前10時   | 委員会 | 委員会審議（陳情等審査）                                                                                                                     |
| 第5日  | 3月8日  | 火  | 午前10時   | 本会議 | 議案第3号（委員会付託）<br>議案4号、5号、6号、7号、8号、9号、10<br>号、11号、12号、20号、21号に対する質疑、討<br>論、採決<br>同意第1号に対する説明、質疑、討論、採決<br>報告第1号、2号に対する説明            |
| 第6日  | 3月9日  | 水  | 午前10時   | 本会議 | 議案第22号、意見書第2号、決議第2号に対す<br>る説明、質疑、採決<br>議案第13号、14号、15号、16号、17号、18号、<br>19号に対する質疑（委員会付託）                                           |
| 第7日  | 3月10日 | 木  | 午前10時   | 委員会 | 委員会審議                                                                                                                            |
| 第8日  | 3月11日 | 金  | 午前10時   | 委員会 | 委員会審議                                                                                                                            |
| 第9日  | 3月12日 | 土  | \       | 休 会 |                                                                                                                                  |
| 第10日 | 3月13日 | 日  | \       | 休 会 |                                                                                                                                  |
| 第11日 | 3月14日 | 月  | 午前10時   | 委員会 | 委員会審議                                                                                                                            |
| 第12日 | 3月15日 | 火  | 午前10時   | 委員会 | 委員会審議（委員会まとめ）                                                                                                                    |
| 第13日 | 3月16日 | 水  | 午前10時   | 委員会 | 委員会審議（連合審査）                                                                                                                      |
| 第14日 | 3月17日 | 木  | 午前10時   | 委員会 | 委員会審議（連合審査）                                                                                                                      |
| 第15日 | 3月18日 | 金  | 午前10時   | 本会議 | 一般質問 4人                                                                                                                          |
| 第16日 | 3月19日 | 土  | \       | 休 会 |                                                                                                                                  |
| 第17日 | 3月20日 | 日  | \       | 休 会 |                                                                                                                                  |
| 第18日 | 3月21日 | 月  | \       | 休 会 | 春分の日                                                                                                                             |
| 第19日 | 3月22日 | 火  | 午前10時   | 本会議 | 一般質問 4人                                                                                                                          |
| 第20日 | 3月23日 | 水  | 午後1時30分 | 本会議 | 一般質問 3人                                                                                                                          |
| 第21日 | 3月24日 | 木  | 午前10時   | 本会議 | 一般質問 4人                                                                                                                          |
| 第22日 | 3月25日 | 金  | 午前10時   | 本会議 | 委員長報告に対する質疑、討論、採決<br>選挙第1号、請願第1号、意見書第3号、陳情<br>第1号、2号、発議第1号、2号に対する説<br>明、質疑、討論、採決<br><span style="float: right;">閉会</span>        |





## 令和4年第3回中城村議会定例会（第1日目）

|                                                 |                 |                    |                                    |           |
|-------------------------------------------------|-----------------|--------------------|------------------------------------|-----------|
| 招 集 年 月 日                                       | 令和4年3月4日（金）     |                    |                                    |           |
| 招 集 の 場 所                                       | 中 城 村 議 会 議 事 堂 |                    |                                    |           |
| 開 会 ・ 散 会 ・<br>閉 会 等 日 時                        | 開 会             | 令和4年3月4日（午前10時00分） |                                    |           |
|                                                 | 散 会             | 令和4年3月4日（午後0時03分）  |                                    |           |
| 応 招 議 員<br><br>（出席議員）                           | 議 席 番 号         | 氏 名                | 議 席 番 号                            | 氏 名       |
|                                                 | 1 番             | 安 里 清 市            | 9 番                                | 比 嘉 麻 乃   |
|                                                 | 2 番             | 新 垣 修              | 10 番                               | 安 里 ヨシ子   |
|                                                 | 3 番             | 渡 嘉 敷 眞 整          | 11 番                               | 仲 松 正 敏   |
|                                                 | 4 番             | 屋 良 照 枝            | 12 番                               | 金 城 章     |
|                                                 | 5 番             | 桃 原 清              | 13 番                               | 石 原 昌 雄   |
|                                                 | 6 番             | 玉 那 覇 登            | 14 番                               | 伊 佐 則 勝   |
|                                                 | 7 番             | 新 垣 貞 則            | 15 番                               | 新 垣 善 功   |
|                                                 | 8 番             | 大 城 常 良            | 16 番                               | 新 垣 博 正   |
| 欠 席 議 員                                         |                 |                    |                                    |           |
| 会 議 録 署 名 議 員                                   | 14 番            | 伊 佐 則 勝            | 15 番                               | 新 垣 善 功   |
| 職 務 の た め 本 会 議<br>に 出 席 し た 者                  | 議 会 事 務 局 長     | 比 嘉 保              | 議 事 係 長                            | 根 間 忠     |
| 地 方 自 治 法 第 121<br>条 の 規 定 に よ る<br>本 会 議 出 席 者 | 村 長             | 浜 田 京 介            | こ ども 課 長                           | 金 城 勉     |
|                                                 | 副 村 長           | 比 嘉 忠 典            | 企 画 課 長                            | 比 嘉 健 治   |
|                                                 | 教 育 長           | 比 嘉 良 治            | 都 市 建 設 課 長                        | 仲 村 盛 和   |
|                                                 | 総 務 課 長         | 與 儀 忍              | 産 業 振 興 課 長 兼<br>農 業 委 員 会 事 務 局 長 | 仲 村 武 宏   |
|                                                 | 住 民 生 活 課 長     | 義 間 清              | 上 下 水 道 課 長                        | 知 名 勉     |
|                                                 | 会 計 管 理 者       | 荷 川 取 次 枝          | 教 育 総 務 課 長                        | 我 謝 慎 太 郎 |
|                                                 | 税 務 課 長         | 大 湾 朝 也            | 生 涯 学 習 課 長                        | 稻 嶺 盛 昌   |
|                                                 | 福 祉 課 長         | 照 屋 淳              | 教 育 総 務 課 主 幹                      | 宮 城 政 光   |
|                                                 | 健 康 保 険 課 長     | 仲 松 範 三            |                                    |           |

## 議 事 日 程 第 1 号

| 日 程  | 件 名                                                                              |
|------|----------------------------------------------------------------------------------|
| 第 1  | 会議録署名議員の指名                                                                       |
| 第 2  | 会期の決定                                                                            |
| 第 3  | 諸般の報告                                                                            |
| 第 4  | 行政報告                                                                             |
| 第 5  | 令和4年度 施政方針                                                                       |
| 第 6  | 議案第3号 中城村課設置条例の一部を改正する条例                                                         |
| 第 7  | 議案第4号 中城村行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例 |
| 第 8  | 議案第5号 中城村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例                                                |
| 第 9  | 議案第6号 中城村水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例                                                |
| 第 10 | 議案第7号 令和3年度中城村一般会計補正予算（第10号）                                                     |
| 第 11 | 議案第8号 令和3年度中城村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）                                                |
| 第 12 | 議案第9号 令和3年度中城村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）                                               |
| 第 13 | 議案第10号 令和3年度中城村公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）                                              |
| 第 14 | 議案第11号 令和3年度中城村土地区画整理事業特別会計補正予算（第3号）                                             |
| 第 15 | 議案第12号 令和3年度中城村水道事業会計補正予算（第3号）                                                   |
| 第 16 | 議案第13号 令和4年度中城村一般会計予算                                                            |
| 第 17 | 議案第14号 令和4年度中城村国民健康保険特別会計予算                                                      |
| 第 18 | 議案第15号 令和4年度中城村後期高齢者医療特別会計予算                                                     |
| 第 19 | 議案第16号 令和4年度中城村公共下水道事業特別会計予算                                                     |
| 第 20 | 議案第17号 令和4年度中城村土地区画整理事業特別会計予算                                                    |
| 第 21 | 議案第18号 令和4年度中城村汚水処理施設管理事業特別会計予算                                                  |
| 第 22 | 議案第19号 令和4年度中城村水道事業会計予算                                                          |
| 第 23 | 議案第20号 中城村役場旧庁舎解体工事請負契約について                                                      |
| 第 24 | 議案第21号 物品等購入の契約について                                                              |

○議長 新垣博正 おはようございます。ただいまより令和4年第3回中城村議会定例会を開催いたします。

これから本日の会議を開きます。

(10時00分)

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。  
会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、14番 伊佐則勝議員及び15番 新垣善功議員を指名します。

日程第2 会期の決定の件を議題といたします。

お諮りします。本定例会の会期は本日3月4日から3月25日の22日間にしたいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

○議長 新垣博正 「異議なし」と認めます。したがって、本定例会の会期は本日3月4日から3月25日の22日間に決定しました。

日程第3 諸般の報告を行います。

諸般の報告について

令和3年12月3日より令和4年3月3日までの諸般の報告を下記のとおり行います。

記

1. 例月現金出納検査の報告について

村監査委員より、令和3年12月及び令和4年1月、2月の例月現金出納検査の結果報告がありました。お手元に結果報告書をお配りしてありますのでご参照ください。

2. 一部事務組合議会及び南部広域行政組合議会・介護保険広域連合議会の報告について

それぞれの議会議員より、各議会における議事の経過及び結果の報告がありました。お手元に報告書をお配りしてありますのでご参照下さい。

3. 各所管事務調査の報告について

○総務常任委員会

- ・1月4日(火)償却資産について税務課長から調査しております。

- ・2月1日(火)券売機の実績について会計課課長から聞き取り調査しております。

○建設常任委員会

- ・1月6日(木)及び2月24日(木)農業振興、漂流漂着軽石問題及び中部広域都市計画区域における農業用地について、また浜漁港における養殖事業について産業振興課課長より聞き取り調査を行っております。

○文教社会常任委員会

- ・2月14日(月)議会委員会室において、教育委員会教育総務課長及び主幹より、タブレット活用状況及び学校建設計画における調査状況の調査を実施しております。

なお、提出された各報告書については事務局で閲覧して下さい。

4. 陳情、要請、意見書等の処理について

期間中に受理した陳情・要請・意見書等については4件受理し、2月28日の議会運営委員会で協議した結果、請願第1号『県立中部病院の医療体制強化・充実を求める請願書』については、文教社会常任委員会へ、『選択的夫婦別姓の法制化を求める意見書の提出を要望する陳情書』については、総務常任委員会へ、『運転代行業者への事業継続緊急支援措置についての陳情書』については、建設常任委員会へ、それぞれ付託いたします。

『子どもたちへのコロナワクチン接種の停止を求める要望書』については資料配布といたします。

5. 沖縄県町村議会議長会並びに中部地区町村議会議長会関係について

○1月21日(金)中部地区町村議会定例総会が読谷村にて開催しております。

○2月17日(木)に第51回沖縄県町村議長会定例総会が、自治会館で開催され議長並びに事務局長が参加し、会務報告、令和4年度の議長会事業計画及び一般会計

予算について採択しております。また全国町村議会議長会の自治功労者の伝達式及び第36回町村議会広報全国コンクールの伝達式が執り行われております。

○2月25日（金）に読谷村文化センターにて沖縄県町村議会議長会議員事務局職員研修会が開催されております。

#### 6. 沖縄県市町村総合事務組合議会定例会について

○3月2日（水）に開催されました。資料については事務局で閲覧してください。

#### 7. その他

その他の日程等については別紙をご参照下さい。

以上で、諸般の報告を終わります。

日程第4 行政報告を行います。

村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 それでは行政報告を行います。

読み上げて御報告申し上げます。行政報告を行います。令和3年11月から令和4年1月までの村長及び教育長の主要事項日程等につきましては、資料をご覧いただきたいと思っております。今議会におきましては4点を御報告いたします。

まず最初に、新型コロナワクチン追加接種についてでございます。新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止し、住民の生命と健康を守り合わせて社会経済活動と両立を図ることを目的に令和3年4月からワクチン接種を実施いたしました。令和4年2月末現在のワクチン接種率は約70%でございます。

令和3年9月に開催されました第24回厚生科学審議会予防接種部会ワクチン部会におきましては、ワクチンの追加接種を行う必要があり、その実施の時期は2回目接種完了からおおむね8か月以上後とすることが妥当であるとの見解が示されました。しかし、その後、高齢者については6か月を経過していれば、前倒し接種も

可能であると改めて示されたため、本村におきましても、既に3回目接種が開始されております。3回目接種の体制につきましては、集団接種と個別接種を行っております。

集団接種につきましては、2月から実施しており、ハートライフ病院の全面的な協力により、医師、薬剤師、看護師、救急救命士等の派遣により、2月及び3月は隔週の木曜日に実施しており、4月以降は隔週の土曜日に吉の浦会館で実施する予定でございます。集団接種におきましては、7月頃までにおおむね5,400人分の接種を見込んでおります。

個別接種につきましては、わくさん内科、ひが皮膚科医院、今井内科、みなみ内科の村内4医療機関で接種を行っております。8月頃までにはおおむね8,000人分の接種を見込んでおります。接種の予約方法につきましては、60歳以上の高齢者につきましては、1回目、2回目同様、村におきまして接種会場及び医療機関を振り分けるなど高齢者に負担のかからない方法を採用しております。59歳以下につきましては、役場内のコールセンター及びウェブでの予約を受け付けております。令和4年2月末現在の3回目ワクチン接種率は約13%でございます。

2点目に、ブライダル支援事業について、御報告いたします。結婚を迎えたカップルが本来であれば家族や親族、友人、職場の同僚等、これまでお世話になった方々とともに、その喜びを分かち合い、祝福される結婚披露宴が新型コロナウイルス感染症の影響で披露宴の開催に踏み切れないなど不本意な境遇におかれております。このような村民の苦悩に鑑み、村民が結婚披露宴を行う場合に、その費用の一部を助成いたします。その助成金を活用した結婚披露宴を開催することにより、経済的打撃を受けているブライダル関連業界を支援したいと考えております。対象者につきましては、村内在住者で県内で結婚披露宴を開催することを条件とする予

定でございます。また、事実婚や性的少数者の結婚披露宴も対象とし、助成額は一組につき10万円にしたいと考えております。

3点目に、育児休業中の保育施設利用時間の一部見直しについてでございます。これまで育児休業を理由として保育所を利用する場合、利用時間が短時間、これは8時間でございますが、短時間しか認められておらず保護者が生後間もない乳幼児を育児しながら兄、姉などの送迎をしなければならぬ状況があり、保護者に身体的心的負担や経済的負担が生じておりました。令和4年度より保育所施設利用時間の一部見直しを行い、育児休業中であっても保育所を利用する保護者について、必要と認められれば標準時間の認定、これは11時間でございます。ができるようにしたいと考えております。

4点目に、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金についてでございます。新型コロナウイルス感染症が長期化し、その影響が様々な人々に及んでおります。このような様々な困難に直面した方々に対し、生活暮らしを支援する観点から住民税非課税世帯に対し、10万円の臨時特別給付金を支給します。去る1月11日の村議会臨時会におきまして、補正予算を措置しており、現在支給のための作業を行っているところでございます。3月1日には対象世帯への通知を行っており、3月中には1回目の支払いを行う予定でございます。なお、今回の臨時特別給付金につきましては、住民税非課税世帯を対象としておりますが、新型コロナウイルス感染症の影響で家計急変のあった世帯についても支給の対象となっております。村内における支給対象世帯は2,940世帯程度を見込んでおります。

以上、4点を行政報告といたします。

○議長 新垣博正 以上で行政報告を終わります。

日程第5 令和4年度施政方針を行います。

村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 それでは令和4年度施政方針を行う前に、本日、差し替えに至りました施政方針について、おわびを申し上げます。突然のことで大変失礼かと思いましたが、一部挿入をさせていただきました。どうしても、今回のこのロシアのウクライナの侵攻に対するそれらの世界中の動きも鑑みて、どうしても文言を挿入したいということで、御理解をいただきたいと思っております。それでは読み上げて、施政方針といたします。

## 令和4年度 施政方針

### はじめに

この2年、新型コロナウイルスは次々に新株が発生し、私たちの生活に多大な影響を与え続けてまいりました。

昨年12月には、感染力の強いオミクロン株が米軍基地内で派生し、1月の沖縄県内は、1日の感染者数が二千人に迫るなど、過去に類をみない爆発的な感染拡大によって、社会生活の不安はより一層増しております。

長きに渡り、感染症対策を強いられつつも、ご理解とご協力をいただいている、全ての村民の皆様へ心から感謝申し上げます。

新型コロナウイルスに感染し、療養を余儀なくされている全ての皆様にお見舞い申し上げます。

最前線で戦う医療従事者や介護関係者、エッセンシャルワーカーの皆様、子ども達を守る保育・教育関係者の皆様、経済発展を担う各事業者の皆様、ご尽力いただき大変感謝申し上げます。

### 「初志貫徹」

コロナ禍の今だからこそ、私はこれまで以上に、この精神で邁進してまいります。

子育て支援の充実、教育環境の充実、福祉の支援、村土の有効活用等、求められる村政の改

革を続けてまいりましたが、コロナの大きな荒波によって、これまで以上に私の力が試され、迅速かつ柔軟な対応力が必要と受け止めております。

コロナワクチン接種は、命を守るため、迅速かつ様々な対応が必要となることから、早急にプロジェクトチームを立ち上げ、接種体制を構築してまいりました。

村内医療機関の皆様には、様々なご支援ご協力を賜り、深く感謝申し上げます。

リスクの高い高齢者が、確実にワクチンを接種できるよう、高齢者の皆様が個人でスマホや電話予約を行うのではなく、接種日を行政主導で管理する手法に舵を切り、希望する全ての方が、安心して接種できる体制を構築してまいりました。

その中で、自治会長の皆様のご協力は非常に大きく、中城村の地域力の偉大さを感じております。自治会長を始め、各地域の皆様に変な感謝申し上げます。

高齢者接種が進んだことから、村経済を発展させる各事業者の接種や、子ども達を守る保育園の先生方、学びを導いてくれる学校の先生方へ、ワクチン接種を進めることができました。

現在、3回目の追加接種を進めている所ではありますが、それと同時に、皆様の豊かな生活が取り戻すことができるよう、全力で努めてまいります。

それでは、令和4年度一般会計予算をはじめとする関係諸議案のご審議をお願いするにあたり、基本的な考え方を申し上げ、議員各位並びに村民の皆様のご理解とご協力を賜りたいと存じます。

## 1 新型コロナウイルスワクチン接種

コロナワクチン接種事業において、中城村の実情に沿った特性を生かした接種方法にて実施した結果、令和4年1月現在の2回ワクチン接

種率は、村民69.65%、高齢者に至っては96.23%と、県内でも高い水準を維持しております。

苦情やトラブルも少なく、村内外からこの手法の高評価を頂いております。令和4年度も引き続き60歳以上の希望者は、村にて予約割振りを行い、60歳未満については、ウェブ予約やコールセンターにて対応し、村内医療機関の協力のもと、個別接種、または吉の浦会館において、集団接種を実施してまいります。

3回目の追加接種に加え、未接種の村民の皆様についても、希望をいただければ、確実に接種ができるよう、同時並行にて接種体制を整えてまいります。

さらに、5歳から11歳の小児接種については、村内医療機関の協力のもと、西原町と合同日程にて、3月、4月の土曜または日曜日に合計6回の集団接種を実施してまいります。

今後とも、希望する全ての村民の皆様が、何事もなく接種を完了し、豊かな社会生活を取り戻すことができるよう努めてまいります。

## 2 教育環境の充実

少人数学級モデル事業が当初計画期間である4年が経過いたしました。

児童の学習習慣や生活習慣の確立をはじめ、学習意欲の向上等の教育効果が実証され、本村の児童生徒の学力向上に大きく貢献しております。

学力調査では全国及び県平均を上回っており、さらに、児童の欠席率は著しく低下しております。驚くことに、対象学年となる低学年に留まらず、学校全体の欠席児童数、不登校数も減少に転じていることから、少人数学級の導入が、学力や非認知能力に好影響を与えた一つの要因と考えております。

そのため、空き教室を活用した少人数学級事業を継続して取り組み、教育環境の充実に努め

てまいります。

最先端技術がより高度化し、産業や社会生活が様々なテクノロジーへと進化していく中、子ども達が柔軟に対応でき、より創造性をもって課題を解決できる、情報活用能力の育成が求められております。

小中学校のICT環境を推進し、学習時における情報の収集、活用によって、児童生徒の新たな学習手段や、表現手段の一つとなるよう努めてまいります。

タブレット端末を積極的に活用し、学習履歴の分析や、遠隔教育システムの活用によって、学びの情報を可視化し、児童生徒の学習意欲を高めてまいります。

今後も新学習指導要領で求める、主体的・対話的で深い学びに繋がる授業改善を推奨し、児童生徒の可能性を引き出す、個に応じた最適な学びと、協働的な学びを実現させるため、学習環境の充実に努めてまいります。

### 3 新たなまちづくり

今年、沖縄県が本土に復帰してから50年の節目を迎えます。

沖縄県は、戦争によって社会基盤が壊滅し、日本の施政権から分断され、復帰当時の経済社会は医療、教育、公共交通等の生活基盤や産業基盤など、多くの分野で本土と著しい格差があったものと認識しております。

現在の豊かな暮らしがあるのは、ひとえに諸先輩方のご尽力の賜物であります。さらなる沖縄振興へ繋げるためにも、玉城知事と強固な連携協力を努めてまいります。

また、沖縄県の次の50年をより飛躍させるためにも、中城村の土地利用は、変革の時を迎えていると考えております。

今後、沖縄県においても、人口減少や少子高齢化が進行することが予測されておりますが、中城村は更なる人口増加が見込まれており、全

国的にも稀有な市町村であると言えます。

そのため、中城村の新たなまちづくりは、単に村の発展に留まらず、沖縄県の今後は左右する、大きな挑戦であると言っても過言ではありません。

これまで中城村の土地利用は、那覇広域都市計画区域の中で、市街化を抑制する方向で展開されてまいりましたが、人口減少という新たな局面に対し、柔軟かつ適切な判断が求められております。

中城村ひいては沖縄県の持続可能な発展を推進するため、土地利用の新たなステージとなる、中部広域都市計画区域へ移行することは、重要な責務であると考えております。

村内に広がる豊かな営農環境と調和しながら、新たな拠点づくりの検討を進め、県計画である新たな「沖縄振興計画」や、「東海岸サンライズベルト構想」の実現へ向けて、中城村のまちづくりに邁進してまいります。

### 4 幼稚施策の発展

沖縄県特有の幼児教育施設である、中城幼稚園及び津覇幼稚園は令和4年度を持ちまして、閉園となります。

半世紀に渡り、幼児が集団生活を通して、家庭では体験できない社会、文化、自然などに触れ、様々な豊かさに出会う重要な役割を担ってまいりました。

教育委員会では、両幼稚園の老朽化が激しく、これまで現地建て替え案や両幼稚園の統合など、様々な議論を重ねてまいりました。

また、近年の公立幼稚園入園者数推移は減少傾向にあることや、核家族化の進行、女性の社会進出による就労機会の増加、保護者の就労形態の多様化など、幼児教育を向上させるためにも、時代の変化に適応した幼稚園機能が求められております。

さらに、これまであった5歳児の1年幼児教

育ではなく、3歳児からの3年幼児教育を推進し、3歳以上の子ども達へ学校教育を保障する必要があります。

そのため、昨年、公募によって、中城幼稚園及び津覇幼稚園のこれまで担った役割を、踏襲できる民間事業所を選定し、令和5年4月からは、公立幼稚園の良さと、民間事業所の活力を連携させた、新たな幼保連携型認定こども園が誕生いたします。

併せて、村立吉の浦保育所は、配慮が必要な園児の最終的な受皿として強化を図り、村立認定こども園への移行を進めてまいります。

子ども達にとって、これまで以上に充実し、教育と保育に対する保護者のニーズに対応した、新たな拠点となるこども園の整備に向け、着実に準備を進めてまいります。

## 5 子どもの居場所づくり

貧困及び気になる対象世帯の対応について、保健師、臨床心理士、児童相談員、こども支援員と多職種による定例会を開催し、世帯の課題に対し、多角的な視点での的確な支援に繋げてまいります。

気になる妊産婦への関係性を築き、病院受診への同行支援、出産に向けての環境整備、新生児を迎える生活環境の整備等、手厚い支援を実施し、関係性を継続することで、児童虐待のリスクの軽減を図ってまいります。

また、健診未受診者や、気になる世帯についての情報を共有し、早期支援・介入が可能な体制構築に努めてまいります。

支援を必要としている子ども達が、安心して過ごせる居場所を設け、自己肯定感、人や社会と関わる力、生活習慣、学習習慣など、将来の自立に向けた、生き抜く力を育む支援を行い、子ども達が、未来に希望を持てるよう取り組んでまいります。

子ども達への支援と同時に、保護者の支援が

必要なケースも多くございます。引き続き、就学援助等、各種活用可能な制度の支援や、生活の課題解決に向けた支援、家計相談の対応等、関係機関と連携し、世帯が安定した、安全な生活ができる環境の構築に努めてまいります。

さらに、子ども達が、未来へ希望を持てる活動を全国で広げている、ブルーシー・アンド・グリーンランド財団の支援を受け、多くの子育て世帯が生活する南上原地域に、新たな拠点となる施設整備を行い、子どもの第三の居場所として、関連機関と連携体制の強化を図りながら、必要な支援を確実に届けてまいります。

子どもと保護者の支援を継続して行い、希望する進学や、就労に繋げ、貧困の連鎖を防ぐことで、未来ある子ども達が健全に成長できるよう全力を尽くしてまいります。

## 6 繋がる子育て支援

コロナ禍により地域との繋がりや、人との交流が難しい状況の中、乳幼児健診等の延期や中止なども重なり、子育て世帯における育児不安やストレスの声を多く受け止めております。

特に妊産婦においては、単独受診や出産時の立会い禁止など、孤立感を感じる世帯が多い状況であったと認識しております。

令和4年度も同様な状況下のスタートとなってしまいますが、各種支援事業の人数制限や、時間調整等の分散実施など、感染防止対策を徹底し、各種支援の実施やリモート活用など、定期的な関わりによって、人との繋がりを途切れさせない対策、孤立させない事業展開に努めてまいります。

また、産後ケア事業は、助産師などの専門的な支援を継続しつつ、産婦が自分のための時間確保や、休息が取れる場所の提供など、支援内容をより充実させており、引き続き、子育て支援の強化に努めてまいります。

さらに、これまで育児休業を取得している家



庭において、保育園児は短時間の施設利用とされており、日々変化する社会生活に適應し、柔軟な子育て環境を構築させるため、保育園児の短時間認定を改め、標準時間の保育利用に統一いたします。県内において、初めての試みになるかと思いますが、保護者の身体的、心理的な負担軽減と、経済的な負担軽減を図り、各家庭によって、様々な子育て環境が選択できるよう努めてまいります。

今後とも、子育て世帯が安心し、村の主役である子ども達が、健やかに暮らしていける環境の構築に努めてまいります。

## 7 福祉施策の展望

中城村地域福祉推進計画の見直しによって、令和4年度から5年間の新たな計画を策定しております。

新たな福祉計画では、住民へのアンケート調査、民生委員、自治会長へのひきこもり実態調査等を踏まえ、今後の地域共生社会を実現すべく、中城村と中城村社会福祉協議会が両輪となって、地域福祉の課題解決により一層取り組んでまいります。

障害者、障害児、介護保険サービスの利用者支援は、コロナ禍において様々な影響を受けております。支援基盤の充実を図るため、村内の障害福祉及び介護保険の各サービス事業所、中城村社会福祉協議会との連携を強化し、相談支援体制や、サービス提供体制の充実に取り組んでまいります。

地域で実施している介護予防事業や地域ふれあい事業、中城村老人クラブ連合会における各事業は、感染状況に応じて活動自粛を余儀なくされております。これらの高齢者の活動が縮小することは、ひきこもりや身体機能の低下へ繋がる恐れがあることから、高齢者支援の検討を重ね、自治会や老人クラブ連合会と連携し、高齢者の健康増進、生きがいづくりに努めてまい

ります。

老人福祉センターは昭和52年に開設し、現在は老朽化が著しく、施設機能を停止しております。令和4年度には施設解体に向けた解体設計を実施し、令和5年度末までに解体を目指してまいります。また、現行の老人福祉センターの代替施設は、単独での財源確保が難しいことから、将来的な整備に向けた検討を継続して行ってまいります。

## 8 産業の取組み

農業ビジョンは計画策定から3年目を迎えます。基本方針である「持続的・発展的な営農活動の推進」、「人材の発掘・支援・育成」、「組織的な取組みの推進」を実現するため、今年度も、様々な施策に取り組んでまいります。

また、荒廃農地の解消に努め、再生した農地は、新規就農者や若手を中心とした中心経営体に優先的に斡旋し、農業経営の安定化を進めてまいります。

さらに、昨年、美ら島財団と協定を締結した、島野菜の取り組みを継続して行い、お互いの強みを生かしながら、島野菜の生産技術向上に向けた栽培試験の実施、優良種苗の保存、機能性に関する調査を行い、村産品の付加価値向上に努めてまいります。

農道舗装整備事業について、中城第3地区の農道舗装を進め、耕作放棄地解消に向けた事業を展開してまいります。また、令和4年度より新たに当間地区の測量設計業務を実施し、令和6年度までに添石、伊舎堂、泊地区の農道舗装等の完了を目指してまいります。

昨年発生した、小笠原諸島の海底火山噴火の影響によって、漁業者へ被害を及ぼしていることから、継続して漁業者支援に取り組んでまいります。

様々な産業の力が必要となる結婚式披露宴は、コロナの影響によって、自粛を余儀なくされて

おります。披露宴は、たくさんの方々が祝福し、感謝を伝える、沖縄特有の文化の一つであることから、各産業への影響を鑑み、披露宴を行うきっかけとなる支援を行ってまいります。

任意団体であった中城村観光協会は、昨年、法人格を取得し、一般社団法人中城村観光協会として設立しております。

今後、中城城跡の指定管理に向けた調整を進め、中城城跡を活用した観光促進、商品の開発及び売上向上を目指してまいります。

さらに、令和4年度は地域限定旅行業登録を行い、村内の畑や海、自然などの地域資源を活用した体験商品の開発販売に努めてまいります。

また、酒類の販売業免許取得に向けた手続きを進め、護佐丸や中城城跡がモチーフとなるオリジナルラベルの泡盛を、一般販売及びふるさと納税の返礼品の登録に繋げてまいります。

## 9 歴史文化、人材育成

護佐丸歴史資料図書館は6年目を迎え、資料も年々充実しております。感染防止対策を継続して行き、スムーズな手続きで、安心した利用ができるよう、図書館システムをはじめとした機器の機能強化を進め、より多くの村民の皆様へ安心して、快適にご利用いただけるよう努めてまいります。

中城村内に所在するNPO法人琉米歴史研究会が、40年近くかけて収集した、中城村をはじめとした沖縄に関する写真、映像、発刊物など貴重資料約1万5千点の寄贈を受けております。これら資料の保存や整理のほか、関係する情報収集を行い、この貴重な資料を広く公開し、様々な方が活用いただけるよう努めてまいります。

沖縄初の芥川賞作家であり、多大な功績を残した、中城村屋宜出身の大城立裕氏の功績を称え、銅像を建立いたします。

中城城跡から発見された古い城壁は、県立博

物館において、特集展「中城村のグスク」が開催されるなど、県内外から注目を集めております。引き続き、最も修復難易度の高い、一の郭城壁の修復を進めてまいります。

中城ハンタ道については、中城公園内にあった旧ホテル跡が撤去され、その跡地の約250mの区間を整備するため、ハンタ道の整備工事を進めてまいります。

村指定文化財に関して、令和3年度に新たに「安里のムラガー」「伊舎堂のマーチューグラー」が指定され、村指定文化財は合計11件となりました。新たに追加した文化財の説明板などを設置するとともに、新垣の県道開削記念碑の保存工事を進めてまいります。

また、これら村指定文化財は、今後も村内小中学校の地域散策のほか、村内外から多くの方々に訪れていただけるよう、情報発信を行ってまいります。

## 10 安心・安全な水道事業へ

ここ数年、新聞やテレビ等で報道されておりますとおり、北谷浄水場系統の水道水にPFOSやPFOA等の有機フッ素化合物が含有していることで、村民の皆様をはじめ、対象地域の全ての水道使用者の皆様へ、多大なるご心配とご迷惑をおかけしております。そのような不安を少しでも取り除くため、法定の水質検査に加え、有機フッ素化合物に関する水質検査の回数を増やすなど対策を講じ、国や県とも連携して、早期の改善を求めてまいります。

また、令和3年度より着手しております南上原配水池建設工事は、令和4年度で躯体建設工事の完了を目指してまいります。建設後には、配水池の壁面に、村民の皆様へ親しみをもっていただけるようなデザインを描き、本配水池を水道事業のシンボルとしてアピールし、安定した水道水の供給に向け、事業推進を図ってまいります。

下水道整備事業につきまして、従来から実施しております、沖縄振興公共投資交付金事業に加え、今年度から新たに、地方創生汚水処理施設整備推進交付金事業も活用し、引き続き南上原地区を重点的に事業促進に取り組んでまいります。

接続率は年々増加傾向にあり、約60%に達しておりますが、更なる接続率向上に向け、下水道接続補助事業を継続実施してまいります。

## 11 行政経営として

新しい生活様式への転換が求められており、その一環として、国を挙げ、行政手続きのデジタル化が推進されております。

本村としましては、行政手続きのオンライン化やRPAの活用などにより、住民の皆様の利便性向上や、業務の効率化を高める自治体DXを推進してまいります。

昨年、マイナンバーカードの普及促進の強化を図り、普及率は10%以上改善されております。引き続き普及促進に向け、オンライン申請補助端末を活用した申請促進や、休日、夜間等の交付体制の一層の強化を実施するとともに、マイナンバーカード所有者が、オンラインによる転出届、転入予約が可能となるよう取り組んでまいります。

地方分権の一層の進展や、新たなまちづくりの推進など、本村はこれまでにない新たな局面を迎えております。このような状況の中、人事交流や各種研修等を積極的に活用し、適切に対応できる人材の育成に努めてまいります。

村税は行政サービスを支える貴重な財源であります。納税者の信頼や税負担の公平性の観点から、法令に従い適正かつ公平な課税を行うとともに、効果的な滞納整理、厳格な滞納処分を原則に徴収の強化に取り組んでまいります。

また、納税者の納付しやすい環境を常に考え、納付環境の拡大、利便性の向上に努めてまいり

ます。

新庁舎に移転し、1年以上が経過いたしました。新庁舎は、バリアフリー化はもとより、エレベーターやオストメイト対応トイレを設けるなど、旧庁舎にはなかった機能を完備し、「人にやさしい庁舎」が実現いたしました。敷地内駐車場も広く、村民の皆様が快適に利用できる施設となっており、お気軽にご来庁いただきたいと思っております。

また、3階及び4階の屋上広場は津波災害時の一時避難場所となっており、行政庁舎としてだけでなく、災害時の対応も兼ね備えた施設となっております。

今後も、「村民に親しまれ、愛着の持てる庁舎」になれるよう、村民並びに職員とともに作り上げていく所存でございます。

## 12 平和を願い

多くの命が奪われた沖縄戦。私たちは決して、その事実を風化させてはなりません。

現在、ロシアによるウクライナ侵攻は、断じて許されるものではありません。世界の恒久的な平和を願い、戦争の反対を表明いたします。

中城村として、平和教育を充実させるため、平和の礎を多くの方が訪れる吉の浦公園へ移設させるとともに、中学生を対象とした平和学習事業を実施してまいります。

私たちは、未来ある子ども達が戦争に怯えることなく、安心して心豊かに成長し、未来に希望を持てる世界を創る必要があります。

村民の皆様と一緒に、平和を願い、未来を切り開いてまいります。

以上、令和4年度の施策を述べさせていただきました。厳しい財政状況の中、各種事業を展開するための予算（案）としましては、

| 会 計 名                    | 予 算 額        |
|--------------------------|--------------|
| (1) 一般会計予算 (案)           | 9,657,637 千円 |
| (2) 国民健康保険特別会計予算 (案)     | 2,496,324 千円 |
| (3) 後期高齢者医療特別会計予算 (案)    | 158,686 千円   |
| (4) 土地区画整理事業特別会計予算 (案)   | 270,064 千円   |
| (5) 公共下水道事業特別会計予算 (案)    | 495,427 千円   |
| (6) 汚水処理施設管理事業特別会計予算 (案) | 2,908 千円     |
| (7) 水道事業会計予算 (案)         | 700,569 千円   |

の規模となっております。

令和4年度も新型コロナウイルスとの戦いとなりますが、村民の皆様が心豊かに暮らせるよう、全力で取り組んでまいります。

令和4年3月4日

中城村長 浜 田 京 介

○議長 新垣博正 以上で施政方針を終わります。

休憩します。

休 憩 (10時40分)

~~~~~

再 開 (10時40分)

○議長 新垣博正 再開します。

日程第6 議案第3号 中城村課設置条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 議案第3号 中城村課設置条例の一部を改正する条例について御提案申し上げます。

議案第3号

中城村課設置条例の一部を改正する条例

中城村課設置条例（平成17年中城村条例第5号）の一部を別紙のとおり改正したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、議会の議決を求める。

令和4年3月4日 提出

中城村長 浜 田 京 介

提案理由

本村における重要施策である商業施設誘致事業及び中学校移転事業等実現のため、主体性を発揮し、集中的に取り組む必要があるため、企画課内の「まちづくり係」を廃止し、新たに「まちづくり推進課」を設置するため、中城村課設置条例の一部を改正する必要がある。

中城村課設置条例の一部を改正する条例

中城村課設置条例（平成17年中城村条例第5号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(課の設置)</p> <p>第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第158条第1項の規定により、村長の権限に属する事務を分掌させるため、次の課を置く。</p> <p>総務課 企画課 住民生活課 福祉課 健康保険課 こども課 産業振興課 都市建設課 <u>まちづくり推進課</u> 上下水道課</p>	<p>(課の設置)</p> <p>第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第158条第1項の規定により、村長の権限に属する事務を分掌させるため、次の課を置く。</p> <p>総務課 企画課 住民生活課 福祉課 健康保険課 こども課 産業振興課 都市建設課 上下水道課</p>
<p>(課の分掌事務)</p> <p>第2条 各課の分掌事務は、おおむね次のとおりとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 企画課 ア～キ (略) ケ 地域振興<u> </u>に関すること。</p> <p>(3) ～ (9) (略)</p> <p>(10) <u>まちづくり推進課</u> ア <u>まちづくりに関すること。</u></p> <p><u>(11) 上下水道課</u></p>	<p>(課の分掌事務)</p> <p>第2条 各課の分掌事務は、おおむね次のとおりとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 企画課 ア～キ (略) ケ 地域振興<u>開発</u>に関すること。</p> <p>(3) ～ (9) (略)</p> <p>(10) <u>上下水道課</u></p>

附 則

(施行期日)

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

参考資料といたしまして、改正前、改正後の新旧対照表が添付されておりますので、御参照いただきたいと思います。

以上でございます。

○議長 新垣博正 これで提案理由の説明を終わります。

日程第7 議案第4号 中城村行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 議案第4号 中城村行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について御提案申し上げます。

議案第4号

中城村行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

中城村行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年中城村条例第18号）の一部を別紙のとおり改正したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、議会の議決を求める。

令和4年3月4日提出

中城村長 浜田京介

提案理由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第19条第10号が同条第11号へ改正されたため、本条例の一部を改正する必要がある。

中城村行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例
みだしの条例（平成27年中城村条例第18号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(趣旨) 第1条 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「法」という。） 第9条第2項に基づく個人番号の利用及び法第19条第11号に基づく特定個人情報の提供に関し	(趣旨) 第1条 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「法」という。） 第9条第2項に基づく個人番号の利用及び法第19条第10号に基づく特定個人情報の提供に関し

<p>必要な事項を定めるものとする。 (特定個人情報の提供)</p> <p>第5条 法第19条第11号の条例で定める特定個人情報を提供することができる場合は、別表第3の第1欄に掲げる機関が、同表の第3欄に掲げる機関に対し、同表の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な同表の第4欄に掲げる特定個人情報の提供を求めた場合において、同表の第3欄に掲げる機関が当該特定個人情報を提供するときとする。</p> <p>2 (略)</p>	<p>必要な事項を定めるものとする。 (特定個人情報の提供)</p> <p>第5条 法第19条第10号の条例で定める特定個人情報を提供することができる場合は、別表第3の第1欄に掲げる機関が、同表の第3欄に掲げる機関に対し、同表の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な同表の第4欄に掲げる特定個人情報の提供を求めた場合において、同表の第3欄に掲げる機関が当該特定個人情報を提供するときとする。</p> <p>2 (略)</p>
---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

以上でございます。

○議長 新垣博正 これで提案理由の説明を終わります。

日程第8 議案第5号 中城村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 議案第5号 中城村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について御提案申し上げます。

議案第5号

中城村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

中城村職員の育児休業等に関する条例（平成4年中城村条例第8号）の一部を別紙のとおり改正したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、議会の議決を求める。

令和4年3月4日提出

中城村長 浜 田 京 介

提案理由

国及び県並びに他の市町村の状況を考慮し、妊娠、出産、育児等と仕事の両立支援制度を充実

させるため、関連する当該条例について、非常勤職員の育児休業及び部分休業の要件を緩和するとともに、任命権者が講ずべき措置を定める必要がある。

中城村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

中城村職員の育児休業等に関する条例（平成4年中城村条例第8号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(育児休業をすることができない職員)</p> <p>第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 次のいずれかに該当する非常勤職員以外の非常勤職員</p> <p>ア 次のいずれにも該当する非常勤職員</p> <p><u>(ア) その養育する子（育児休業法第2条第1項に規定する子をいう。以下同じ。）が1歳6か月に達する日（以下「1歳6か月到達日」という。）（第2条の4の規定に該当する場合にあっては、2歳に達する日）までに、その任期（任期が更新される場合にあっては、更新後のもの）が満了すること及び引き続き任命権者を同じくする職（以下「特定職」という。）に採用されないことが明らかでない非常勤職員</u></p> <p><u>(イ) 勤務日の日数を考慮して規則で定める非常勤職員</u></p> <p>イ 第2条の3第3号に掲げる場合に該当する非常勤職員（その養育する子が1歳に達する日（以下、この号及び同条において「1歳到達日」という。）（当該子について当該非常勤職員がする育児休業の期間の末</p>	<p>(育児休業をすることができない職員)</p> <p>第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 次のいずれかに該当する非常勤職員以外の非常勤職員</p> <p>ア 次のいずれにも該当する非常勤職員</p> <p><u>(ア) 任命権者を同じくする職（以下「特定職」という。）に引き続き在職した期間が1年以上である非常勤職員</u></p> <p><u>(イ) その養育する子（育児休業法第2条第1項に規定する子をいう。以下同じ。）が1歳6か月に達する日（以下「1歳6か月到達日」という。）（第2条の4の規定に該当する場合にあっては、2歳に達する日）までに、その任期（任期が更新される場合にあっては、更新後のもの）が満了すること及び特定職に引き続き</u> <u>採用されないことが明らかでない非常勤職員</u></p> <p><u>(ウ) 勤務日の日数を考慮して規則で定める非常勤職員</u></p> <p>イ 第2条の3第3号に掲げる場合に該当する非常勤職員（その養育する子が1歳に達する日（以下、この号及び同条において「1歳到達日」という。）（当該子について当該非常勤職員がする育児休業の期間の末</p>

日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日)において育児休業をしている非常勤職員に限る。)

ウ その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該育児休業に係る子について、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されることに伴い、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの
(部分休業をすることができない職員)

第17条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。

- (1) (略)
- (2) 勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員 (地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員(以下「再任用短時間勤務職員等」という。)を除く。)

(妊娠または出産等についての申出があった場合における措置等)

第21条 任命権者は、職員が当該任命権者に対し、当該職員又はその配偶者が妊娠し、又は出産したことその他これに準ずる事実を申し出たときは、当該職員に対して育児休業に関する制度その他の承認の請求に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

2 任命権者は、職員が前項の規定による申出をしたことを理由として、当該職員が不利益な取

日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日)において育児休業をしている非常勤職員に限る。)

ウ その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該育児休業に係る子について、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されることに伴い、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの
(部分休業をすることができない職員)

第17条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。

- (1) (略)
- (2) 次のいずれにも該当する非常勤職員以外の非常勤職員
_____ (地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員(以下「再任用短時間勤務職員等」という。)を除く。)

ア 特定職に引き続き在職した期間が1年以上である非常勤職員

イ 勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して規則で定める非常勤職員

<p><u>扱いを受けることがないようにしなければならない。</u></p> <p><u>(勤務環境の整備に関する措置)</u></p> <p><u>第22条 任命権者は育児休業の承認の請求が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。</u></p> <p><u>(1) 職員に対する育児休業に係る研修の実施</u></p> <p><u>(2) 育児休業に関する相談体制の整備</u></p> <p><u>(3) その他育児休業に係る勤務環境の整備に関する措置</u></p> <p>(規則への委任)</p> <p>第23条 (略)</p>	<p>(規則への委任)</p> <p>第21条 (略)</p>
---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	---------------------------------

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

以上でございます。

○議長 新垣博正 これで提案理由の説明を終わります。

日程第9 議案第6号 中城村水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 議案第6号 中城村水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について御提案申し上げます。

議案第6号

中城村水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

中城村水道事業の設置等に関する条例（昭和48年中城村条例第12号）の一部を別紙のとおり改正したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、議会の議決を求める。

令和4年3月4日提出

中城村長 浜田京介

提案理由

給水人口増加に伴い、中城村水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する必要がある。

中城村水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

中城村水道事業の設置等に関する条例（昭和48年中城村条例第12号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>（経営の基本）</p> <p>第2条 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 給水人口は、<u>25,000</u>人とする。</p> <p>4 1日最大給水量は<u>7,500</u>立方メートルとする。</p>	<p>（経営の基本）</p> <p>第2条 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 給水人口は、<u>23,000</u>人とする。</p> <p>4 1日最大給水量は<u>7,300</u>立方メートルとする。</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

以上でございます。

○議長 新垣博正 これで提案理由の説明を終わります。

休憩します。

休 憩（10時46分）

~~~~~

再 開（10時59分）

○議長 新垣博正 再開します。

日程第10 議案第7号 令和3年度中城村一般会計補正予算（第10号）を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 それでは議案第7号 令和3年度中城村一般会計補正予算（第10号）について御提案申し上げます。

議案第7号

令和3年度中城村一般会計補正予算（第10号）

令和3年度中城村一般会計補正予算（第10号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ633,909千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ11,014,101千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第2条 地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

(地方債の補正)

第3条 地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

令和4年3月4日 提出

中城村長 浜 田 京 介

第1表 歳入歳出予算補正

(歳入)

(単位：千円)

| 款             | 項             | 補正前の額     | 補正額     | 計         |
|---------------|---------------|-----------|---------|-----------|
| 1 村税          |               | 2,682,511 | △49,022 | 2,633,489 |
|               | 1 村民税         | 1,089,074 | △64,463 | 1,024,611 |
|               | 2 固定資産税       | 1,435,262 | 17,019  | 1,452,281 |
|               | 3 軽自動車税       | 82,696    | △1,578  | 81,118    |
| 2 地方譲与税       |               | 46,146    | 834     | 46,980    |
|               | 5 森林環境譲与税     | 760       | 834     | 1,594     |
| 3 利子割交付金      |               | 1,053     | △53     | 1,000     |
|               | 1 利子割交付金      | 1,053     | △53     | 1,000     |
| 4 配当割交付金      |               | 3,621     | △93     | 3,528     |
|               | 1 配当割交付金      | 3,621     | △93     | 3,528     |
| 5 株式等譲渡所得割交付金 |               | 3,225     | 613     | 3,838     |
|               | 1 株式等譲渡所得割交付金 | 3,225     | 613     | 3,838     |
| 6 法人事業税交付金    |               | 14,412    | 7,700   | 22,112    |
|               | 1 法人事業税交付金    | 14,412    | 7,700   | 22,112    |
| 7 地方消費税交付金    |               | 368,233   | 25,000  | 393,233   |
|               | 1 地方消費税交付金    | 368,233   | 25,000  | 393,233   |
| 8 ゴルフ場利用税交付金  |               | 29,143    | △138    | 29,005    |
|               | 1 ゴルフ場利用税交付金  | 29,143    | △138    | 29,005    |
| 9 環境性能割交付金    |               | 3,508     | △703    | 2,805     |
|               | 1 環境性能割交付金    | 3,508     | △703    | 2,805     |
| 10 地方特例交付金    |               | 15,167    | 3,564   | 18,731    |
|               | 1 地方特例交付金     | 15,167    | 3,564   | 18,731    |

| 款           | 項       | 補正前の額      | 補正額      | 計          |
|-------------|---------|------------|----------|------------|
| 11 地方交付税    |         | 1,621,490  | 162,012  | 1,783,502  |
|             | 1 地方交付税 | 1,621,490  | 162,012  | 1,783,502  |
| 14 使用料及び手数料 |         | 125,099    | △12,918  | 112,181    |
|             | 1 使用料   | 86,071     | △12,918  | 73,153     |
| 15 国庫支出金    |         | 3,061,632  | △54,944  | 3,006,688  |
|             | 1 国庫負担金 | 1,400,638  | △8,683   | 1,391,955  |
|             | 2 国庫補助金 | 1,654,839  | △46,261  | 1,608,578  |
| 16 県支出金     |         | 1,298,801  | △48,095  | 1,250,706  |
|             | 1 県負担金  | 580,137    | △1,139   | 578,998    |
|             | 2 県補助金  | 676,468    | △46,148  | 630,320    |
|             | 3 委託金   | 42,196     | △808     | 41,388     |
| 18 寄附金      |         | 280,081    | 3,142    | 283,223    |
|             | 1 寄附金   | 280,081    | 3,142    | 283,223    |
| 19 繰入金      |         | 397,727    | △153,684 | 244,043    |
|             | 2 基金繰入金 | 354,634    | △153,684 | 200,950    |
| 21 諸収入      |         | 213,620    | 13,676   | 227,296    |
|             | 4 雑入    | 209,580    | 13,676   | 223,256    |
| 22 村債       |         | 1,115,528  | △530,800 | 584,728    |
|             | 1 村債    | 1,115,528  | △530,800 | 584,728    |
| 歳 入 合 計     |         | 11,648,010 | △633,909 | 11,014,101 |

(歳 出)

(単位：千円)

| 款     | 項           | 補正前の額     | 補正額     | 計         |
|-------|-------------|-----------|---------|-----------|
| 1 議会費 |             | 102,574   | △1,648  | 100,926   |
|       | 1 議会費       | 102,574   | △1,648  | 100,926   |
| 2 総務費 |             | 1,995,408 | 261,734 | 2,257,142 |
|       | 1 総務管理費     | 1,772,893 | 266,989 | 2,039,882 |
|       | 2 徴税费       | 126,693   | △5,264  | 121,429   |
|       | 3 戸籍住民基本台帳費 | 82,482    | 924     | 83,406    |
|       | 4 選挙費       | 11,024    | △631    | 10,393    |
|       | 5 統計調査費     | 839       | △282    | 557       |
|       | 6 監査委員費     | 1,477     | △2      | 1,475     |

| 款        | 項       | 補正前の額      | 補正額      | 計          |
|----------|---------|------------|----------|------------|
| 3 民生費    |         | 4,708,766  | △58,522  | 4,650,244  |
|          | 1 社会福祉費 | 1,821,634  | 18,496   | 1,840,130  |
|          | 2 児童福祉費 | 2,887,132  | △77,018  | 2,810,114  |
| 4 衛生費    |         | 1,195,040  | △32,188  | 1,162,852  |
|          | 1 保健衛生費 | 798,003    | △27,554  | 770,449    |
|          | 2 清掃費   | 397,037    | △4,634   | 392,403    |
| 6 農林水産業費 |         | 222,896    | △1,863   | 221,033    |
|          | 1 農業費   | 210,160    | △2,034   | 208,126    |
|          | 3 水産業費  | 10,513     | 171      | 10,684     |
| 7 商工費    |         | 177,301    | △11,868  | 165,433    |
|          | 1 商工費   | 177,301    | △11,868  | 165,433    |
| 8 土木費    |         | 419,514    | △4,034   | 415,480    |
|          | 1 土木管理費 | 56,878     | △7,426   | 49,452     |
|          | 2 道路橋梁費 | 182,107    | 3,946    | 186,053    |
|          | 4 都市計画費 | 17,892     | 192      | 18,084     |
|          | 5 下水道費  | 159,284    | △746     | 158,538    |
| 9 消防費    |         | 301,062    | 486      | 301,548    |
|          | 1 消防費   | 301,062    | 486      | 301,548    |
| 10 教育費   |         | 1,996,725  | △786,006 | 1,210,719  |
|          | 1 教育総務費 | 358,284    | △30,156  | 328,128    |
|          | 2 小学校費  | 220,572    | △7,923   | 212,649    |
|          | 3 中学校費  | 748,112    | △686,754 | 61,358     |
|          | 4 幼稚園費  | 159,392    | △18,279  | 141,113    |
|          | 5 社会教育費 | 328,341    | △19,687  | 308,654    |
|          | 6 保健体育費 | 182,024    | △23,207  | 158,817    |
| 歳 出 合 計  |         | 11,648,010 | △633,909 | 11,014,101 |

第2表 繰越明許費

(単位：千円)

| 款      | 項           | 事業名                   | 金額      |
|--------|-------------|-----------------------|---------|
| 2 総務費  | 1 総務管理費     | 中城村役場旧庁舎解体事業          | 233,290 |
|        | 3 戸籍住民基本台帳費 | 住民記録システム改修委託事業        | 1,767   |
|        |             | 戸籍システム改修委託事業          | 396     |
| 3 民生費  | 1 社会福祉費     | 中城村地域福祉推進計画策定事業       | 4,420   |
|        |             | 非課税世帯臨時特別給付金事業        | 295,355 |
|        | 2 児童福祉費     | 保育所等整備事業              | 224,856 |
| 4 衛生費  | 2 清掃費       | 海岸漂着物等地域対策推進事業        | 10,175  |
|        |             | 中城村災害廃棄物処理計画策定事業      | 1,474   |
| 7 商工費  | 1 商工費       | プロジェクトマップ事業           | 14,917  |
| 8 土木費  | 2 道路橋梁費     | ウフクビリ線災害防除事業          | 17,851  |
|        |             | 中城村橋梁長寿命化修繕事業         | 54,306  |
|        | 4 都市計画費     | 中城村・北中城村共同まちづくり計画策定事業 | 16,500  |
| 10 教育費 | 1 教育総務費     | 中城村立学校改築PFI調査委託業務     | 43,417  |
|        |             | 中城村立学校耐力度調査事業         | 35,568  |

(変更)

第3表 地方債補正

(単位：千円)

| 起債の目的       | 補正前           |                    |                                                                                                                          |                                                                                                                                                                                        | 補正後           |       |    |       |
|-------------|---------------|--------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------|-------|----|-------|
|             | 限度額           | 起債の方法              | 利率                                                                                                                       | 償還の方法                                                                                                                                                                                  | 限度額           | 起債の方法 | 利率 | 償還の方法 |
| 庁舎除却事業債     | 千円<br>219,800 | 証書借入<br>又は<br>証券発行 | 年5%以内<br>(ただし、<br>利率見直し<br>方式で借り<br>入れる政府<br>資金及び公<br>営企業金融<br>公庫につい<br>て、利率見<br>直しを行っ<br>た後におい<br>ては、当該<br>見直し後の<br>利率) | 特別の融<br>資条件のあ<br>るものを除<br>き償還期限<br>は、据置期<br>間を含め40<br>年以内、償<br>還方法は元<br>金均等又は<br>元利均等<br>による。<br>ただし、<br>財政の都合<br>により据置<br>期間及び償<br>還期間を短<br>縮し、もし<br>くは繰上げ<br>償還又は低<br>利に借換え<br>ができる。 | 千円<br>219,500 | 同じ    | 同じ | 同じ    |
| 道路整備事業債     | 24,400        |                    |                                                                                                                          |                                                                                                                                                                                        | 24,100        |       |    |       |
| 社会教育施設整備事業債 | 28,800        |                    |                                                                                                                          |                                                                                                                                                                                        | 3,800         |       |    |       |
| 公立学校施設整備事業債 | 506,700       |                    |                                                                                                                          |                                                                                                                                                                                        | 1,500         |       |    |       |

それでは歳入歳出ともに読み上げて、款、項、補正前の額、補正額、合計の順に数字のみを読み上げて御提案申し上げます。

歳入、1款村税、1項村民税10億8,907万4,000円、6,446万3,000円の減、10億2,461万1,000円。2項固定資産税14億3,526万2,000円、1,701万9,000円、14億5,228万1,000円。3項軽自動車税8,269万6,000円、157万8,000円の減、8,111万8,000円。

2款地方譲与税、5項森林環境譲与税76万円、83万4,000円、159万4,000円。

3款利子割交付金、1項利子割交付金105万3,000円、5万3,000円の減、100万円。

4款配当割交付金、1項配当割交付金362万1,000円、9万3,000円の減、352万8,000円。

5款株式等譲渡所得割交付金、1項株式等譲渡所得割交付金322万5,000円、61万3,000円、383万8,000円。

6款法人事業税交付金、1項法人事業税交付金1,441万2,000円、770万円、2,211万2,000円。

7款地方消費税交付金、1項地方消費税交付金3億6,823万3,000円、2,500万円、3億9,323万3,000円。

8款ゴルフ場利用税交付金、1項ゴルフ場利用税交付金2,914万3,000円、13万8,000円の減、2,900万5,000円。

9款環境性能割交付金、1項環境性能割交付金350万8,000円、70万3,000円の減、280万5,000円。

10款地方特例交付金、1項地方特例交付金1,516万7,000円、356万4,000円、1,873万1,000円。

11款地方交付税、1項地方交付税16億2,149万円、1億6,201万2,000円、17億8,350万2,000円。

14款使用料及び手数料、1項使用料8,607万1,000円、1,291万8,000円の減、7,315万3,000円。

15款国庫支出金、1項国庫負担金14億63万8,000円、868万3,000円の減、13億9,195万5,000円。2項国庫補助金16億5,483万9,000円、4,626万1,000円の減、16億857万8,000円。

16款県支出金、1項県負担金5億8,013万7,000円、113万9,000円の減、5億7,899万8,000円。2項県補助金6億7,646万8,000円、4,614万8,000円の減、6億3,032万円。3項委託金4,219万6,000円、80万8,000円の減、4,138万8,000円。

18款寄附金、1項寄附金2億8,008万1,000円、314万2,000円、2億8,322万3,000円。

19款繰入金、2項基金繰入金3億5,463万4,000円、1億5,368万4,000円の減、2億95万円。

21款諸収入、4項雑入2億958万円、1,367万6,000円、2億2,325万6,000円。

22款村債、1項村債11億1,552万8,000円、5億3,080万円の減、5億8,472万8,000円。

歳入合計、補正前の額116億4,801万円、補正額6億3,390万9,000円の減、合計が110億1,410万1,000円でございます。

続いて歳出でございます。1款議会費、1項議会費1億257万4,000円、164万8,000円の減、1億92万6,000円。

2款総務費、1項総務管理費17億7,289万3,000円、2億6,698万9,000円、20億3,988万2,000円。2項徴税费1億2,669万3,000円、526万4,000円の減、1億2,142万9,000円。3項戸籍住民基本台帳費8,248万2,000円、92万4,000円、8,340万6,000円。4項選挙費1,102万4,000円、63万1,000円の減、1,039万3,000円。5項統計調査費83万9,000円、28万2,000円の減、55万7,000円。6項監査委員費147万7,000円、2,000円の減、147万5,000円。

3款民生費、1項社会福祉費18億2,163万4,000円、1,849万6,000円、18億4,013万円。2項児童福祉費28億8,713万2,000円、7,701万



8,000円の減、28億1,011万4,000円。

4款衛生費、1項保健衛生費7億9,800万3,000円、2,755万4,000円の減、7億7,044万9,000円。2項清掃費3億9,703万7,000円、463万4,000円の減、3億9,240万3,000円。

6款農林水産業費、1項農業費2億1,016万円、203万4,000円の減、2億812万6,000円。3項水産業費1,051万3,000円、17万1,000円、1,068万4,000円。

7款商工費、1項商工費1億7,730万1,000円、1,186万8,000円の減、1億6,543万3,000円。

8款土木費、1項土木管理費5,687万8,000円、742万6,000円の減、4,945万2,000円。2項道路橋梁費1億8,210万7,000円、394万6,000円、1億8,605万3,000円。4項都市計画費1,789万2,000円、19万2,000円、1,808万4,000円。5項下水道費1億5,928万4,000円、74万6,000円の減、1億5,853万8,000円。

9款消防費、1項消防費3億106万2,000円、48万6,000円、3億154万8,000円。

10款教育費、1項教育総務費3億5,828万4,000円、3,015万6,000円の減、3億2,812万8,000円。2項小学校費2億2,057万2,000円、792万3,000円の減、2億1,264万9,000円。3項中学校費7億4,811万2,000円、6億8,675万4,000円の減、6,135万8,000円。4項幼稚園費1億5,939万2,000円、1,827万9,000円の減、1億4,111万3,000円。5項社会教育費3億2,834万1,000円、1,968万7,000円の減、3億865万4,000円。6項保健体育費1億8,202万4,000円、2,320万7,000円の減、1億5,881万7,000円。

歳出合計、補正前の額116億4,801万円、補正額6億3,390万9,000円、合計で110億1,410万1,000円。以上でございます。

続いて、第2表繰越明許費、款、項、事業名、金額の順に読み上げて御提案申し上げます。まず2款総務費、1項総務管理費、中城村役場旧庁舎解体事業2億3,329万円。3項戸籍住民基

本台帳費、住民記録システム改修委託事業176万7,000円、戸籍システム改修委託事業39万6,000円。

3款民生費、1項社会福祉費、中城村地域福祉推進計画策定事業442万円、非課税世帯臨時特別給付金事業2億9,535万5,000円。2項児童福祉費、保育所等整備事業2億2,485万6,000円。

4款衛生費、2項清掃費、海岸漂着物等地域対策推進事業1,017万5,000円、中城村災害廃棄物処理計画策定事業147万4,000円。

7款商工費、1項商工費、プロジェクトンマッピング事業1,491万7,000円。

8款土木費、2項道路橋梁費、ウフクビ線災害防除事業1,785万1,000円、中城村橋梁長寿命化修繕事業5,430万6,000円。4項都市計画費、中城村・北中城村共同まちづくり計画策定事業1,650万円。

10款教育費、1項教育総務費、中城村立学校改築PFI調査委託業務4,341万7,000円、中城村立学校耐力度調査事業3,556万8,000円。

続いて、第3表地方債の補正でございます。補正前と補正後、読み上げて御提案申し上げます。限度額について。起債の方法、利率、償還の方法が補正前と補正後、同じでございます。

起債の目的、庁舎除却事業債、補正前の限度額が2億1,980万円、補正後の限度額が2億1,950万円。続いて道路整備事業債、補正前の限度額が2,440万円、同じく補正後は2,410万円。社会教育施設整備事業債は補正前が2,880万円、補正後が380万円。公立学校施設整備事業債、補正前が5億670万円、補正後は150万円でございます。

補正前、補正後ともに起債の方法は、証書借入又は証券発行。利率が年5%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び公営企業金融公庫について、利率見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）。償還の方法が特別の融資条件のあるものを除き償還期限

は、据置期間を含め40年以内、償還方法は元金均等又は元利均等による。ただし、財政の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、もしくは繰上げ償還又は低利に借換えすることができる。以上でございます。

○議長 新垣博正 これで提案理由の説明を終わります。

日程第11 議案第8号 令和3年度中城村国

民健康保険特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 議案第8号 令和3年度中城村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について御提案申し上げます。

議案第8号

令和3年度中城村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）

令和3年度中城村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7,970千円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ2,509,114千円と定める。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和4年3月4日 提出

中城村長 浜田京介

第1表 歳入歳出予算補正

（歳入）

（単位：千円）

| 款         | 項         | 補正前の額     | 補正額     | 計         |
|-----------|-----------|-----------|---------|-----------|
| 1 国民健康保険税 |           | 401,983   | △32,699 | 369,284   |
|           | 1 国民健康保険税 | 401,983   | △32,699 | 369,284   |
| 3 国庫支出金   |           | 108       | 4,173   | 4,281     |
|           | 1 国庫補助金   | 108       | 4,173   | 4,281     |
| 4 県支出金    |           | 1,778,946 | △2,257  | 1,776,689 |
|           | 1 県補助金    | 1,778,945 | △2,257  | 1,776,688 |

| 款       | 項             | 補正前の額     | 補正額    | 計         |
|---------|---------------|-----------|--------|-----------|
| 6 繰入金   |               | 279,173   | 20,508 | 299,681   |
|         | 1 他会計繰入金      | 279,172   | 20,508 | 299,680   |
| 10 諸収入  |               | 3,821     | 2,305  | 6,126     |
|         | 1 延滞金・加算金及び過料 | 1,555     | 2,305  | 3,860     |
| 歳 入 合 計 |               | 2,517,084 | △7,970 | 2,509,114 |

(歳 出)

(単位：千円)

| 款              | 項            | 補正前の額     | 補正額    | 計         |
|----------------|--------------|-----------|--------|-----------|
| 1 総務費          |              | 49,647    | △3,503 | 46,144    |
|                | 1 総務管理費      | 40,079    | △3,503 | 36,576    |
| 2 保険給付費        |              | 1,681,726 | △2,378 | 1,679,348 |
|                | 4 出産育児諸費     | 13,248    | △2,500 | 10,748    |
|                | 5 葬祭諸費       | 478       | 122    | 600       |
| 3 国民健康保険事業費納付金 |              | 676,074   | 0      | 676,074   |
|                | 1 医療給付費分     | 506,626   | 0      | 506,626   |
|                | 2 後期高齢者支援金等分 | 118,840   | 0      | 118,840   |
|                | 3 介護納付金分     | 50,608    | 0      | 50,608    |
| 5 保健事業費        |              | 43,547    | △2,195 | 41,352    |
|                | 1 特定健康診査等事業費 | 21,564    | △1,992 | 19,572    |
|                | 2 保健事業費      | 21,983    | △203   | 21,780    |
| 8 諸支出金         |              | 56,037    | 106    | 56,143    |
|                | 1 償還金及び還付加算金 | 13,695    | 106    | 13,801    |
| 歳 出 合 計        |              | 2,517,084 | △7,970 | 2,509,114 |

それでは歳入歳出読み上げて御提案申し上げます。

第1表歳入歳出予算補正。まず歳入の1款国民健康保険税、1項国民健康保険税、4億198万3,000円、3,269万9,000円の減、3億6,928万4,000円。

3款国庫支出金、1項国庫補助金、10万8,000円、417万3,000円、428万1,000円。

4款県支出金、1項県補助金、17億7,894万5,000円、225万7,000円の減、17億7,668万

8,000円。

6款繰入金、1項他会計繰入金、2億7,917万2,000円、2,050万8,000円、2億9,968万円。

8款諸収入、1項延滞金・加算金及び過料、155万5,000円、230万5,000円、386万円。

歳入合計、補正前の額25億1,708万4,000円、補正額797万円の減、合計で25億911万4,000円でございます。

歳出でございます。歳出1款総務費、1項総務管理費、4,007万9,000円、350万3,000円の減、

3,657万6,000円。

2 款保険給付費、4 項出産育児諸費、1,324万8,000円、250万円の減、1,074万8,000円。5 項葬祭諸費、47万8,000円、12万2,000円、60万円。

3 款国民健康保険事業費納付金、1 項医療給付費分、5 億662万6,000円、補正はゼロですので、同額です。2 項後期高齢者支援金等分、1 億1,884万円、同じく同額でございます。3 項介護納付金分、5,060万8,000円、これも同じく同額でございます。

5 款保健事業費、1 項特定健康診査等事業費、2,156万4,000円、199万2,000円の減、1,957万2,000円。2 項保健事業費、2,198万3,000円、20万3,000円の減、2,178万円。

8 款諸支出金、1 項償還金及び還付加算金、

1,369万5,000円、10万6,000円、1,380万1,000円。

歳出合計、補正前の額25億1,708万4,000円、補正額797万円の減、合計で25億911万4,000円でございます。

以上でございます。

○議長 新垣博正 これにて提案理由の説明を終わります。

日程第12 議案第9号 令和3年度中城村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 議案第9号 令和3年度中城村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について御提案申し上げます。

#### 議案第9号

#### 令和3年度中城村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

令和3年度中城村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,952千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ165,664千円と定める。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和4年3月4日 提出

中城村長 浜田京介

第1表 歳入歳出予算補正

(歳入)

(単位：千円)

| 款            | 項             | 補正前の額   | 補正額   | 計       |
|--------------|---------------|---------|-------|---------|
| 1 後期高齢者医療保険料 |               | 116,594 | 759   | 117,353 |
|              | 1 後期高齢者医療保険料  | 116,594 | 759   | 117,353 |
| 3 繰入金        |               | 43,578  | 990   | 44,568  |
|              | 1 一般会計繰入金     | 43,578  | 990   | 44,568  |
| 5 諸収入        |               | 1,590   | 203   | 1,793   |
|              | 1 延滞金、加算金及び過料 | 2       | 203   | 205     |
| 歳入合計         |               | 163,712 | 1,952 | 165,664 |

(歳出)

(単位：千円)

| 款                | 項                | 補正前の額   | 補正額   | 計       |
|------------------|------------------|---------|-------|---------|
| 2 後期高齢者医療広域連合納付金 |                  | 158,575 | 1,952 | 160,527 |
|                  | 1 後期高齢者医療広域連合納付金 | 158,575 | 1,952 | 160,527 |
| 歳出合計             |                  | 163,712 | 1,952 | 165,664 |

では歳入歳出読み上げて御提案申し上げます。

歳入の1款後期高齢者医療保険料、1項後期高齢者医療保険料、1億1,659万4,000円、75万9,000円、1億1,735万3,000円。

3款繰入金、1項一般会計繰入金、4,357万8,000円、99万円、4,456万8,000円。

5款諸収入、1項延滞金、加算金及び過料、2,000円、20万3,000円、20万5,000円。

歳入合計、補正前の額1億6,371万2,000円、補正額195万2,000円、合計で1億6,566万4,000円。

続いて、歳出2款後期高齢者医療広域連合納付金、1項後期高齢者医療広域連合納付金、1億5,857万5,000円、195万2,000円、1億6,052万7,000円。

歳出合計、補正前の額1億6,371万2,000円、補正額195万2,000円、合計で1億6,566万4,000円でございます。

以上でございます。

○議長 新垣博正 これにて提案理由の説明を終わります。

日程第13 議案第10号 令和3年度中城村公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 議案第10号 令和3年度中城村公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)について御提案申し上げます。

議案第10号

令和3年度中城村公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）

令和3年度中城村公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,036千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ290,214千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和4年3月4日 提出

中城村長 浜田京介

第1表 歳入歳出予算補正

（歳入）

（単位：千円）

| 款        | 項         | 補正前の額   | 補正額    | 計       |
|----------|-----------|---------|--------|---------|
| 1 使用料手数料 |           | 59,360  | △290   | 59,070  |
|          | 1 使用料     | 59,300  | △430   | 58,870  |
|          | 2 手数料     | 60      | 140    | 200     |
| 3 繰入金    |           | 159,284 | △746   | 158,538 |
|          | 1 一般会計繰入金 | 159,284 | △746   | 158,538 |
| 歳入合計     |           | 291,250 | △1,036 | 290,214 |

（歳出）

（単位：千円）

| 款        | 項        | 補正前の額   | 補正額    | 計       |
|----------|----------|---------|--------|---------|
| 1 公共下水道費 |          | 156,341 | △679   | 155,662 |
|          | 1 公共下水道費 | 156,341 | △679   | 155,662 |
| 2 公債費    |          | 134,709 | △160   | 134,549 |
|          | 1 公債費    | 134,709 | △160   | 134,549 |
| 3 予備費    |          | 200     | △197   | 3       |
|          | 1 予備費    | 200     | △197   | 3       |
| 歳出合計     |          | 291,250 | △1,036 | 290,214 |

同じく歳入歳出読み上げて御提案申し上げます。

まず歳入のほうからです。1款使用料手数料、1項使用料、5,930万円、43万円の減、5,887万円。2項手数料、6万円、14万円、20万円。

3款繰入金、1項一般会計繰入金、1億5,928万4,000円、74万6,000円の減、1億5,853万8,000円。

歳入合計、補正前の額2億9,125万円、補正額103万6,000円の減、合計が2億9,021万4,000円。

続いて歳出の1款公共下水道費、1項公共下水道費、1億5,634万1,000円、67万9,000円の減、1億5,566万2,000円。

2款公債費、1項公債費、1億3,470万9,000円、16万円の減、1億3,454万9,000円。

3款予備費、1項予備費、20万円、19万7,000円、3,000円。

歳出合計、補正前の額2億9,125万円、補正額103万6,000円、合計で2億9,021万4,000円。

以上でございます。

○議長 新垣博正 これで提案理由の説明を終わります。

日程第14 議案第11号 令和3年度中城村土地区画整理事業特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 議案第11号 令和3年度中城村土地区画整理事業特別会計補正予算（第3号）について御提案申し上げます。

#### 議案第11号

#### 令和3年度中城村土地区画整理事業特別会計補正予算（第3号）

令和3年度中城村土地区画整理事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ37,514千円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ139,480千円と定める。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第2条 地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

令和4年3月4日 提出

中城村長 浜田京介

第1表 歳入歳出予算補正

(歳入)

(単位：千円)

| 款     | 項       | 補正前の額   | 補正額     | 計       |
|-------|---------|---------|---------|---------|
| 2 繰入金 |         | 174,952 | △37,514 | 137,438 |
|       | 1 基金繰入金 | 174,952 | △37,514 | 137,438 |
| 歳入合計  |         | 176,994 | △37,514 | 139,480 |

(歳出)

(単位：千円)

| 款           | 項              | 補正前の額   | 補正額     | 計       |
|-------------|----------------|---------|---------|---------|
| 1 土地区画整理事業費 |                | 176,993 | △37,514 | 139,479 |
|             | 1 南上原土地区画整理事業費 | 176,993 | △37,514 | 139,479 |
| 歳出合計        |                | 176,994 | △37,514 | 139,480 |

第2表 繰越明許費

| 款            | 項               | 事業名         | 金額(千円) |
|--------------|-----------------|-------------|--------|
| 1. 土地区画整理事業費 | 1. 南上原土地区画整理事業費 | 南上原土地区画整理事業 | 62,370 |

同じく読み上げて御提案申し上げます。

歳入2款繰入金、1項基金繰入金、1億7,495万2,000円、3,751万4,000円の減、1億3,743万8,000円。

歳入合計、補正前の額1億7,699万4,000円、補正額3,751万4,000円の減、合計で1億3,948万円。

歳出1款土地区画整理事業費、1項南上原土地区画整理事業費、1億7,699万3,000円、3,751万4,000円の減、1億3,947万9,000円。

歳出合計、補正前の額1億7,699万4,000円、補正額3,751万4,000円の減、合計で1億3,948万円。

続いて、第2表繰越明許費、まず1款土地区画整理事業費、1項南上原土地区画整理事業費、事業名、南上原土地区画整理事業、金額が6,237万円でございます。

以上でございます。

○議長 新垣博正 これにて提案理由の説明を終わります。

日程第15 議案第12号 令和3年度中城村水道事業会計補正予算(第3号)を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 議案第12号 令和3年度中城村水道事業会計補正予算(第3号)について御提案申し上げます。



議案第12号

令和3年度中城村水道事業会計補正予算（第3号）

第1条 令和3年度中城村水道事業会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

第2条 令和3年度中城村水道事業会計予算（以下、「予算」という。）第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

|     | (科目)  | (既決予定額)   | (補正予定額)  | (計)       |
|-----|-------|-----------|----------|-----------|
| 収 入 |       |           |          |           |
| 第1款 | 資本的収入 | 238,396千円 | △1,400千円 | 236,996千円 |
| 第2項 | 出 資 金 | 1,400千円   | △1,400千円 | 0千円       |
| 支 出 |       |           |          |           |
| 第1款 | 資本的支出 | 519,343千円 | △1,400千円 | 517,943千円 |
| 第1項 | 建設改良費 | 509,551千円 | △1,400千円 | 508,151千円 |

令和4年3月4日提出

中城村長 浜 田 京 介

以上でございます。

○議長 新垣博正 これで提案理由の説明を終わります。

日程第16 議案第13号 令和4年度中城村一般会計予算を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 議案第13号 令和4年度中城村一般会計予算について御提案申し上げます。

議案第13号

令和4年度中城村一般会計予算

令和4年度中城村一般会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ9,657,637千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

(一時借入金)

第3条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、1,800,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第4条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費(賃金に係る共済費を除く。)に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和4年3月4日 提出

中城村長 浜田 京介

第1表 歳入歳出予算

(歳入)

(単位：千円)

| 款        | 項          | 金額        |
|----------|------------|-----------|
| 1 村税     |            | 2,669,538 |
|          | 1 村民税      | 1,053,898 |
|          | 2 固定資産税    | 1,455,125 |
|          | 3 軽自動車税    | 87,057    |
|          | 4 村たばこ税    | 73,457    |
|          | 5 特別土地保有税  | 1         |
| 2 地方譲与税  |            | 47,563    |
|          | 1 地方揮発油譲与税 | 11,040    |
|          | 2 自動車重量譲与税 | 32,123    |
|          | 3 特別とん譲与税  | 2,811     |
|          | 4 地方道路譲与税  | 1         |
|          | 5 森林環境譲与税  | 1,588     |
| 3 利子割交付金 |            | 988       |
|          | 1 利子割交付金   | 988       |

| 款              | 項             | 金額        |
|----------------|---------------|-----------|
| 4 配当割交付金       |               | 3,413     |
|                | 1 配当割交付金      | 3,413     |
| 5 株式等譲渡所得割交付金  |               | 3,250     |
|                | 1 株式等譲渡所得割交付金 | 3,250     |
| 6 法人事業税交付金     |               | 25,824    |
|                | 1 法人事業税交付金    | 25,824    |
| 7 地方消費税交付金     |               | 468,457   |
|                | 1 地方消費税交付金    | 468,457   |
| 8 ゴルフ場利用税交付金   |               | 27,486    |
|                | 1 ゴルフ場利用税交付金  | 27,486    |
| 9 環境性能割交付金     |               | 3,689     |
|                | 1 環境性能割交付金    | 3,689     |
| 10 地方特例交付金     |               | 18,413    |
|                | 1 地方特例交付金     | 18,413    |
| 11 地方交付税       |               | 1,560,088 |
|                | 1 地方交付税       | 1,560,088 |
| 12 交通安全対策特別交付金 |               | 1,664     |
|                | 1 交通安全対策特別交付金 | 1,664     |
| 13 分担金及び負担金    |               | 2,049     |
|                | 2 負担金         | 2,049     |
| 14 使用料及び手数料    |               | 140,551   |
|                | 1 使用料         | 96,950    |
|                | 2 手数料         | 43,601    |
| 15 国庫支出金       |               | 2,034,331 |
|                | 1 国庫負担金       | 1,288,136 |
|                | 2 国庫補助金       | 737,985   |
|                | 3 委託金         | 8,210     |
| 16 県支出金        |               | 1,204,779 |
|                | 1 県負担金        | 562,895   |
|                | 2 県補助金        | 595,170   |
|                | 3 委託金         | 46,714    |

| 款       | 項             | 金額        |
|---------|---------------|-----------|
| 17 財産収入 |               | 12,448    |
|         | 1 財産運用収入      | 12,447    |
|         | 2 財産売却収入      | 1         |
| 18 寄附金  |               | 300,002   |
|         | 1 寄附金         | 300,002   |
| 19 繰入金  |               | 133,973   |
|         | 2 基金繰入金       | 133,973   |
| 20 繰越金  |               | 30,000    |
|         | 1 繰越金         | 30,000    |
| 21 諸収入  |               | 160,066   |
|         | 1 延滞金、加算金及び過料 | 4,066     |
|         | 2 村預金利子       | 1         |
|         | 3 貸付金元利収入     | 1         |
|         | 4 雑入          | 155,998   |
| 22 村債   |               | 809,065   |
|         | 1 村債          | 809,065   |
| 歳 入 合 計 |               | 9,657,637 |

(歳 出)

(単位：千円)

| 款     | 項           | 金額        |
|-------|-------------|-----------|
| 1 議会費 |             | 101,409   |
|       | 1 議会費       | 101,409   |
| 2 総務費 |             | 1,180,051 |
|       | 1 総務管理費     | 948,340   |
|       | 2 徴税費       | 132,594   |
|       | 3 戸籍住民基本台帳費 | 71,342    |
|       | 4 選挙費       | 25,477    |
|       | 5 統計調査費     | 578       |
|       | 6 監査委員費     | 1,720     |
| 3 民生費 |             | 3,926,982 |
|       | 1 社会福祉費     | 1,546,188 |
|       | 2 児童福祉費     | 2,380,794 |

| 款        | 項           | 金額        |
|----------|-------------|-----------|
| 4 衛生費    |             | 1,025,605 |
|          | 1 保健衛生費     | 644,324   |
|          | 2 清掃費       | 381,281   |
| 5 労働費    |             | 3,496     |
|          | 1 労働諸費      | 3,496     |
| 6 農林水産業費 |             | 198,608   |
|          | 1 農業費       | 188,273   |
|          | 2 林業費       | 802       |
|          | 3 水産業費      | 9,533     |
| 7 商工費    |             | 80,804    |
|          | 1 商工費       | 80,804    |
| 8 土木費    |             | 491,816   |
|          | 1 土木管理費     | 51,628    |
|          | 2 道路橋梁費     | 275,145   |
|          | 3 河川費       | 3,353     |
|          | 4 都市計画費     | 2,256     |
|          | 5 下水道費      | 159,434   |
| 9 消防費    |             | 305,439   |
|          | 1 消防費       | 305,439   |
| 10 教育費   |             | 1,835,732 |
|          | 1 教育総務費     | 195,196   |
|          | 2 小学校費      | 194,853   |
|          | 3 中学校費      | 786,527   |
|          | 4 幼稚園費      | 142,809   |
|          | 5 社会教育費     | 303,670   |
|          | 6 保健体育費     | 212,677   |
| 11 災害復旧費 |             | 4         |
|          | 2 土木施設災害復旧費 | 4         |
| 12 公債費   |             | 487,690   |
|          | 1 公債費       | 487,690   |
| 13 諸支出金  |             | 1         |
|          | 1 普通財産取得費   | 1         |

| 款       | 項     | 金額        |
|---------|-------|-----------|
| 14 予備費  |       | 20,000    |
|         | 1 予備費 | 20,000    |
| 歳 出 合 計 |       | 9,657,637 |

第2表 地 方 債

| 起債の目的       | 限度額           | 起債の方法              | 利率                                                                                 | 償還の方法                                                                                                                                                    |
|-------------|---------------|--------------------|------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 臨時財政対策債     | 千円<br>119,165 | 証書借入<br>又は<br>証券発行 | 年5%以内<br>(ただし、利率見直し<br>方式で借り入れる資金<br>等について、利率の見<br>直しを行った後におい<br>ては、当該見直し後の<br>利率) | 特別の融資条件のあ<br>るものを除き、償還期<br>限は、据置期間を含め<br>30年以内、償還方法<br>は、元金均等又は元利<br>均等による。<br>ただし、財政の都合<br>により据置期間及び償<br>還期間を短縮し、もし<br>くは繰上げ償還又は低<br>利に借換えすることが<br>できる。 |
| 公共施設除却債     | 2,900         |                    |                                                                                    |                                                                                                                                                          |
| 道路整備事業債     | 33,300        |                    |                                                                                    |                                                                                                                                                          |
| 社会教育施設整備事業債 | 5,500         |                    |                                                                                    |                                                                                                                                                          |
| 公立学校施設整備事業債 | 648,200       |                    |                                                                                    |                                                                                                                                                          |
| 計           | 809,065       |                    |                                                                                    |                                                                                                                                                          |

それでは歳入から読み上げて御提案申し上げます。

第1表歳入歳出予算。歳入の1款村税、1項村民税10億5,389万8,000円、2項固定資産税14億5,512万5,000円、3項軽自動車税8,705万7,000円、4項村たばこ税7,345万7,000円、5項特別土地保有税は費目存置。

2款地方譲与税、1項地方揮発油譲与税1,104万円、2項自動車重量譲与税3,212万3,000円、3項特別とん譲与税281万1,000円、4項地方道路譲与税は費目存置、5項森林環境譲与税158万8,000円。

3款利子割交付金、1項利子割交付金98万8,000円。

4款配当割交付金、1項配当割交付金341万

3,000円。

5款株式等譲渡所得割交付金、1項株式等譲渡所得割交付金325万円。

6款法人事業税交付金、1項法人事業税交付金2,582万4,000円。

7款地方消費税交付金、1項地方消費税交付金4億6,845万7,000円。

8款ゴルフ場利用税交付金、1項ゴルフ場利用税交付金2,748万6,000円。

9款環境性能割交付金、1項環境性能割交付金368万9,000円。

10款地方特例交付金、1項地方特例交付金1,841万3,000円。

11款地方交付税、1項地方交付税15億6,008万8,000円。

12款交通安全対策特別交付金、1項交通安全対策特別交付金166万4,000円。

13款分担金及び負担金、2項負担金204万9,000円。

14款項使用料及び手数料、1項使用料9,695万円、2項手数料4,360万1,000円。

15款国庫支出金、1項国庫負担金12億8,813万6,000円、2項国庫補助金7億3,798万5,000円、3項委託金821万円。

16款県支出金、1項県負担金5億6,289万5,000円、2項県補助金5億9,517万円、3項委託金4,671万4,000円。

17款財産収入、1項財産運用収入1,244万7,000円、2項財産売払収入は費目存置。

18款寄附金、1項寄附金3億2,000円。

19款繰入金、2項基金繰入金1億3,397万3,000円

20款繰越金、1項繰越金3,000万円。

21款諸収入、1項延滞金、加算金及び過料406万6,000円、2項村預金利子及び3項貸付金元利収入は費目存置、4項雑入1億5,599万8,000円

22款村債、1項村債8億906万5,000円。

歳入合計96億5,763万7,000円でございます。

続いて、歳出でございます。歳出1款議会費、1項議会費1億140万9,000円。

2款総務費、1項総務管理費9億4,834万円、2項徴税費1億3,259万4,000円、3項戸籍住民基本台帳費、7,134万2,000円。4項選挙費2,547万7,000円、5項統計調査費57万8,000円、6項監査委員費172万円。

3款民生費、1項社会福祉費15億4,618万8,000円、2項児童福祉費23億8,079万4,000円。

4款衛生費、1項保健衛生費6億4,432万4,000円、2項清掃費3億8,128万1,000円。

5款労働費、1項労働諸費349万6,000円。

6款農林水産業費、1項農業費1億8,827万3,000円、2項林業費80万2,000円、3項水産業

費953万3,000円。

7款商工費、1項商工費8,080万4,000円。

8款土木費、1項土木管理費5,162万8,000円、2項道路橋梁費2億7,514万5,000円、3項河川費335万3,000円。4項都市計画費225万6,000円、5項下水道費1億5,943万4,000円。

9款消防費、1項消防費3億543万9,000円。

10款教育費、1項教育総務費1億9,519万6,000円、2項小学校費1億9,485万3,000円、3項中学校費7億8,652万7,000円、4項幼稚園費1億4,280万9,000円、5項社会教育費3億367万円、6項保健体育費2億1,267万7,000円

11款災害復旧費、2項土木施設災害復旧費は費目存置。

12款公債費、1項公債費4億8,769万円。

13款諸支出金、1項普通財産取得費は費目存置。

14款予備費、1項予備費2,000万円。

歳出合計、96億5,763万7,000円でございます。

続いて、第2表地方債。起債の目的、限度額、起債の方法、利率、償還の方法の順に読み上げて御提案申し上げます。まず臨時財政対策債、限度額が1億1,916万5,000円、公共施設除却債290万円、道路整備事業債3,330万円、社会教育施設整備事業債550万円、公立学校施設整備事業債6億4,820万円。限度額の合計が8億906万5,000円。

起債の方法、利率、償還の方法。起債の方法は証書借入又は証券発行。利率が年5%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる資金等について、利率見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）。償還の方法、特別の融資条件のあるものを除き償還期限は、据置期間を含め30年以内、償還方法は元金均等又は元利均等による。ただし、財政の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、もしくは繰上げ償還又は低利に借換えすることができる。

以上でございます。

○議長 新垣博正 これにて提案理由の説明を終わります。

日程第17 議案第14号 令和4年度中城村国民健康保険特別会計予算を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 議案第14号 令和4年度中城村国民健康保険特別会計予算について御提案申し上げます。

議案第14号

令和4年度中城村国民健康保険特別会計予算

令和4年度中城村国民健康保険特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2,496,324千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、500,000千円と定める。

(歳入歳出予算の流用)

第3条 地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

(2) 保険給付費の各項に計上された予算額に過不足が生じた場合における同一款内でこれらの経費の各項の間の流用。

令和4年3月4日 提出

中城村長 浜田京介

第1表 歳入歳出予算

(歳入)

(単位：千円)

| 款          | 項         | 金額      |
|------------|-----------|---------|
| 1 国民健康保険税  |           | 411,363 |
|            | 1 国民健康保険税 | 411,363 |
| 2 使用料及び手数料 |           | 380     |
|            | 1 手数料     | 380     |



| 款       | 項             | 金額        |
|---------|---------------|-----------|
| 3 国庫支出金 |               | 1         |
|         | 1 国庫補助金       | 1         |
| 4 県支出金  |               | 1,769,506 |
|         | 1 県補助金        | 1,769,505 |
|         | 2 財政安定化基金支出金  | 1         |
| 5 財産収入  |               | 1         |
|         | 1 財産運用収入      | 1         |
| 6 繰入金   |               | 310,358   |
|         | 1 他会計繰入金      | 310,357   |
|         | 2 基金繰入金       | 1         |
| 7 繰越金   |               | 1         |
|         | 1 繰越金         | 1         |
| 8 諸収入   |               | 4,713     |
|         | 1 延滞金・加算金及び過料 | 1,910     |
|         | 2 雑入          | 2,803     |
| 9 村債    |               | 1         |
|         | 1 財政安定化基金貸付金  | 1         |
| 歳 入 合 計 |               | 2,496,324 |

(歳 出)

(単位：千円)

| 款       | 項        | 金額        |
|---------|----------|-----------|
| 1 総務費   |          | 49,282    |
|         | 1 総務管理費  | 37,458    |
|         | 2 徴税費    | 11,776    |
|         | 3 運営協議会費 | 48        |
| 2 保険給付費 |          | 1,670,731 |
|         | 1 療養諸費   | 1,406,218 |
|         | 2 高額療養費  | 247,883   |
|         | 3 移送費    | 1         |
|         | 4 出産育児諸費 | 15,909    |
|         | 5 葬祭諸費   | 620       |
|         | 6 傷病手当金  | 100       |

| 款              | 項            | 金額        |
|----------------|--------------|-----------|
| 3 国民健康保険事業費納付金 |              | 720,619   |
|                | 1 医療給付費分     | 526,317   |
|                | 2 後期高齢者支援金等分 | 139,447   |
|                | 3 介護納付金分     | 54,855    |
| 4 財政安定化基金拠出金   |              | 1         |
|                | 1 財政安定化基金拠出金 | 1         |
| 5 保健事業費        |              | 42,543    |
|                | 1 特定健康診査等事業費 | 21,604    |
|                | 2 保健事業費      | 20,939    |
| 6 基金積立金        |              | 1         |
|                | 1 基金積立金      | 1         |
| 7 公債費          |              | 51        |
|                | 1 公債費        | 51        |
| 8 諸支出金         |              | 3,096     |
|                | 1 償還金及び還付加算金 | 3,095     |
|                | 2 延滞金        | 1         |
| 9 予備費          |              | 10,000    |
|                | 1 予備費        | 10,000    |
| 歳 出 合 計        |              | 2,496,324 |

読み上げて御提案申し上げます。

歳入の1款国民健康保険税、1項国民健康保険税4億1,136万3,000円。

2款使用料及び手数料、1項手数料38万円。

3款国庫支出金、1項国庫補助金は費目存置。

4款県支出金、1項県補助金17億6,950万5,000円、2項財政安定化基金支出金は費目存置。

5款財産収入、1項財産運用収入も費目存置。

6款繰入金、1項他会計繰入金3億1,035万7,000円、2項基金繰入金は費目存置。

7款繰越金も費目存置。

8款諸収入、1項延滞金・加算金及び過料191万円、2項雑入280万3,000円。

9款村債は費目存置。

歳入合計、24億9,632万4,000円でございます。

続いて、歳出でございます。歳出1款総務費、1項総務管理費3,745万8,000円、2項徴税費1,177万6,000円、3項運営協議会費4万8,000円。

2款保険給付費、1項療養諸費14億621万8,000円、2項高額療養費2億4,788万3,000円、3項移送費は費目存置、4項出産育児諸費1,590万9,000円、5項葬祭諸費62万円、6項傷病手当金10万円。

3款国民健康保険事業費納付金、1項医療給付費分5億2,631万7,000円、2項後期高齢者支援金等分1億3,944万7,000円、3項介護納付金

分5,485万5,000円。

4 款財政安定化基金拠出金は費目存置。

5 款保健事業費、1 項特定健康診査等事業費  
2,160万4,000円、2 項保健事業費2,093万9,000  
円。

6 款基金積立金、1 項基金積立金は費目存置。

7 款公債費、1 項公債費 5 万1,000円。

8 款諸支出金、1 項償還金及び還付加算金  
309万5,000円、2 項延滞金は費目存置。

9 款予備費、1 項予備費は1,000万円。

歳出合計24億9,632万4,000円でございます。

以上でございます。

○議長 新垣博正 これにて提案理由の説明を終  
わります。

日程第18 議案第15号 令和4年度中城村後  
期高齢者医療特別会計予算を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 議案第15号 令和4年度中  
城村後期高齢者医療特別会計予算について御提  
案を申し上げます。

議案第15号

令和4年度中城村後期高齢者医療特別会計予算

令和4年度中城村後期高齢者医療特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ158,686千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(歳入歳出予算の流用)

第2条 地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用  
することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した後期高齢者医療に係る予算額に過不足が生じた場合における同一款内  
でのこれらの経費の各項の間の流用。

令和4年3月4日 提出

中城村長 浜田京介

第1表 歳入歳出予算

(歳入)

(単位：千円)

| 款            | 項            | 金額      |
|--------------|--------------|---------|
| 1 後期高齢者医療保険料 |              | 114,879 |
|              | 1 後期高齢者医療保険料 | 114,879 |

| 款          | 項             | 金額      |
|------------|---------------|---------|
| 2 使用料及び手数料 |               | 45      |
|            | 1 手数料         | 45      |
| 3 繰入金      |               | 42,408  |
|            | 1 一般会計繰入金     | 42,408  |
| 4 繰越金      |               | 1       |
|            | 1 繰越金         | 1       |
| 5 諸収入      |               | 1,353   |
|            | 1 延滞金、加算金及び過料 | 2       |
|            | 2 償還金及び還付加算金  | 547     |
|            | 3 預金利子        | 1       |
|            | 4 雑入          | 803     |
| 歳 入 合 計    |               | 158,686 |

(歳 出)

(単位：千円)

| 款                | 項                | 金額      |
|------------------|------------------|---------|
| 1 総務費            |                  | 4,020   |
|                  | 1 総務管理費          | 1,842   |
|                  | 2 徴収費            | 2,178   |
| 2 後期高齢者医療広域連合納付金 |                  | 153,819 |
|                  | 1 後期高齢者医療広域連合納付金 | 153,819 |
| 3 諸支出金           |                  | 547     |
|                  | 1 償還金及び還付加算金     | 547     |
| 4 予備費            |                  | 300     |
|                  | 1 予備費            | 300     |
| 歳 出 合 計          |                  | 158,686 |

それでは歳入歳出読み上げて御提案申し上げます。

歳入 1 款後期高齢者医療保険料、1 項後期高齢者医療保険料 1 億1,487万9,000円。

2 款使用料及び手数料、1 項手数料 4 万5,000円。

3 款繰入金、1 項一般会計繰入金4,240万

8,000円。

4 款繰越金は費目存置。

5 款諸収入、1 項延滞金、加算金及び過料は費目存置、2 項償還金及び還付加算金54万7,000円、3 項預金利子は費目存置、4 項雑入80万3,000円。

歳入合計は 1 億5,868万6,000円。

続いて、歳出1款総務費、1項総務管理費  
184万2,000円、2項徴収費217万8,000円。

2款後期高齢者医療広域連合納付金、1項後  
期高齢者医療広域連合納付金1億5,381万9,000  
円。

3款諸支出金、1項償還金及び還付加算金54  
万7,000円。

4款予備費、1項予備費30万円。

歳出合計1億5,868万6,000円でございます。

以上でございます。

○議長 新垣博正 これにて提案理由の説明を終  
わります。

日程第19 議案第16号 令和4年度中城村公  
共下水道事業特別会計予算を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 議案第16号 令和4年度中  
城村公共下水道事業特別会計予算について御提  
案申し上げます。

## 議案第16号

### 令和4年度中城村公共下水道事業特別会計予算

令和4年度中城村公共下水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ495,427千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことのできる地方債の起債の目的、限度  
額、起債の方法、利率及び償還の方法は「第2表 地方債」による。

(一時借入金)

第3条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れ最高額は、300,000千円  
と定める。

(歳出予算の流用)

第4条 地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流  
用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費(賃金に係る共済費を除く。)に係る予算額  
に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和4年3月4日 提出

中城村長 浜田京介

第1表 歳入歳出予算

(歳入)

(単位：千円)

| 款        | 項         | 金額      |
|----------|-----------|---------|
| 1 使用料手数料 |           | 63,060  |
|          | 1 使用料     | 62,860  |
|          | 2 手数料     | 200     |
| 2 県支出金   |           | 53,829  |
|          | 1 県補助金    | 53,829  |
| 3 国庫支出金  |           | 92,000  |
|          | 1 国庫補助金   | 92,000  |
| 4 繰入金    |           | 159,434 |
|          | 1 一般会計繰入金 | 159,434 |
| 5 繰越金    |           | 1       |
|          | 1 繰越金     | 1       |
| 6 諸収入    |           | 3       |
|          | 1 預金利子    | 1       |
|          | 2 雑入      | 2       |
| 7 村債     |           | 127,100 |
|          | 1 村債      | 127,100 |
| 歳入合計     |           | 495,427 |

(歳出)

(単位：千円)

| 款        | 項        | 金額      |
|----------|----------|---------|
| 1 公共下水道費 |          | 357,121 |
|          | 1 公共下水道費 | 357,121 |
| 2 公債費    |          | 138,106 |
|          | 1 公債費    | 138,106 |
| 3 予備費    |          | 200     |
|          | 1 予備費    | 200     |
| 歳出合計     |          | 495,427 |

第2表 地方債

| 起債の目的   | 限度額           | 起債の方法              | 利率    | 償還の方法                                                                                                           |
|---------|---------------|--------------------|-------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 下水道整備事業 | 千円<br>127,100 | 証書借入<br>又は<br>証券発行 | 年5%以内 | 特別の融資条件のあるものを除き、償還期限は据置期間を含め40年以内、償還方法は、元金均等又は元利均等による。ただし、財政の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、もしくは、繰り上げ償還または、低利に借換えすることができる。 |
| 計       | 127,100       |                    |       |                                                                                                                 |

読み上げて御提案申し上げます。

歳入の1款使用料手数料、1項使用料6,286万円、2項手数料20万円。

2款県支出金、1項県補助金5,382万9,000円。

3款国庫支出金、1項国庫補助金9,200万円。

4款繰入金、1項一般会計繰入金1億5,943万4,000円。

5款繰越金は費目存置。

6款諸収入も同じく費目存置。

7款村債、1項村債1億2,710万円。

歳入合計4億9,542万7,000円。

歳出1款公共下水道費、1項公共下水道費3億5,712万1,000円。

2款公債費、1項公債費1億3,810万6,000円。

3款予備費、1項予備費20万円。

歳出合計4億9,542万7,000円。

第2表の地方債でございます。まずは起債の目的が下水道整備事業、限度額が1億2,710万円、起債の方法は、証書借入又は証券発行。利率は年5%以内。償還の方法は、特別の融資条件のあるものを除き償還期限は、据置期間を含め40年以内、償還方法は元金均等又は元利均等による。ただし、財政の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、もしくは繰上げ償還又は

低利に借換えすることができる。

以上でございます。

○議長 新垣博正 これにて提案理由の説明を終わります。

日程第20 議案第17号 令和4年度中城村土地区画整理事業特別会計予算を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 議案第17号 令和4年度中城村土地区画整理事業特別会計予算について御提案申し上げます。

議案第17号

令和4年度中城村土地区画整理事業特別会計予算

令和4年度中城村土地区画整理事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ270,064千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(歳出予算の流用)

第2条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した土地区画整理事業費に係る予算額に過不足が生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和4年3月4日 提出

中城村長 浜 田 京 介

第1表 歳 入 歳 出 予 算

(歳 入)

(単位：千円)

| 款          | 項                 | 金 額     |
|------------|-------------------|---------|
| 1 使用料及び手数料 |                   | 1,611   |
|            | 2 使用料             | 1,611   |
| 2 繰入金      |                   | 268,401 |
|            | 1 基金繰入金           | 268,401 |
| 3 繰越金      |                   | 1       |
|            | 1 繰越金             | 1       |
| 4 諸収入      |                   | 50      |
|            | 1 雑入              | 50      |
| 5 保留地処分金   |                   | 1       |
|            | 1 南上原区画整理事業保留地処分金 | 1       |
| 歳 入 合 計    |                   | 270,064 |



(歳 出)

(単位：千円)

| 款           | 項              | 金 額     |
|-------------|----------------|---------|
| 1 土地区画整理事業費 |                | 270,063 |
|             | 1 南上原土地区画整理事業費 | 270,063 |
| 3 予備費       |                | 1       |
|             | 1 予備費          | 1       |
| 歳 出 合 計     |                | 270,064 |

歳入歳出読み上げて御提案申し上げます。

歳入 1 款使用料及び手数料、2 項使用料161万1,000円。

2 款繰入金、1 項基金繰入金 2 億6,840万1,000円。

3 款繰越金は費目存置。

4 款諸収入、1 項雑入 5 万円。

5 款保留地処分金は費目存置。

歳入合計 2 億7,006万4,000円。

続いて、歳出。歳出 1 款土地区画整理事業費、1 項南上原土地区画整理事業費 2 億7,006万3,000円。

3 款予備費、1 項予備費は費目存置。

歳出合計 2 億7,006万4,000円でございます。

以上でございます。

○議長 新垣博正 これにて提案理由の説明を終わります。

日程第21 議案第18号 令和4年度中城村污水处理施設管理事業特別会計予算を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 議案第18号 令和4年度中城村污水处理施設管理事業特別会計予算について御提案を申し上げます。

#### 議案第18号

#### 令和4年度中城村污水处理施設管理事業特別会計予算

令和4年度中城村污水处理施設管理事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ2,908千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(歳出予算の流用)

第2条 地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した污水处理施設管理事業に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの各項の間の流用

令和4年3月4日 提出

中城村長 浜田京介

第1表 歳入歳出予算

(歳入)

(単位：千円)

| 款          | 項       | 金額    |
|------------|---------|-------|
| 1 使用料及び手数料 |         | 2,903 |
|            | 1 使用料   | 2,902 |
|            | 2 手数料   | 1     |
| 2 寄附金      |         | 1     |
|            | 1 寄附金   | 1     |
| 3 繰入金      |         | 1     |
|            | 1 基金繰入金 | 1     |
| 4 繰越金      |         | 1     |
|            | 1 繰越金   | 1     |
| 5 諸収入      |         | 2     |
|            | 1 預金利子  | 1     |
|            | 2 雑収入   | 1     |
| 歳入合計       |         | 2,908 |

(歳出)

(単位：千円)

| 款           | 項           | 金額    |
|-------------|-------------|-------|
| 1 汚水処理施設管理費 |             | 2,658 |
|             | 1 汚水処理施設管理費 | 2,658 |
| 2 予備費       |             | 250   |
|             | 1 予備費       | 250   |
| 歳出合計        |             | 2,908 |

同じく読み上げて御提案申し上げます。

歳入の1款使用料及び手数料、1項使用料  
290万2,000円、2項手数料は費目存置。

2款、3款、4款、それぞれ費目存置でござ  
います。

5款諸収入まで費目存置。

歳入合計290万8,000円。

続いて、歳出1款汚水処理施設管理費、1項  
汚水処理施設管理費265万8,000円。

2款予備費、1項予備費25万円。

歳出合計290万8,000円。

以上でございます。

○議長 新垣博正 これで提案理由の説明を終わります。

日程第22 議案第19号 令和4年度中城村水道事業会計予算を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 議案第19号 令和4年度中城村水道事業会計予算について御提案申し上げます。

議案第19号

令和4年度中城村水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和4年度中城村水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

|               |            |                |
|---------------|------------|----------------|
| (1) 給水栓数      | 6,639      | 栓              |
| (2) 年間配水量     | 2,319,243  | m <sup>3</sup> |
| (3) 一日平均配水量   | 6,354      | m <sup>3</sup> |
| (4) 主要な建設改良事業 | 南上原配水池建替工事 |                |

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

|     |        | 収 入     |    |
|-----|--------|---------|----|
| 第1款 | 水道事業収益 | 565,203 | 千円 |
| 第1項 | 営業収益   | 521,458 | 千円 |
| 第2項 | 営業外収益  | 43,743  | 千円 |
| 第3項 | 特別利益   | 2       | 千円 |
|     |        | 支 出     |    |
| 第1款 | 水道事業費用 | 519,908 | 千円 |
| 第1項 | 営業費用   | 511,792 | 千円 |
| 第2項 | 営業外費用  | 7,015   | 千円 |
| 第3項 | 特別損失   | 101     | 千円 |
| 第4項 | 予備費    | 1,000   | 千円 |

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

資本的収入額が資本的支出額に不足する額145,489千円(建設改良支出のうち、229千円は賞与引当金取崩計上によるものであるため増額する。)は当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額11,296千円、建設改良積立金の取崩100,000千円、減債積立金の取崩5,884千円及び損益勘定留保資金28,309千円で補填するものとする。

収 入

|              |        |    |
|--------------|--------|----|
| 第1款 資本的収入    | 35,401 | 千円 |
| 第1項 補助金      | 34,000 | 千円 |
| 第2項 出資金      | 1,400  | 千円 |
| 第3項 固定資産売却代金 | 1      | 千円 |
| 第4項 投資その他収入  | 0      | 千円 |

支 出

|              |         |    |
|--------------|---------|----|
| 第1款 資本的支出    | 180,661 | 千円 |
| 第1項 建設改良費    | 166,707 | 千円 |
| 第2項 企業債償還金   | 8,954   | 千円 |
| 第3項 その他資本的支出 | 2,000   | 千円 |
| 第4項 予備費      | 3,000   | 千円 |

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

| 事 項               | 期 間             | 限 度 額     |
|-------------------|-----------------|-----------|
| 会計・調定システム関係機器賃借料  | 令和2年度から～令和7年度まで | 2,477千円   |
| 会計・調定システム関係機器保守料  | 令和2年度から～令和7年度まで | 2,477千円   |
| 会計・調定システムクラウド利用料等 | 令和2年度から～令和7年度まで | 13,324千円  |
| 車両賃借料             | 令和元年度から～令和6年度まで | 1,159千円   |
| 南上原配水池建設工事        | 令和3年度から～令和4年度まで | 434,622千円 |
| 複合機賃借料            | 令和4年度から～令和8年度まで | 733千円     |

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、20,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 営業費用、営業外費用及び特別損失との間
- (2) 建設改良費、企業債償還金及びその他資本的支出との間

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- (1) 職員給与費 47,568 千円

(棚卸資産購入限度額)

第9条 棚卸資産の購入限度額は、2,223千円と定める。

令和4年3月4日 提出

中城村長 浜田京介

以上でございます。

○議長 新垣博正 休憩します。

休 憩 (12時00分)

~~~~~

再 開 (12時00分)

○議長 新垣博正 再開します。

これで提案理由の説明を終わります。

日程第23 議案第20号 中城村役場旧庁舎解体工事請負契約についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 議案第20号 中城村役場旧庁舎解体工事請負契約について御提案申し上げます。

議案第20号

中城村役場旧庁舎解体工事請負契約について

中城村役場旧庁舎解体工事について、次のように工事請負契約を締結したいので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項の規定により、議会の議決を求める。

記

- | | |
|---------------------------------------|-------------------------------------------------|
| 1. 契約の目的 | 中城村役場旧庁舎解体工事 |
| 2. 契約の方法 | 指名競争入札 |
| 3. 契約金額 | 金 49,000,000円 |
| うち取引に係る消費税
及び地方消費税の額、
産業廃棄物税相当額 | 金 4,500,000円 |
| 4. 契約の相手方 | 沖縄県中頭郡中城村字泊537番地2
株式会社マルケン建設工業
代表取締役 新垣 司 |

令和4年3月4日 提出

中城村長 浜田 京介

提案理由

中城村役場旧庁舎解体工事の工事請負契約の締結については、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を必要とする。

契約の写し、入札結果書、図面等がございますので、御参照いただきたいと思います。

以上でございます。

○議長 新垣博正 これで提案理由の説明を終わります。

日程第24 議案第21号 物品等購入の契約に

ついてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 議案第21号 物品等購入の契約について御提案申し上げます。

議案第21号

物品等購入の契約について

令和3年度電子黒板等教育情報化備品購入業務（その2）について、次のように物品購入契約を締結したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、議会の議決を求める。

記

- | | |
|-------------------------|------------------------------------------|
| 1. 契約の目的 | 令和3年度電子黒板等教育情報化備品購入業務（その2） |
| 2. 契約の方法 | 指名競争入札 |
| 3. 契約金額 | 金17,476,800円 |
| うち取引に係る消費税
及び地方消費税の額 | 金 1,588,800円 |
| 4. 契約の相手方 | 浦添市港川458番地
株式会社 オキジム
代表取締役 新 里 哲 郎 |

令和4年3月4日 提出

中城村長 浜 田 京 介

提案理由

令和3年度電子黒板等教育情報化備品購入業務（その2）の契約の締結については、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を必要とする。

契約書の写し、仕様書、入札調書等がございますので、御参照いただきたいと思います。

以上でございます。

○議長 新垣博正 これで提案理由の説明を終わります。

以上で、本日の日程は全て終了しました。

本日は、これで散会いたします。御苦労さまでした。

散 会（12時03分）

令和4年第3回中城村議会定例会（第5日目）

招 集 年 月 日	令和4年3月4日（金）			
招 集 の 場 所	中 城 村 議 会 議 事 堂			
開 会 ・ 散 会 ・ 閉 会 等 日 時	開 議	令和4年3月8日（午前10時00分）		
	散 会	令和4年3月8日（午後0時06分）		
応 招 議 員 （出席議員）	議 席 番 号	氏 名	議 席 番 号	氏 名
	1 番	安 里 清 市	9 番	比 嘉 麻 乃
	2 番	新 垣 修	10 番	安 里 ヨシ子
	3 番	渡 嘉 敷 眞 整	11 番	仲 松 正 敏
	4 番	屋 良 照 枝	12 番	金 城 章
	5 番	桃 原 清	13 番	石 原 昌 雄
	6 番	玉 那 覇 登	14 番	伊 佐 則 勝
	7 番	新 垣 貞 則	15 番	新 垣 善 功
	8 番	大 城 常 良	16 番	新 垣 博 正
欠 席 議 員				
会 議 録 署 名 議 員	14 番	伊 佐 則 勝	15 番	新 垣 善 功
職 務 の た め 本 会 議 に 出 席 し た 者	議 会 事 務 局 長	比 嘉 保	議 事 係 長	根 間 忠
地 方 自 治 法 第 121 条 の 規 定 に よ る 本 会 議 出 席 者	村 長	浜 田 京 介	こ だ も 課 長	金 城 勉
	副 村 長	比 嘉 忠 典	企 画 課 長	比 嘉 健 治
	教 育 長	比 嘉 良 治	都 市 建 設 課 長	仲 村 盛 和
	総 務 課 長	與 儀 忍	産 業 振 興 課 長 兼 農 業 委 員 会 事 務 局 長	仲 村 武 宏
	住 民 生 活 課 長	義 間 清	上 下 水 道 課 長	知 名 勉
	会 計 管 理 者	荷 川 取 次 枝	教 育 総 務 課 長	我 謝 慎 太 郎
	税 務 課 長	大 湾 朝 也	生 涯 学 習 課 長	稻 嶺 盛 昌
	福 祉 課 長	照 屋 淳	教 育 総 務 課 主 幹	宮 城 政 光
	健 康 保 険 課 長	仲 松 範 三		

議 事 日 程 第 2 号

日 程	件 名
第 1	議案第 3 号 中城村課設置条例の一部を改正する条例
第 2	議案第 4 号 中城村行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例
第 3	議案第 5 号 中城村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
第 4	議案第 6 号 中城村水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例
第 5	議案第 7 号 令和 3 年度中城村一般会計補正予算（第10号）
第 6	議案第 8 号 令和 3 年度中城村国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）
第 7	議案第 9 号 令和 3 年度中城村後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）
第 8	議案第10号 令和 3 年度中城村公共下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）
第 9	議案第11号 令和 3 年度中城村土地区画整理事業特別会計補正予算（第 3 号）
第 10	議案第12号 令和 3 年度中城村水道事業会計補正予算（第 3 号）
第 11	議案第20号 中城村役場旧庁舎解体工事請負契約について
第 12	議案第21号 物品等購入の契約について（電子黒板等教育情報備品購入）
第 13	同意第 1 号 教育委員会委員の任命について
第 14	報告第 1 号 専決処分の報告について（ウフクビリ線災害防除工事（R 3-1）改定契約）
第 15	報告第 2 号 令和 4 年度沖縄県町村土地開発公社事業計画の報告について

○議長 新垣博正 おはようございます。これから本日の会議を開きます。

(10時00分)

日程第1 議案第3号 中城村課設置条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案については3月4日に説明済みですので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

大城常良議員。

○8番 大城常良議員 それでは議案第3号について質疑をいたします。

これは説明資料があったものですから、その中から質疑をしたいと思います。まず第1に、中学校移転事業については、今耐力度調査というものが行われておまして、これがまだ結果も出ないと。5月末、あるいは6月。これが県・国に行った場合には11月頃しか判定されないというところで、商業施設誘致事業も並行して、集中的かつ能動的に推進することは可能だというふうに考えておられるのかどうか。1点目です。

2点目に、課設置に関しては、課長、係長、それから係員合わせて三、四名を予定しているということですが、それに対して今のうちから課を設置して、中学校の移転後の商業施設誘致を含めてメリットがあるのかどうか。今から設置するメリットがあるのかどうか。

3点目に、企画課まちづくり係を強化して、それについての業務はできないのかどうか。以上3点、お願いします。

○議長 新垣博正 総務課長 與儀 忍。

○総務課長 與儀 忍 お答えいたします。

現在、耐力度調査等が行われているところですので。その結果に基づきまして、中学校の移転、あるいはそれに伴う商業施設の誘致、そういうのを強力的に進めたいということで考えております。結果も含めてそうですが、本村にとりましては、商業施設誘致というのは非常に重要な施策であるということで考えておりま

す。それからすると、当初考えていたとおり、移転が可能となつて、商業施設が誘致できれば、それは村民の為にもなるのだろうと考えております。ですから、みんなで力を合わせれば十分可能であると考えております。

それから、もちろん課長、係長、係員を配置して、3名ないし4名体制で行うんですけども、それは集中的に業務を行うことによって、その可能性が十分に広がるものだと考えております。ですから、新たな課の設置というのは、村にとってもメリットはあるということで考えております。

それから、まちづくり係を強化してというふうなこともございます。1年間、まちづくり係として様々な課題等に取り組んでまいりました。そこでいろいろな調整等も必要で、まちづくり係が特に大きな事業を持っているわけではございませんでしたので、都市建設課の協働のまちづくり計画であるとか、そういうものにもいろいろな意見を、あるいは調整を、そのような業務をやってまいりました。その結果を踏まえて、新たな課を設置したほうがより集中的に取り組める。そのように考えたものでございます。

○議長 新垣博正 大城常良議員。

○8番 大城常良議員 今、重点的な業務ということで、先ほど言われた中学校移転事業、それから商業施設の誘致事業ということですが、やはり集中すべきは今は中学校の移転問題であつて、それがしっかりとクリアした段階で新しい商業施設の誘致事業、私はこれは本当に大事な事業だと。誘致事業ですね。本村のこれからの予算獲得、そういうのを含めれば、しっかりとやっていかないといけないという事業であると思うんですけども、やはり両方並行して本当にやっていけるのかどうか。中学校の移転というのは、これから順調に行ってもあと五、六年かかる。その間、このまちづくり推進課はどういう業務を果たしていくのか。都市

建設課で、これが本当に対応できないのかどうか。都市建設課はどんどん小さくして、新しくまたまちづくり推進課をつくるというようなところも含めてしまうと、本当にこれを今つくっていいのかと。時期尚早ではないかというような感じもするものですから、ましてや、この課長、係長を置くということは財政負担にもなるし、これをちょっとずらして1年、しっかりした中学校建設のめどが立った時点でこれをやるというのも一つの手ではないかと思うんですが、その点をもう一回伺います。

あと、企画課のまちづくり係が1年でなかなか業務が動かないというところもあったんですけども、そこは行政としてしっかりそこに強化した人材を置いて、例えば専門的な建設に関わる方々を置いて、そういうところを含めてまちづくり係を強化しての対応も取れなかったのかどうか。それが今からでも取れないのかどうか。そのあたりはいかがですか。

○議長 新垣博正 総務課長 與儀 忍。

○総務課長 與儀 忍 お答えいたします。

中学校の移転の事業と、それから商業施設の誘致につきましては、両事業とも村にとっては重要な事業であるということで考えております。もちろん中学校の移転がかなって、その跡地に商業施設を誘致する。あるいは商業施設を誘致するために、中学校をどうにか移転できないか。そういういろいろな考え方も出てくるだろうというふうに考えております。そういうところを集中的に取り組んでいきたいと。そのために新しい課をつくりたいということでございます。

それから財政的なお話もございしますが、もちろん管理職が一人増えるということは、多少財政的な負担は生ずるものだと考えております。しかしながら、村の新たなまちづくりに、それだけ人材を登用して取り組むということは、それはそれに比較しますと、そう大きな負担ではないということで考えております。

それから企画課内のまちづくり係です。先ほども少し答弁したと思うんですけども、まちづくり係のほうでいろいろな成果を出してきています。それはどういう成果かといいますと、まず、中城村に商業施設が必要であるかどうかという住民のニーズの確認。それから企業においては、中城村にそういう施設の進出の可能性はあるかどうかの確認。こういうものの成果が上がっております。それからすると、中城村には商業施設が必要であろうと、そういう考え方に至っております。ですから、これをもっと強力的に進めるためには、新たな課の設置は必要であると、そのように考えております。

○議長 新垣博正 大城常良議員。

○8番 大城常良議員 私は最初から、この課設置は否定するという事ではないんです。これは行く行くは必要になるだろうという判断ではあるんですけども、今ではないのではないかと。先ほども言ったとおり、中学校がある程度、一定程度のめどが立って初めて、その跡地利用として商業施設を一生懸命頑張らしようということで、それが判断できるような段階までやって初めて、この課設置条例をもう一回立ち上げていただいて、それからしっかりと重点的にやっていくと。今、教育総務課のほうで学校建設を進めていこうという段階のところですので、それもまだはつきりとしないうちでは、先ほども言ったとおり、ちょっと時期尚早ではないかと思っておりますので、そこはしっかりと我々議員のほうも判断していかないといけないというふうに思っております。以上です。

○議長 新垣博正 ほかに質疑はありませんか。
新垣 修議員。

○2番 新垣 修議員 それでは、議案第3号中城村課設置条例の一部を改正する条例について質疑をいたします。大城議員の内容と重複するかもしれませんが、お願いいたします。
まず1番目に、中学校移転後の跡地利用と商

業施設誘致事業、重点地区における地区計画の業務遂行に特化して課を設置するというものか伺います。

2番目に、まず議案資料、3号議案の中に改正後の10まちづくり推進課、アまちづくりに関するものみの1項目で分掌事務が内容を記載され、漠然として理解ができません。そして補足資料の1、2、3の中に3つの項目があるんですけども、その2番、3番、重点地区における地区計画に関するもの。その辺の内容、取扱い、具体的な説明をお願いいたします。

そして3番目に、先ほど大城議員の質疑への答弁があったと思うんですけども、中学校移転問題は用地取得問題や耐震問題、それからPFI検討問題、課題ですね。様々な検討課題や事業スケジュールの不透明さがまだ解決されていない中、先に課設置を進めようとしているが、どのような業務取組を全体的に行うのか。それと、その中で用地取得関係もその課に属させていくのか伺います。

4番目に、課を設置する理由に商業施設誘致とありますが、産業振興課の企業誘致に関するもの分掌事務と何が違うのか。4点ほど教えてください。

○議長 新垣博正 総務課長 與儀 忍。

○総務課長 與儀 忍 お答えいたします。

まず1点目の御質疑ですけども、まさに御質疑の内容のとおり、そのとおりでございます。この事業に特化したものでございます。この事業以外に新たなまちづくりということが出てきた場合は、その辺のところも対応するものだというふうに考えております。

それから2点目ですが、これは行政組織規則のことだということで、2月28日の全委員協議会において課設置条例の説明ということで伺いました。その説明をしておりますけれども、その中で条例上は大まかにまちづくりに関するものというのみが記載しております。この記載つ

きましては、課設置条例においては、これほどの課の事業もそうですけれども、主なものを書いていくというふうなものが、課設置条例でうたわれている分掌事務でございます。行政組織規則につきましては、この課設置条例の分掌事務をさらに細かくしたものが行政組織規則の中でうたわれております。その中でまちづくりに関する重点事業の推進、連絡調整及び総括に関するもの。2つ目に、重点地区における地区計画に関するもの。それから3つ目に、その他新たなまちづくりに関するもの。この3つを掲げております。これから設置する新たな課につきましては、まさにこの3つの事業をやってみたいと。やるものだと、そのように考えております。

それから、先ほどいろいろな問題ということでいろいろなことを御質疑されていましたが、村としては、確かにいろいろな課題があるというふうなことで理解しております。今回の新たな課の設置につきましては、このような様々な課題を解決するために新たな課を設置したいと、そのように考えております。

用地につきましては、本来これは学校の施設整備になりますので、教育委員会のほうで学校施設の整備を検討しますが、必要に応じて、まちづくり推進課においても連携は取るものだというふうに考えております。

それから4点目は産業振興課の商業振興の件でした。商業振興、通常の商工業振興につきましては、産業振興課のほうで担当することになります。今回の場合は、比較的大規模な商業施設というふうなことで村としては捉えております。そういう場合に、今回のまちづくりの推進課のほうで担当する。そういうことでございます。

○議長 新垣博正 新垣 修議員。

○2番 新垣 修議員 基本的に課を設置するに当たって、その3つの事業に特化させていく

という回答で今はよろしいわけですね。まず、2の中に重点地区というふうに書いていますけれども、この重点地区、これはどこを指しているのか。その重点地区に特化して地区計画を入れながらまちづくりをするというような答弁だったと思うんですけども、その重点地区は中学校跡地の1か所のみなのか。それとももっとほかにも重点地区というのを定めているのか。2点目ですね。

そして用地取得のほうも必要に応じて支援、応援するという、連携を取るということですが、これも本来であれば教育委員会の事業だから、向こうがやるものだと思うんだけど、その中で仮に連携を取る。昨日も少し用地取得問題に関して、やはり長期かかる見通しだというお話をちらっと聞いたんですけど、学校誘致、あるいは学校移転問題に関しては、その分野のほうで責任を持ってやらないと、用地取得、その新しいまちづくり推進課にお願いしたから用地取得が遅れているから移転できないんだと、責任の投げかけにもなりかねない。そういうことが起こり得るのではないかというふうな懸念も抱くんですけども、その辺はどのように考えているんですか。

今度は産業振興課の企業誘致に関することなので、産業振興に関しては産業振興課というお話だと思うけど、商業施設を誘致する。箱物を誘致する前提に箱物を造るのは企業だと思うんです。箱だけ持ってきて、「ここに造りませんか」というのも、どうも道理に合わないなど。その前に企業誘致を先に進めながら、この基本計画の移転問題のアンケートの中にいろいろな商業施設とかあったんですが、商業施設を持っているのは企業ですから、企業が先に優先されるものではないかと思うんですけども、その辺はどういう整合性というか、何が違うのか。その辺も詳しく教えてください。

もう一点は、大城議員への答弁の中に1年間、

まちづくり係としてと、この中にありましたよね。ここでまちづくり係が成果を出しているというふうな回答がありましたけれども、この成果に関して、どのような成果を出したか。その成果報告を出すことができるのか。あるいは出してほしいというふうに求めますけれども。以上、4点ほどお願いします。

○議長 新垣博正 総務課長 與儀 忍。

○総務課長 與儀 忍 お答えいたします。

今、メモを取りながらになりましたので、ちょっと漏れの答弁がありましたら、また御指摘をお願いしたいと思います。

まず、一番最後のほうの成果ですけれども、これは先ほども答弁しましたが、まず住民のニーズがつかめたということと、それから企業の進出意欲があるということが分かってきたと。そういうところが成果であるということで考えております。報告書につきましては、議会への提供はされていないですか。休憩をお願いします。

○議長 新垣博正 休憩します。

休 憩（10時20分）

~~~~~

再 開（10時21分）

○議長 新垣博正 再開します。

総務課長 與儀 忍。

○総務課長 與儀 忍 改めて、お答えいたします。

まず、重点地区はどこであるかということでした。重点地区につきましては、現在進めようとしています中学校の移転先、あるいは移転後の跡地、それから村役場周辺、その辺を重点地区ということで考えております。

それから用地取得につきましても、もちろん連携を取らなければならないということで考えております。もちろん各課、それぞれの担当する業務はございますが、今回のようなこういう大規模な新たなまちづくりということを考えて



場合に、一つの課で全て最初から最後までやり遂げる、そういうことではなくて、役場全庁的に取り組む必要もあるだろうと考えております。そういう意味では、十分な横の連携というのは図っていくべきだと考えております。そのためにもまちづくり推進課の力が必要で、用地交渉も必要であれば、そのように取り組んでいきたいということで考えております。

それから企業誘致につきましては、アンケート調査でもそうですけれども、進出する意欲のある企業というふうなことでの理解しております。ですから、もちろん企業においては箱物もそうですけれども、箱物プラス、中に入るテナント、そういうことも含めて企業誘致であるということで考えております。

○議長 新垣博正 休憩します。

休 憩（10時23分）

~~~~~

再 開（10時23分）

○議長 新垣博正 再開します。

総務課長 與儀 忍。

○総務課長 與儀 忍 お答えいたします。

これから中城村の新たなまちづくりのために取り組もうと、そういうことでございます。ですから今、責任ということでお話がありますけれども、これからやる前提で失敗したらというふうなことで、村としてはお答えするわけにはいきません。全力で取り組んでいきたいと、そういうことで考えております。

○議長 新垣博正 休憩します。

休 憩（10時24分）

~~~~~

再 開（10時26分）

○議長 新垣博正 再開します。

新垣 修議員。

○2番 新垣 修議員 私も課設置に反対という立場ではございません。ただ、私も大城議員と同じで、時期尚早だと。先ほどこの中に、ま

ず3つの事業に特化していくというふうな回答ですけれども、その3つの事業でしたら、必ずしも新しい課を設置しなくても十分やっていけるのではないかとされるんです。あとは重点地区も、中学校跡地を重点地区というふうにやっていますが、その地区計画においても今の都市計画課で十分対応できる。跡地利用も行けるのではないのかと。新しい課を設置して、その3つを特化させるだけの課を、まだ中学校のこういう課題解決も見えない中で、どうも先につくるのはいかがなものかというふうに思っています。

また、先ほど言ったように、新しい課を設置するに当たって、要するに今現在のものと新しい課を設置する場合、どれぐらいの費用がかかるのか。これはすぐ出せといっても出せないと思うんですけれども、後でその辺、財政の意見も教えてください。その辺、金額も出せるようお願いいたします。以上。

○議長 新垣博正 ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長 新垣博正 これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第3号は、総務常任委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長 新垣博正 「異議なし」と認めます。

したがって、議案第3号は総務常任委員会に付託することに決定しました。

日程第2 議案第4号 中城村行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案については3月4日に説明済みですので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。休憩します。

休 憩（10時29分）

~~~~~

再開（10時33分）

○議長 新垣博正 再開します。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長 新垣博正 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第4号は、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長 新垣博正 「異議なし」と認めます。したがって、議案第4号は委員会付託を省略します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長 新垣博正 「討論なし」と認め、これで討論を終わります。

これから、議案第4号 中城村行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長 新垣博正 「異議なし」と認めます。したがって、議案第4号 中城村行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

日程第3 議案第5号 中城村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案については3月4日に説明済みですので、

これから質疑を行います。質疑はありませんか。休憩します。

休憩（10時35分）

~~~~~

再開（10時38分）

○議長 新垣博正 再開します。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長 新垣博正 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第5号は、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長 新垣博正 「異議なし」と認めます。したがって、議案第5号は委員会付託を省略します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長 新垣博正 「討論なし」と認め、これで討論を終わります。

これから、議案第5号 中城村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長 新垣博正 「異議なし」と認めます。したがって、議案第5号 中城村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第6号 中城村水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案については3月4日に説明済みですので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

休憩します。

休 憩（10時40分）

~~~~~

再 開（10時42分）

○議長 新垣博正 再開します。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」と言う声あり）

○議長 新垣博正 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第6号は、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

○議長 新垣博正 「異議なし」と認めます。したがって、議案第6号は委員会付託を省略します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」と言う声あり）

○議長 新垣博正 「討論なし」と認め、これで討論を終わります。

これから、議案第6号 中城村水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

○議長 新垣博正 「異議なし」と認めます。したがって、議案第6号 中城村水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第7号 令和3年度中城村一般会計補正予算（第10号）を議題とします。

本案については3月4日に説明済みですので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

大城常良議員。

○8番 大城常良議員 それでは、議案第7号

令和3年度中城村一般会計補正予算（第10号）について質疑を行います。

まず1点目に、46ページ、歳出、3款民生費ですが、2項児童措置費の19節扶助費なんですけれども、児童手当費ということで1,485万円の減額になっております。これの減額の説明を求めます。

2点目に、53ページ、6款農林水産業費ということで、1目の18節の負担金、補助及び交付金、漁業組合育成補助金ということで25万円、これは説明の中で一定説明があったんですけども、再度詳細な補助内容を伺いたいと思います。

3点目に、63ページ、中学校費ですが、学校建設費ということで、我々「令和3年度に全て進めてください」ということで6億7,331万6,000円の予算を可決したんですけども、今回補正で全ての金額が減額になって出てきております。補正前の額全てが減額補正になっておりますが、その主な理由を伺いたいと思います。以上3点、お願いします。

○議長 新垣博正 休憩します。

休 憩（10時46分）

~~~~~

再 開（10時46分）

○議長 新垣博正 再開します。

こども課長 金城 勉。

○こども課長 金城 勉 お答えいたします。

すみません、今人数の細かい把握ができていないんですが、児童手当は過去3年を見込んで予算立てをするんですけども、当初予算4億8,776万円、実績として4億7,291万円というところの差額1,485万円と。率にして3%程度で、毎年この程度の増減がございますので、額としては大きいですけども、率としては3%弱の数字でございまして、最終的に2月段階で確定して補正させていただいております。人数については、すみません。後ほど詳しい数字を御報

告したいと思います。

○議長 新垣博正 産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲村武宏。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲村武宏 お答えします。

漁業組合の育成補助金ですが、補助内容としては軽石の漂着問題がありまして、漁民が漁に出れなかったと。それで組合運営費の水揚げは手数料を取るんですが、これが水揚げがなくて組合の手数料が減額になったために、その運営負担金の補助として計上しています。

あと、製氷機と備品に関連するものと冷凍庫、船を揚げるウインチですね、機材、その補助金として計上させていただきました。以上です。

○議長 新垣博正 教育総務課長 我謝慎太郎。

○教育総務課長 我謝慎太郎 大城議員の質疑にお答えいたします。

まず、10款3項3目の学校建設費についての予算の減額について説明します。まず最初に、今回の当初予算で認めていただいた学校建設に係る用地購入に係る事業については、執行することができない見込みとなったため、今回全ての額を補正減としております。この件については、担当課としては重く受け止めております。用地購入費については、中学校の移転を進めていく上では必要と考えている事業でありますので、令和3年度から4年度への明許繰越の手続を踏むか、その辺も検討いたしました。ですが、今回取得する予定地については、用地の大きさ、地権者の数を考慮しますと繰り越した1年での契約締結については厳しいと考えております。令和3年度の事業につきましては、事業費も一旦減額、取り下げという形で行いまして、令和4年度当初予算のほうで再計上させていただいて、用地の購入を進めさせていただきたいということで、今回のような形で補正を行いました。以上です。

○議長 新垣博正 大城常良議員。

○8番 大城常良議員 それでは1点目、要因というか、児童数がまだ正確に分からないということですが、例えば1,400万円以上減ったということは児童が減ったのか。それとも予算的なことで減額になったのか。どちらなのか示してください。

2点目、漁業組合育成補助金には、今課長が言われた運営費、それからウインチとか冷蔵庫とかというふうになるんですけれども、これは例えば漁業組合が何を一番優先して必要だということ踏まえれば、この25万円というのは漁業組合の中でいろいろ使っていいという自由なお金なのかどうか。それをお伺いします。例えば運営費に全て回していいのか。どうしてもウインチとか冷蔵庫を買わないといけないのか。そのあたりをもう一回伺います。

あと、学校建設費については、1年では契約が厳しいということで、とりあえず補正で全額を減額して、新たに令和4年度の新年度予算に上げていくということですが、私が聞きたいのは、この金額が使えなかった理由。例えばこの前、所管事務調査のときにも聞いたんですが、学校の耐震度、耐力度調査ですね。これがまだまだ上がってこないというところで、そういう形になったのか。その一点をお聞きしたいと思います。

○議長 新垣博正 こども課長 金城 勉。

○こども課長 金城 勉 お答えいたします。

当初見込みが3,637名で、実績が3,500名程度というところで、見込みと実績におきましては130名程度の差が出ておりますが、見込みは先ほど答弁したように、過去数年の実績から児童数を算出しますが、転入・転出であったり、公務員が含まれないとか、いろいろな要素があるので、すみません、その児童が減っているかどうかは分からないんですけれども、人口は減っていないと思うんですが、そういう対象児の見込みと実績の差ということでございます。

○議長 新垣博正 産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲村武宏。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲村武宏 それではお答えします。

運営費の使い方ですが、確かに予算は漁港のほうに運営費としてお配りするんですけども、備品のウインチとか、それを自主努力で消耗品で直したということは聞いておりまして、どうしても給料、報酬とかは払わないといけない部分が出てきますので、その辺は漁業組合のほうに任せております。以上です。

○議長 新垣博正 教育総務課長 我謝慎太郎。

○教育総務課長 我謝慎太郎 すみません、答弁が漏れておりました。

用地購入については、当初こちらのほうで農振除外の手続が可能かの確認も行ってからでないと用地交渉に入れないと言っておりました。その点についてはクリアできたのですが、耐力度調査を入れた結果について、現在まだ耐力度のほうは測定が完了しておりません。その状況で用地購入に入るのは、今の段階では厳しいと判断しましたので、そのための用地交渉が遅れた原因となっております。以上です。

○議長 新垣博正 大城常良議員。

○8番 大城常良議員 1点目は、見込みが実績とちょっと差があったということで理解をいたしました。

2点目、これは漁港に運営費、あるいは何をかうかというのは任せていくということですので、私たちとしては、議会でも漁港の軽石については支援をお願いしますということも採択しておりますので、25万円、これは少ないと思っているものですから、そういうところも踏まえて、今県も漁業補償についてはいろいろ考えているというところはあると思うんですけども、そこも実態をしっかり踏まえて、これからも漁業、一番今苦しんでいる方々ですので、十分に配慮しながら、村としてもバックアップしてい

ただきたいと思っております。

3点目、学校建設耐力度調査がまだままならないというところで、全額を返したということですけども、これは返さなくても令和3年度、令和4年度ではなかなかその年では厳しいということですので、繰越しも2年、3年というのはいけないということを聞いているので、そういうところはまた新年度予算のときにもう一回、説明を求めたいと思っております。以上です。

○議長 新垣博正 休憩します。

休 憩（10時57分）

~~~~~

再 開（11時06分）

○議長 新垣博正 再開します。

金城 章議員。

○12番 金城 章議員 それでは補正予算、ちょっと質疑をします。支出の42ページ、5目の1節報酬について説明願います。職員不足のはずなんですけど、どういう原因なのか伺います。

○議長 新垣博正 福祉課長 照屋 淳。

○福祉課長 照屋 淳 お答えします。

42ページ、障害福祉費の報酬の減ですが、これは会計年度任用職員は相談支援員の配置です。3名配置しておりまして、当初予算で見込んでいた額より給与の支出が少なかったものですから、その分での差額になります。育休代替のほうも、人件費の当初見込んでいた金額との差額という形になります。障害福祉費と介護保険事業費のほうもですよ。

介護のほうは産休で任用職員1人いたんですが、ずっと募集をかけてはいるんですけども、その配置がなく、1人分の保健師の減という形になります。

○議長 新垣博正 金城 章議員。

○12番 金城 章議員 保健師の減と言いますが、現在保健師が足りないのではないかと、思って、待遇の面で申し込みがないのかどうか、そういうことを聞きたいわけです。実際、先ほ

どの議案第5号は会計年度任用職員の待遇改善の条例が決まったんだけど、そういうのは何か待遇が悪くて申し込みがないのかどうか。その辺を聞きたかったわけです。

○議長 新垣博正 福祉課長 照屋 淳。

○福祉課長 照屋 淳 お答えします。

対偶面につきましては、近隣市町村と比較して若干、うちのほうが低い状況は認識しております。あと、どうしても採用時期、これは募集した時期等で応募がない場合も多々ありますので、その辺が待遇面のみなのか、そのタイミング的なものなのかというのは、ちょっと言及することはなかなか難しいんですが、そのように今は捉えているところです。

○議長 新垣博正 ほかに質疑はありませんか。
安里清市議員。

○1番 安里清市議員 それでは議案第7号について4点ほどお願いいたします。

69ページですけれども、10款6項の2目1節で181万7,000円の減。これは会計年度任用職員分の日々雇用というふうになっておりますが、当初予算で468万7,000円を組まれていたものからすると、39%の補正減になっている。ちょっと大幅なことなので、この理由をお聞きしたいと。

それから同じ69ページのほうで需用費ですけれども、光熱水費が283万7,000円の減。これも当初予算で770万2,000円を組んでいるところですが、大幅に減額補正が出ているということで、これは体育館施設費というふうにしてあるのですが、見通しが違ったのか。

それから同じ69ページのほうですが、工事請負費で855万円の減。これは当初予算で2,000万円組まれていたものですが、これは40%の減額補正がされて提案されております。その理由もお願いいたします。

それから70ページの給料のほうで306万6,000円の減額の補正が出されております。これも当

初予算からすると13%の補正減の提案ですけれども、この4点について御説明をお願いいたします。

○議長 新垣博正 生涯学習課長 稲嶺盛昌。

○生涯学習課長 稲嶺盛昌 それでは安里清市議員ご質疑の69ページについてお答えいたします。

まず、報酬181万7,000円の減につきましては、こちらは体育館の日勤であったり、トレーニング室の職員の賃金でございますが、こちらがコロナの影響で今、最終的な日数はございませんが、体育館の閉館であったり、そういうところで職員の日数分が当初の予定より少なくなったということで、報酬の減をさせていただいております。需用費に関しまして、光熱水費ですね。こちらに関しましては、予算項目上は体育館施設費の中の目でございますが、こちらは公園全体をカバーしている光熱水費でございます。水道を含め電気、こちらのほうも各施設の閉園であったり、休館であったりということで、当初の見込みよりは実績で減させております。

あと一点が工事請負費855万円ですね。こちらは機能強化、健康遊具はもう完成をしておりますが、そちらの工事を含めた工事の入札残となっております。以上です。

○議長 新垣博正 教育総務課長 我謝慎太郎。

○教育総務課長 我謝慎太郎 では、答弁いたします。

10款6項4目の2節給料についての答弁です。職員給の減については、療養休暇の方が1人おりまして、80%支給の方が8月から3月分の8か月の減額となっております。あと、今回新採用職員が6月に採用を行いまして、前退職者と新採用職員の給与の差額分の合計が今回の減額の金額となっております。以上です。

○議長 新垣博正 ほかに質疑はありませんか。
渡嘉敷眞整議員。

○3番 渡嘉敷眞整議員 では教えていただき

たいと思います。

5 ページ、繰越明許費の事業が多過ぎて、何でいっぱい繰越事業があるんだろうなというのが疑問ですけども。中城村役場旧庁舎解体事業については、まだ解体されていませんから理解できるんですが、これはいつ頃終わる予定なのか、ひとつ教えてください。

そして、児童福祉費の保育所等整備事業、これはどういうものなのか。

それと商工費のプロジェクトマップ事業、これはどうして繰り越してあるのか。もう3月で終わって、来年の事業になるのかなと思ったんですが、これもいつ頃やる予定なのか教えていただきたいと思います。

都市計画費の中の中城村・北中城村共同まちづくり計画策定事業、これは一生懸命やっているとありますが、どれくらい進んでいるのか。あるいは、いつ頃で完成する予定なのか、ちょっと教えてください。

○議長 新垣博正 総務課長 與儀 忍。

○総務課長 與儀 忍 お答えいたします。

設計が去年、令和3年12月に完了しております。それまで関係機関等との調整に不測の日数を要したために、繰越事業としております。完了につきましては、令和4年10月頃までには完了するものと考えております。

○議長 新垣博正 こども課長 金城 勉。

○こども課長 金城 勉 お答えします。

保育所等整備事業につきましては、役場庁舎隣の認定こども園建設事業の1年目事業費ですが、関係機関との調整に不測の日程を要してしまいましたので、今年分もちょっと遅れが出たので、来年に繰越しということでございます。

○議長 新垣博正 産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲村武宏。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲村武宏 プロジェクトマップ事業につきましては、昨年11月と今年2月に延期で予定

していましたが、やはりコロナウイルスの感染の急増によって、再度めどが立たないということで、新年度、令和4年度の11月に開催する予定ということで繰越しを行っております。以上です。

○議長 新垣博正 都市建設課長 仲村盛和。

○都市建設課長 仲村盛和 お答えいたします。

まず、中城村・北中城村共同まちづくり計画策定業務ですが、やはり北中城村と県との協議の遅れがありまして、それがまだ約半分も進捗していない状況でありますので、それを令和4年度に繰り越して、令和4年度中には策定を終えたいと考えております。

○議長 新垣博正 渡嘉敷眞整議員。

○3番 渡嘉敷眞整議員 では、プロジェクトマップ事業は11月にやるというんだったら、令和4年度については繰越事業でやって、令和4年度にやる予算というのは確保しないということでしょうか。それとも令和4年度に2回やるということですか。

あと一つ、都市計画事業は北中城村と県との調整とおっしゃいました、中城村はもう調整は終わっているのでしょうか。

○議長 新垣博正 産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲村武宏。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲村武宏 プロジェクトマップ事業については、令和4年度の11月に開催する予定で、繰越事業で予算はそのままスライドということになります。

令和3年度部分が令和4年度に繰越しということで、新たな4年度事業、今後のものについては今は考えておりません。以上になります。

○議長 新垣博正 都市建設課長 仲村盛和。

○都市建設課長 仲村盛和 お答えします。

この調整というのは、中城村も含めて北中城村、あと県も含めての全体の調整が遅れている状況であります。

○議長 新垣博正 渡嘉敷眞整議員。

○3番 渡嘉敷眞整議員 調整につきまして、これは調整だけですか。もう計画書自体は出来上がっていて、調整だけが残っているということですか。

○議長 新垣博正 都市建設課長 仲村盛和。

○都市建設課長 仲村盛和 お答えします。

調整だけではなくて、全体の作成業務自体がまだ完了していないという状況です。

○議長 新垣博正 ほかに質疑はありませんか。安里ヨシ子議員。

○10番 安里ヨシ子議員 補正予算（10号）について質疑をいたします。

63ページの19節の扶助費について伺います。要保護及び準要保護児童生徒援助費が、コロナ禍の中で受給者が増えるものと思っていましたけれども、減になっている理由を伺います。

○議長 新垣博正 教育総務課長 我謝慎太郎。

○教育総務課長 我謝慎太郎 では、お答えいたします。

中学校費に係る要保護・準要保護の児童生徒の援助費については、実績見込みの額で予算減となっております。昨年度の実績としては1,200万円ほどの支出を行っておりますが、今年は1,000万円の支出で実績見込みとなっておりますので、その差額分の800万円を減額としております。奨励費については、こちらの担当のほうからも学校への通知やホームページ等で周知はおりますが、実際その申請者数については、去年よりは増えなかったという現状もありますので、実績としてはこの金額となっております。その分の実績見込みに係る差額分を今回補正減として計上させていただいております。以上です。

○議長 新垣博正 安里ヨシ子議員。

○10番 安里ヨシ子議員 コロナ禍の中でいろいろ影響があったと思っておりますけれども、その要保護・準要保護が何人増えたか減ったか、

申請が少なかったのか伺います。

○議長 新垣博正 教育総務課長 我謝慎太郎。

○教育総務課長 我謝慎太郎 御質疑にお答えします。

すみません、今実際の申請者の件数については、資料のほうを持ち合わせておりませんのでお答えすることはできませんが、昨年度よりは実際、対象者数は減となっております。あと、非課税世帯に該当するものについては、昨年度の収入によって今年確定となりますので、申請者数も減となっておりますので、実績としてはこのような形になっております。以上です。

○議長 新垣博正 ほかに質疑はありませんか。比嘉麻乃議員。

○9番 比嘉麻乃議員 では、補正予算（第10号）について一点だけ質疑をいたします。

34ページです。2款1項4目財産管理費の10節の需用費の中の観光防災備蓄品の30万8,000円と17節の観光防災備品購入費の256万9,000円、これは約300万円ぐらいの減になっているんですけれども、たしかこれは補助率は高くして9割ぐらいだったと思いますが、この備品は備蓄すればするほど私は安心なのかなと思います。マスクとか消毒液とかも必要になってくると思いますが、購入して使い切ることはできなかったのか。マイナス300万円ではなくて、使い切ることはできなかったのか。あるいは内示額とか、そういう理由があるのか。この一点だけ伺います。

○議長 新垣博正 総務課長 與儀 忍。

○総務課長 與儀 忍 お答えいたします。

当初計画で沖縄総合事務局と調整をしておりましたが、結果的に言えば交付額が減額になったという理由でございます。その中の需用費につきましては、当初、村内の4つの避難所を想定してマスク等の購入を考えておりましたが、観光防災ですので、本村における令和3年度の観光客の見込みというのは、これは滞在の時間

にもよりますけれども、29名という数字でしか算定できません。そのために30万8,000円の減額になっております。それから備品購入費につきましても、交付決定額が減額になったために、防災倉庫につきましてグレードを若干下げました。そのために減額するものでございます。

○議長 新垣博正 ほかに質疑はありませんか。
（「質疑なし」という声あり）

○議長 新垣博正 これで質疑を終わります。
お諮りします。ただいま議題となっております議案第7号は、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長 新垣博正 「異議なし」と認めます。
したがって、議案第7号は委員会付託を省略します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長 新垣博正 「討論なし」と認め、これで討論を終わります。

これから、議案第7号 令和3年度中城村一般会計補正予算（第10号）を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長 新垣博正 「異議なし」と認めます。
したがって、議案第7号 令和3年度中城村一般会計補正予算（第10号）は、原案のとおり可決されました。

休憩します。

休憩（11時28分）

~~~~~

再開（11時40分）

○議長 新垣博正 再開します。

日程第6 議案第8号 令和3年度中城村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を議題

とします。

本案については3月4日に説明済みですので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。  
休憩します。

休憩（11時41分）

~~~~~

再開（11時41分）

○議長 新垣博正 再開します。

大城常良議員。

○8番 大城常良議員 それでは議案第8号について質疑をいたします。

4ページの災害臨時特例補助金というのが417万3,000円入っているんですけども、この補助金の内容の説明を求めます。

○議長 新垣博正 健康保険課長 仲松範三。

○健康保険課長 仲松範三 お答えします。

コロナ減免ということで、前年度の収入が今年度30%以上減収した方に対しての保険税の減免であります。その分を国のほうからいただいております。

○議長 新垣博正 ほかに質疑はありませんか。
（「質疑なし」という声あり）

○議長 新垣博正 これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第8号は、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長 新垣博正 「異議なし」と認めます。

したがって、議案第8号は委員会付託を省略します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長 新垣博正 「討論なし」と認め、これで討論を終わります。

これから、議案第8号 令和3年度中城村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を採決

します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

○議長 新垣博正 「異議なし」と認めます。したがって、議案第8号 令和3年度中城村国民健康保険特別会計補正予算(第3号)は、原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第9号 令和3年度中城村後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)を議題とします。

本案については3月4日に説明済みですので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「質疑なし」と言う声あり)

○議長 新垣博正 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第9号は、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

○議長 新垣博正 「異議なし」と認めます。したがって、議案第9号は委員会付託を省略します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」と言う声あり)

○議長 新垣博正 「討論なし」と認め、これで討論を終わります。

これから、議案第9号 令和3年度中城村後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

○議長 新垣博正 「異議なし」と認めます。したがって、議案第9号 令和3年度中城村後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)は、

原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第10号 令和3年度中城村公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)を議題とします。

本案については3月4日に説明済みですので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「質疑なし」と言う声あり)

○議長 新垣博正 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第10号は、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

○議長 新垣博正 「異議なし」と認めます。したがって、議案第10号は委員会付託を省略します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」と言う声あり)

○議長 新垣博正 「討論なし」と認め、これで討論を終わります。

これから、議案第10号 令和3年度中城村公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

○議長 新垣博正 「異議なし」と認めます。したがって、議案第10号 令和3年度中城村公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)は、原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第11号 令和3年度中城村土地地区画整理事業特別会計補正予算(第3号)を議題とします。

本案については3月4日に説明済みですので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。休憩します。

休 憩（11時47分）

~~~~~

再 開（11時48分）

○議長 新垣博正 再開します。

質疑はありませんか。

休憩します。

休 憩（11時48分）

~~~~~

再 開（11時49分）

○議長 新垣博正 再開します。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長 新垣博正 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第11号は、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長 新垣博正 「異議なし」と認めます。したがって、議案第11号は委員会付託を省略します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長 新垣博正 「討論なし」と認め、これで討論を終わります。

これから、議案第11号 令和3年度中城村土地区画整理事業特別会計補正予算（第3号）を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長 新垣博正 「異議なし」と認めます。したがって、議案第11号 令和3年度中城村土地区画整理事業特別会計補正予算（第3号）は、原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第12号 令和3年度中城村水

道事業会計補正予算（第3号）を議題とします。

本案については3月4日に説明済みですので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長 新垣博正 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第12号は、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長 新垣博正 「異議なし」と認めます。したがって、議案第12号は委員会付託を省略します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長 新垣博正 「討論なし」と認め、これで討論を終わります。

これから、議案第12号 令和3年度中城村水道事業会計補正予算（第3号）を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長 新垣博正 「異議なし」と認めます。したがって、議案第12号 令和3年度中城村水道事業会計補正予算（第3号）は、原案のとおり可決されました。

日程第11 議案第20号 中城村役場旧庁舎解体工事請負契約についてを議題とします。

本案については3月4日に説明済みですので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

金城 章議員。

○12番 金城 章議員 それでは議案第20号について質疑をします。

この旧庁舎解体業務について、最低制限価格が設けられていません。これからも解体業務には最低制限価格を設けない予定なのかどうな

のか。

○議長 新垣博正 総務課長 與儀 忍。

○総務課長 與儀 忍 お答えいたします。

これからにつきましては、今後案件ごとに決定していくべきものだと考えております。今回の場合は解体に関して、特に品質の確保というところを考えなくてもよかったものですから、最低制限価格は設けてございません。

○議長 新垣博正 金城 章議員。

○12番 金城 章議員 解体業務について、大分金額の差があります。これからまた、別の解体業務も入るかと思えますけれども、自社努力でこれだけの金額でできるということでしたら、村の予算ですので、解体業務は次もぜひ安く上がったほうが。請負の会社自体が自社努力してこれだけでできるということですので、そのように予算は減にしていかなければいけないと考えていますが、それはまた実行していただきたいと思えます。

○議長 新垣博正 ほかに質疑はありませんか。
大城常良議員。

○8番 大城常良議員 それでは議案第20号について質疑をいたします。

今、金城議員が言われたとおり、最低制限価格の設定はなしというところで、別にこれは問題ないだろうということなんですけれども、これは壊すだけということであるのかと思うんですけれども、現在の旧庁舎、その中にはアスベストの調査とかは全て行われてからの解体になるのか。そのあたりを伺います。

○議長 新垣博正 総務課長 與儀 忍。

○総務課長 與儀 忍 お答えいたします。

アスベスト調査につきましては、令和2年度において終了しております。

○議長 新垣博正 大城常良議員。

○8番 大城常良議員 最低制限価格、当初我々が見積もっていたのは1億円ということで庁舎の解体をやっていたんですが、これが

4,450万円でできるということは半額以下だということなんですけれども、やはり解体をするにしても跡地の利用はいろいろやるわけですから、そういうのもしっかりと我々は調査して、何か残っていないとか、最後までしっかり確認して受け渡しをしていただきたいということで、そこはまたしっかりやってください。以上です。

○議長 新垣博正 ほかに質疑はありませんか。
新垣 修議員。

○2番 新垣 修議員 質疑というか、確認なんですけれども、今日この議案が通れば、あと本契約に行くと思うんですけれども、確かに先ほど金城議員、大城議員からも言うように、すごくパーセントの低い価格で入札がされていますが、その前に応札して、今回基本的には、これまでは仮契約となるんですけれども、契約を結ぶに当たって、今回マルケン建設工業さんが35%ということで本当に低い金額で取っているんですが、一番心配なのは、これで工事が無事終わるのかという不安というか、疑問もありました。村内業者が落札したことで、村としても地元企業育成とか、そういう理念もあると思うんですけれども、仮契約を結ぶ際に、その契約者、相手方に、これは紳士の協定の中の言葉だけだと思うんですが、「本当にこれで大丈夫ですよ」というふうに確認とかは取られたのかどうか。怖いのは、この会社が本当に低いものですから、後になって不履行になった場合、お互いに村も不利益を被るし、相手方もそういう社会的地位とか、いろいろな面で双方に不利益が生じるというふうに思うものですから、これは義務づけられないと思うんですが、そこまで気を配って対応なされたかどうか。その一点だけお願いします。

○議長 新垣博正 総務課長 與儀 忍。

○総務課長 與儀 忍 お答えいたします。

御質疑の中にもありますように、今回想定した額よりも低い金額で落札をしていただいております。

ります。村としても事業費から言えば、確かにそういう金額でできる、企業努力がなされるということであれば、喜ばしいことだと考えております。この辺は工事の施工管理の業者にも委託をいたしますので、その辺を含めて工事の安全、しっかりとした履行がなされるよう、村としても関わっていきたいというふうに考えております。

○議長 新垣博正 ほかに質疑はありませんか。
渡嘉敷眞整議員。

○3番 渡嘉敷眞整議員 ちょっとした疑問です。意見を聞かせていただきたいと思ます。

工事請負契約については、たしか5,000万円以上が議会承認だと思っておりますけれども、5,000万円以下なので議会の承認は要るんですかというのをちょっと教えてください。

○議長 新垣博正 総務課長 與儀 忍。

○総務課長 與儀 忍 お答えいたします。

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得に関する条例第2条におきましては、予定価格が5,000万円以上ということでございます。今回、契約金額は4,900万円ですけれども、予定価格はそれ以上であったと。それで議決が必要であると、そのように考えております。

○議長 新垣博正 ほかに質疑はありませんか。
（「質疑なし」と言う声あり）

○議長 新垣博正 これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第20号は、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

○議長 新垣博正 「異議なし」と認めます。したがって、議案第20号は委員会付託を省略します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」と言う声あり）

○議長 新垣博正 「討論なし」と認め、これで討論を終わります。

これから、議案第20号 中城村役場旧庁舎解体工事請負契約についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

○議長 新垣博正 「異議なし」と認めます。したがって、議案第20号 中城村役場旧庁舎解体工事請負契約については、原案のとおり可決されました。

休憩します。

休 憩（12時01分）

~~~~~

再 開（12時01分）

○議長 新垣博正 再開します。

日程第12 議案第21号 物品等購入の契約についてを議題とします。

本案については3月4日に説明済みですので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「質疑なし」と言う声あり）

○議長 新垣博正 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第21号は、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

○議長 新垣博正 「異議なし」と認めます。したがって、議案第21号は委員会付託を省略します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」と言う声あり）

○議長 新垣博正 「討論なし」と認め、これで討論を終わります。

これから、議案第21号 物品等購入の契約に

ついてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

○議長 新垣博正 「異議なし」と認めます。したがって、議案第21号 物品等購入の契約については、原案のとおり可決されました。

日程第13 同意第1号 教育委員会委員の任命についてを議題とします。

本件について提案者の説明を求めます。

村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 それでは、同意第1号 教育委員会委員の任命について御提案申し上げます。

#### 同意第1号

#### 教育委員会委員の任命について

下記の者を中城村教育委員会委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第2項の規定により、議会の同意を求める。

#### 記

住 所：中城村字  
氏 名：知名朝次  
生年月日：昭和34年生

令和4年3月4日 提出

中城村長 浜田京介

#### 提案理由

教育委員会委員 知名朝次氏の任期が、令和4年3月31日をもって満了するため新たに委員を選任する必要がある。

履歴書が添付されておりますので、御参照いただきたいと思います。以上でございます。

○議長 新垣博正 これで提出者の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

(「質疑なし」と言う声あり)

○議長 新垣博正 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております同意第1号は、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

○議長 新垣博正 「異議なし」と認めます。したがって、同意第1号は委員会付託を省略します。

これから討論を行います。討論はありません

んか。

(「討論なし」と言う声あり)

○議長 新垣博正 「討論なし」と認め、これで討論を終わります。

これから同意第1号 教育委員会委員の任命についてを採決します。

お諮りします。本件はこれに同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

○議長 新垣博正 「異議なし」と認めます。したがって、同意第1号 教育委員会委員の任命については同意することに決定しました。

日程第14 報告第1号 専決処分の報告についてを議題とします。

本件について報告を求めます。

村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 報告第1号 専決処分の報告について御報告申し上げます。

## 報告第1号

### 専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により、これを報告する。

令和4年3月4日 提出

中城村長 浜田京介

### 提案理由

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定による議会の議決により指定された事案について専決処分したので、議会に報告する必要がある。

専決処分書、改定契約書等がございますので、御参照いただきたいと思います。以上でございます。

○議長 新垣博正 これで、報告を終わります。

日程第15 報告第2号 令和4年度沖縄県町村土地開発公社事業計画の報告についてを議題とします。

本件について報告を求めます。

村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 報告第2号 令和4年度沖縄県町村土地開発公社事業計画の報告について御報告申し上げます。

報告第2号

令和4年度沖縄県町村土地開発公社事業計画の報告について

地方自治法第243条の3第2項の規定により、令和4年度沖縄県町村土地開発公社事業計画を別冊のとおり報告する。

令和4年3月4日 提出

中城村長 浜田京介

事業計画書が添付されておりますので、御参照いただきたいと思います。以上でございます。

○議長 新垣博正 これで報告を終わります。

以上で、本日の日程は全て終了しました。

本日は、これで散会いたします。御苦労さまでした。

散会（12時06分）







## 令和4年第3回中城村議会定例会（第6日目）

|                                                 |                 |                    |                                    |           |
|-------------------------------------------------|-----------------|--------------------|------------------------------------|-----------|
| 招 集 年 月 日                                       | 令和4年3月4日（金）     |                    |                                    |           |
| 招 集 の 場 所                                       | 中 城 村 議 会 議 事 堂 |                    |                                    |           |
| 開 会 ・ 散 会 ・<br>閉 会 等 日 時                        | 開 議             | 令和4年3月9日（午前10時00分） |                                    |           |
|                                                 | 散 会             | 令和4年3月9日（午後3時03分）  |                                    |           |
| 応 招 議 員<br><br>（出席議員）                           | 議 席 番 号         | 氏 名                | 議 席 番 号                            | 氏 名       |
|                                                 | 1 番             | 安 里 清 市            | 9 番                                | 比 嘉 麻 乃   |
|                                                 | 2 番             | 新 垣 修              | 10 番                               | 安 里 ヨシ子   |
|                                                 | 3 番             | 渡 嘉 敷 眞 整          | 11 番                               | 仲 松 正 敏   |
|                                                 | 4 番             | 屋 良 照 枝            | 12 番                               | 金 城 章     |
|                                                 | 5 番             | 桃 原 清              | 13 番                               | 石 原 昌 雄   |
|                                                 | 6 番             | 玉 那 覇 登            | 14 番                               | 伊 佐 則 勝   |
|                                                 | 7 番             | 新 垣 貞 則            | 15 番                               | 新 垣 善 功   |
|                                                 | 8 番             | 大 城 常 良            | 16 番                               | 新 垣 博 正   |
| 欠 席 議 員                                         |                 |                    |                                    |           |
| 会 議 録 署 名 議 員                                   | 14 番            | 伊 佐 則 勝            | 15 番                               | 新 垣 善 功   |
| 職 務 の た め 本 会 議<br>に 出 席 し た 者                  | 議 会 事 務 局 長     | 比 嘉 保              | 議 事 係 長                            | 根 間 忠     |
| 地 方 自 治 法 第 121<br>条 の 規 定 に よ る<br>本 会 議 出 席 者 | 村 長             | 浜 田 京 介            | こ ども 課 長                           | 金 城 勉     |
|                                                 | 副 村 長           | 比 嘉 忠 典            | 企 画 課 長                            | 比 嘉 健 治   |
|                                                 | 教 育 長           | 比 嘉 良 治            | 都 市 建 設 課 長                        | 仲 村 盛 和   |
|                                                 | 総 務 課 長         | 與 儀 忍              | 産 業 振 興 課 長 兼<br>農 業 委 員 会 事 務 局 長 | 仲 村 武 宏   |
|                                                 | 住 民 生 活 課 長     | 義 間 清              | 上 下 水 道 課 長                        | 知 名 勉     |
|                                                 | 会 計 管 理 者       | 荷 川 取 次 枝          | 教 育 総 務 課 長                        | 我 謝 慎 太 郎 |
|                                                 | 税 務 課 長         | 大 湾 朝 也            | 生 涯 学 習 課 長                        | 稻 嶺 盛 昌   |
|                                                 | 福 祉 課 長         | 照 屋 淳              | 教 育 総 務 課 主 幹                      | 宮 城 政 光   |
|                                                 | 健 康 保 険 課 長     | 仲 松 範 三            |                                    |           |

## 議 事 日 程 第 3 号

| 日 程  | 件 名                                                            |
|------|----------------------------------------------------------------|
| 第 1  | 議案第22号 令和3年度中城村一般会計補正予算（第11号）                                  |
| 第 2  | 意見書第2号 ロシア連邦によるウクライナ侵略を強く非難し、即時無条件完全撤退と<br>平和的手段による早期解決を求める意見書 |
| 第 3  | 決議第2号 ロシア連邦によるウクライナ侵略を強く非難し、即時無条件完全撤退と平<br>和的手段による早期解決を求める抗議決議 |
| 第 4  | 議案第13号 令和4年度中城村一般会計予算                                          |
| 第 5  | 議案第14号 令和4年度中城村国民健康保険特別会計予算                                    |
| 第 6  | 議案第15号 令和4年度中城村後期高齢者医療特別会計予算                                   |
| 第 7  | 議案第16号 令和4年度中城村公共下水道事業特別会計予算                                   |
| 第 8  | 議案第17号 令和4年度中城村土地区画整理事業特別会計予算                                  |
| 第 9  | 議案第18号 令和4年度中城村污水处理施設管理事業特別会計予算                                |
| 第 10 | 議案第19号 令和4年度中城村水道事業会計予算                                        |

○議長 新垣博正 おはようございます。これより、本日の会議を開きます。

(10時00分)

日程第1 議案第22号 令和3年度中城村一般会計補正予算(第11号)を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 それでは議案第22号 令和3年度中城村一般会計補正予算(第11号)について御提案申し上げます。

議案第22号

令和3年度中城村一般会計補正予算(第11号)

令和3年度中城村一般会計補正予算(第11号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ22,266千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ11,036,367千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費の補正)

第2条 繰越明許費の追加は、「第2表 繰越明許費補正」による。

令和4年3月9日 提出

中城村長 浜田京介

第1表 歳入歳出予算補正

(歳入)

(単位:千円)

| 款        | 項       | 補正前の額      | 補正額    | 計          |
|----------|---------|------------|--------|------------|
| 15 国庫支出金 |         | 3,006,688  | 22,266 | 3,028,954  |
|          | 2 国庫補助金 | 1,608,578  | 22,266 | 1,630,844  |
| 歳入合計     |         | 11,014,101 | 22,266 | 11,036,367 |

(歳出)

(単位：千円)

| 款     | 項       | 補正前の額      | 補正額    | 計          |
|-------|---------|------------|--------|------------|
| 3 民生費 |         | 4,650,244  | 22,266 | 4,672,510  |
|       | 2 児童福祉費 | 2,810,114  | 22,266 | 2,832,380  |
| 歳出合計  |         | 11,014,101 | 22,266 | 11,036,367 |

第2表 繰越明許費補正

(追加)

(単位：千円)

| 款     | 項       | 事業名            | 金額     |
|-------|---------|----------------|--------|
| 3 民生費 | 2 児童福祉費 | 子育て世帯臨時特別給付金事業 | 24,914 |

それでは歳入歳出読み上げて御提案申し上げます。歳入の15款国庫支出金、2項国庫補助金、補正前の額16億857万8,000円、補正額2,226万6,000円、合計で16億3,084万4,000円。

歳入合計、補正前の額110億1,410万1,000円、補正額2,226万6,000円、合計で110億3,636万7,000円でございます。

続いて歳出。3款民生費、2項児童福祉費、補正前の額28億1,011万4,000円、補正額2,226万6,000円、合計で28億3,238万円。

歳出合計、補正前の額110億1,410万1,000円、補正額2,226万6,000円、合計で110億3,636万7,000円でございます。

続いて、第2表繰越明許費の補正。

3款民生費、2項児童福祉費、事業名が子育て世帯臨時特別給付金事業、金額が2,491万4,000円でございます。

以上でございます。

○議長 新垣博正 これで提案理由の説明を終わります。

休憩します。

休憩（10時04分）

~~~~~

再開（10時07分）

○議長 新垣博正 再開します。

休憩します。

休憩（10時08分）

~~~~~

再開（10時09分）

○議長 新垣博正 再開します。

休憩します。

休憩（10時09分）

~~~~~

再開（10時12分）

○議長 新垣博正 再開します。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長 新垣博正 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第22号は、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長 新垣博正 「異議なし」と認めます。したがって、議案第22号は委員会付託を省略します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長 新垣博正 「討論なし」と認め、これ

で討論を終わります。

これから、議案第22号 令和3年度中城村一般会計補正予算（第11号）を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

○議長 新垣博正 「異議なし」と認めます。したがって、議案第22号 令和3年度中城村一般会計補正予算（第11号）は、原案のとおり可決されました。

日程第2 意見書第2号 ロシア連邦によるウクライナ侵略を強く非難し、即時無条件完全撤退と平和的手段による早期解決を求める意見書及び、日程第3 決議第2号 ロシア連邦によるウクライナ侵略を強く非難し、即時無条件完全撤退と平和的手段による早期解決を求める抗議決議については、関連しますので一括議題にしたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

○議長 新垣博正 「異議なし」と認めます。したがって、日程第2及び日程第3については一括議題といたします。

休憩します。

休 憩（10時14分）

~~~~~

再 開（10時15分）

○議長 新垣博正 再開します。

それでは意見書第2号及び決議第2号について、提案者の趣旨説明を求めます。

比嘉麻乃議員。

○9番 比嘉麻乃議員 黙祷ありがとうございました。戦争を起こすのは確かに人間です。しかし、この戦争を起こさない努力ができるのも私たち人間ではないでしょうか。そのことを強く思い、意見書を提出いたします。

意見書第2号

令和4年3月8日

中城村議会

議長 新垣博正 殿

提出者

中城村議会議員 比嘉麻乃

賛成者

中城村議会議員 新垣善功

中城村議会議員 大城常良

ロシア連邦によるウクライナ侵略を強く非難し、即時無条件完全撤退と平和的手段による早期解決を求める意見書

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出します。

## 提案理由

ロシア連邦によるウクライナ侵略はウクライナの主権を侵害し、国民の生命・財産を蹂躪する行為であり、断じて容認できないため。

## ロシア連邦によるウクライナ侵略を強く非難し、即時無条件完全撤退と 平和的手段による早期解決を求める意見書（案）

去る、2月24日ロシア連邦がウクライナの主権と領土を侵し、軍事攻撃を始め、子どもを含む多くの尊い命が犠牲となっている。

今回のロシア連邦の侵略行為は、「主権の尊重」、「領土の保全」、「武力行使の禁止」などを義務づけた国連憲章に違反することは明々白々である。国連総会でもウクライナ侵攻を巡る緊急特別会合でロシア連邦を非難しウクライナからの無条件での即時撤退を求める決議案を賛成多数で採択した。

ロシア連邦の大統領は、侵略を正当化するために様々な理由を挙げて弁明しているが、ウクライナ侵略は、国連憲章に基づく国際社会の平和秩序を根底から突き崩す暴挙であることは、誰が見ても疑う余地のないほどの事理明白である。

先の沖縄戦により、悲惨な地上戦を余儀なくされ、県民の4人に1人が犠牲になった戦争の悲しみはいまだ消えるものではない。「恒久平和を希求し、戦争のない平和と安全を実現することは人類共通の願いである。」今回のロシア連邦によるウクライナ侵略は国際社会の平和的秩序を根幹から否定する暴挙で激しい怒りと強い憤りを覚える。

さらに、ロシア大統領による核使用を示唆し威嚇する言動は、世界で唯一、広島・長崎で原爆の被害を受け、20万余の尊い人命が失われた国として断じて容認できるものではない。

よって、本村議会は一切の戦争を否定し、日本国憲法の恒久平和の理念に基づき戦争に反対することを宣言すると共に、以下の事項が実現されるよう強く要請する。

## 記

- 1、平和的解決に向けて国際社会や国連で積極的に外交努力をすること。
- 2、ウクライナ在留邦人の安全確保を徹底すること。
- 3、国際社会と連携し、強い制裁措置を含む厳格な対応を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和4年3月9日  
沖縄県中城村議会



あて先

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、内閣官房長官、外務大臣、  
沖縄及び北方対策担当大臣、防衛大臣

続きまして、決議第2号。

決議第2号

令和4年3月8日

中城村議会

議長 新垣博正 殿

提出者

中城村議会議員 比嘉麻乃

賛成者

中城村議会議員 新垣善功

中城村議会議員 大城常良

ロシア連邦によるウクライナ侵略を強く非難し、即時無条件完全撤退と  
平和的手段による早期解決を求める抗議決議

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出します。

提案理由

ロシア連邦によるウクライナ侵略はウクライナの主権を侵害し、国民の生命・財産を蹂躪する  
行為であり、断じて容認できないため。

ロシア連邦によるウクライナ侵略を強く非難し、即時無条件完全撤退と  
平和的手段による早期解決を求める抗議決議（案）

去る、2月24日ロシア連邦がウクライナの主権と領土を侵し、軍事攻撃を始め、子どもを含む  
多くの尊い命が犠牲となっている。

今回のロシア連邦の侵略行為は、「主権の尊重」、「領土の保全」、「武力行使の禁止」などを義  
務づけた国連憲章に違反することは明々白々である。国連総会でもウクライナ侵攻を巡る緊急特

別会合でロシア連邦を非難しウクライナからの無条件での即時撤退を求める決議案を賛成多数で採択した。

ロシア連邦の大統領は、侵略を正当化するために様々な理由を挙げて弁明しているが、ウクライナ侵略は、国連憲章に基づく国際社会の平和秩序を根底から突き崩す暴挙であることは、誰が見ても疑う余地のないほどの事理明白である。

先の沖縄戦により、悲惨な地上戦を余儀なくされ、県民の4人に1人が犠牲になった戦争の悲しみはいまだ消えるものではない。「恒久平和を希求し、戦争のない平和と安全を実現することは人類共通の願いである。」今回のロシア連邦によるウクライナ侵略は国際社会の平和的秩序を根幹から否定する暴挙で激しい怒りと強い憤りを覚える。

さらに、ロシア大統領による核使用を示唆し威嚇する言動は、世界で唯一、広島・長崎で原爆の被害を受け、20万余の尊い人命が失われた国として断じて容認できるものではない。

よって、本村議会は一切の戦争を否定し、日本国憲法の恒久平和の理念に基づき戦争に反対することを宣言すると共に、以下の事項が実現されるよう強く要求する。

#### 記

- 1、ロシア連邦によるウクライナ侵略を即時停止して無条件で撤退すること。
- 2、国連憲章・国際法・国際社会の秩序を遵守すること。

上記のとおり決議する。

令和4年3月9日  
沖縄県中城村議会

あて先

ロシア連邦大統領、駐日ロシア大使

以上でございます。

○議長 新垣博正 これにて提出者の趣旨説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

(「質疑なし」と言う声あり)

○議長 新垣博正 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております意見書第2号及び決議第2号は、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略し

たいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

○議長 新垣博正 「異議なし」と認めます。したがって、意見書第2号及び決議第2号は委員会付託を省略します。

これから意見書第2号に対する討論を行います。討論はありますか。

新垣 修議員。

○2番 新垣 修議員 それでは意見書第2号に対し、賛成の立場から意見いたします。

沖縄県は戦後77年を経ました。現在でも私た

ちは戦争の悲惨さを学び、争いごとのない世界を望み、恒久平和な世界を願い、次世代の子供たちに平和の尊さを語り、継承していくことが平和への築きになるとの思いで現代を生きております。連日連夜新聞報道や映し出されるニュースを見るたびに心が痛み、涙があふれ出てきます。普通に平和な暮らしをしているウクライナ国へロシア軍は軍事侵攻という武力行使を持って戦争攻撃を行い、国の有事と何ら関係のない女性や子供たち、一般国民をも巻き込み標的にしながら一方的に攻撃し、さらには原発施設の攻撃、病院、学校など無差別な施設の破壊攻撃は非人道的でロシア軍の行為は軍服を着けた殺人。またはテロ行為そのものを国家で行っているものと強い怒りを覚えます。また、その指揮を取るロシアのプーチン大統領の所業は狂気の沙汰としか思えず、激化する無差別的破壊行為を繰り返すロシア軍の攻撃は、言語道断の暴挙の激しい憤りを感じます。命からがら避難してきたウクライナ国民に対し、日本政府は現地在留日本人とその関係親族、さらにはウクライナ避難国民を擁護するためにあらゆる限りの強固な人道支援を行い、ウクライナ国に一日でも早い平和が訪れることを願い、賛成の意見を述べ、この侵略攻撃によって多くの国民の命が犠牲になりました。その亡くなられた国民の御冥福を遠いこの沖縄県の小さな村の中城村よりお祈りいたします。以上です。

○議長 新垣博正 ほかに討論はありませんか。  
安里清市議員。

○1番 安里清市議員 おはようございます。意見書に対して、賛成の立場から討論を行います。

ロシア連邦によるウクライナ侵攻を強く非難し、即時無条件撤退と平和的手段による早期解決を求める意見書。この度のロシアのウクライナに対する侵攻は、自国の安全に対する脅威などという言いわけが身勝手極まりない判断。そ

して、根拠に基づくものであります。断じて容認できません。私たち沖縄県民は、先の大戦で多くの尊い人命と財産を失いました。村民の多くの方が御自分の親戚、肉親を失ったつらい体験を持って、戦後を生き抜いてまいりました。戦争に大義はありません。時の支配者が都合のいい理由をこじつけ、住民を戦争に駆り出します。今、ロシアとウクライナの前線で戦っている若い兵士たちもその支配者による犠牲者であります。若い彼らには大いなる人生の夢があるはずで、彼らをふるさとに帰しましょう。殺戮をしていいはずはありません。戦争を直ちにやめましょう。領土の取り合いで喜んでいるのは支配者のみであります。戦争に大義はない。直ちに戦争をやめましょう。我が国が平和的に解決に向けて国際社会や国連で積極的に外交努力をすることを求めまして、賛成討論といたします。

○議長 新垣博正 ほかに討論はありませんか。  
（「討論なし」と言う声あり）

○議長 新垣博正 「討論なし」と認め、これで討論を終わります。

これから意見書第2号 ロシア連邦によるウクライナ侵略を強く非難し、即時無条件完全撤退と平和的手段による早期解決を求める意見書を採決します。

お諮りします。この採決は、起立によって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長 新垣博正 「全員起立」です。したがって、意見書第2号 ロシア連邦によるウクライナ侵略を強く非難し、即時無条件完全撤退と平和的手段による早期解決を求める意見書は原案のとおり可決されました。

続きまして、決議第2号に対する討論を行います。討論はありませんか。

大城常良議員。

○8番 大城常良議員 それでは、本決議案に対して、賛成の立場で討論をいたします。

ロシア連邦によるウクライナ侵略は第二次世界大戦後、世界が対話によって築き上げてきた平和を一瞬に崩壊させ、ウクライナの主権や国民のかけがえのない命までも奪ってしまう所業はあまりにも身勝手に理不尽極まりない蛮行である。絶対的な軍事力を背景に相手をねじ伏せ、意のままに操ろうとすることはウクライナの人権をないがしろにし、人道上断じて許されるものではない。ロシアによる軍事侵略は国際社会が自国第一主義で軍拡競争に拍車がかかり、国際社会の不安定化につながる事態にならないか、強く懸念をするものであります。外交努力によって解決を求めるとともに、ロシアに対して一刻も早い停戦と無条件での撤退を決議する決議案に賛成をいたします。以上です。

○議長 新垣博正 ほかに討論はありませんか。  
(「討論なし」と言う声あり)

○議長 新垣博正 「討論なし」と認め、これで討論を終わります。

これから決議第2号 ロシア連邦によるウクライナ侵略を強く非難し、即時無条件完全撤退と平和的手段による早期解決を求める抗議決議を採決します。

お諮りします。この採決は、起立によって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方の起立を願います。

(全員起立)

○議長 新垣博正 「全員起立」です。したがって、決議第2号 ロシア連邦によるウクライナ侵略を強く非難し、即時無条件完全撤退と平和的手段による早期解決を求める抗議決議は原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第13号 令和4年度中城村一般会計予算を議題とします。

本案について、3月4日に説明済みですので、これから質疑を行います。まず、歳入予算について質疑を行います。質疑はありませんか。

安里清市議員。

○1番 安里清市議員 それでは一般会計予算について、歳入のほうを35ページのほうをお願いいたします。

款、項、目、節で15款2項1目の23節のほうで新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金ということで、4,036万8,000円の数字がありますが、これは使途目的については平和学習というふうに聞いているんですが、細かな説明があればお願いしたいと思います。

○議長 新垣博正 企画課長 比嘉健治。

○企画課長 比嘉健治 それではコロナ交付金の使途についてお答えします。

議員おっしゃるように平和学習事業についてもこのコロナ交付金を当初予算で計上しておりますが、8事業を当初予算では計上しておりますが、庁内感染対策事業、認可外学童施設減免等の事業、ブライダル支援事業、学校感染対策事業、学校IT支援事業、津覇小学校の給水増設事業、図書館システムの更新事業ということで、全部で当初は8項目を予定しております。以上です。

○議長 新垣博正 質疑はありませんか。

大城常良議員。

○8番 大城常良議員 それでは、令和4年度一般会計予算に関して質疑をいたします。

歳入の52ページ、これは教育債になるんですけども、これは前年度5億2,350万円の予算が組み込まれていたんですけども、今回、1億2,840万円の増になっていますが、この理由を伺います。

○議長 新垣博正 企画課長 比嘉健治。

○企画課長 比嘉健治 52ページの教育債の増減理由ということでの質問ですが、今回、右側のほうに説明がありますが、吉の浦公園施設機

能強化、それと学校施設整備事業についての起債を予定しておりまして、増額の理由としましては、学校施設整備事業債について、昨年度は一般単独事業ということで、75%を起債予定しておりましたが、今年度、学校教育施設整備事業で可能ではないかという調整ができて、90%、15%増額を予定して起債の計上をしております。以上です。

○議長 新垣博正 大城常良議員。

○8番 大城常良議員 これは令和3年度は75%の起債の予定をしたと。今回は90%に上げたという、この理由は何を示しているか伺ってよろしいですか。

○議長 新垣博正 企画課長 比嘉健治。

○企画課長 比嘉健治 それではお答えします。

教育債については、学校施設整備事業債については用地分の予定ということで、用地については単独事業ということで、令和3年度は認識をしておりましたが、学校教育施設整備等の事業債の90%が活用できるということで、今回、90%としております。以上です。

○議長 新垣博正 大城常良議員。

○8番 大城常良議員 以上です。

○議長 新垣博正 ほかに質疑はありませんか。  
(「質疑なし」と言う声あり)

○議長 新垣博正 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

次に、歳出予算について質疑を行います。

質疑は款別に行います。

歳出1款に対する質疑はありませんか。

大城常良議員。

○8番 大城常良議員 それでは歳出1款議会費について質疑をいたします。

8節の旅費になります。その中の県外旅費46万2,000円が入っているんですけども、これは資料を見ましたら、正副議長県外研修というふうにありますけれども、その中に事務局長の県外研修費も含まれているのかお伺いします。

休憩します。

休憩(10時40分)

~~~~~

再開(10時41分)

○議長 新垣博正 再開します。

企画課長 比嘉健治。

○企画課長 比嘉健治 それではお答えします。

議会事務局の県外旅費についてですが、議長のみの旅費となっております。以上です。

○議長 新垣博正 休憩します。

休憩(10時41分)

~~~~~

再開(10時41分)

○議長 新垣博正 再開します。

大城常良議員。

○8番 大城常良議員 これは私、前日も多分言ったと思うんですけども、やはり事務局長、議会を強化するために、やはり各市町村との連携あるいは、これは持ち回りの役割もあるということ、これ過去にも私、聞いております。そういうところで、やはり事務局長もほかの他市町村との意見交換も絶対に必要でありますし、そういったところで中城村の議会事務局の力がどんどん落ちていってしまうと、ほかのところに分からなくなってしまうということも含めて、ぜひ事務局長も一緒に予算計上をしてくれというふうをお願いしたと思うんですけども、それについて予算を計上しなかった理由というのがあるのかどうかお伺いします。

○議長 新垣博正 企画課長 比嘉健治。

○企画課長 比嘉健治 それではお答えします。

県外旅費については、村全体の予算としても厳しい状況の中ありまして、随行というんですか、研修も含めてだとは思いますが、今年度も各計上については査定で減額をしております。今後については、また令和4年、5年以降に研修等ができる可能性がありましたら、村全体としての考えで研修を含めて入れられるのかを考

えてはいきたいと思います。以上です。

○議長 新垣博正 大城常良議員。

○8番 大城常良議員 行政側がやはり人事を尽くしてどんどん強化している。その中で議会側はどんどん予算を削られ、申請はしたんだけど、通らないというような中では私は例えば議長の県外出張がある場合には、補正予算を組んでも局長も一緒に研修させる。勉強をさせる。意見交換もさせるというような取り組みをぜひしていただきたいと思うんですけども、最後に補正予算でも対応はできるのか、そこをお伺いします。

○議長 新垣博正 企画課長 比嘉健治。

○企画課長 比嘉健治 それではお答えします。

議員おっしゃるように他市町村との交流、勉強等も含めて職員のスキルアップ等は必要な部分ではあるとは思いますが、令和4年度においては県外旅費については、村全体としての予算については、現在、補正等の考えはございません。以上です。

○議長 新垣博正 ほかに質疑はありませんか。  
(「質疑なし」という声あり)

○議長 新垣博正 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

歳出2款に対する質疑はありませんか。

大城常良議員。

○8番 大城常良議員 今日まで皆さん全て予算書をお持ちだと思いますので、資料が前にないということでしたので、今回は予算書でやっていきます。

2款総務費の56ページ、その中の8節県外旅費でございます。その中に43万円、県外旅費が計上されていますけれども、その説明を求めます。そして、次ページの58ページの会計管理費、13節の使用料及び賃借料の中で入出金機使用料151万8,000円。これはどういうメリットがあるのか、そのほうを伺っていきます。

続いて、その下にあります財産管理費、それ

の10節の需用費、その中で光熱水費が1,128万円計上されておりますけれども、これは前年比682万円の減になっているんですけども、その要因を伺います。例えば節水対策あるいは節電対策をして、減ったのかどうかですね、そのほうを伺います。

あとは4点目に、これが66ページ、これが3項になるんですけども、戸籍住民基本台帳費の中で1節報酬、会計年度任用職員報酬ということで732万7,000円。これが入っているんですね。これはマイナンバー交付率向上のための人件費4人分だということが担当課長から聞いているんですけども、それについて直近のマイナンバーカードの申請件数、それから交付率、そして交付件数、この3件を伺いたしたいと思います。以上、4件お願いします。

○議長 新垣博正 総務課長 與儀 忍。

○総務課長 與儀 忍 お答えいたします。

まず県外旅費についてですけども、これは職員の研修等にかかる旅費でございます。市町村アカデミー、あるいは日本経営者協会が主催する研修会に職員を派遣したいと考えております。これまで令和元年頃までは職員を派遣していたんですけども、新型コロナウイルスの影響で令和2年度、令和3年度の派遣ができませんでした。令和4年度については再開したいというふうに考えております。

それから財産管理費の需用費についてですけども、新庁舎に移転しまして、建物の規模が2倍以上になりましたが、機器等をLEDを使用したために、当初想定していた電気料が大幅に下がっております。これについては、令和3年度補正予算で減額補正をしているところでございます。

それから水道水費につきましても、トイレ等につきましても、雨水を使用しておりますので、そういった関係で光熱水費が前年度に比較し、減額になっているとそういうところでございます。

○議長 新垣博正 会計管理者 荷川取次枝。

○会計管理者 荷川取次枝 大城議員の質問にお答えいたします。

2款1項3目会計管理費の使用料及び賃借料の入出金機使用料についてお答えいたします。

この機械なんですけれども、現在、役場内のほうで券売機公金支払機を収納しておりますが、この現金を一時的に収納管理するシステム機械の使用料となっております。現在も農協の派出所があるんですけれども、令和4年4月からは派出所を閉鎖するというに伴いまして、それ以後は会計課職員のほうで現金の収納または農協への運搬をするということになるんですけれども、そういった現金を管理する負担を省くために安全面、それと防犯面、そういったことが保たれるために、今回計上しております。以上です。

○議長 新垣博正 住民生活課長 義間 清。

○住民生活課長 義間 清 それでは大城議員、66ページの1目報酬に関連での法律についての質問をお答えしたいと思います。

令和4年3月時点での人口2万2,208人に対し、申請件数が7,409件、交付件数が6,062件に、交付率は27.3%でございます。以上です。

○議長 新垣博正 大城常良議員。

○8番 大城常良議員 それでは1点目から56ページのほうですね、県外旅費について。確かに令和2年、令和3年がこれ計上をされていませんでした。その前はたしかあったと思います。これは職員の派遣ということで、やはり職員も一生懸命研修を受けさせて、これからの行政をどんどん発展させるためには必要であろうということだと思いますので、併せて先ほど私が言った議会も強化するためにも、ぜひこれも一緒にやっていただきたい。そのように思っております。

次に、光熱水費、課長も言われたとおりLEDとか、建物内のほとんどが節水、あるいは節

電に対しての効果が非常に大きいということで、建物は大きいんですけども、そういった類の電気、それから水道、それは節水に対しての意識が高かったんだろうというふうに思いますので、ぜひ今後ともこれがしっかりと対応して続けていってください。

入出金の使用料については、もう伺いましたのでありがとうございます。

次のマイナンバー、そのほうが今、国が強力に推し進めている事業ですので、もちろんこれは100%補助になっているかと思えますけれども、交付率が27%。私としてはまだまだ低いかなど思うんですけれども、やはりこれは申請するつもりがない人。それで申請することが重要だというふうないろいろな考え方がございますので、一概にこれが低いということでは私はないと思いますので、ぜひ今後ともしっかりとした説明を併せて取り組んでいただきますようお願いいたします。以上です。

○議長 新垣博正 ほかに質疑はありませんか。新垣貞則議員。

○7番 新垣貞則議員 それでは58ページですね、1款1項1目18節です。自主防災組織補助金136万円が計上されています。補助金の内容の説明ですね。それから今現在、自主防災組織は何地区ありますか。それと最初では約136万円ですが、委員会の資料では137万2,000円計上された。差額が1万2,000円出ていますが、差額が出た理由の説明をお願いします。

○議長 新垣博正 総務課長 與儀 忍。

○総務課長 與儀 忍 すみません、1点だけ確認してよろしいでしょうか。休憩をお願いします。

休憩します。

休憩（10時55分）

~~~~~

再開（10時56分）

○議長 新垣博正 再開します。

総務課長 與儀 忍。

○総務課長 與儀 忍 お答えいたします。

まず自主防災組織の数ですけれども、現在、5自治会が自主防災組織を結成しております。それから136万円の中身の件ですけれども、資機材購入、1団体当たり30万円です。令和4年度までは3団体がまだ資機材購入の対象の自主防災組織になっておりますので、購入につきましては90万円分ございます。それから3地区の避難訓練等につきまして、1団体当たり、マックス5万円の補助金を交付することができますので、訓練については15万円です。あと6万1,000円程度が防災士養成講座、それが1団体6万1,000円の今回、5防災組織がございまして、5つの防災組織に対して、1名ずつの養成講座に参加していただくと、そのための補助金でございます。

○議長 新垣博正 新垣貞則議員。

○7番 新垣貞則議員 防災士が普及することは非常にいいことだと思っています。今回、当初予算に予算が計上されています。その防災士養成講座の授業の内容の説明をお願いします。

○議長 新垣博正 総務課長 與儀 忍。

○総務課長 與儀 忍 お答えいたします。

防災士養成講座につきましては、なかなか県内では開催されていないんですけれども、今年度に関しましては、たしか那覇市を中心に防災士養成講座をするというふうな情報が入っていますので、そこに各自主防災組織から派遣をし、2日間程度の講習を受けて、試験等も当然ございますけれども、その試験を通して防災士を養成していくとそういう内容になっております。それから先ほど、1件だけ答弁漏れがあって、委員会資料と予算書等の数字の差があるんじゃないかというふうなお話がありました。予算書のほうが正しくて、私は資料のほうを少し少なく計上してしまっておりますので、後ほどこれについては修正をしていきたいというふうに考

えております。

○議長 新垣博正 新垣貞則議員。

○7番 新垣貞則議員 この防災士の養成講座が今回、予算に組まれているのは非常にいいことだと思っていますので、防災士の養成講座に派遣するのは自主防災組織の普及につながりますので、頑張ってください。以上です。

○議長 新垣博正 ほかに質疑はありませんか。新垣 修議員。

○2番 新垣 修議員 それでは議案第13号のまずは59ページお願いします。

59ページの12節委託料ですね。公共施設草刈り業務委託料13万1,000円、ちょっとこれの内容について詳しくお願いしたい。あとは60ページ、12節委託料、中城村第五次総合計画特定業務委託料3,498万円の現在の進捗状況をお願いします。

同じく60ページ、この下のコミュニティバス、設置、撤去委託料5万円、これは設置場所と撤去場所があると思うんですけれども、そこを教えてください。以上、3点お願いします。

○議長 新垣博正 総務課長 與儀 忍。

○総務課長 與儀 忍 お答えいたします。

公共施設の草刈り業務委託につきましては、公共駐車場の草刈りを委託したいと考えております。年6回程度の委託をしたいと考えております。

○議長 新垣博正 企画課長 比嘉健治。

○企画課長 比嘉健治 それでは60ページの総合計画の進捗についてですが、令和元年度から改定に向けて進めておりましたが、令和2年、令和3年ともコロナウイルスの感染拡大により審議会等が開催できず、現在、アンケート等は実施し、その内容確認等をして、集計等をしております。令和4年については最終的に完成まで持っていけないといけないということで審議会、そして庁内の会議などで進めていきたいというふうに考えております。その途中に

議会への説明も行っていきたいというふうに考えております。以上です。

すみません、コミュニティバスの撤去なんです、この撤去費用については、台風等があった場合のために予算化しております、通常は職員が可能な場合は出たりするんですが、業者のほうに依頼して撤去を依頼する場合もあるだろうということで予算を計上していますが、通常、活用等は現在はこれまではしておりません。以上です。

○議長 新垣博正 新垣 修議員。

○2番 新垣 修議員 まず台風対策の予備費に向けての予算を計上ということで理解していますね。分かりました。草刈りなんですけれども、公共駐車場ということだけなのかな。年6回と。これは委託先とか決まっているのかどうか。

○議長 新垣博正 総務課長 與儀 忍。

○総務課長 與儀 忍 お答えいたします。

現在考えているのは公共駐車場のみでございます。委託先については今のところ決定しておりません。

○議長 新垣博正 新垣 修議員。

○2番 新垣 修議員 では委託先がまだ決まっていないということは、シルバー人材の活用もあり得るかもしれないというふうに考えるのか。それとも入札とか何かあるのか。その辺も加味して、できるだけきれいな駐車場になるように、できたら本庁舎の中もきれいにできるように頑張ってください。

あと1点、第五次総合なんですけれども、令和4年度完成に向けて頑張るということですよ。これは令和4年度議会にも上程という形を取るということなんですけれども、この令和4年度の中で大きな第五次総合をまとめることに対して、住民説明会とかそういうものもあるのかなと。令和4年度にこれといって大きな取り組みといたしますか、議会上程する前に何か企画

課でどうしてもこれは皆で力を一丸となってやらないといけないというつくるための項目とか、そういったものがあるのかどうか、その辺を具体的にちょっと教えていただけますか。

○議長 新垣博正 企画課長 比嘉健治。

○企画課長 比嘉健治 それではお答えします。

令和4年度に取り組む内容ということになりますが、まだなかなか集まる機会ができてないというのが先ほど答弁をしましたが、コロナ禍でも最終的に議会への議決を持っていくためにはやはり住民説明会が開催できるのか。またはパブリックコメント等の部分で意見を聞いていくのかという部分になると思いますが、そこをまず考えていきたいというふうに思っています。以上です。

○議長 新垣博正 ほかに質疑はありませんか。比嘉麻乃議員。

○9番 比嘉麻乃議員 では質疑をいたします。

まず60ページの12節の平和学習委託なんですけれども、これは中学校の平和学習ということなんです、バスツアーということで、これ何月を予定しているのか。あるいはまたコースはもう既に決まっているのか。今回、また中学校だけだと思うんですけれども、今後、小学校も予定をしているのかということ伺います。

次に、64ページの2目の10節です。消耗品の中に原付バイクのご当地ナンバープレート800枚の作成だということなんですけれども、この完成したナンバープレートは希望者に有料で購入させるのか。また今後、バイクだけではなくて軽自動車とかの予定もあるのか。また、軽自動車にやりたいけれども、できない理由が台数とかの関係でできない理由があるのか。以上、伺います。

○議長 新垣博正 企画課長 比嘉健治。

○企画課長 比嘉健治 それでは平和学習についてお答えします。

現在、計画として中学校と協議を行いながら

日程等については、まだ確定はしていませんが、中学校の1年間の行事も併せて調整していきたいということで、現在協議中でございます。

コースについては、予定としてではありますが、1学年を村内コース、2学年、3学年を県内コースなどというふうに、最終的には中学校と調整をしながら、どの内容がいいのかを検討はしていきたいというふうに思っています。以上です。

○議長 新垣博正 税務課長 大湾朝也。

○税務課長 大湾朝也 それでは御質問にお答えします。

軽自動車といいますと、ナンバープレートにつきましてはバイクのものになっております。こちらは通常の交付と同様に無償で交付を考えておりますけれども、これまで標準のナンバープレートの取付をしていた方には取替という形で変更も考えております。あとは軽自動車のナンバープレートにつきましては、村の管轄ではございませんので、登録等はそこについてはまた軽自動車協会の範疇になりますので、その辺についてはまだ村としては考えてはおりません。

○議長 新垣博正 比嘉麻乃議員。

○9番 比嘉麻乃議員 平和学習の件なんですけれども、コロナ禍の中で何月に開催されるというのは、またちょっとこれからまた計画されていくのかなと思います。コースのほうも1学年が村内、2学年、3学年は県内ということなんですけれども、平和学習いろいろありますが、なかなか個人では行けない。ガマの体験とか、そういったのもいいのかなと思います。ぜひ小学生も計画をしていただければなと思います。以上です。

○議長 新垣博正 質疑はありませんか。

新垣善功議員。

○15番 新垣善功議員 60ページ、先ほど2番議員からありましたけれども、中城村第五次総合計画策定業務委託料、これは令和元年（平

成31年）にも1,553万2,000円計上、そして令和2年にも499万4,000円計上して、計画を進めていますけれども、これは何年計画なのか。今までこの総合策定計画は大体10年分をやっていますけれども、この計画は何年計画なのか。それと同じく18節負担金補助及び交付金の海外移住者子弟研究生受入事業補助金100万2,000円ですか、これは国名と人数はどうなっているのか、説明願います。それと先ほどの9番議員の質問がありましたが、これはナンバープレートの件ですが、オートバイ。その図柄はどういうのを考えているのかですね。それと63ページの公共施設整備基金費として1億円を今年度やっています。現在、この1億円を積み立てた後の金額は幾らなのか。以上。

○議長 新垣博正 企画課長 比嘉健治。

○企画課長 比嘉健治 それではお答えします。

第五次総合計画の次期の計画期間なんです、12年を予定しております。これまで10年ということで、2回に分けて改定等を行います。今回は4年越しに見直し等ができればというふうに考えて、12年を予定しています。ただし、1年間コロナ禍で繰越等を行っておりますので、実際の年数については、令和5年から11年間ということで予定をしております。

海外子弟についての国ですが、人数としては3名を予定しておりますが、国についてはまだ推薦等があるかどうかも含めて検討しますので、ブラジル、アルゼンチン、ペルー、ハワイからの全体で3名を予定しております。以上です。

○議長 新垣博正 総務課長 與儀 忍。

○総務課長 與儀 忍 お答えいたします。

公共施設整備基金につきましては、令和3年度の補正予算にも計上しております。令和3年度の補正予算後、積立が終わりましたら確か7億2,000万円の積立額になると考えております。令和4年度の今回計上しております予算を積み立てた場合は、8億2,000万円程度になるとい

うふうに考えております。

○議長 新垣博正 税務課長 大湾朝也。

○税務課長 大湾朝也 それでは御質問にお答えします。

軽自動車のナンバープレートにつきましては、バイクの50ccから128cc以下の村で登録ができるナンバープレートを考えております。予算にも限りがございますので、特に形が変わるものではなくて、今ある標準の形に凶柄ですね、例えば中城村では城跡が世界遺産となっておりますので、そういったものができるかどうかを今後、業者が決まりましたら検討していきたいと考えております。

○議長 新垣博正 新垣善功議員。

○15番 新垣善功議員 56ページ、勤勉手当がありますね、この支給の仕方をどのようにやっているのか、皆さん方は勤務評定をつけていると思うのだが、どのような方法でやっているのか、その勤務評定に基づいてやっているのか、それとも画一的に何パーセントとやっているのか、それは皆さん方は勤勉手当を支給する場合はちゃんと勤務評価によってやるのか、この制度は機能しているかどうかですね。それと顧問弁護士委託料60万円、これは顧問弁護士料として毎年60万円出していますけれども、この去年大体何回ぐらい、これを活用しているのかその辺、活用状況をどうなっているか説明を求めます。

それと58ページの自主防災組織補助金として、この中に5名の方を派遣して、防災講座に派遣するということですがけれども、これはいつ頃、どこで開催されるのか、その辺が分かれば説明を求めます。

この60ページの平和学習委託料、中学校全員、1年生は村内、2年生、3年生は県内ということですがけれども、これは戦跡回りをやるというだけなのか、それとも何か語り部みたいにやるのかどうかですね、そこら辺の内容をただ観光

バスを借りて、視察のみなのか……。以上。

○議長 新垣博正 総務課長 與儀 忍。

○総務課長 與儀 忍 お答えいたします。

勤勉手当につきましては、6月、12月期とも0.925月分を支給しております。村におきましては、人事評価を行っておりますが、まだその評価結果を勤勉手当等への反映はまだ行っておりません。

それから顧問弁護士についてですけれども、近年、様々な課題等がありまして、顧問弁護士に相談をする機会が増えているように思います。各課において、相談をしておりますので、その前に総務課のほうに連絡がありますので、年間からすると10件近くあるのではないかなというふうなことで考えております。

それから防災士養成講座ですけれども、今年度につきましては、県内恐らく那覇市になると思いますが、そこで開催される予定でございます。時期につきましては確か7月、8月頃であったと、そのように記憶しております。

○議長 新垣博正 企画課長 比嘉健治。

○企画課長 比嘉健治 それではお答えします。

平和学習の内容ですが、先ほど答弁したとおり1学年は村内、2、3学年は県内ということで、予定はしていますが、現在、中学校等と協議を行いながら内容についても検討をしていきたいと思っております。ただ、今回委託料に計上しておりまして、事業者にどのような内容がいいかというのも含めて提案をしていただきたいというふうな計画をしております。その中でも平和学習についての案内をしていただける方、内容等を分かる方も含めて提案があればその部分についても検討していきたいというふうに思っております。

○議長 新垣博正 新垣善功議員。

○15番 新垣善功議員 3回目だね。55ページ、報酬の中で国民保護協議会委員報酬として、毎年費目存置みたいに行っているんだけど、

これに対する取組は全くされていないのか。それともやっているのか、そこら辺、そして国民保護、これは法律に基づいて皆さん方は義務付けられているはずですから、どのようなことをやっているのか、説明願います。

○議長 新垣博正 総務課長 與儀 忍。

○総務課長 與儀 忍 お答えいたします。

国民保護協議会につきましては、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置、それに関する法律第40条第8項の規定に基づいて開催するものでございます。現在のところ、他国からの武力攻撃というのがございませんので、そういう会合は開いておりません。そのため予算につきましては費目存置で措置しているところでございます。

○議長 新垣博正 ほかに質疑はありませんか。
伊佐則勝議員。

○14番 伊佐則勝議員 55ページお願いします。

障がい者雇用の件でございますけれども、令和3年度の補正で採用遅れということで、減額補正が令和3年度ありました。新年度予算、55ページで会計年度任用職員報酬ということで予算が組み込まれておりますけれども、障がい者雇用が令和3年度は採用遅れというんですけれども、2名の採用の実績があつて、いつから採用実績があつたのかが1件。新年度のいわゆる障がい者雇用、令和3年度2名から令和4年度1名をプラスして、3名の雇用の予算が計上されているかと思ひます。それが2点目。法定雇用率が現在、いかようになっているのか伺ひます。以上。

○議長 新垣博正 総務課長 與儀 忍。

○総務課長 與儀 忍 お答えいたします。

令和3年度につきましては、募集はかけたんですけれども、当初の4月からの採用ではございませんでした。確か1名は5月、あと1名については8月頃の雇用だったというふうに考え

ております。令和4年度につきましては、当初から今のところ2名の雇用を予定しておりますけれども、あと1人につきましては、現在募集をかけているところで、まだ応募はございません。

それから法定雇用率ですけれども、これにつきましては、毎年6月1日現在の通報に基づいて算出される率でございます。確か、令和3年度につきましては、1.9であったというふうに記憶しております。

○議長 新垣博正 伊佐則勝議員。

○14番 伊佐則勝議員 では令和4年度につきましては、引き続き新規はまだ決まっていないということで、3名の予定はして今募集中となっているというふうな状態で、令和3年度から継続して2名は在籍するという理解でよろしいでしょうか。

○議長 新垣博正 総務課長 與儀 忍。

○総務課長 與儀 忍 お答えいたします。

おっしゃるとおり2名につきましては4月から引き続き任用したいと考えております。

○議長 新垣博正 伊佐則勝議員。

○14番 伊佐則勝議員 しっかりと法定雇用率に達するように、ぜひ頑張ってもらいたいと思います。よろしくお願いします。以上です。

○議長 新垣博正 ほかに質疑はありませんか。
仲松正敏議員。

○11番 仲松正敏議員 議案第13号に対して質疑したいと思ひます。

60ページ、18節の負担金補助及び交付金、これは先ほど新垣善則議員からも質問がありましたけれども、私からも少し聞きたいと思ひます。受入の人数は3名ということでお聞きしました。これはもう毎年この3名ですね。海外移住者子弟研修生受入事業ということで、国はまだ決まっていないということですが、それでこの受入のその審査の内容をお聞きいたします。

もう1点、61ページ、同じく18節の世界のウ

チナーンチュ大会中城実行委員会補助金、この実行委員会というのは、この委員の方々はどのような人がされているのかお聞きいたします。

○議長 新垣博正 企画課長 比嘉健治。

○企画課長 比嘉健治 それではお答えします。

海外子弟移住者について、審査の内容ということなのですが、基本的には各県人会等からの推薦がある方ということで行っています。その中でもやはり日本語が全然できないということであれば、こちらでの活動も厳しいというふうに考えておりますので、ある程度の日本語の意思疎通ができる部分については確認をしていきたいというふうに考えていまして、あとは本人の意思ですね、沖縄においていろいろな文化などを学びたいというそういった意志がある方ということを考えています。

世界のウチナーンチュ大会についてですが、委員についてですが、現在、ちょっと資料を持ち合わせておりませんので、後で提供をしていきたいというふうに考えています。以上です。

○議長 新垣博正 仲松正敏議員。

○11番 仲松正敏議員 今の海外移住者子弟研修生の審査の内容をお聞きしましたけれども、その中で確か年齢制限もあったと思うんですけども、何歳までが受入可能かどうか。

それと世界のウチナーンチュ大会、恐らく今年度もこのコロナ問題は収束せず、コロナ感染者はなくならないと思われれます。この世界のウチナーンチュ大会、今年は10月から恐らく11月頃に行われると思いますが、このコロナ感染者が例えば1,000人以上になって、緊急事態とか、蔓延防止、それが出た場合にはどうするのか、中止するのか、それもお聞きいたします。

○議長 新垣博正 企画課長 比嘉健治。

○企画課長 比嘉健治 お答えします。

まず海外子弟移住者の年齢基準ということですが、35歳程度ではなかったかということと記憶をしていますので、その辺はちょっと

確認をしてお答えしたいと思います。

世界のウチナーンチュ大会については、現在、コロナ感染の拡大により、なかなか厳しい状況ではあると思いますが、県のほうでまず全体的なウチナーンチュ大会を行います。その後、市町村の交流ということで、11月2日に予定しておりますが、県においてもそのまま開催できるか、後はまたオンラインなどを含めた開催ができるかというのを検討しております、本村においてもその部分を注視しながら対応していきたいというふうに考えております。以上です。

○議長 新垣博正 仲松正敏議員。

○11番 仲松正敏議員 この海外移住者研修生ですね、確か前に3名の受入を決定して、1人の方が来れなかったと聞いたことがあるんですけども、これはいろいろ担当課でも向こうでのやりとりで聞いたところ、連絡が取れなかったとそういう話を聞いたんですけども、ぜひしっかりと取り組んでいただいて、せっかく予算を計上してですね、また事務的な仕事も無駄にならないよう、この辺をしっかりと取り組んでいただきたいと思います。

それとこの世界のウチナーンチュ大会、前回は確か5回でしたかね、私はあまり覚えていないんですけども、今回が6回目になるのかな、この前回の大会を機に発足した世界若者ウチナーンチュ連合会というのが結成されて、毎年海外で世界若者ウチナーンチュ大会を開催しているそうであります。そこには恐らく中城村出身の子孫である4世、5世の若者も含まれておると思いますので、ぜひ今回もこの世界のウチナーンチュ大会が実行されるよう願っております。以上です。

○議長 新垣博正 ほかに質疑はありませんか。
(「質疑なし」と言う声あり)

○議長 新垣博正 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

休憩します。

休 憩（11時32分）

~~~~~

再 開（11時44分）

○議長 新垣博正 休憩前に続き、再開します。  
続きまして、3款に対する質疑はありませんか。

屋良照枝議員。

○4番 屋良照枝議員 お願いします。

議案第13号 令和4年度中城村一般会計予算について。3款について、78ページ、3款5目18節の負担金補助及び交付金において、地域医療介護総合確保基金事業補助金4,115万1,000円についてお伺いいたします。グループホームという説明がありましたが、規模はどれぐらいですか。大きさや何人利用なのか、対象者がどういった方なのか、情報がありましたら教えてください。利用開始とか、そういった時期なども分かりますでしょうか。

○議長 新垣博正 福祉課長 照屋 淳。

○福祉課長 照屋 淳 お答えいたします。

3款1項5目18節の地域医療介護総合確保基金事業補助金につきましては、こちらは国の補助金で県を経由して基準額100%入ってくる補助金になっています。こちらのほうで認知症グループホーム、これは地域密着型ということで村民の方限定のサービスになります。村外在住の方は入居ができない。村に住所のある介護保険の被保険者の方が対象という形です。今現在、9床のユニットを考えております。こちらの場所につきましては、今、久場地区のほうで予定してまして、事業所のほうが今仮指定ですけれども、社会福祉法人おとわ会という法人のほうも既に西原町で同様の事業をやっている法人でありまして、実績を持っているところです。利用開始時期ですけれども、令和4年度から建設等を始めて、基本的には令和4年度内に来年の2月ないし3月には開所する今見込みで計画のほうは立てられております。以上となります。

○議長 新垣博正 屋良照枝議員。

○4番 屋良照枝議員 認知症の利用者というふうに今お伺いしましたけれども、程度的にどこまでをお考えですか。認知症といっても、ちょっと程度があつて、分かる範囲内で結構です。

○議長 新垣博正 福祉課長 照屋 淳。

○福祉課長 照屋 淳 すみません、正式な対象者の詳細については、また後で資料を用意したいと思いますが、基本的には認知症と診断された方で、要介護認定を受けている方が基本対象者となっていくと思います。以上です。

○議長 新垣博正 ほかに質疑はありませんか。  
新垣善功議員。

○15番 新垣善功議員 これは今の質問、4番議員の質問に関連しますけれども、これは泊の吉の浦火力発電所の近くと聞いていますけれども、これは皆さん方は災害防止のあれで海側のほうが津波なんかがあった場合、避難とかが大変だと思うんですね、山手のほうに持っていくべきではないかと思うんですけれども、これ場所は誰が決めたんですか。

○議長 新垣博正 福祉課長 照屋 淳。

○福祉課長 照屋 淳 お答えします。

施設の場所につきましては、法人のほうで用地を探して設置をするという形になっておりまして、村のほうでこちらということでは指示はありません。

○議長 新垣博正 新垣善功議員。

○15番 新垣善功議員 できるだけ山手のほうにつくったほうがいいと思うんですけれども、私としては。それと77ページ、成年後見制度利用支援事業費として33万6,000円ですけれども、これは何件分なのか。そして、現在この制度を利用しているのは何件か。それと同じく重度心身障害者医療費助成費となっていますけれども、これは何名分なのかね、そしてどういう病気、難病にかかっている方だと思うんですけれども、

何名いるのか……。以上。

○議長 新垣博正 福祉課長 照屋 淳。

○福祉課長 照屋 淳 お答えします。

今の成年後見につきましては、77ページの補助費のほうに書かれている制度のことでよろしいでしょうか。こちらは障害者福祉費のほうで計上している部分になります。障会社福祉費のほうで今利用されている方は実績ゼロとなっております。一応、計上としては1人分在宅の方を対象として計上はしております。

あとは重度心身障害者医療費助成につきましては、まず対象者としては身体障害者手帳1級、2級の方、療育手帳のA1、A2という判定を受けられている方が県補助金の対象となっております。村も同様の対象者を認定しております。こちらは収入によるちょっと所得制限が確かありまして、今現在支給されている方は大体毎月400人前後ほど医療費の給付のほうを還付という形でやっております。以上です。

○議長 新垣博正 ほかに質疑はありませんか。  
安里清市議員。

○1番 安里清市議員 お願いします。

73ページのほうで、12節のほうで平和の礎の移設工事の関係ですけれども、これは移設場所及びその場所を選定した理由、慰霊祭の塔の開催が毎年、村の慰霊祭があるんですが、それとの関係で支障のない場所を選定していただけるのかお願いいたします。

○議長 新垣博正 福祉課長 照屋 淳。

○福祉課長 照屋 淳 お答えします。

移設場所のほうでは、吉の浦公園の駐車場のほうの今、左手のほうに曲がって、健康器具を誘致するスペースがありますよね、その隣の住宅側のところのスペース。あずまやが今設置されている。ちょっと小山になっている部分ですね。そこのほうを今予定しております。慰霊祭もそちらのほうで、基本的に移設後は開催していくというふうに考えております。

○議長 新垣博正 ほかに質疑はありませんか。  
金城 章議員。

○12番 金城 章議員 ちょっと教えてください。

82ページの3款12節のガードパイプ業務がありますよね、12節と14節の工事、これはどのようなものなのかちょっと、図面が作成されているのかどうか、これは隣の認可こども園の件で聞いていますけれども、どのような感じになるのか。それと同じ12節の子ども第三の居場所設計のこの件もちょっと説明お願いできますか。  
以上2点。

○議長 新垣博正 こども課長 金城 勉。

○こども課長 金城 勉 お答えいたします。

ガードパイプの設計調査業務及びガードパイプの設置工事につきましては、役場隣の認定こども園用でございまして、園児の登園時の安全確保、または歩道の安全確保ということで、これから、令和4年度事業として設計をして、工事をする予定でございまして、開発行爲の許可条件として、ガードパイプを設置することということでの協議の下、設置する運びとなっております。

子どもの第三の居場所の設計業務委託につきましては、あまり耳慣れない言葉かもしれませんが、今回、初めての事業でございまして、補助先であります日本財団、その下にありましょいか、傘下にありますB&G財団が使用している名称でございまして、家庭環境に関係なく、全ての子供たちが未来への希望を持ち、社会を生き抜く力を育むことができる機会と環境を提供することを目的として、施設整備費の補助をしております。対象としましては、現在、子どもの貧困等対策児及び行政が関わるべき支援児などの受入施設として、設計して建築していく予定でございまして。以上です。

○議長 新垣博正 ほかに質疑はありませんか。  
（「質疑なし」と言う声あり）

○議長 新垣博正 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

休憩します。午後1時30分から再開します。

休憩（11時56分）

~~~~~

再開（13時30分）

○議長 新垣博正 午前に引き続き再開します。続きまして、歳出4款に対する質疑はありませんか。

安里清市議員。

○1番 安里清市議員 89ページ、4款1項7目18節の30万円、新型コロナ陽性支援者事業補助金、この内容についてお願いいたします。

○議長 新垣博正 健康保険課長 仲松範三。

○健康保険課長 仲松範三 安里清市議員の御質問にお答えします。

コロナに感染して自宅療養者になった方々に対しての無料での食料品の配達であります。役場が社協に委託して、社協のほうが必要としている方々の玄関前まで配達していきます。令和3年10月から実施してきました、今回150世帯、600人の方々に無料で食品を配達しております。これを令和4年度も引き続き行っていきたくと思います。

○議長 新垣博正 ほかに質疑はありませんか。新垣善功議員。

○15番 新垣善功議員 同じく89ページ、安里清市議員の質疑ですが、これは現在、自宅療養者は何名いるのか。そしてコロナで入院している村民は何名いるのか。これは30万円計上してありますけれども、これは食料を社協が買ってあげて、自宅に持っていくと思うんですけれども、現在何名いるのか。これまで150世帯、600人ということですが、現在の状況はどうなっていますか。

○議長 新垣博正 健康保険課長 仲松範三。

○健康保険課長 仲松範三 毎週毎週、療養者についてはホームページで月曜日の朝、報告を

していますけれども、今週の入院患者は中城村はゼロでありました。自宅療養者が月曜日現在で約50名だったと思います。現在、先ほど答弁しましたけれども、150世帯、600名の方々に食料品の配達を行っております。毎日毎日、県のほうから自宅療養者の名簿がメールで届きますので、それを確認した上で毎日人数は変わりますけれども、多いときは30名近く、少ないときは二、三名という状況で毎日電話をして食料品が必要かどうか確認をして、必要であるという家庭には村から社協のほうに住所、氏名、家族構成、何名かを伝えて社協のほうで玄関先まで無料で食品を届けている状況であります。自宅療養者の数は先週の月曜日で約50名、介助になりますので、日々、毎日人数は変動しております。

○議長 新垣博正 ほかに質疑はありませんか。比嘉麻乃議員。

○9番 比嘉麻乃議員 90ページをお願いします。1目1節の会計年度任用職員報酬394万9,000円、これは二人分だということなんですけれども、不法投棄未然防止事業協力金ということで、この仕事内容を教えてください。

○議長 新垣博正 住民生活課長 義間 清。

○住民生活課長 義間 清 それでは比嘉麻乃議員の90ページの質疑についてお答えをいたします。

1月から不法投棄未然防止協力金を活用して、1人、任用職員が対応しておりますが、業務内容としましては、現在のところは海岸沿いとか、通報による不法投棄等、そういった通知がある場合に即対応する形で、その収集等のほうに充てらせております。

○議長 新垣博正 比嘉麻乃議員。

○9番 比嘉麻乃議員 仕事内容は不法投棄の回収だけになるのでしょうか。あるいは協力金で未然防止と書かれているので、その回収のほかに、回収がないときにはパトロールとか、そ

ういった活用とかもするのかどうか伺います。

○議長 新垣博正 住民生活課長 義間 清。

○住民生活課長 義間 清 それではお答えいたします。

おっしゃるとおりで不法投棄以外にも、不法投棄の未然防止のために、そういったパトロール等も随時行っております。

○議長 新垣博正 ほかに質疑はありませんか。
(「質疑なし」と言う声あり)

○議長 新垣博正 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

続きまして、歳出5款に対する質疑はありませんか。

石原昌雄議員。

○13番 石原昌雄議員 歳出5款について質疑をさせていただきます。

負担金補助及び交付金で、中城村シルバー人材センター補助金234万円あるんですけれども、活動の中で増額の要求などはなかったですか。

○議長 新垣博正 産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲村武宏。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲村武宏 今234万円査定されているんですが、要請のほうでは250万円の要求はありました。記念事業としての要求のものもありました。

○議長 新垣博正 石原昌雄議員。

○13番 石原昌雄議員 これが認められなかったということ、結果的にはそういうふうな捉え方しかできませんけれども、記念事業にはそういうものの査定の具体的なことを教えてください。

○議長 新垣博正 産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲村武宏。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲村武宏 要請があった記念事業に関しましては、計画書を提出してもらったのですが、その計画書の中身がまだ煮詰まっていなくて、それで新たに計画書を見直すということで、今後また、そ

れができ次第、予算化に踏み込めればと思っております。

○議長 新垣博正 石原昌雄議員。

○13番 石原昌雄議員 担当課として相談を受けながら、ぜひそういう支援もお願いします。

○議長 新垣博正 ほかに質疑はありませんか。
(「質疑なし」と言う声あり)

○議長 新垣博正 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

歳出6款に対する質疑はありませんか。

屋良照枝議員。

○4番 屋良照枝議員 99ページ、6款2目12節委託料、漁港台帳保守業務委託料、これは前年度はないんですけれども、今年度こちらに入っている。どういった委託をなさるのか、お願いします。

○議長 新垣博正 産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲村武宏。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲村武宏 お答えします。

今まで台帳の整備がきちっとされていない部分もありましたのですが、事業も完了したということで、新たに台帳の全部の整備をしたいというふうに考えております。

○議長 新垣博正 屋良照枝議員。

○4番 屋良照枝議員 今まで台帳はなかった。組合のほうでそれは考えられないのですか。別のほうに委託をするんですか、組合でまとめるのではなくて、業者に委託をする。そういうことですか。

○議長 新垣博正 産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲村武宏。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲村武宏 組合が直接台帳作成をするのではなくて、委託業務としてやって、今後の維持管理、長寿命化計画の中に反映していきたいと、台帳の整備になります。

○議長 新垣博正 ほかに質疑はありませんか。

新垣貞則議員。

○7番 新垣貞則議員 96ページをお願いします。そこの12節の設計業務委託料3,820万円計上されています。そして下のほうの14節の中城地域農道舗装工事6,350万円計上されているが、この事業の概要の説明をお願いします。

○議長 新垣博正 産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲村武宏。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲村武宏 お答えします。

設計業務に関しましては、中城第三地区ということで、屋宜のほうから添石の一部まで入っているんですが、新たに第四地区、名前は違うけれども、中城地区ということで泊までの設計業務の委託となります。それと工事に関しましては、今やっている第三地区の工事、令和4年度で完了する予定で進めております。

○議長 新垣博正 新垣貞則議員。

○7番 新垣貞則議員 農家の人からですが、今農地耕作条件改善補助事業で農道の舗装工事をやっています。この補助事業を受けたら周辺の畑に住宅は建てられるか心配ということがありましたけれども、この事業を受けたら住宅建設は隣の周辺の畑とか、住宅建設はできますか。

○議長 新垣博正 産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲村武宏。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲村武宏 この補助事業に関しても基盤整備ではないので、あくまでも農道舗装の工事になりますので、住宅の建設というふうな規制はかかることはありません。

○議長 新垣博正 ほかに質疑はありませんか。大城常良議員。

○8番 大城常良議員 それでは6款について質疑をいたします。

96ページ、お願いします。一番上の農業振興費の中の中城村農業青年クラブ補助金8万円と、

その下の荒廃農地利活用促進事業補助金の27万円について質疑します。まず、青年クラブの補助金が8万円なんですけれども、これは去年、今年、そして2年前が10万円あったんですけれども、これは青年クラブのほうからちょっと増額してほしいというような要望がなかったのかどうか。これは何でかと言うと、今の村長の所信表明にもあるとおり、若手の農家を活用して、さらに本村の農業振興を活性化させたいというような所信表明もあるものですから、それについて彼らは毎月一回、こうして定例会をしっかりと持ち、その議事録も作って、あるいは年度の報告書もきっちり出してきているという中で、やはりこれからの農業をしっかりと支えていくためには10万円、あるいは向こうから要望している金額に近いものを出してあげたらなど、これはひしひしに思っているものですから、その点がどうなのか伺います。

その下の27万円についても、これは前の副村長の説明のほうでは10アール当たり20万円の補助事業というふうに聞いているのですが、これの対象者は認定農家の方だけなのか、あるいは農業を営んでいる、例えば何平米以上の農地を持っている人たちも対象になるのか。そこところをお聞きします。

○議長 新垣博正 産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲村武宏。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲村武宏 お答えします。

農業青年クラブのほうからは、以前は10万円の補助金を計上していたのですが、コロナでなかなか開催ができないということで不用額が増えたことがあって、一応8万円に落としてあります。今後また農業青年クラブはどんどん若手のほうが出てきていますので、その支援の今後も引き続き行っていきたいとは考えております。

あと荒廃農地に関しましては、認定農家の方々の補助になりますので、県費です。ちよっ

と面積のほうが10アール当たりだったと思いますが、その辺また後で資料は提供したいと思います。

○議長 新垣博正 大城常良議員。

○8番 大城常良議員 今課長が言われたとおり農業青年クラブは今からどんどん活動してもらって、村の農業をさらに発展させていただきたいというところで、彼らに私ちょっと電話で聞いたんですけども、こっちからはこの補助金の増額というのはやりにくいと、やっぱり彼らも彼らで農業をしながら収入を得ているわけですから、それについてやり方がありませんかという話をしていたんですけども、その中でもやっぱり彼らは自分たちで年会費も取りながら、その穴埋めとしていろいろやってきているというようなこともあるものですから、そこは先ほど課長が言ったとおり、しっかり後押しをして、バックアップを十分にして、これからの農業にしっかり対応できるような体制づくりを、今9名の方々がいるものですから、そこをしっかりと考えて、今職員も定例会にも入っていると思いますので、彼らの声も聞きながら進めていってください。

荒廃農地については27万円のものがあるんです。これが上限になる金額なんですか。それとも認定農家が2人、10アール当たりの面積をやりたいということがあれば、さらに増やせるのか。そのあたりはどうですか。

○議長 新垣博正 産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲村武宏。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲村武宏 県の補助事業になりますので、荒廃農地を解消する方が出てくれば、またこれも予算化をして、どんどん解消していかせたいなと思っています。

○議長 新垣博正 大城常良議員。

○8番 大城常良議員 これからの農業、本村の基幹産業でもあるわけですので、しっかりと

担当課としてもバックアップをして、村全体でも農業に力を入れていくように、ひとつお願いしたいと思います。

○議長 新垣博正 ほかに質疑はありませんか。渡嘉敷眞整議員。

○3番 渡嘉敷眞整議員 ちょっと教えていただきたいのですが、同じく96ページの16節公有財産購入費がございますが、用地購入費となっておりますが、これを詳しく御説明願いたいと思います。

○議長 新垣博正 産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲村武宏。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲村武宏 お答えします。

今第三地区の土地改良事業の農道舗装をしているのですが、一部、村道接続部分の道が里道部分になっているのと、土地改良部分になっているものがありまして、その部分を開通させるために用地を買収して、道の整備に努めていきたいと思っております。

○議長 新垣博正 ほかに質疑はありませんか。（「質疑なし」と言う声あり）

○議長 新垣博正 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

歳出7款に対する質疑はありませんか。

大城常良議員。

○8番 大城常良議員 それでは7款について質疑をいたします。

100ページ、18節負担金補助及び交付金のブライダル支援事業補助金500万円について、質疑をいたします。これは村長の所信表明の行政報告の中でも、結婚式とは無縁に見えるいろいろな業種への過大な波及効果が考えられると、その上で観光面からしても城跡の観覧や様々な事業所で何らかの経済効果が期待できますという旨、書かれてブライダルフェアに500万円の予算がついてきているんですけども、この結婚式とは無縁に見えるいろいろな業種や、ある

いは様々な事業所、こういうのがちょっと抽象的でなかなか我々村内にいるところからは見えづらいと思うんですけれども、これは何を指して、どこの事業所を指しているのか、1点目伺います。

2点目に限定50組ということであるんですけれども、これが例えば50組以上になった場合の予算は打ち切りなのか、それとも50組限定ですよと、最初から500万円ですというようなやり方なのか、その2点をお聞きします。

○議長 新垣博正 産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲村武宏。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲村武宏 お答えします。

確かに中城村には結婚式場等はありませんが、それに関わる中城村からのタクシー業者とか、花屋、写真屋とか、そこを使って経済波及ができればというふうな考えの職種であります。

あと50組限定に関しては、50組をあくまでも予想ということで今やってはいるのですが、それを超えた場合には、新たに予算を計上していきたいというふうな考えを持っております。

○議長 新垣博正 大城常良議員。

○8番 大城常良議員 我々もいつも事業が決定し、予算組をした場合は、その事業を始めるときは一定の根拠、それを示していただいて、そして費用対効果、それも全て考慮に入れながら進めていくべきであると、私はこれは事業をする最初の段階でそういうものだろうと思っております。村のほうでも小さな予算で大きな成果を得るとというのが毎年度の最初の3月、それから次年度に当たる最初の方針であるということも私は考慮されているというふうに思って、96億円余りの経費を使って、1年間を通してやっていくわけですので、それについてはいささか疑問が残ってしまうようなやり方ではないだろうかと思っております。限定50組を超えた場合には補正を上げてやっていくということなんで

すけれども、それについても大体何組をめどにして、50組以下なのか、以上なのか、100名なのか、こういう統計も取って、例えば去年これがずっとブライダルフェアではなくて、結婚式、あるいはそれについてのお祝いがされた方々は何名組ぐらいいらっしゃったんだろうということも、全部調べてからのものなのか。そういうところが非常に気がかりでならない。それでもう一回伺います。大体何組を予定しているのか。

それともう1点、101ページにあります。これも18節なんですけれども、中城城跡共同管理協議会負担金2,773万9,000円、これも入っているんですけれども、これは前年に比べたら1,000万円以上負担増になっているんですけれども、その要因も伺いたいと思います。

○議長 新垣博正 産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲村武宏。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲村武宏 お答えします。

1点目のどれぐらいの組を予想しているかということなんです、住民生活課のほうで婚姻届が提出されているのが約100組ぐらいありましたので、その半分というふうな形で今は見込んでおります。休憩をお願いします。

○議長 新垣博正 休憩します。

休憩（13時58分）

~~~~~

再開（14時00分）

○議長 新垣博正 再開します。

産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲村武宏。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲村武宏 お答えします。

前年度までは会計任用職員は予算書に載ってはいたんですが、今年度から管理協のほうに会計任用職員10名を向こうの予算にのせますので、任用職員のお金が増えたということになります。

○議長 新垣博正 休憩します。

休 憩（14時01分）

~~~~~

再 開（14時02分）

○議長 新垣博正 再開します。

大城常良議員。

○8番 大城常良議員 管理協議会の負担金のほうは納得しました。

最後になるんですけれども、今課長は100件ほどということで、婚姻届ですか、今ちょっと調べてみますと年間243件ほどあるということですので、私が心配しているのは50組では到底少ないだろうかと、こういった披露宴、あるいはお祝いをする場合に。我々は3年ぐらい前に議会基本条例を作って、行政の皆さんにもしっかり見ていただきたいなということでお渡ししていると思うんですけれども、その第7条のほうに特に新規事業、そういったものは議会へ説明をするようにと重ねてお願いをしてあったんですけれども、そういった類いのものが最近、また全て忘れ去られているのか、もうやらなくてもいいというような考え方になっているかもしれないんですけれども、そういったところは新規事業をやる場合には我々も知りたいし、行政も説明をすればしっかりとした対応で我々も臨みたいんですけれども、何も分からないままにこうして議案が提出され、事業が提出されているという中では、いささか内容が定かではないものですから、そういうところはしっかりいま一度当局として考えていただきたいなというふうに思います。以上です。

○議長 新垣博正 ほかに質疑はありませんか。

比嘉麻乃議員。

○9番 比嘉麻乃議員 私からも18節のブライダルの新事業500万円について伺いたいですけれども、ウエディングにも従来の大勢を集めてやる大きな披露宴とか、あと家族でやる身内の小さな結婚式とか、友だちだけでやるウエディングパーティーとか、リゾートウエディン

グ、そしてフォトウエディングとかもあるんですけれども、これは場所だとか、式の挙げ方とか、そういったのに制限とかはあるのでしょうか。そして10万円の支給の方法を教えてください。

○議長 新垣博正 産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲村武宏。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲村武宏 お答えします。

今考えているのが、令和4年4月1日時点で、県内で挙式等をするカップルに対して、1組当たり10万円を助成する事業としていますが、要件としましては、新郎または新婦のどちらかが挙式時で住民票が村在住であるのが条件としております。あと式場についても、挙式をする披露宴になるというふうに、今後の要綱のほうでは詳細に詰めていきたいというふうに考えております。結婚式場で披露宴を挙げたカップルに対しての補助というふうに考えております。支給方法に関しては、この式場で披露宴を挙げたということで領収書等が発行されると思いますので、それを基に証明していきたいというふうに考えております。

○議長 新垣博正 比嘉麻乃議員。

○9番 比嘉麻乃議員 披露宴をやったカップルに領収書が発行されますよね。その領収書をもって10万円は支給できるということで、特に教会で行ったというのは、これは対象になりますか。

○議長 新垣博正 休憩します。

休 憩（14時07分）

~~~~~

再 開（14時08分）

○議長 新垣博正 再開します。

産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲村武宏。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲村武宏 結婚式場にはいろんな教会の種類もあると

思いますので、その辺も対象にして支給したいと考えております。

○議長 新垣博正 ほかに質疑はありませんか。  
（「質疑なし」と言う声あり）

○議長 新垣博正 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

歳出8款に対する質疑はありませんか。  
新垣貞則議員。

○7番 新垣貞則議員 103ページ、8款2項1目14節久場地区排水路復旧工事として1,221万円計上されていますが、この場所と、それから工事の概要の説明をお願いします。

○議長 新垣博正 都市建設課長 仲村盛和。

○都市建設課長 仲村盛和 それではお答えします。

場所のほうは電力の鉄塔が建っている上のほう、賀武道線から上ったところ。その下の水路が崩壊していますので、その復旧工事になります。

○議長 新垣博正 新垣貞則議員。

○7番 新垣貞則議員 場所は分かりますけれども、今おっしゃったように、そこが排水が崩れています。それで概要というのは、そういう質疑をしますけれども、その上のほうが変電所の実際土砂崩れが起きています。排水路の下の上ですね。裸地用地がありますけれども、その土砂が崩れていますけれども、その工事も入っていますか。

○議長 新垣博正 都市建設課長 仲村盛和。

○都市建設課長 仲村盛和 鉄塔部分については電力のほうで復旧しますので、水路のほうは電力のほうで応急的に仮設水路を造ってあるんです。その復旧工事になります。

○議長 新垣博正 ほかに質疑はありませんか。  
金城 章議員。

○12番 金城 章議員 それでは8款について質疑をします。

104ページの委託料、橋梁修繕設計業務委託

料がありますけれども、それと14節橋りょう修繕工事請負、その件を伺います。2年前、向こうは愛知1号線かな、陸橋を修繕しているんですけども、そこは近辺の道路に対して幅員が増設されていない橋梁の修繕になっています。これは3.9メートルだから幅員拡張も資料にはうたわれているんですけども、どのぐらいに拡張するのか。それで将来的に実際陸橋を造るには今補助金は現況の幅員しか4メートルしかないかもしれませんが、4メートルだったら橋梁は対向車が通行不可能かもしれませんが、そういう幅員をどのように考えて設計させるのか、工事に取り組むのか、将来的な考えで幅員の幅を大きくする予定なのかどうか。

○議長 新垣博正 都市建設課長 仲村盛和。

○都市建設課長 仲村盛和 お答えします。

まず改修につきましては、業務のとおり改修業務になりますので、道路構造令に従った基準を満たした改修になります。ですので拡張とか、そういったものは対象にはなりませんので、現状のものの復旧が主な設計になります。

○議長 新垣博正 金城 章議員。

○12番 金城 章議員 改良工事だけど、それはちゃんと分かります。しかし、工事をするに当たり、陸橋を修繕するに当たり、やっぱり幅員を確保しないといけないです。3.9メートルしかなくて、予算はちゃんと出してでも、そこは幅員は図らないといけないと思うんですけども、これは財源を出すところはどなたか答えられませんか。追加でも出して幅員を検討させる。設計の段階でそこを望めないかどうか。

○議長 新垣博正 都市建設課長 仲村盛和。

○都市建設課長 仲村盛和 これからの設計になりますので、この幅員がまずどの基準を満たすのか、その辺をやってみないと拡張ができるのか、それとも既存でいけるのかというのは、この設計の中で検討していきたいと思います。

○議長 新垣博正 ほかに質疑はありませんか。

渡嘉敷眞整議員。

○3番 渡嘉敷眞整議員 103ページ、道路維持費の件ですが、まず、報酬859万1,000円がありまして、これは何名いらっしゃいますかということと、日々と書かれているのは恐らく年休を取ったときの補充だと考えていますけれども、次、道路の除草作業を日々雇用の皆さんの報酬で全部行っていると思います。大変好評のようですが、それでもまだ足りない部分があったりするんです。要請してもできないところもあれば、できるところもあるので、この人数で大丈夫なのかということと、増やすことができないかということ。

2点目に、12節委託料に村道除草作業委託料とありますが、日々雇用の皆さんができない部分を委託するのか。

あとは工事費です。重機使用料と原材料費、道路維持費のために使われていますけれども、これが毎年ほぼ同額ぐらいの500万円程度で、両方で1,000万円程度で組まれております。これも毎年補正で1,000万円ぐらいの補正を毎年していると思っていますので、これは当初からつけることはできないのか。そこら辺をよろしくお願いします。

○議長 新垣博正 都市建設課長 仲村盛和。

○都市建設課長 仲村盛和 お答えします。

まず、報酬のほうですが、日々雇用というのは糸蒲公園の休日の管理の方が一人いらっしゃいますので、その費用です。それから環境美化の会計任用職員としては6名で現在対応しております。

それから12節委託料、村道除草委託料につきましては、これは南上原地区の歴史の道の委託を南上原自治会へお願いする委託料になっております。

それから重機使用料と原材料費なんです、毎年補正で対応しておりますが、当初は我々も必要ということで予算計上はするのですが、そ

の時期を見て補正で対応していく状況になっております。

○議長 新垣博正 ほかに質疑はありませんか。  
大城常良議員。

○8番 大城常良議員 8款、質疑をいたします。

104ページ、お願いします。14節の工事請負費の中の若南線整備事業請負費ということで800万円入っているんですけども、その工事内容と、若南線の完了時期はいつになるのか、その2点お願いいたします。

○議長 新垣博正 都市建設課長 仲村盛和。

○都市建設課長 仲村盛和 お答えします。

若南線なんです、令和3年までで進捗率としては95%程度の進捗がありまして、次年度は最後の工事、舗装工が残っておりますので、それを終えて完了となります。令和4年度で完了となります。以上です。

○議長 新垣博正 大城常良議員。

○8番 大城常良議員 この800万円を使って舗装工事をやり、これが終わり次第、開通のめどがつくというところで、開通をいつ頃するのか、令和5年に入ってやるのか、令和4年度内に開通をやる予定なのか、その点はいかがですか。

○議長 新垣博正 都市建設課長 仲村盛和。

○都市建設課長 仲村盛和 今年度で路盤工までは終えていますので、通行としてはできる状態になっております。

○議長 新垣博正 安里清市議員。

○1番 安里清市議員 今の若南線の件で、元の地盤との間に1.5メートルほどの段差ができているところが大分あるのですが、そこら辺のガードレールを設置するとか、転落防止柵をするとかの費用もその中に入るのか、御説明をお願いいたします。

○議長 新垣博正 都市建設課長 仲村盛和。

○都市建設課長 仲村盛和 お答えします。

転落防止柵等は現在見込まれておりません。段差が結構ありますので、現在はカラーコーンで覆っておりますが、今後の対応としては転落防止柵であるとか、ガードレールであるとか、そういったものはまた検討しないとイケないと思っております。

○議長 新垣博正 ほかに質疑はありませんか。  
（「質疑なし」と言う声あり）

○議長 新垣博正 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

歳出9款に対する質疑はありませんか。

大城常良議員。

○8番 大城常良議員 9款消防費について、質疑をいたします。

18節負担金補助及び交付金の中で、負担金のほうが前年比809万9,000円の増になっていますが、これは報道を見ての話なんですけれども、4月から始まる中城営業所、その運営管理費も全て含まれての予算の枠になっているのか、伺います。

○議長 新垣博正 総務課長 與儀 忍。

○総務課長 與儀 忍 お答えいたします。

出張所の建物そのものはリース方式です。今年度の消防予算におきましては、リース料としての予算が140万円程度組まれております。維持管理につきましてはリースのほうでやりますので、予算の中には出張所の運営費も含まれているというふうなことで御理解をお願いしたいと思います。

○議長 新垣博正 大城常良議員。

○8番 大城常良議員 ということは現行約3億500万円ぐらい入っているんですけども、その金額は年々同じように流れていくと考えてよろしいですか。

○議長 新垣博正 総務課長 與儀 忍。

○総務課長 與儀 忍 お答えいたします。

詳細につきましては消防予算になりますので、毎年差額500万円が増額するところまで

は、その辺は承知はしておりません。ただ、人件費等、毎年職員というのは増えている状況ですので、予算規模としては大きくなっていくんだろうということ想定はしております。

○議長 新垣博正 大城常良議員。

○8番 大城常良議員 我々も報道でしか見ていないんですけども、しっかりした建物でありまして、村内を全て網羅した下地区のほうも10分から15分以内には着けるといいますので、管理者である村長も頑張ってください、村民に与える利益をぜひ還元させていただきたいと思います。以上です。

○議長 新垣博正 ほかに質疑はありませんか。  
（「質疑なし」と言う声あり）

○議長 新垣博正 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

休憩します。

休 憩（14時24分）

~~~~~

再 開（14時35分）

○議長 新垣博正 再開します。

続きまして、歳出10款に対する質疑はありませんか。

玉那覇 登議員。

○6番 玉那覇 登議員 120ページ、お願いします。

120ページの19節扶助費1,126万7,000円、子育てのための施設等利用給付金ということですが、具体的に中身をお願いします。

あと1点、128ページ、総合型地域スポーツクラブ活動助成金108万円、これは南上原のスポーツクラブにというふうなことがありましたが、これも具体的に施設名等、そういったのをお願いします。以上です。

○議長 新垣博正 こども課長 金城 勉。

○こども課長 金城 勉 お答えいたします。

120ページ、19節、子育てのための施設等利用給付金につきましては、教育保育の無償化に

に伴い、私立幼稚園の制度未移行幼稚園を利用している3歳から5歳の保育料と預かり保育の分の扶助費となっております。内容的に言いますと、未移行幼稚園の保育料として13名掛ける2万5,000円掛ける12か月で400万円、預かり保育事業として未移行幼稚園、認定こども園が昨年実績から大体400万円程度、公立幼稚園が330万円程度というところで1,126万7,000円の予算として計上させていただいております。

○議長 新垣博正 生涯学習課長 稲嶺盛昌。

○生涯学習課長 稲嶺盛昌 玉那覇 登議員の御質問にお答えいたします。

総合型地域スポーツクラブ活動助成金108万円についてですが、こちらにつきましては箱物とか、そういうことではなくて中城村のコミュニティクラブ（仮称）ですが、スポーツクラブ、現状で言いますと、吉の浦総合スポーツクラブというのがございますが、地域の運動やスポーツ活動を支えていくために、地域の交流の場となるスポーツクラブを新しく創設するに当たり、助成金を活用しながら、令和5年の設立に向けて今年から準備を始めていきますよという団体がございまして、そちらに対する助成金ということになっております。南上原とありましたが中心となるのは南上原の方々が、立ち上げの方々は若いメンバーがいるのですが、実質的には対象となるのは村全体の子供から高齢者の方々まで、いろいろイベントがあるときには呼びかけをさせていくというところでございます。

○議長 新垣博正 ほかに質疑はありませんか。
金城 章議員。

○12番 金城 章議員 10款について質疑をします。

130ページの工事請負費がありますけれども、どういった工事なのか。それと前回の野球場の改修のときに、進入路がなくて吉の浦会館の駐車場が傷んでいますよね。ああいう工事完了の引き渡しでいいのかどうか分からないものです

から、この中には工事仮設道路の整備もちゃんと入っているのかどうか。ただ、工事が終わったらちゃんと元通りに戻させてもらわないと、完了検査のやり方もどうかなと一瞬思っていますので、どうですか。

○議長 新垣博正 生涯学習課長 稲嶺盛昌。

○生涯学習課長 稲嶺盛昌 お答えいたします。

まず工事請負費、吉の浦公園等機能強化整備事業工事請負費2,690万4,000円につきましては、こちらはバスケットコートの新設と放送設備の吉の浦公園内の整備を予定しております。また、大人広場の天然芝の改修につきましても、今事業を申請中で採択はまだなんですけど、申請をしながらやっていくということです。御指摘の工事の部分については吉の浦会館の駐車場部分、前回そちらは鉄板等の費用を含めた部分が工事費の中に入っておりませんでしたので、今回その部分も含め、これから設計に入っていく前にしっかり調整しながら対応していきたいと思えます。

○議長 新垣博正 ほかに質疑はありませんか。
新垣善功議員。

○15番 新垣善功議員 それでは118ページの公有財産購入費の6億2,000万円ですか、令和3年度に予算計上をしたが、耐力度調査結果がまだ終了してなく、用地購入には全く手付かずで補正10号で全額減額して、令和4年度に繰越しているが、耐力度調査結果いかに関わらず、中学校建設はやるのか。これは村長に伺います。例えば耐力度調査をしているけれども、建物そのものは耐力があるということで、今度は地質調査をしているようですが、その結果がどう出るか分からないけれども、結果がどう出ようが、できたら補助がもらえるようにしたいというのは分かります。補助金がなくても自己負担で建設をやるのかどうか伺います。

○議長 新垣博正 村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 それではお答えいたします。

建設をやるかどうかということだけを聞かれているのであれば、必ず建設はやります。今やるかどうか、これが優先順位がどうかということになると、いろんなパターンがありますから、ここで一概にこうだとはすぐは説明は厳しいかもしれませんが、建設は中学校はもうどちらにしろ、小学校が先か、中学校が先か、中学校は何年ぐらいで、どっちみち耐力度は落ちてきますので、せざるを負えない状況が必ず近年来ますので、そういう意味では建設は間違いなくやるということです。新たに取得したいという、今チャレンジを一生懸命、職員も頑張っているのはできるだけ商業地を空けて、中学校は中のほうに持ってくるのが一番いいだろうということに、最高な状態を目指しています。まだ途中の状態、耐力度の状態、結果が出てから皆さんには細かい説明をさせていただきますけれども、現在は計上させていただいて、最高な状態を目指させていただきたいということで、今回計上させていただいております。

○議長 新垣博正 新垣善功議員。

○15番 新垣善功議員 中学校の建設について、私は反対ではないです。できるだけ補助金があれば、その分財政が軽くなりますよね。しかし、今の状態ではまた6億2,000万円、令和5年に繰越したら困るんです。今回は令和3年度で購入することが遅れたと、しかし、補助金がなくても全額自己負担でやるかどうか、この決意が見えてこないんです。どうしても補助金がなければ、この中学校は断念するのか、確かにこれは四、五年になれば耐力度調査は落ちてくるから補助金はもらえると思うんです。今の段階でもし補助金がなくても造るかということなんです。令和4年度はやる決意なのかどうか、その辺なんです。

○議長 新垣博正 村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 お答えいたします。

当然議員がおっしゃるとおり補助金なしでは、

補助金だけを見たときの場合の話です。補助金なしでは建設は無理です。それだけの資金投下でやれる財政の部分も含めて、これは非常に無理な話です。ところがこの補助金に代わるものが何かあるのであれば、私はそこのチャレンジはしたいと思います。今現在では確かなものではないものですから、あえてお話しはしませんけれども、補助金に代わるようなものであって、そして財政的に中城村の財政が問題ないという状態になれる計算がきちんと成り立つのであれば、それもまた選択肢の一つかとは思いますが、単純に補助金がないのに建設をするかということだけで言うのであれば建設は無理です。ただ、それに代わるものを今模索をさせていただきたいと思っています。

○議長 新垣博正 新垣善功議員。

○15番 新垣善功議員 この用地購入費というのは、耐力度調査結果が出てからでも遅くはないのではないかと。補正を組んでもいいのではないかと。あるいは村債をやればいいわけですね。これはPFIをやるには用地がないと、PFIをやる場合にいろいろ問題が出てこないかという説明を受けましたけれども、その辺これは学校建設の用地購入は、あとしばらく遅らせてもいいのではないかと私は考えていますけれども。ひとつ耐力度調査結果を見てからでも遅くはないと思います。そういう考えはできないかどうか、村長。

○議長 新垣博正 村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 お答えいたします。

我々が今やろうとしている土地の取得についても、ここの部分についてもより有利な形で、御承知とは思いますが、有利な形でやろうとしているわけで、それをするためにも今回の予算をきちんと計上しておかないと、その取得のための手段も危ういという形でとられても非常に困るものですから、極端に今回の計上することによって、何か大きな不利益になるの

であれば私も考えますけれども、我々が今やろうとしていることのひとつの足かせみたいにならないように、しっかり計上はさせていただいて、これがうまくいけばすぐ予算はいただいていますから、取りかかすることができますよという意思表示、メッセージという面でもぜひとも今回の計上の分は御理解をいただきたいなと思っております。

○議長 新垣博正 休憩します。

休 憩（14時50分）

~~~~~

再 開（14時52分）

○議長 新垣博正 再開します。

渡嘉敷眞整議員。

○3番 渡嘉敷眞整議員 許可をいただきましたので、質疑をさせていただきます。

10款、中学校の移転、そして両小学校の全面改築問題で非常に大きな仕事をなさろうとしています。教育委員会、予算的に。ですが執行体制ができていないのではないかなと思っています。これは何かというと、従来、中学校の体育館、職員室とか造ったときに教育委員会は1級建築士と2級建築士、2人配置されていました。それで教育委員会の仕事が全部終わって、建築が終わって、翌年度児童館を造るということで、言うなれば村長部局がこれは必要だということから、お二人を戻しました。教育委員会はいなくなって、事業がなければ教育委員会は必要ないと思います。でも、今から中学校の移転建築、両小学校の全面改築をやろうとしていますから、それは執行できる体制を作ってあげないと、課長だけで答弁して、とっても難しいと思います。そこら辺は令和4年度の人事異動に関わるかもしれないかもしれませんが、執行体制をぜひ作っていただきたい。教育委員会の話、これは建築だけの。特に教育委員会は建築に関わっているのは担当の1人だけ、そして課長が理解するために補佐しているような感じです。例えばの話、都

市建設課あたりはそこに職員が何名いらっしゃいますか。いる方々は建築に関わる話が常にあります。だからみんな情報伝達しながら教え合いながら執行体制ができています。ですけど、教育委員会というのは何で1人の、1人というのは学校計画を作るためのものなんです。これは何でかということ、法律で決められているのではないですか。

○議長 新垣博正 休憩します。

休 憩（14時55分）

~~~~~

再 開（14時57分）

○議長 新垣博正 再開します。

ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」と言う声あり）

○議長 新垣博正 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

続きまして、歳出11款から14款の災害復旧費、公債費、諸支出金、予備費については一括して質疑を受けたいと思います。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」と言う声あり）

○議長 新垣博正 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第13号は、総務常任委員会に付託したいと思えます。御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

○議長 新垣博正 「異議なし」と認めます。

したがって、議案第13号は総務常任委員会に付託することに決定しました。

日程第5 議案第14号 令和4年度中城村国民健康保険特別会計予算を議題とします。

本案について、3月4日に説明済みですので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「質疑なし」と言う声あり）

○議長 新垣博正 「質疑なし」と認め、質疑

を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第14号は、総務常任委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

○議長 新垣博正 「異議なし」と認めます。

したがって、議案第14号は総務常任委員会に付託することに決定しました。

日程第6 議案第15号 令和4年度中城村後期高齢者医療特別会計予算を議題とします。

本案について、3月4日に説明済みですので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「質疑なし」と言う声あり)

○議長 新垣博正 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第15号は、総務常任委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

○議長 新垣博正 「異議なし」と認めます。

したがって、議案第15号は総務常任委員会に付託することに決定しました。

日程第7 議案第16号 令和4年度中城村公共下水道事業特別会計予算を議題とします。

本案について、3月4日に説明済みですので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「質疑なし」と言う声あり)

○議長 新垣博正 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第16号は、建設常任委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

○議長 新垣博正 「異議なし」と認めます。

したがって、議案第16号は建設常任委員会に

付託することに決定しました。

日程第8 議案第17号 令和4年度中城村土地地区画整理事業特別会計予算を議題とします。

本案について、3月4日に説明済みですので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「質疑なし」と言う声あり)

○議長 新垣博正 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第17号は、建設常任委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

○議長 新垣博正 「異議なし」と認めます。

したがって、議案第17号は建設常任委員会に付託することに決定しました。

日程第9 議案第18号 令和4年度中城村汚水処理施設管理事業特別会計予算を議題とします。

本案について、3月4日に説明済みですので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「質疑なし」と言う声あり)

○議長 新垣博正 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第18号は、建設常任委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

○議長 新垣博正 「異議なし」と認めます。

したがって、議案第18号は建設常任委員会に付託することに決定しました。

日程第10 議案第19号 令和4年度中城村水道事業会計予算を議題とします。

本案について、3月4日に説明済みですので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「質疑なし」と言う声あり)

○議長 新垣博正 「質疑なし」と認め、質疑

を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第19号は、建設常任委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

○議長 新垣博正 「異議なし」と認めます。

したがって、議案第19号は建設常任委員会に付託することに決定しました。

以上で、本日の日程は全て終了しました。

本日は、これで散会いたします。御苦労さまでした。

散 会 (15時03分)

令和4年第3回中城村議会定例会（第15日目）

招 集 年 月 日	令和4年3月4日（金）			
招 集 の 場 所	中 城 村 議 会 議 事 堂			
開 会 ・ 散 会 ・ 閉 会 等 日 時	開 議	令和4年3月18日（午前10時00分）		
	散 会	令和4年3月18日（午後3時41分）		
応 招 議 員 （出席議員）	議 席 番 号	氏 名	議 席 番 号	氏 名
	1 番	安 里 清 市	9 番	比 嘉 麻 乃
	2 番	新 垣 修	10 番	安 里 ヨシ子
	3 番	渡 嘉 敷 眞 整	11 番	仲 松 正 敏
	4 番	屋 良 照 枝	12 番	金 城 章
	5 番	桃 原 清	13 番	石 原 昌 雄
	6 番	玉 那 覇 登	14 番	伊 佐 則 勝
	7 番	新 垣 貞 則	15 番	新 垣 善 功
	8 番	大 城 常 良	16 番	新 垣 博 正
欠 席 議 員				
会 議 録 署 名 議 員	14 番	伊 佐 則 勝	15 番	新 垣 善 功
職 務 の た め 本 会 議 に 出 席 し た 者	議 会 事 務 局 長	比 嘉 保	議 事 係 長	根 間 忠
地 方 自 治 法 第 121 条 の 規 定 に よ る 本 会 議 出 席 者	村 長	浜 田 京 介	こ だ も 課 長	金 城 勉
	副 村 長	比 嘉 忠 典	企 画 課 長	比 嘉 健 治
	教 育 長	比 嘉 良 治	都 市 建 設 課 長	仲 村 盛 和
	総 務 課 長	與 儀 忍	産 業 振 興 課 長 兼 農 業 委 員 会 事 務 局 長	仲 村 武 宏
	住 民 生 活 課 長	義 間 清	上 下 水 道 課 長	知 名 勉
	会 計 管 理 者	荷 川 取 次 枝	教 育 総 務 課 長	我 謝 慎 太 郎
	税 務 課 長	大 湾 朝 也	生 涯 学 習 課 長	稻 嶺 盛 昌
	福 祉 課 長	照 屋 淳	教 育 総 務 課 主 幹	宮 城 政 光
	健 康 保 険 課 長	仲 松 範 三		

議事日程第4号

日 程	件 名
第 1	一般質問

○議長 新垣博正 おはようございます。これより本日の会議を開きます。

(10時00分)

日程第1 一般質問を行います。

質問時間は、答弁を含めず30分以内とします。それでは通告書の順番に従って発言を許します。

最初に、安里清市議員の一般質問を許します。

○1番 安里清市議員 皆様、おはようございます。議席番号1番 安里でございます。議長の許可を得て質問をいたします。質問に入ります前に、少しお時間をいただきたいと思えます。

この度、会計管理者、荷川取次枝さんと上下水道課長の知名 勉さんがめでたく定年を迎えることになりました。大変おめでとうございます。議会での議員への質問にも真摯に向き合い、誠実な御返答をいただいたことに感謝を申し上げます。今後の御健康と御活躍を祈念いたします。それでは質問に移ります。

大枠の1番、南上原への防犯ボックス設置について。同地区への交番設置要望は平成21年から毎年要望が出されています。①昨年同地区への交番設置要請は請願を経て、提出されていますが、その後の具体的な進捗状況を伺います。②南上原を含む上地区には村民の半数が居住しています。津覇小学校区及び中城小学校区には駐在が設置されています。村として上地区の治安維持についてどうお考えか伺います。③千葉県酒々井町では、設置費用に400万円、運営費用に600万円を5年限度の県の補助金を活用し運営をしております。町からは年間約400万円の運営費が支出されているようであります。先進地の運営状況を研究し、人員配置を含め予算面からも可能な範囲で中城村独自の形でのスマート防犯ボックスは検討できませんか。

大枠2、PFOSへの対応の格差について。昨年、金武町でのPFOS汚染が問題となりました。行政として測定結果を公表せずに飲料水を町民に提供し続けていたことに疑問が呈され

ました。その後、町では地下からの取水を取り止め、企業局からの給水量を増やすべく補正予算を組み、配管工事に係ることがマスコミで報じられました。そこで伺います。①中城村における昨年一年間のPFOS値は幾らでしたでしょうか。②金武町ではPFOS値の低減対策に向けた動きが素早くできたのに、同じくPFOSを含んだ飲料水を供給している我が村では、何ら対応もされていないのはなぜでしょうか。③暫定目標値以内だとしてもPFOSは体内に蓄積されていくため飲み続けていることで将来の健康被害が危惧されております。昨年実施したアンケート調査でも多くの方が安心の水を求め水道水以外の飲み水を購入している実態があります。これまで議会でもこの課題は県全体の問題として解決に向けて取り組むよう、関係する7市町村首長による会議を提案してまいりました。どのように取り組まれたのか伺います。④関係7市町村による連絡会議を開催し、県知事や国に対し比謝川関係からの取水を止め、北部ダム群からの取水に切り替えるように何度でも要請はしていただきたいと思えます。(ア)7市町村首長連絡協議会の開催の必要性はないのか。(イ)現状の改善にどういうふうに取り組まれるのか。

大枠3、葬祭場建設について。西原町議会では令和2年12月議会で同様の質問が出され、崎原町長は町民の優先利用や安価でのサービス提供が可能であるとし、広域事務組合での話が出たら検討したいと述べていらっしゃいます。①西原町・北中城村・宜野湾市など他の市町村と連携し、事務組合方式での建設可能性を伺います。②火葬の日程が取れずに、葬式も出せず、一週間近くも待機させられたという話が聞かれます。中城村は人口も増え、高齢化も進んでおります。組合方式による運営であれば財政的な負担も軽減できるので、検討すべきではないでしょうか。③建設に向けた村長の意向を伺い

ます。

大枠の4、排水路の整備について。県道35号線を横断している排水路が暗渠の破損及び接続がされず個人の土地に排水が向けられているところがあります。土地の所有者は昨年から中部土木事務所などに善処を申し立てていたとありますが、今年1月27日に県と中城村の担当者との間で課題解決についての話合いが現場で行われました。①工事の主管はどこになりますか。県道の側溝からのつなぎであるところから県の主管かと思われますが、いかがでしょうか。村にはどのような関わり方ができますか。②解決に向けた工法については、個人有地を横断する形になると思います。地主の協力が必要と思われますが、話合いは十分にされたのでしょうか。③工事の完了の見通しについて伺います。④現場が長年にわたり放置されていた原因を伺います。

大枠の5、少人数学級の教員補充について。今年1月に津覇小学校において、3クラスある少人数学級の一人の教員が出勤できない状況になり、そのクラスの児童を分割し、他の2クラスに割り振り授業を進めたことがあります。①その経緯の説明を求めます。②このような行為は少人数学級の発足の理念から逸脱していると思われるが、いかがでしょうか。15人ではなく23人でもいいのでしょうか。③学級・クラスは単なる区切りや入れ物ではないという考えが不足していたのではないのでしょうか。④教員に万一の不足が生じた場合に備え、人員補充に必要な額を新年度の予算に反映すべきではなかったのでしょうか。以上、御回答お願いいたします。

○議長 新垣博正 村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 それでは安里清市議員の御質問にお答えをいたします。

大枠1番につきましては住民生活課、大枠2番につきましては上下水道課、大枠3番につきましては住民生活課、大枠4番につきましては

都市建設課、大枠5番につきましては教育委員会のほうでお答えをいたします。

私のほうでは、お尋ねの大枠3の③建設に向けた村長の意向ということですが、これは葬祭場建設となっていますが火葬場という観点というか、火葬場の建設についての所見を述べさせていただきます。御承知のとおり火葬場建設につきましては断念をした経緯がございます。この一番大きな理由は財政的な部分、言うなれば補助金が確定せずに、その火葬場の建設が独り歩きしていたといえますか、住民の方への賛否を問う前に、これはこれ以上長引かせることはできないということで断念をいたしました経緯がございます。やはり広域になりますと、各市町村のいろんな考え方や思惑等もありまして、補助金の関係も非常に大きな金額になって、なかなか前に進まなかったという経緯がございますので、それを踏まえてあえてお話をさせていただきますと、必要性で考えますと必要ということ間違いのないことだと思っております。ただ、前にも議会で少し答弁させていただいたと記憶しておりますが、その時期を見て、また機運が高まった段階でその議論ができればいいということが一つと、もう一つはあまりにも前回、5市町村という広域になり過ぎた関係で、なかなか集約ができなかったという経緯がございますので、もし今後火葬場建設の機運が高まり、建設に向けての議論が出てくるとすれば、やはりもうちょっと規模を小さくした形での広域が望ましいのではないかというのが、現在での私の所見でございます。それぞれまた所管する課で答弁をさせていただきます。以上でございます。

○議長 新垣博正 教育長 比嘉良治。

○教育長 比嘉良治 皆さん、おはようございます。大枠5についてですけれども、本村は児童生徒の学習の保障を考え、創立4校の希望する教職員全員に、6月と夏休みに2回のワクチ

ン接種を実施し、感染防止対策を行いました。しかしながら、このケースは家族が感染し濃厚接触者となり、出勤できない状況になりました。この対応についてですが、教諭は1か月も2か月も休んだわけではなく、2週間程度の休みでしたので、まず児童の学習を保障することが第一優先だと考え、3クラスを2クラスにして授業を実施しました。学校現場の対応としてもそれが一番いい方法だったと考えております。詳細については主幹から答えさせます。

○議長 新垣博正 住民生活課長 義間 清。

○住民生活課長 義間 清 それでは大枠1①から③については一括してお答えをいたします。

①交番所設置の要請行動等については、去る令和3年10月5日に、議長並びに南上原自治会役員同席の下、本村から要請書と中城村議会から全会一致で採択「南上原地区交番設置を求める請願書」の提出を行い、同年10月において、宜野湾警察署から警察本部へ「南上原地区への交番所設置」について要請書が上申されている旨、回答を得ております。交番設置に向けて、交渉のテーブルについた状況にあるものと認識しております。

②について、先ほどの答弁に関連しますが、述べたように「交番を設置するに当たり、中城村内にある現在の駐在所は地域住民と各学校、PTAと地域に根差した安心安全を託す駐在所として、南上原を含む上地区においても治安維持のため、交番所は必要不可欠として認識しております。

③についてお答えいたします。先ほどの答弁に関連しますが、述べたように防犯ボックスについては、今のところ本村で導入する考えは持っておりません。

大枠3①から②についてお答えいたします。

①について、「葬祭場建設について」広域事務組合での話が出た場合、1市1町2村で他市町村と連携し、組合方式での建設可能性について

伺いですが、今日においてそのようなお話は聞いたこと、伺ったこともございません。その予定もございません。

②について、先ほどの答弁に関連しますが、述べたようにそのような予定もございませんので、検討すべき考えも持っておりません。以上です。

○議長 新垣博正 上下水道課長 知名 勉。

○上下水道課長 知名 勉 それでは大枠2についてお答えします。

①令和3年7月16日の検査結果は、登又で5ナノグラムパーリットル、北上原で6ナノグラムパーリットルでございます。

②金武町では、町の自己水源から取水した水と企業局から受水した浄水を混合して供給しております。今回、自己水源である地下水からP F O S等が検出されており、現在、含有量が高い地下水の取水を停止しております。一方、本村は水道水の全てを企業局から受水しており、対策は企業局が行うことになり、企業局ではこれまでに様々な対策を行っております。企業局に対しては、村の現状を説明するとともに早期の改善及び最新の情報提供を求めています。

③以前、7市町村長の連名による要望書を提出する計画がございましたが、市町村間の意見の統一が図られず、各市町村単独で提出した経緯がございます。その後は企業局においてでき得る限りの対策を講じていることや、新型コロナウイルス感染拡大により7市町村による会議を開くことが厳しいため、受水6市町村に対しアンケートなどを行い、意向を確認しております。

④企業局では、水事情が良好な時期はP F O S等の濃度が最も高い比謝川からの取水を優先して停止し、その他の中部河川や嘉手納井戸群についてもダム貯水率や今後の降雨状況等を考慮して、可能な限り取水停止や取水抑制を行っております。ダム水の融通については国会で

も取り上げられ、現在、国、県の関係機関による協議が継続的に行われております。昨年12月、国土交通省より漢那ダムと金武ダムの水利権変更の許可が得られ、令和4年度からは一定期間、両ダムから一定量補えるようになっております。これによりダム水の増量が可能となることで、中部水源等の取水抑制につながり、PFOS等の低減が期待できるものと考えております。今後、受水7市町村の担当課会議の開催については各市町村の意向を確認し、連携した改善策などが取れないか協議を行ってまいりたいと考えております。

○議長 新垣博正 都市建設課長 仲村盛和。

○都市建設課長 仲村盛和 それでは御質問の大枠4についてお答えいたします。

①県道35号線の側溝からのつなぎについては県の主管となり、県のほうで仮設排水を設置し、設置後の仮設排水については村で維持管理を行うことを現在調整中であります。

それから②と③の地主の協力と完了の見通しについては一括して答弁いたします。仮設排水については2名の方の協力が必要になり、1名の方には現場立会いの下、施工同意を得ておりますが、もう1名の方の同意が得られた後、着手する予定となっております。

④についてです。中部土木事務所に経緯を確認したところ、排水の状況は土地所有者からの情報提供により把握し、現地は樹木が生い茂っており、目視での確認ができなかったことが原因との報告を受けております。以上です。

○議長 新垣博正 教育総務課主幹 宮城政光。

○教育総務課主幹 宮城政光 安里清市議員による大枠5、少人数学級について、補助教員について御説明いたします。

まず大枠5の①についてお答えいたします。村少人数学級を実施しております1クラスの学級担任が、新型コロナウイルスの濃厚接触者となりました。そのため、担任の自宅待機期間で

あった今年1月6日から1月21日までの11日間、緊急対応として3クラスを2クラス編成で授業を行っております。

続きまして、②についてお答えいたします。少人数学級は15人程度で実施することに変わりはございません。新型コロナウイルスによる感染防止を図りながら、子供たちの学びの保障を最優先に考えた対応であり、少人数学級の理念から逸脱したものとは考えておりません。なお、緊急対応中の期間、2クラスの児童数は23名ではなく平均17名で授業が行われております。

次に、③についてお答えいたします。学級は、安心して子供たちの学力と健全な発達を保障する場所と考えております。学級担任は1年間の見通しを持った学級経営方針を作成し、学級経営に取り組んでおります。学級は子供たちにとって生きる力を育てるため、非常に重要な場所であると考えております。今回の場合は、子供たちの学力の保障を最優先とした一時的な対応であり、学級・クラスは単なる区切りとは考えておりません。

次に、④についてお答えいたします。教員の人員補充については30日以上休む場合に適応されるため、代替りの教諭の配置ができませんでした。また、現在県内において教員不足が慢性化し、中頭教育事務所管内においても教員の確保が厳しい状況にあり、配置が難しい状況でございます。

○議長 新垣博正 安里清市議員。

○1番 安里清市議員 御答弁ありがとうございます。

大枠の1番について、現在パトロールカーの巡回を強力にお願いして、パトロールカーが一時停止するような駐車場を提供していると聞いていたのですが、一日に何回ほど当駐車場に立ち寄っているのか。数字的な、統計的なものがあれば、御提示をお願いします。

○議長 新垣博正 住民生活課長 義間 清。

○**住民生活課長 義間 清** それではお答えいたします。

南上原のパトカーの駐車場停留所の利用状況、そして統計的なものはありますかという御質問でございますが、統計的なもの、1日当たりの利用状況についてはございませんが、主に宜野湾警察署が定時的にパトロールを実施しており、パトカーの立寄所の駐車スペースとして利用しております。補足としましては、立寄所とは定期・不定期に警察官が立ち寄り、異常がないかどうかを確認する場所のこと。警察や防犯協会と相談して設置し、パトロール時に立ち寄り、治安維持を行っているものと認識をしております。

○**議長 新垣博正 安里清市議員。**

○**1番 安里清市議員** 先ほど宜野湾署から県警のほうに上申されているふうな御返事がありましたけれども、どうもこれがすぐに設置されるという見通しはないというふうに私は思っております。この件については、かつて比嘉麻乃議員も防犯ボックスの件を取り上げているのですが、ほとんど進展がないというのがお伺いした実情なのかと。県警のほうまで行ったというのは一定程度評価できると思うのですが、中城村の中でも非常に人口の伸び率が高い。そして村全体が、今、中部広域の移行に向けて動いている中で同地区にマッチした防犯ボックスに近いような形のものについて、治安を促すような、何か代わるようなものの御検討、一括交付金等の利用をしながら御検討できないでしょうか。

○**議長 新垣博正 住民生活課長 義間 清。**

○**住民生活課長 義間 清** お答えいたします。

先ほど防犯ボックスについてはお答えしたとおりでございますが、交番設置については平成21年度から令和2年度まで感触として全く手応えがない、進展が見られないことがありましたが、今回交渉のテーブルについた状況にありま

す。中城村の総意として交番設置を目指し、実現するまで果敢に、強力に継続要請していきたいと考えております。

○**議長 新垣博正 安里清市議員。**

○**1番 安里清市議員** 課長の力強い御答弁でしたので、必ずや近いうちに設置できるだろうというふうに思いたいですが、引き続きこの問題について、安全安心の地域づくりのために、全庁挙げて取り組んでいただきたいと要望をいたします。

併せて一括交付金の活用をしながら、どこにでも何か代わるようなものを作っておかないと、今計画しても、またそれが実現するまでに3年、4年という月日が必要になりますので、その辺については御検討する必要があるのかと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

大枠の2のPFOSについて、再質問をいたします。中城村で行っている水質検査の方法、これはサンプルを取って、ただ委託先に持っていくというような状況なのでしょう。

○**議長 新垣博正 上下水道課長 知名 勉。**

○**上下水道課長 知名 勉** お答えします。

村には検査設備がないため、厚生労働大臣の登録を受けた事業者を検査を委託しております。

○**議長 新垣博正 安里清市議員。**

○**1番 安里清市議員** 先ほど北上原と登又のほうの数値を述べていただいたのですが、年に何回ほど、これはやられているのですか。

○**議長 新垣博正 上下水道課長 知名 勉。**

○**上下水道課長 知名 勉** お答えします。

令和元年度から令和3年度までに年1回行っております。

○**議長 新垣博正 安里清市議員。**

○**1番 安里清市議員** 1回、年に1回というのは多いのか、少ないのか。ただ、これは何度も申し上げているのですが、上地区の方の飲み水について、そのPFOSが混入しているということでの問題として取り上げておりますので、

回数的にはちょっと少ないのかということも思います。これについて、また御検討する余地があれば、お願いしたいと思います。先ほど金武町のお話をしたのですが、おっしゃるように金武町のほうでは地下水をくみ上げて、それを浄水と併せて提供していたようなところで、地下水の取水を止めて2,300トンの必要が出てきたということで、それに向けても町としてタンクの増設、あるいはまた送水管の機能向上を計画しているということが昨年の10月、マスコミで報じられているのですけれども、村として何か取組が非常に弱いというのか、このようなことで単独でも文書でもって県のほうに要請をされたことはあるのでしょうか。

○議長 新垣博正 上下水道課長 知名 勉。

○上下水道課長 知名 勉 お答えします。

これまで県企業局長宛てに二度、要請書を提出しております。また、昨年3月には県企業局を訪ね、村民の不安な現状を説明し、早期の改善を申し入れております。そのほか電話やメールで、取水状況やダム水融通に関する協議の進捗状況や、情報の提供を依頼しているところでございます。

○議長 新垣博正 安里清市議員。

○1番 安里清市議員 努力されているということは評価したいと思いますけれども、この度PFOS汚染から市民の生命を守る連絡会というところが呼びかける県民集会在4月10日、午後2時から宜野湾市内で開かれる。これは普天間基地からPFOSと同様の泡消火薬剤が飛び散った事件から2周年という節目に合わせて行われるというふうになっておりますが、私個人としては、係る県民集会などを開かざるを得ない状況に住民を置いているというのは、行政の不作为のせいではないかと。要するに、取れる安心な水があるのに取っていない。県企業局の言い分の中では、夏場の渇水対策に向けて、北部の余裕のある水は取っておくんだというよう

な本末転倒なお話があります。全く、チビン、クチン、アタランという感じで思います。安心な水があるのに、それが供給されない。今後の子供たちの世代にわたる健康被害が危惧される中で、多くの県民が集会をもって訴えようとしているわけでございます。この県民集会を開こうとしている方々の不安を取り除くためにも、関係7市町村の首長による改善要請、いま一度御検討をお願いしたいと思います、いかがでしょうか。

○議長 新垣博正 上下水道課長 知名 勉。

○上下水道課長 知名 勉 お答えします。

この問題について、企業局は取り得る限りの努力は行っております。先ほど申し上げたとおりダムから取水するには水利権がありまして、それを変更しないとこれ以上の水量は補えないということで、今その変更に向けて取り組んでおります。昨年2月には従来、北谷浄水場の主な水源ではない漢那ダムと金武ダムから、令和4年度からは取水できるようになっております。また、そのほか福地ダムをはじめ、北部ダム群の水利権の変更も併せて今協議中ということをして伺っております。我々受水7団体としましても、なかなか会議を開くことができませんが、アンケートを取り、各市町村の意向を確認しております。今後も一緒になって、取り組めるものがないかどうかを確認をしていきたいと考えております。

○議長 新垣博正 安里清市議員。

○1番 安里清市議員 ありがとうございます。たくさん5項目も質問させていただいたのであまり突っ込んだお話ができないのですが、この件については北谷の当時、野国昌春町長時代にも議会の一般質問に対する答弁で、県全体の問題として協議会開催の必要性にも言及されているところであります。ぜひ浜田村長にもそこら辺のところお酌み取りいただいて、前向きに御検討をお願いしたいと思います。

大枠の3について、火葬場、葬祭場建設についてお伺いいたします。御答弁にありましたように葬祭場、火葬場の建設については過去にも話題になりました。村民の住環境の整備の一貫として、行政には避けて通ることができない問題だと思っております。そこで、村内での過去3年間の死亡届で、火葬になるものだと思うのですが、その件数についてお伺いいたします。

○議長 新垣博正 住民生活課長 義間 清。

○住民生活課長 義間 清 それではお答えいたします。

過去3年間の死亡届の件数ということの御質問でございます。平成31年度167人、令和2年度159人、本年度の死亡者数は令和4年2月28日時点で172人となっております。これについては住民基本台帳における死亡者数の統計は、本村の住民記録があった方として示しております。以上です。

○議長 新垣博正 安里清市議員。

○1番 安里清市議員 約160から200人の範囲内で推移しているのかと思います。今後もこれが若干数字が上がってってしまうのではないかと思います。この問題について質問をさせていただいていますが、過去に火葬場建設、葬祭場の建設に際して採算性や、それから立地環境条件等について具体的に検討されたことがあると思います。それらの資料はまだ保管されているのでしょうか。

○議長 新垣博正 休憩します。

休 憩（10時42分）

~~~~~

再 開（10時42分）

○議長 新垣博正 再開します。

総務課長 與儀 忍。

○総務課長 與儀 忍 お答えいたします。

当時は5市町村で検討しましたので、広域行政の一つとして企画課のほうで担当しておりました。ちょっと今、その資料が残っているかど

うかというところまでは把握はしていませんが、トータル的なコストであるとか、それから将来的な死亡者数であるとか、そういうことを調査検討した記憶がございます。

○議長 新垣博正 安里清市議員。

○1番 安里清市議員 かなり長期にわたって、その火葬場の問題は長引いていたような気がします。私も近くの部落の者として非常に興味深く見てはおりましたけれども、資料が残っているということでありましたら、それに基づきながら今後検討を進めていただけるようお願いしたいのですが、実は昨日も告別式がありました。火葬場が満杯で、お亡くなりになってから6日たって、やっと告別式と。告別式が終わったら、すぐ翌日は初七日という忙しい段取りになっております。この問題は一朝一夕に、簡単に片づくようなものではないというのは認識をしております。時間がかかったとしても、どうか活路を求めて取り組んでいただかないといけないのではないかと思います。幸い、西原町のほうではよく一般質問等について質問がされているようですので、またそこら辺の情報収集もやりながら頑張っていただければと思います。運営方法を含め、採算性、立地環境についても一部事務組合方式で、先ほど村長がおっしゃったように、あまり大きくなり過ぎないように形で、かつ採算が取れるような形で検討できればいいのかと思っております。

大枠の4に移りたいと思います。排水路の整備について。これは課長からお話があったように、ずっとアカギの大木とかガジュマルとかに覆われて、見通しが見つからないような状況の中で直径60センチぐらいの配管が県道を横断し、貫通して、その方の土地に流れ込んでいるという状況がありました。いつ頃までに使えるようになるのか。地主の方は、すぐにでも活用したいというふうなことをおっしゃっていますけれども、これは例えば県の予算でということであっ

たのですが、令和4年度でできるような感触で  
しょうか。

○議長 新垣博正 都市建設課長 仲村盛和。

○都市建設課長 仲村盛和 お答えします。

お一人の方が現在体調不良で承諾が得られな  
いということで、その方の回復を今待って、同  
意を得る状況です。その方の同意が得られれば、  
今年度というか、すぐ土木事務所のほうは手が  
けることができると回答でした。

○議長 新垣博正 安里清市議員。

○1番 安里清市議員 ちょっと細かなことにな  
ってしまって申し訳ないのですが、道路横断  
に係る前のほうに小さな墓があって、その墓の  
処置について地主の意向と、村、県との立ち位  
置が大分違っているということをおっしゃって  
いるのですけれども、地主の方がおっしゃるに  
は、その墓地になっているところのかさ上げを  
して、それから排水をやってもらえれば助かる  
のだがというようなことです。そこら辺どんな  
でしょうか。

○議長 新垣博正 都市建設課長 仲村盛和。

○都市建設課長 仲村盛和 お答えします。

この仮設については県が主導でやっておりま  
すので、その辺の調整はこれからということに  
なっております。ただ、現場で仕様といいます  
か、このような仮設で行きたいというのは同意  
を得ているということは聞いております。

○議長 新垣博正 安里清市議員。

○1番 安里清市議員 今回、地主の方がいろ  
いろアカギやガジュマルを伐開したために、そ  
れが赤裸々かというと、まともに見えるような  
形で出てきてしまったということがあるのです  
が、このようなことがないかどうかについて、  
よそにもその事例がないか。排水路の検討、村  
内の検討、状況調査をすることを要望したいと  
思いますが、どんなでしょうか。

○議長 新垣博正 都市建設課長 仲村盛和。

○都市建設課長 仲村盛和 お答えします。

ほかにもそのような箇所はあるかと思ってい  
ります。ただ、現状では現況の調査、それを全  
て行うのは厳しいのかと思っています。やはり  
そういった状況の中で地主からの通報である  
のか、そういったのを受けて少しずつ対応してい  
きたいと考えております。

○議長 新垣博正 安里清市議員。

○1番 安里清市議員 地主の方は私に対して  
怒っているような形でお話をされるものでは  
から、どうもこちらもちぐはぐな話で、図面等  
をもって話し合いをしてもらえればよかったです  
が、怒りながら対応しているというような状況  
があります。今後そういうことがないように通  
報があった段階、あるいはその排水路はまだよ  
く分からないようなところがあるということ  
であれば、しっかりと現場の確認等を計画的に  
でもやっていただければと思います。

次の大枠の5の少人数学級の教員補充につ  
いてです。濃厚接触者に該当して2週間という  
話を聞いて、やはりそれは仕方がないことなの  
かということも思いましたけれども、今後どん  
なのでしょうか。先ほど23名ではなくて17名  
というお話だったのですが、15名を2つに分  
けて7名と8名でというふうに私は、この問  
題を出した方からお聞きしているのですが、  
確認をいたします。

○議長 新垣博正 教育総務課主幹 宮城政光。

○教育総務課主幹 宮城政光 お答えいたしま  
す。

今年1月の状況についてですけれども、子供  
たちの家庭においても感染者が出ておまして、  
子供たち自身の感染だったり、また濃厚接触  
のために登校することができなかった子供たち  
もいましたので、平均17名のクラスでの学習  
ができておりました。

○議長 新垣博正 安里清市議員。

○1番 安里清市議員 古い話なのですが、昔  
は先生がお休みになると校長先生とか教頭先生

あたりが来て、臨時的にその授業を見ていたということがあったのですが、もうそういうような状況ではないということでしょうか。

○議長 新垣博正 教育総務課主幹 宮城政光。

○教育総務課主幹 宮城政光 お答えいたします。

今年度も含めてそうですけれども、コロナによる緊急対応が校長を含め教頭はございます。また、全学校一丸となって感染対策に当たらなければいけない状況でしたので、以前ありました校長だったり教頭が学級に入るということがちょっと難しかったという状況があったということで報告を受けております。

○議長 新垣博正 安里清市議員。

○1番 安里清市議員 そうすると、今後こういうことがあると、またそういう対応になるというお考えでしょうか。何かまた違うような対応が考えられるのか。それと併せて令和4年度予算は少人数学級の予算、8名分から9名分ということで、これは補充の人を入れたのかと思ってやっていたのですが、実は学級数が増えると聞いているのですけれども、そうするとまた今回のような対応が令和4年度も継続して、何か問題があった場合、出てくるのか。お願いします。

○議長 新垣博正 教育総務課主幹 宮城政光。

○教育総務課主幹 宮城政光 お答えいたします。

議員のおっしゃる校長、教頭、担任以外でサポートする場合については、1時間単位の補充については可能ですが、一日中補充に入るという形に関してはやはり他の業務も圧迫するということもございますので、1時間こういった対応ができるかどうかというのは、今後検討していきたいと思っています。

○議長 新垣博正 安里清市議員。

○1番 安里清市議員 ぜひ、この15人で学級を編成するというについても3、4年ほど

前の議会でも相当、なぜ15人なのかとか、20人ではどうだとか、いろんなことが話し合われたらと思うと思います。その中で、その人数をちゃんと決めてやるんだということについて、それなりの根拠を持ってやられたらと思うので、そこら辺はまた根幹に立ち返って頑張ってくださいと思います。国のほうでも少人数学級の推進ということで、上限50人から45人、それから40人。2011年度にも改正されて、さらに35人ということで来ています。ただ、やはり中城村と比較すると、まだまだ少人数学級と言うには国のほうが追いついていない。非常に先進的な優れた事例だろうと思っております。実りある成果を上げられるように、また子供たちの人権にも配慮しながら、しっかりと対応を取られるよう重ねて要望して、質問を終わります。

○議長 新垣博正 以上で安里清市議員の一般質問を終わります。

休憩します。

休 憩（10時55分）

~~~~~

再 開（11時06分）

○議長 新垣博正 再開します。

続きまして、屋良照枝議員の一般質問を許します。

○4番 屋良照枝議員 質問の前に、宮城県、福島県における大きな地震において被災された方々に、心よりお見舞いを申し上げます。そして連日報道されるロシア連邦によるウクライナ侵略はウクライナの主権を侵害し、国民の生命・財産を蹂躪する行為であり、断じて容認できません。一日も早い即時無条件完全撤退と、平和的手段による早期解決を、停戦を、戦争を止めてください。

それでは改めまして、おはようございます。

議長のお許しをいただきましたので、議席番号4番 屋良照枝、一般質問を行います。

大枠1、運転免許返納された方へのフォローはありますか。自主的に運転免許を返納された方は、その後の交通手段は不便を余儀なくされて交通手段がタクシーやバス、知人や家族に頼ることで生活しております。そこで伺います。

①運転免許を返納された方は村内に何人いらっしゃいますか、把握されていますか。②返納された方に支援は考えられますか。

大枠2、おくやみコーナー設置について。那覇市が現在仮運用し、この4月1日から本格運用が始まる市民が死亡した後に発生する税金や年金に絡む各種手続の一部を、ワンストップで対応する市の「おくやみコーナー」への利用件数は1月19日から3月11日までで111件と聞き取っております。市民が亡くなると、遺族らは73種類の手続が必要となる。複数の窓口を往来する負担を軽減しようと、介護や保険関係や市営住宅の退去など29種類の手続ができるおくやみコーナーの導入を決めています。そこで伺います。①中城村における年間の死亡者数は何人ですか。②葬儀や手続で相談やトラブルなどはありませんか。問合せはありませんか。③中城村に設置する考えはありますか。

大枠3、パーキング・パーミット制度について。弱者に優しい村政をつくるために、公共施設や商業施設の敷地内にある障害者専用駐車場の適正利用を図るため、県は7月から利用対象者を障害者や介護が必要な高齢者、妊婦などに限定する「パーキング・パーミット制度」を開始すると2月18日の玉城デニー知事が会見で発表したことを受けて伺います。①障害者マークのある駐車場は、村役場は何台表示されていますか。利用状況は満たしているか把握していますか。②4月から県や協力市町村の窓口で、利用証の交付申請受付を始めるとありますが、中城村での取組はありますか。すみません、資料のほうを添付しておりますので、少し関係がありますので、そのほうの一部を読み上げて提言

申し上げます。資料の障害者駐車場適正にというほうを読み上げて、パーキング・パーミット制度について新聞より抜粋いたします。公共施設や商業施設の敷地内にある障害者専用駐車場の適正利用を図るため、県は7月から利用対象者を障害者や介護が必要な高齢者、妊婦などに限定するパーキング・パーミット制度を開始する。18日、玉城デニー知事が会見で発表した。名称は一般公募の結果、「ちゅらパーキング利用証制度」となった。県によると、40都道府県と県外の4市で導入されているという。利用対象者は一定の等級以上の障害者手帳を持つ人や要介護認定を受けている人、妊婦、けが人など、4月から県や協力市町村の窓口で利用証の交付申請受付を始める。駐車する場合は利用証をルームミラーにかけるよう呼びかける。県は4月以降にも県の施設で整備を進める予定で、従来の車椅子使用者専用区画と併せて、制度対象者は駐車できるプラスワン区画を設ける。一般の商業施設などにも協力を求めていくという。こういった資料も併せて、以上答弁をお願いいたします。

○議長 新垣博正 村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 それでは屋良照枝議員の御質問にお答えをいたします。

大枠1番につきましては福祉課と住民生活課、大枠2番につきましては住民生活課、大枠3番につきましては福祉課と総務課のほうでお答えをいたします。

私のほうではお尋ねの免許返納について所見を述べさせていただきますが、非常に時代に即した御質問だと思います。我々も、この免許返納を進めるに当たってはいろんな形で支援をしていかななくてはいけないなということは日々感じております。それで今後考えられるものとなりますと、やはり返納された方々に不便を来さないための方策としましては、この中城村におけるものについては護佐丸バスをいかにして、よ

り利用しやすいような形に持っていけるか。現在のやり方を少し改善してやっていく方法はないかとか、あるいは単純に護佐丸バスの利用券を発行するといえますか、そういうもので支援をしていけないかだとか、いろんな支援の方法はあると思いますので、今後真剣にその辺につきましましては考えていきたいと思っております。詳細につきましては、また課のほうでお答えいたします。以上でございます。

○議長 新垣博正 住民生活課長 義間 清。

○住民生活課長 義間 清 それでは大枠1①についてお答えいたします。

①について、沖縄県警察運転免許センターより自主返納者数の状況について、村では平成30年から令和3年度までの4か年で208人になります。内訳としましては、平成30年43人、平成31年66人、令和2年で54人、令和3年で45人でございます。補足としまして、運転免許証自主返納制度とは、病気や高齢の理由で運転免許の継続を希望しない運転者が運転免許証を自主返納して、運転免許の取消しを受ける制度でございます。

大枠2①から③について、一括でお答えいたします。①について、令和2年度における住民基本台帳における死亡者数は159人であり、本年度、令和3年度の死亡者数は令和4年2月28日時点で172人となっております。死亡者数の統計は、本村の住民記録があった方として示しております。

②について、住民生活課に着任し3年目を迎えますが、今のところ手続の問合せはありますが、大きなトラブル等は一度もございません。

③について、那覇市が4月から本格運用が始まるおくやみコーナー設置については、今のところ本村で設置する考えは持っておりません。

○議長 新垣博正 福祉課長 照屋 淳。

○福祉課長 照屋 淳 それでは屋良照枝議員の大枠1②についてお答えします。

運転免許返納者に対する支援制度は、現在村独自のものはございません。なお、認知症相談における運転免許返納後の支援につきましては、当事者の方や御家族に対して沖縄県警のホームページに掲載されている情報を提供させていただいております。

続きまして、大枠3②についてお答えします。現在、村としましては今年の5月をめどに受付を開始する予定で今準備をしております。広報誌におきましても、5月号の広報誌にこの制度が開始することについて、今現在、載せる手続をしているところです。なお、要介護1以上の高齢者及び障害の等級に応じたの障害者、傷病者については福祉課のほうで受付を行います。妊娠7か月以降の妊婦さん、産後1年6か月までの産婦さんの受付については、こども課のほうで受付を行う予定でございます。以上です。

○議長 新垣博正 総務課長 與儀 忍。

○総務課長 與儀 忍 大枠3から役場庁舎における障害者専用スペースについてお答えいたします。

庁舎敷地内には身障者等専用駐車場、いわゆるおもいやり駐車場が4台分確保されております。新庁舎での業務がスタートして1年余りが経過し、村民をはじめ多くの方々に御来庁いただいております。駐車状況について統計を取っているわけではございませんが、現時点で4台分のスペースが全て満車になったという情報はなく、また増設の要望が寄せられたということもございません。なお、県が示す設置基準では、全駐車台数135台に対し、車椅子使用者の優先区画を3区画以上設けることとされていることから、役場庁舎においては確保できているものと認識をしております。

○議長 新垣博正 屋良照枝議員。

○4番 屋良照枝議員 では順番に沿って、改めて再質問いたします。

先ほど返納された方の人数把握について答え

ていただきましたけれども、その返納された方で返納された証明書、私は返納しましたという、そういった証明書を持っていらっしゃるかどうかというか、そういうことを確認したことはありますか。

○議長 新垣博正 住民生活課長 義間 清。

○住民生活課長 義間 清 お答えいたします。

返納することによって、運転経歴証明書の発行についての概要かと思っておりますが、それについては調べたことはございません。

○議長 新垣博正 屋良照枝議員。

○4番 屋良照枝議員 では変えます。その証明書を持っていることで、その返納された方が少しいろんな特典を設けられるというふうに、インターネットの調べですけれども資料を持っておりますが、そういった証明書を持つことで、運転免許証の自主返納者を対象としたいろいろな優遇措置というのがあるのですけれども、そういったものは課長、御存じでしょうか。

○議長 新垣博正 住民生活課長 義間 清。

○住民生活課長 義間 清 お答えをいたします。

返納されることによって、運転免許証の自主返納者を対象とした優遇措置一覧表ということで、これは沖縄免許センターの資料から取り寄せしておりますが、この資料の中の内容を見ますと、約40種類の優遇措置一覧に提示されているものについては把握をしております。

○議長 新垣博正 屋良照枝議員。

○4番 屋良照枝議員 同じものを私も入手していますので、かいつまんで何か所か御紹介します。

まず、その証明書を持つことでバス協会4社の運賃が50%割引で、モノレールのゆいレールの割引が50%とか、眼鏡を買うときに1割、10%の割引とか、補聴器の場合に15%とか、あくまでもその返納しているという証明書が必要なのです。私は返納しましたという、自己申告

ではないのです。その証明書を持って利用されている方がいるのかというのが、今とても私の中では疑問なのです。それで警察署、それから自練のほうに問い合わせ、どれぐらいの証明書というか、返納されていますかというのを再三問い合わせているのですけれども、これについて中城村の数字は聞き出すことができませんでした。ただ、自練のところで詳しく事情を聞きますと、講習会にいらっしゃる方は、これは中城村だけではなくて自練から、令和2年562名のうち549名、97.7%が受講して、ちゃんと免許を更新されていますと。それから令和3年は325名のうち319名、98.2%の方がちゃんと更新して免許を取っています。ただ、返納については自己努力なので、それに対してのものは警察署のほうでということ、警察のほうでも中城村に限ってという限定をしたために詳しい数字を得てはおりませんけれども、これは近隣の自動車学校の、多分宜野湾市と浦添市と中城村の3つをトータルした数字におおむねなと思いますということ、回答を自動車学校のほうから頂きました。その中で、特に自主返納をしている相談を受けたという方は視力、目に対して不合格というのが2人から3人、大体いらっしゃる。そういった方には更新ができないので自主返納を進めますということ、促すことはあるけれども、私たちのほうで不合格というか、そういう判断を下すことはないですということでありましたが、それに対してまたもう一つ伺います。

この方々の、令和2年で549名、令和3年で319名、そういった方々から証明書を求める問合せはありますかとか、そういったことに関してですけれども、私のほうは自分が近隣の中城村に住んでいる方で11名ほど自主返納をされたという方に聞き取り調査をすることができましたので、その聞き取りの中から自主返納されて証明書を求めたことがありますかと聞きました

ら、お一人もいらっしやいませんでした。ネックとなっているのが、この返納の証明書を取るために、まずその証明書を取るために運転免許センター、安全運転学校中部分校、沖縄市の南桃原とか、そういったところに免許を更新した後から、私はもう返しますということで、免許を返しているのです。足はないのです。でもそれを終わらせてから、手続きをしに警察、もしくは運転免許センター、中部分校、そういったところに出向いて行かないといけないのです。行くためにはバスかタクシーです。もう車はないですから。それでいきます。それで、そちらで申請するために1,100円必要です。タクシーで行って、戻ってくるのに多分二、三千円かかります。それをやります。そしたら1か月後にできますので、受け取りに来てください。送られてきません。本人に直接手渡しです。その代わり、最寄りの警察、受け取りたいところは連絡いただければ、そちらのほうにということで宜野湾署なり、自分が受け取りたいところに、1か月後にできましたので証明書を取りに来てくださいということになるそうです。そうすると、またそこに行くためにタクシー、バスを利用して受け取りに行きます。申請料も含めて、六、七千円ぐらいかかるのです。それだけの恩恵を私は受けられるのだろうかと考えた場合に、この11名の方にお聞きしたら、誰も証明書の発行を求めなかったそうです。こういったバス協会とかモノレールとかあるのですけれども、免許を返した時点でそういうところに足を運ぶというか、そういう考えはないということで、一番に希望することはということで、そこまで要望をお聞きしました。そしたら病院への通院、病院に行くために足が必要だなということと、そして私が聞き取った方が11名とも老人会の活動をなさっている方でしたので、そこに対しての吉の浦までの活動をするための足、タクシーの利用。まさしく村長がおっしゃった護佐丸バス

の利用、それが普通に活動をやるために、護佐丸バスが活動できれば、まだ少し負担が軽減されるというようなお話を聞きました。そしてスーパーの買い物、買い出しですね。そういったものにもタクシーを利用する。それも全部近隣、近場なのです。そういったものに必要性を感じているというお話でした。このお話を聞いて、再度お伺いいたします。中城の返納された方に支援する考えをお持ちでしょうか。再度お答えください。

○議長 新垣博正 福祉課長 照屋 淳。

○福祉課長 照屋 淳 お答えします。

今議員の御指摘があるように証明書を取るにも時間もかかるし、経費もかかるという現状は把握しております。実際にこちらとしても、老人クラブのほうからもいろいろ移手段についてのお話とかありますし、地域福祉計画のアンケートの中でも移手段についてはいろいろ検討してほしいという村民の声も上がっておりますので、今後どのような形でやっていけるのかというのは、真摯に対応していきたいと考えております。以上です。

○議長 新垣博正 屋良照枝議員。

○4番 屋良照枝議員 では11名のみんなの聞き取り調査をして提案というか、お願いですけれども、要するにこの人たち、中城村独自で返納した方に証明書を出すなり、きちんと申請をしてもらいなりして、その返納したということは証明できると思うのです。以前の免許証とかそういったものでできると思うので、わざわざその証明をしなくても、できるだけ近隣の村内での移手段、それから吉の浦までの利用の活動、せめて護佐丸バスの利用に関しては無料でできるとか、そういった利便性を考えてもらいたい。一番に皆さんが求められているのは、タクシーのチケットとかを利用できないかということで、ぜひそういった利用券ですとか、一生懸命今まで頑張ってきた意識も高い、ちゃ

んと税金も納めて、75歳以上のそういった免許も返納されて、意識の高い活動をされている皆様です。ぜひその方々に最後の人生のゴールに向かって目指していらっしゃる方に応援の意味を込めて、タクシーチケットのそのエールを送っていただきたいと思います。以上、提案だけです。

2番、おくやみコーナー設置についてに移ります。先ほどお伺いしましたけれども中城村内において172名、4月28日、その方々が亡くなられております。それをやる時に、実際に今手続をするのに、那覇市のおくやみハンドブックですけれども、それに関しての資料を後ろのほうにつけておりますが73の手続、これは那覇市のおくやみコーナーの手続のあれですけれども、それを29、それだけでも手続がワンストップ、1回でできるという制度にこの4月からなるということでやっております。私自身も両方の親を看取っておりますし、主人も看取っておりますし、そういった手続に関しては丸4回、いろいろと村のほうにも立ち入ってやりました。一番当事者としてあれしているのは、委任状を何回も書かされたことです。というのが、私が喪主で動けないという事情もあって兄弟や子供に手続とかをやってもらったのですけれども、委任状を1つ書けばできるだろうと言ったら、同じ日に結局、あそこの委任状が足りなかったと3回も4回も書かされて、結局1日でできたという記憶がとてもないのですけれども、課長、今現在の村のおくやみのこれに対しての委任状、それから手続のそういった時間、1日で全て必要なものを取れる状況にありますか。

○議長 新垣博正 住民生活課長 義間 清。

○住民生活課長 義間 清 それではお答えいたします。

村においては、先ほど那覇市でお作りになっているおくやみのハンドブックというのは今作成してありませんが、村においては死亡届出後

の各種手続についてという、これは33種類の手続になりますが、それについてその死亡届出後、御家族が亡くなった際には、そのような手続について聞き取りしながら対応をさせていただいております。以上です。

○議長 新垣博正 屋良照枝議員。

○4番 屋良照枝議員 33種類の手続がほぼ一般的なもので、それぐらいの手続が必要だというふうにもらいましたけれども、多いのです。委任状について確認ですが、委任状は1枚ではできませんよね。どうですか。

○議長 新垣博正 住民生活課長 義間 清。

○住民生活課長 義間 清 先ほどの答弁と重複しますが、村においては死亡届出後の各種手続ということでこのようにありますけれども、これによって各課、聞き取りながら案内していくわけですが、当然その課によって、当然その委任状が必要なものもあるものかと認識しております。以上です。

○議長 新垣博正 屋良照枝議員。

○4番 屋良照枝議員 私は経験者として、一番多いときで、委任状を息子が同世帯で同じ住所に住んでいなかったので5枚書きました。それから同じ住所になって、同居人となって3枚書きました。とにかく1枚で終わったという記憶はありません。その委任状を書くたびに、要するに1回書けば終わりというか、そういうふうにそのおくやみをするところもテンパっていますので、もう早く手続をしたいという意思もあって、1回書いたら持って行ってという感じで、そういう感じですがそれでも委任状を書くのが多過ぎます。

それを踏まえて総務課長にお伺いいたします。すみません。先日、総務の説明資料、委員会のほうで説明を受けたときにそのほうを確認すればよかったのですけれども、その27ページに庁内電算管理維持業務ということで、住民情報システム化などの基幹システムの維持管理、

情報系システムなど職員用パソコンの維持管理、さらに庁内ネットワークなどについて管理を行うという説明を受けました。その中で課長のほうから、今年度、会計年度任用職員1名を採用して、4月1日から庁内のネットワークを進めていくということで、ネットワークを進めるといふことで、これもそのままいろんな意味でネットワークをつなげて一元化、こういったもののワンストップの一步になり得るのではないかと思いました。この庁内のネットワークが4月1日から職員も採用してネットワークを管理するという、その計画を踏まえて、このおくやみの中城村の導入の考え、そういったものをお聞かせください。

○議長 新垣博正 休憩します。

休 憩（11時39分）

~~~~~

再 開（11時39分）

○議長 新垣博正 再開します。

屋良照枝議員。

○4番 屋良照枝議員 すみません、答弁ではなくて、私の意見として。総務課のほうから庁内のネットワークのシステムの一元化ということで、この4月から職員も採用して、さらに役場内の要するに一元化、パソコンによって全部まとめられるようになるというふう伺いましたというか、思いました。それに対して、このおくやみの手続とか、そういったものも一箇所でき得るだけまとめることができるのではないかと思っただけです。これはぜひ一步前進できるのではないかという考えの下で、私の意見として述べさせていただきます。大枠3番に移ります。

パーキング・パーミット制度について。障害者マーク、課長は先ほど駐車場135台に対して3台、4台も空いているから、造ってあるから十分だというか、満たしているという、そういうお考えのようですけれども、私のほうで把握

をしていらっしゃるということで、私も関心を持って、見て台数を利用されているなど見たのが、この1月4日から3月16日までトータルで、大体平日の月曜日がなかなか来られなくて、火曜から金曜の午前に3回、午後2回から3回、それぐらいの間を自分でそのほうを気にしながら見て、利用方法を見ておりました。おっしゃるとおり4台ありますけれども、埋まっている日は1日だけ、1回だけありました。4台、それも一時です。4台埋まっているから、あと1台来るのかと10分ぐらい見ていましたが、1台がさっさと帰りまして大体3台、それから通常は2台です。2台が半分以上、大体2台やっています。というのも、1月から3月の間にコロナのワクチン接種がありました。3月の後半のほうには確定申告があつて、ほかの月よりはちょっと利用されているかなと趣を置いたのですけれども、その中で私が回って来たときに妊婦さんに3回ほどお会いしました。3名の方に。でもそこに止めないのです。空いているのですよ、2台は止まって。あと2台は空いているのですが止めません。後ろのほうに止めて、お腹を大きくして、さらに2歳ぐらいの小さい子も手をつないで、そこから荷物を背負って歩いて来られるのです。「前のほう空いているから止めていいですよ」と言っているけれども、「いえ、私、車椅子じゃないので」と、お一人はそうおっしゃいました。別の日ですが、お会いした方は「いや、いいですよ。また誰か車椅子の方が止められるので、自分は大丈夫ですから」ということでした。それから足をけがして、ギプスをされた方が2月にお一人、杖をついていらっしゃる方にお会いしました。「けがをなさっているんだから、ぜひ前のほうに」というふうに声かけをしました。そしたら「いや、もう止めてしまったから、歩けるから大丈夫ですよ」ということで、その方も止められていない。そういった感じで、せつかくあるのに止められ

ていない。だから先ほど課長がおっしゃったみたいに5月から県の方針についてありますけれども、中城村において車椅子の駐車場についての思いやりがすごく足りていないと思います。私は申告とかいろんな、駐車場で止めるところもなく困っているときに空いているのです。だから、まだ止めていいという方もいらっしゃると思うのですが、全然止めていないので、もうちょっとその利用を、止めていいんですよと促し方や呼びかけ、そういったものについても5月からとおっしゃいますけれども、一日も早く呼びかけなどについて工夫とか何か考えはありますでしょうか。

○議長 新垣博正 総務課長 與儀 忍。

○総務課長 與儀 忍 お答えいたします。

先ほどの答弁では県の設置基準というのは上回っておりますので、不足している状況ではないということで考えています。ただ、屋良議員が何日かそこで見ながら、実は止めてもいいようなそういう方々が止めていなかったという状況までは把握しておりませんが、村としては思いやり駐車場ということで必ずしも身体障害者のみが止めるスペースではなく、妊産婦も止めていいような形になっておりますので、もしそういうことで妊産婦が止めていないことが村の広報の周知不足であるということであれば、今後改めていきたいということで考えております。

○議長 新垣博正 屋良照枝議員。

○4番 屋良照枝議員 ぜひ弱者に優しい、利用して止めて体を、心をいたわって、来庁していただける村民、利用者が優しい中城村は住みやすいところだと思える村になれるところだと私は思っております。そうあってほしいと願って、私の一般質問を終わります。

○議長 新垣博正 以上で屋良照枝議員の一般質問を終わります。

休憩します。

休憩（11時46分）

~~~~~

再開（13時30分）

○議長 新垣博正 再開します。

続きまして、比嘉麻乃議員の一般質問を許します。

○9番 比嘉麻乃議員 こんにちは。それでは議席番号9番 比嘉麻乃、通告書に基づきまして、一般質問を行います。

大枠1、施政方針について。「初志貫徹」最初に決めた志を最後まで貫き通すこと。その言葉にはこれまで以上に子育て支援の充実や教育環境の充実、福祉の支援を進め、また、コロナ禍の困難を乗り越えていく決意が感じられました。施政方針の中から次のことを伺います。

（1）子どもの居場所づくり。子ども第三の居場所について伺います。また、児童生徒の安心・安全な居場所確保のために児童館は必要と考え、令和2年2月定例会に児童館設置について質問いたしました。その後の進捗について伺います。①糸蒲公園内に設置することで、土地の購入や遊具の設置費用が発生しないと思うが、見解を伺う。②平成28年に閣議決定した都市公園法の改正により都市公園内に児童館設置が可能となったと思うが、糸蒲公園内に設置は可能か。③学童クラブに通わない児童の居場所確保のために児童館は必要だが、そのことをどう考えているか。（2）つながる子育て支援。

「子育て支援の強化に努めてまいります」とありました。本村は子育てしやすいまちと言われるほど、多くの子育て支援事業を行っています。今後は保育の受け皿の支援強化が必要だと考え、以下のことを伺います。①待機児童数を伺う。②本村の潜在保育士の人数を伺う。③保育士の負担軽減を図るため「保育支援者」を配置するための人件費補助の考えはあるか。（3）福祉施策の展望。「高齢者の健康増進、生きがいに努めてまいります」とありました。高齢社会が進む中、高齢者が要介護状態にならない

ための予防や、既に要介護状態の方の改善と悪化防止のために介護予防は大切です。高齢者が住み慣れた地域で自立した生活を継続するためには行政による介護予防活動への支援や普及、啓発が大変重要だと考え、以下のことを伺います。①本村の高齢化率と要介護認定率を伺う。②本村が行っている一般介護予防事業の内容と、その目的を伺う。③令和3年12月に高知市へ介護予防の視察に行き「百歳体操」について調査をし、その後、課長へ「百歳体操」のDVDと参考資料、そして報告書をお渡ししましたが、その後の見解を伺う。④老人福祉センターの今後について伺う。(4) 歴史文化、人材育成。「図書館システムをはじめとした機器の機能強化を進め」とあるが、どのような機器なのか。その中に読書通帳導入は入っているか伺う。(5) 安心・安全な水道事業へ。①「有機フッ素化合物に関する水質検査の回数を増やす」とあるが、何回から何回に増やすのか。②北谷浄水場からの給水を受けている住民の希望者に血液検査を実施する考えはあるか。

大枠2、行政サービスについて。2020年の国勢調査で本村の人口増加率が14%と最も高い調査結果が発表されました。それは移住する前にある程度、本村の行政サービスについて情報を収集し、村独自で行っている行政サービスが評価されたと考えます。今後、更なる行政サービスの向上を期待し、以下のことを伺います。①住民票の写しや証明書のコンビニ交付サービス実施の考えを伺う。②那覇市が1月から実施している死亡に伴う手続をワンストップで受け付ける「おくやみコーナー」と県外で実施している住民が行政手続をする際に申請書の記入が不要で身分証明書の提示と署名だけで済む「書かない窓口」や「窓口支援システム」を導入する考えはあるか。③本村は令和3年12月22日からシェアサイクル事業を開始したが、さらなるサービス事業として、閉庁日に、電気自動車を

一般向けに貸し出す考えはあるか。

大枠3、南上原地区交番所設置について。中城村民の暮らしの安全を守るため、令和3年10月5日に浜田村長同行で宜野湾警察署長へ請願書を提出したが、進捗を伺う。答弁よろしくお願ひします。

○議長 新垣博正 村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 それでは比嘉麻乃議員の御質問にお答えをいたします。

大枠1番につきましてはこども課、福祉課、上下水道課、教育委員会でお答えいたします。大枠2番につきましては住民生活課と企画課、大枠3番につきましては住民生活課でお答えをいたします。

私のほうでは、お尋ねのコンビニ交付について所見を述べさせていただきます。以前にも比嘉麻乃議員から御提案をいただきました。真剣に検討をしているところでございます。今いろんなデータだとか情報を収集して、近々結論を出そうと思っております。今議会終了後にでも、どのような結果を生むといたしますか、住民にとってどのような結果を生むかも含めて、真剣に考えて結論を出そうと思っております。そのためにも現在いろんな情報を収集しながら、なるだけ住民サービスに伝えられるような、伝えられるということは資金面も含めて、いい結論が出せればいいなと思っております。もうしばらくお待ちいただきたいと思っております。詳しいことはまた課のほうからお答えをさせていただきます。以上でございます。

○議長 新垣博正 教育長 比嘉良治。

○教育長 比嘉良治 こんにちは。大枠1の施政方針についての(4)についてですが、教育委員会としては村民が図書館を利用しやすいように常に工夫改善を図っています。今後も、特にコロナ禍において安心して利用できるようにしていきたいと考えています。詳細については生涯学習課長から答えさせます。

○議長 新垣博正 こども課長 金城 勉。

○こども課長 金城 勉 大枠1の①、②についてお答えいたします。

子ども第三の居場所とは、ブルーシー・アンド・グリーンランド財団、略称B&G財団が生まれた環境の左右されることなく、全ての子供たちが希望を持てる環境構築として、特に困難な状況にある世帯の子供たちの将来の自立に向けた「生き抜く力」を育める場所づくりを目的に施設建設と運営への支援を行っており、本村も同財団の支援を受け、竹口原公園に約30坪程度の施設建設を計画しております。第三の居場所の対象者と事業内容として、就学援助世帯、ひとり親世帯、生活困窮世帯や、そのほか家庭支援が必要な世帯の子供たちへ食事、学習、生活支援など、基本的な生活習慣や学習習慣を身に付けさせながら、自己肯定感や人、社会と関わる力など非認知能力を向上させ、自立に向けた支援を実施、同時に子供の成長を保護者と共有しながら、保護者自身の自己肯定感も高める保護者支援の充実も図り、世帯として社会的自立を目指せる包括的な支援をしていく機能でございます。

次に児童館設置について、その後の進捗としましては色々と検討はしておりますが、現段階では計画に至っておりません。

①糸蒲公園内への児童館設置については、おっしゃるとおりのメリットがあると考えます。

②糸蒲公園内への児童館設置は可能と承知しております。

③児童館の必要性はあると考えます。

(2) つながる子育て支援。①待機児童につきましては現在1歳児クラスのみで発生しており、人数は6名となっております。今後、内定者の辞退があれば待機児童へ順次案内いたしますので、6名より待機児童は減る可能性がございます。

②本村の潜在保育士については把握しており

ません。厚生労働省の資料による全国の保育士登録者数が約154万人、そのうち従事者が59万人とことから、資格を有し従事していない方が約95万人いると報告されております。

③保育支援者配置の人員費補助は現在のところ考えておりません。

○議長 新垣博正 福祉課長 照屋 淳。

○福祉課長 照屋 淳 それでは比嘉麻乃議員の大枠1(3)①から③についてお答えいたします。

まず①ですが、2月末現在の全人口、住基上の人口ですが2万2,208人、65歳以上の高齢者数4,418人、高齢化率は19.89%となっております。広域連合の資料において、認定率を「65歳以上の第1号被保険者に占める65歳以上の要支援・要介護者の認定者の占める割合」とすると、今広域の出ている資料が1月末現在となっておりますので、1号被保険者が4,360人、要支援、要介護認定者が799人、認定率は18.33%となります。参考としまして過去5年間の認定率ですが、同じく第1号被保険者に占める65歳以上の認定者の割合としまして、平成28年度末、平成29年3月末現在が19.78%、平成30年3月末現在が19.40%、平成31年3月末現在が19.48%、令和2年3月末現在が19.28%、令和3年3月末現在が19.09%となっております。

②についてです。本村で行っている一般介護予防事業は、介護予防普及啓発事業として4事業ございます。各公民館で行っている体操、筋トレ、脳トレなどを中心とした「とよむちよ筋教室」。北浜、久場の公民館で実施し、虚弱な方を対象とした運動教室である「チャーがんじゅう教室」。体育館のトレーニングジムを利用して、個人の体力に合った負荷や器具の利用を指導する「ごさまっスルクラブ」。村老人クラブ連合会の委託事業として、ヨガ、民謡、フラダンス、大正琴、手芸の各教室を開催しております。これは老人クラブ会員のみならず、広

く村内の高齢者の全てに参加を呼びかけて対象としております。もう一つ、令和3年度から始めておりますが、地域リハビリテーション活動支援事業として理学療法士を対象者の自宅等へ派遣し、ケアプランの作成のときの理学療法的な視点や、御自宅における身体機能の維持に関するアドバイスを行う事業を実施しております。

③につきまして、議員から御提供のあった情報について課内でも今検討はしているところです。過去にこれまで沖縄県や広域連合からいろんなツールの紹介がございましたが、それらを予防事業を展開している自治会等へ情報提供を適宜行ってまいりました。しかし、それらのツールを使っての自主活動というものにはまだまだ至っておりません。議員より御紹介のあったツールの活用方法につきましては、4月以降の事業においてどのような形で取り組むことができるのかというのを、今現場の担当のほうで検討しているところでございます。

④老人福祉センターの今後につきまして、まず老人福祉センターが昭和51年に建築着工し、昭和52年4月開設をされております。建築基準法の昭和56年改正の新耐震基準を満たしていない建物となっております、現在耐震化・長寿命化の対応が困難となっております。今後は令和4年度に、新年度予算にも計上させていただきましたが解体に係る設計業務を委託し、令和5年度末までには解体工事の完了を見込んでおります。なお、今後新たな施設につきましては、今のところ該当する国の補助事業もないことから、どのような形態での建設が可能なのか、継続して検討を重ねてまいりたいと考えております。以上です。

○議長 新垣博正 生涯学習課長 稲嶺盛昌。

○生涯学習課長 稲嶺盛昌 比嘉麻乃議員御質問の大枠1(4) 図書館システム及び読書通帳についてお答えいたします。

今回の図書館システム機器については、現在

使用している図書の管理用パソコン及び貸出、返却や持出し防止（セキュリティ）に係るIC機器の入替えであります。今回入替を予定している機器につきまして、読書通帳の導入は含まれていません。

○議長 新垣博正 上下水道課長 知名 勉。

○上下水道課長 知名 勉 大枠1の(5)についてお答えします。

有機フッ素化合物に関する水質検査については、令和元年度から登又と北上原において年1回臨時的に行ってまいりましたが、令和4年度は1回の定期検査に加えまして、臨時検査を2回実施する予定でございます。

それから血液検査を行う予定はございません。

○議長 新垣博正 住民生活課長 義間 清。

○住民生活課長 義間 清 それでは大枠2①について、住民票の写し、証明書のコンビニ交付サービスについてお答えをいたします。

所見で村長が述べられたとおりでございます。国は令和4年度までにマイナンバーカードがほぼ全国民に行き渡ることを目指し、昨年からマイナンバーカードの普及促進の強化を図り、普及率10%以上改善されております。事業の目的である村民サービスの向上、いつでもどこでも簡単に取れる自治体との格差の是正、役場窓口の混雑緩和、マイナンバーカードの普及につなげ、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、窓口への来庁を抑制する手段の一つであり、村民の利便性向上を図り、マイナンバーカード取得向上に向け導入し、検討したいと考えております。

②について、先ほどの屋良照枝議員の御質問の答弁と重複しますが、那覇市が4月から本格運用が始まるおくやみコーナー設置についてと、県外で実施している住民が行政手続をする際に申請書の記入が不要で、身分証明書の提示と署名だけで済む「書かない窓口」や窓口支援システムは、今のところ本村で導入する考えは持つ

ておりません。

大枠3についてお答えをいたします。午前中の安里清市議員の答弁と重複しますが、交番所設置の要請行動等については、去る令和3年10月5日に議長並びに南上原自治会役員同席の下、本村から要請書と中城村議会から全会一致での採択「南上原地区交番所設置を求める請願書」の提出を行い、同年10月において、宜野湾警察署から警察本部へ「南上原地区への交番所設置」について要請書が上申されている旨、回答を得ております。今まで平成21年度から令和2年度にかけて、心が折れることなく設置要請を行ってまいりましたが、沖縄県警察本部の回答は、総合的に検証し検討している段階での回答でございました。今回その手ごたえ、進展状況は全く見られなかったことが交渉のテーブルについた状況にあり、さらに中城村の総意として南上原地区への交番設置を目指し、実現するまで強く要請していきたいと考えております。

○議長 新垣博正 総務課長 與儀 忍。

○総務課長 與儀 忍 大枠2の行政サービスから電気自動車の貸出しについてお答えいたします。

現在、電気自動車を4台保有しております。電気自動車については、災害時に避難所等への電気を供給する手段として可搬型給電器とともに一括交付金を活用し、整備しております。貸出中に災害が起きる可能性もあり、いざというときに電気の供給ができなくなることや、一括交付金の活用目的から一般への貸出しは厳しいものと考えております。

○議長 新垣博正 比嘉麻乃議員。

○9番 比嘉麻乃議員 答弁ありがとうございます。ではすみません、順番を変えて、今回ちょっと多いので、時間配分がまだ上手ではないので、大枠3のほうから終わらせたいと思います。

今回村長も一緒に要請に宜野湾署に行ったの

ですけれども、その後、宜野湾署から県警のほうまで要請書が届いたという確認は、もう一度確認はできているのか。また、向こうからの何らかの返答、宜野湾署からでもいいので、そういった回答とかはどういうふうに動いたのかというのを確認できているのか伺います。

○議長 新垣博正 住民生活課長 義間 清。

○住民生活課長 義間 清 それでは御質問にお答えいたします。

3月に入り、宜野湾警察署警務課の職員と電話でのやり取りをしており、現状はやっとテーブルに載せたというのが現状で、今後の課題として①建築工事のための予算、②建築工期、人員配置などのやり取りが本部と令和4年8月頃に再度調整が出てくるなど、様々な工法について検討されるものと伺っております。以上のことを踏まえ、村の創意として改めて一日でも早く実現してほしい旨を伝えております。

○議長 新垣博正 比嘉麻乃議員。

○9番 比嘉麻乃議員 私たちが出しましたこの要望書は自治会をはじめ、あと子ども会や中城南小学校のPTA、そして南上原のパトロール隊、老人会と多くの方々からの要望でもありました。午前中には安里議員からも、この上地区の治安維持を心配されての質問もありました。これからも引き続き村民の暮らしと安全を守るために、村長を筆頭に議会も一緒になって駐在所は残しつつ、また24時間体制で警戒活動の行える交番設置に向けて、みんなで頑張っていきたいと思っております。やっとテーブルに上ったものをいかに動かすか。それはまたみんなで一緒にやっていきたいと思っておりますので、それにはやはり課長が常に要請を行っていくこと。私たちもちろんですけれども、またこの進捗についてもしつこいと言われるぐらい連絡などもしていただきたいと思います。よろしく願いいたします。では大枠3はこれで終わらして、大枠の1から再質問をしていきます。

子ども第三の居場所についてありました。子ども第三の居場所につきましては、全ての子供たちが家庭環境に関係なく、安心して過ごせる場所という説明でございましたけれども、この第三の居場所と児童館の違いについて伺います。

○議長 新垣博正 こども課長 金城 勉。

○こども課長 金城 勉 お答えいたします。

先ほど答弁でも御説明しましたけれども、第三の居場所は行政的支援の必要な世帯の子供を対象に、基本的な生活、学習習慣を身につけさせながら自立に向けた支援を実施する場所でございます。児童館は18歳未満の全ての子供たちが自由に遊び、仲間と交流及び生活することで子供たちの心身を育成し、情操を豊かにすることを目的にもった施設でございますので、双方は設置目的と利用対象者が異なります。

○議長 新垣博正 比嘉麻乃議員。

○9番 比嘉麻乃議員 では、この第三の居場所の開所はいつ頃になるのか。また、建設運営は誰が行うのか。また、どうしてこの竹口原公園に決定したのか、理由を伺います。

○議長 新垣博正 こども課長 金城 勉。

○こども課長 金城 勉 お答えいたします。

計画では令和5年5月完成、6月より運営開始と計画しております。B&G財団の補助金にて、村が建設いたします。運営はNPOや児童福祉法人への委託で考えております。竹口原公園決定につきましては、先ほど来、施設目的を御説明しておりますけれども、目的から学校のすぐ近くとか、あまり目につくところは好ましくなく、静かな地区や、あまり目立たない場所でありながら、かつ中城南小学校から近い公園で安全に利用することができるということが利点でございまして、公園の形状からも施設を建築した場合でも、公園機能が維持されるという点から竹口原公園に決定しております。

○議長 新垣博正 比嘉麻乃議員。

○9番 比嘉麻乃議員 今後、このブルー

シー・アンド・グリーンランド財団の支援を受けて、この居場所は増やす予定はあるのかどうか伺います。

○議長 新垣博正 こども課長 金城 勉。

○こども課長 金城 勉 お答えいたします。

先月の22日、B&G財団に来村していただきまして、現地調査をしていただきました。村長への面談も実施いたしましたけれども、中でも本村の事業取組状況や提案内容に非常に好印象、高評価をいただきまして、その場で第二、第三と予算的にはございますよという御提案もありましたので、行政が関わる世帯が多くなっている現状で、多分ニーズがあるだろうという考えの下、今後は状況を見ながら、増やせるのであれば増やしていこうかと。必要性があれば考えていきます。

○議長 新垣博正 比嘉麻乃議員。

○9番 比嘉麻乃議員 この団体からすごい評価を受けるぐらいのすばらしい事業の内容を伝えたのかなと思っております。

では、この糸蒲公園についての質問をしますけれども、今回は児童館と、この第三の居場所は全く別ですよということですが、糸蒲公園内のほうに児童館というのが設置……、前に要望はしたのですけれども、設置に至っていない理由について伺いますが、これは費用面なのか、あるいは面積なのか、それを伺います。

○議長 新垣博正 こども課長 金城 勉。

○こども課長 金城 勉 お答えいたします。

設置に至っていない理由と言われましても、そう簡単ではございません。これまで南上原地区への公共施設設置につきましては、議員をはじめ多くの村民の方から御要望をお聞きしております。こども課が関わる児童福祉関連施設の御要望も承知しております。多くの児童生徒を有している地域でございますので、児童館の必要性も十分あると考えております。要望もニーズもあり、かつ必要性もあると考えております

が、取りかかれない現状、理由として御理解いただいているとも考えますが、一番の理由として、建てられる村が所有する更地がないという点がございませぬ。ならば次の手として土地購入を進められないかともなりますけれども、現在の南上原地区の土地単価ですと、補助金を活用しても厳しい状況がございませぬ。また、未開発の残地も少ない状況がございませぬ。それならば、次は現在ある公共用地ということになると思ひます。近隣公園、街区公園などを考えざるを得ないとなりますし、この流れでももちろん検討はしてあります。上物である児童館建設の補助につきましても、現在次世代育成支援対策施設整備交付金というのがございませぬけれども、国の補助が小型の児童館、大体66坪以上の建物で、上限が1,400万円の上限しかなく、現時点では県の予算もございませぬ。現状で整備した場合の実際の整備費用総額で試算しますと、国の負担が10%程度の負担しかできない補助率の低い補助金しかございませぬので、検討も困難を極めている状況がございませぬ。また、県の学童クラブ建設補助の一括交付金事業で児童館併設の学童も要望いたしました。しかしそこでも厳しいというか、不採択となり、非常に厳しい状況がございませぬ。だからと言ってできないばかりのことの検討ではなくて、できるところでの検討として、今公共用地以外での民間活用というところで官民連携事業として民設民営や公設民営として施設整備を行って、その後は運営補助を出しながら民間運営の児童館などを積極的に検討を進めてあります。

○議長 新垣博正 比嘉麻乃議員。

○9番 比嘉麻乃議員 土地代を含め、いろいろ懸念があるのかと今感じましたが、たくさんの補助の持っていく方とか確かに課長は考えていると思うのですけれども、ではこの児童館建設の費用についてお伺いしたいと思ひますが、基盤整備費用負担割合を公営、そして民営、そ

れぞれ伺ひます。

○議長 新垣博正 休憩します。

休 憩（14時04分）

~~~~~

再 開（14時04分）

○議長 新垣博正 再開します。

こども課長 金城 勉。

○こども課長 金城 勉 お答えいたします。

先ほど説明しましたが、次世代育成支援対策整備交付金というのが現在児童館の施設整備費で補助金がございませぬけれども、国は3分の1程度とおっしゃっていますが定額になっておりまして、66坪以上の小型の児童館を造るにも補助金が1,400万円、3分の1とはいえ上限があるので1,400万円しか補助金がない状態です。66坪以上の建物となると、設計費も含めて全てで大体1億円はかかるだろうというところで、実質約10%の負担程度だと考えます。

○議長 新垣博正 休憩します。

休 憩（14時05分）

~~~~~

再 開（14時06分）

○議長 新垣博正 再開します。

比嘉麻乃議員。

○9番 比嘉麻乃議員 というのは、最近公営がだんだん減少して行って、民営のほうが徐々に児童館を建設するのが増えてきているので、多分平成9年頃から公営だと一般財源化されて、民営でしたらこの事業主が3分の1とか、県が3分の1、村が3分の1という国庫補助があったのではないかとということでちょっと質問をさせていただきました。なので、私は建設費用とか、あと運営費用などを考えると、民営の力を借りるのもいいのではないかとことを伝えたかったわけです。では次に移ります。

○議長 新垣博正 休憩します。

休 憩（14時07分）

~~~~~



再開（14時07分）

○議長 新垣博正 再開します。

比嘉麻乃議員。

○9番 比嘉麻乃議員 糸蒲公園内に設置は可能ということでありましたけれども、やはり児童館は家庭や学校、そして地域及び関係機関との連携が必要になるために、私は中城南小学校近くの方が適しているのではないかと思います。前回から糸蒲公園のほうを勧めています。子供の居場所確保は、やはり課長もおっしゃっているように本当に急務だと思いますし、大切ですよ。児童館は子供が自らの意思で利用はできますし、自由に遊んだり、くつろいだり、そして学習、勉強をしたりと、年齢の異なる児童生徒同士と一緒に過ごすことができることから、私はすばらしい居場所ではないかと思いません。私も本来の希望でしたら、前回の一般質問であったように、できれば子供からお年寄りまで、全ての人が集える場所が上地区にも欲しいなと思っておりますので、どうかよろしく願いいたします。では次に移ります。

(2)のつながる子育て支援について伺います。潜在保育士の人数は把握していないということですが、きっと多くの潜在保育士の方がいらっしゃると思うのですが、この潜在保育士の方々がいるにもかかわらず、復職しない原因がもしお分かりでしたらよろしく願います。

○議長 新垣博正 こども課長 金城 勉。

○こども課長 金城 勉 本村での調査は行ってないので、明確なお答えにはならないと思いますけれども、厚生労働省の全国的な潜在保育士の実態調査というのがございましたが、それによりますと、「求めている条件に合う求人がない」が1位で、次に「就職する必要性がない」、「就職に不安がある」などの理由となっております。

○議長 新垣博正 比嘉麻乃議員。

○9番 比嘉麻乃議員 では、この復職しない方々の原因が分かったようなのですけれども、復職していただくための取組は何か本村でやっているのか伺います。

○議長 新垣博正 こども課長 金城 勉。

○こども課長 金城 勉 お答えいたします。

まず本村として離職者の復職に微力ながらつながる取組として考えますと、まず職場環境の改善につながる各種運営補助や、給与のアップにつながる処遇改善や、保育士の確保に向けた保育士適正化促進事業などは毎年実施しております。また、今年から新たな取組としましてICT化推進事業を活用し、業務の効率化を図り、保育士の負担軽減に資する事業なども実施させていただいております。また、今年の実績として県外保育士誘致事業で、県外で離職予定だった潜在保育士になりかけた保育士を本村に招くという、拾い上げる成果も達成しました。本村でやっているのは以上ですけれども、これも厚労省の資料をいろいろ見てみたのですが、やはり退職理由というのが、まず家庭との両立が難しいとか、出産・結婚、自身の健康、体力面とか、あとまた人間関係だったり、雇用条件に不満とか、業務に負担や責任を感じるとかというのと、また逆に離職している人が就職するに当たっての不安要素などを調べてみますと、やはりこれも家庭との両立とか、自身の健康、体力とか、あとまた勤務日数時間とかというのがございましたので、基本的には今申し上げた退職した理由とか、就職するに当たっての不安要素を改善する取組が一番だと考えておまして、これも簡単な問題ではないのですけれども、例えば潜在保育士が仕事をするにも正職のフルで勤務、復職するとなると、かなりハードルが高い状況もあるのかなと。とっつきにくいと言うのか、検討に至らないというのものもあるのかなと、色々な資料を見ると感じたものもございまして、例えて言うと新規のフルタイムの正職員1人を

採用するというのが通常考えですけども、そうではなくて2人のパートを呼び込むような、そういう環境づくりとか取組などを認可園と一緒に検討していてもいいかなと、今回の質問を機にいろんな施策を考えることもできましたので、結局不安要素を改善する環境づくりというのも大事だなと思いました。

○議長 新垣博正 比嘉麻乃議員。

○9番 比嘉麻乃議員 本村のほうではIT導入ですとか、あと給料で改善をしていっているということですが、今回国負担の保育士等処遇改善臨時特例交付金は確かに喜ばしいことではあるのですが、保育士にとりましては、今課長がおっしゃっていたように人を増やすということもやはり大切だと思ひまして、加配も処遇改善に私はつながるのではないかと考えております。そこで、保育士の配置基準を伺います。

○議長 新垣博正 こども課長 金城 勉。

○こども課長 金城 勉 お答えいたします。

本村は国の基準と同様でございましてゼロ歳児が1対3、1・2歳児が1対6、3歳児が1対20、4歳児・5歳児が1対30の配置基準となっております。

○議長 新垣博正 比嘉麻乃議員。

○9番 比嘉麻乃議員 確かに言うように、ゼロ歳児は3名に対して1人の保育士で見ている。もし災害が起こった場合には、せいぜい抱いて避難するには2人が限界だと思ひます。でも3人を1人で見ている。また、4歳児から見ると、30人の園児を1人で見ているということで、もちろん課長がおっしゃっていたように、この配置基準を定めるのは国ではありますけれども、園に1人でも保育士を支援する人が増えると、これは大分保育の環境が改善されるのではないかと考えております。先ほど課長がおっしゃってましたように正職員を1人よりはパートを2人雇うとか、こういったように保育支援者

を補充していただきたいと思ひているのですが、保育支援者は決して保育士でなくてもいいと思ひます。地域の住民ですとか、あと子育て経験者を活用しまして、保育支援者として加配することで保育士の負担を軽減することができるのではないかとと思ひますが、これについてもう一度答弁をお願いします。

○議長 新垣博正 こども課長 金城 勉。

○こども課長 金城 勉 お答えいたします。

今予定はないと答弁しましたがけれども、議員おっしゃるように災害時などは非常に有効的だと思ひます。議員の質問もございましたので、各園へ村が優先的に行うべき施策を実施するに当たってのアンケートということで、保育士の負担軽減に取り組むべき事項ということでアンケートを取らせていただきました。おっしゃるようにそういうサポート的な、資格を持っていなくても掃除をしたりとか、いろんなサポートが必要なのかというところを調べようと思ひていたのですが、負担感で調べますと、やはり行事や一日のスケジュール作成だったり、日誌や報告ものの作成、あと保護者への連絡、教材の作成とか、やはり事務的な保育士がやらなければならない業務負担というのがかなり多いという実態が分かって、言わば補助員としてできることに対する負担感がないという案件の結果が取れたのです。ということから考えると、今負担感に感じている抜本的な改善ということで、先ほど私が申し上げたようにICT化で、今まで紙で書いていたものがシステムで入力できて情報共有ができると。親ともやり取りができるというところの事務改善策に施策を進めていって補助を出したほうが本当の意味での園の体制づくりにはいいのかということで、今は考えていませんという答弁をさせていただきましたけれども、今のところこの負担感を感じる軽減策、改善策というところで、今までどおりまた新たなところも考えながら進めていきたいと思ひ

おります。

○議長 新垣博正 比嘉麻乃議員。

○9番 比嘉麻乃議員 今後とも、今課長が行っているように、この現場の声を聞くのは本当にすばらしいことだと思っておりますので、これからも保育士の負担軽減などしっかりと声を聞いていただければと思います。では次に移ります。

福祉施策の展望について伺いたいと思っておりますが、高齢化率が19.89%、要介護認定率が18.33%ということですが、今後人口が減少してくると高齢化率はさらに上がってくるものだと思うのですが、しかしこの本村は子育て支援や行政サービスを充実させているおかげで、その取組で人口増加につながっていると私は高く評価しておりますけれども、ではまたさらに要介護認定率を下げるための取組というのを伺いたいと思っております。

○議長 新垣博正 福祉課長 照屋 淳。

○福祉課長 照屋 淳 お答えします。

直近的に言いますと、基本的にはまず体力、フレイルの予防とか、筋力の低下を招く要因を予防していくという考え方とか、またあと昨今のコロナ禍によってどうしても自粛とか外出の制限とかいろいろございます。そういった部分での対策をどう効果的にやっていくのかというのが緊急的な取組に当たるのかとは考えております。長期的に見ますとやはり健康対策、高齢者になってから健康対策をするのではなくて、若いうちからの健康対策というのが十分大事になると思います。そういう意味では特定健診等、そういった施策との関連とか、そういった部分もいろいろ展開していきながら、長期的に見た、高齢者になったときに健康な状態を長く維持すると、そういう体制が取れるように体制整備、基盤整備をやっていかないといけないものだと考えております。

もう一つ長期的に心配されるのが、どうして

も人口増加となっていく中で定着人口が増える分においては、どうしても将来的にはやはり高齢化率が上がっていくということは予測されてきます。そういう意味では、均一的に近場の部分でやはり考えて将来的に取り組まないといけない。サンヒルズタウンのような新興地区だったところが、どんどん高齢化していく。また、団地とかそういったところの高齢化の対策とか、また南上原においても若い世代は多いのですが、やはり高齢者世代も増えておりますので、そういった中での健康対策を総合的にやっていく対策というのが求められているものだと思います。それに向けていろいろ取組を強化していきたいとは考えております。

○議長 新垣博正 比嘉麻乃議員。

○9番 比嘉麻乃議員 確かに課長が今おっしゃるように若いときからの運動というのは本当に大切に、若年世代から運動習慣がある地域ですとか、あと介護予防事業へ住民が積極的に参加する自治体では介護認定率が低いということが調査で出ているそうなのです。本村では確かにとよむちよ筋教室とか、あとちやーがんじゅう教室なども行われているようですけれども、それでは百歳体操について質問を移らせていただきます。

確かに本村でやっているちよ筋体操などは筋肉をつけ、足腰を丈夫にし、転落防止の運動として大変効果的だと私も思っております。しかし高齢になると足腰の筋力だけではなくて、喉の筋力低下で飲み込む力が衰えたりとか、喉の途中に食べ物が詰まったりしてしまうことがあるのです。それを予防するために喉に筋肉をつける運動とかが必要だと思います。そこで私が百歳体操についての報告書の中から、この百歳体操について少しだけお話をしていきたいと思っておりますが、百歳体操にはしゃきしゃき百歳体操、かみかみ百歳体操、いきいき百歳体操というのがありまして、しゃきしゃき百歳体操は足踏み

をしながら野菜の名前を言ったり、あと都道府県の名前、そして前日の食事のメニューの名前を口に出して言うことによって、認知機能を向上させるという効果があるそうなのです。あと先ほど言ったかみかみ体操というのは、首のストレッチや肩の運動、舌のトレーニング、口輪筋トレーニング、発声運動、飲み込みの練習をし、食べる力や飲み込む力をつけて誤嚥性の肺炎予防になる運動となっているわけです。ですから、要は言いたいのは体の筋肉、足腰ではなくて認知症予防ですとか、あと誤嚥性の肺炎を予防するには、この百歳体操は本当にいいものだなと私は思っておりますけれども、どうでしょうか、課長。百歳体操、村から積極的に活用する考えはないか、もう一度お聞きします。

○議長 新垣博正 福祉課長 照屋 淳。

○福祉課長 照屋 淳 お答えします。

今議員がおっしゃっていたこの体操の種類もいろいろございますが、基本的に今やっている事業の中でも認知機能のトレーニング、体操とか、嚥下の筋力低下を予防する体操とか、そういったものを積極的に取り入れているところがございます。そういった中で、このツールをどう活用するのか。それはまた今後検討していきたいと考えておりますし、もう一つは令和4年度から予定している事業においては介護予防の機能評価、体力測定を中心としてではありますが、そういった高齢者の体力とか機能についての評価事業というのを今度取り入れていきます。毎月1回評価、測定をやって、1年間のデータを集める事業を今予定しております。その中でこういったツールもいろいろ活用しながら、どういう形で参加された高齢者にプラスになっているのかというのがちゃんと目に見えるような形で、しっかりと評価のほうに取り入れることができるのであれば、これは委託先と、また今現在やっているフォロー教室の講師の方ともいろいろ調整しないとイケませんので、そういっ

た部分でいろいろ検討した中で取り入れられるものは取り入れていきたいと考えております。以上です。

○議長 新垣博正 比嘉麻乃議員。

○9番 比嘉麻乃議員 課長が言っているこれからの予防、介護予防も非常に期待しております。

この百歳体操ですけれども、全国的に今広がっております、高知市が発祥と言われているということはもう御存じだと思いますが、これは理学療法士が考案したそうです。現在高知市では365か所で開催されているそうです。本当に多くの効果が見られたのですけれども、一番私が驚いたのが、杖をついて人の助けを借りないと歩けない97歳の女性の方がいらっしましたけれども、この方は3メートル往復するのに27秒かかったそうですが、3か月この百歳体操を頑張っていると、驚いたことに杖もつかず、人の手も借りず、3メートル往復を13秒ですたすと歩いている姿、この動画を見ると、やる気があれば本当にすばらしい運動だなと思っております。課長も今、これを活用するのかこれから検討していくということですが、確かにいいものだからといってDVDを「はい、どうぞ」と配るだけでは絶対続かないと思うのです。やはり行政による村民への活動のきっかけづくりは重要だと思います。ぜひ百歳体操を考案しました高知市の理学療法士、私たちも政務活動でその方の話を聞いたのですけれども、やはり課長が向こうに行ってこういう話を聞くよりは、私は理学療法士の話を聞くと、本当に私でもやる気が出たぐらいなのです。なので、この理学療法士の方を中城村にお招きして、自治会長ですとか、あとこういった運動サークルに参加している方々に、この百歳体操の取組と効果についてお話をしてもらって講話を開催してはどうかと思うのですが、いかがでしょうか。

○議長 新垣博正 福祉課長 照屋 淳。

○福祉課長 照屋 淳 お答えします。

いろいろと調整することがございますので、検討させていただきます。実現可能かどうかは、これから検討して判断したいと思います。

○議長 新垣博正 比嘉麻乃議員。

○9番 比嘉麻乃議員 それについて、そんなに多くの予算はかからないと思うのです。少しの予算で最大の効果をではないのですけれども、元気な高齢者が増えると結果的には医療費の削減にもつながります。きっかけをつくることのできるのやはり行政ですので、どうぞよろしくお願いいたします。

では、次は④老人福祉センターの今後について伺いたいと思いますが、令和5年末に解体ということですが、老人福祉センターの解体を予定しておりまして、平和の礎は吉の浦公園へ移設が決まったようですが、老人福祉センターがこの吉の浦会館へ移転しまして約1年がたつと思うのですが、その間、この1年間の間に何か御不便があったのか。あるいはお困り事が村民の中であったのか、それを伺います。

○議長 新垣博正 休憩します。

休 憩（14時29分）

~~~~~

再 開（14時29分）

○議長 新垣博正 再開します。

福祉課長 照屋 淳。

○福祉課長 照屋 淳 2つですね、老人クラブの活動における支障としましては、交通の利便性の変化、バスでそのまま、護佐丸バスが前について老人福祉センターですぐ降りられた部分というのが、今は吉の浦会館のほうに行かないといけない。その部分の時間帯の変更によって、ちょっと参加する率が減っているというお話は聞いております。やはり事業が始まる時間帯に、護佐丸バスの今の運行スケジュールの部分でどうしても合わない部分が出てくるとか、早く来過ぎてしまう、遅くなってしまうと

か、そういったことはあるというのは老人クラブの連合会からも今お話をいただいているところでは。

あとは、社協においてはやはり施設機能の縮小という部分がございます、いろんな倉庫の機能とか、そういったことがまだ改善・解消されていないということはございます。実際にどれくらいものを、今の老人福祉センターから社協は必要なものを移す部分があるのかというのは、これは今社協のほうに数量的なものを求めているところです。それがいまだに報告がない状態で、その後どういう対策を取ったらいのかということのもまだ検討が進んでおりません。大きな点としては、この部分かと思われそうですが。

○議長 新垣博正 比嘉麻乃議員。

○9番 比嘉麻乃議員 では結局はバスの時刻とか、そういった施設の縮小とかというふうになるのでしょうか。ですから老人福祉センターのたくさんの役割というもの、課長も本当に分かっていると思います。その役割がしっかりと進められるよう、私は吉の浦公園内に新たなセンターの設置を提案したいと思います、見解を伺います。

○議長 新垣博正 福祉課長 照屋 淳。

○福祉課長 照屋 淳 お答えします。

吉の浦公園内に今老人福祉センター機能を建設するという事は、まだ検討されておられません。

○議長 新垣博正 比嘉麻乃議員。

○9番 比嘉麻乃議員 この件は優先事項だと思っておりますので、早急に検討を要望したいと思います。

では次、(4) 歴史文化、人材育成の部分で再質問いたします。今回図書館はIC機器の入替えということですが、その中に残念なことに読書通帳導入は含まれていないということですが、去る12月にこのことを一般質問しまして、その定例会の閉会翌日から稲嶺課長も一

緒に兄弟都市である福智町に交流事業でお邪魔をいたしました。そのときに教育長が引率をしまして、児童生徒、そして保護者は福智町の図書館に行きました。私と課長は残念ながら舞台の打合せなどがあって一緒に行くことができなかったのですが、その図書館を来館しまして、読書通帳についてこの児童生徒、保護者は説明を受けたそうです。そのシステムを知った児童、保護者から福智町のほうで、ぜひ中城村にも導入してほしいということで、教育長もそのときに聞いていたと思います。実際に保護者の中には福智町の読書通帳を作って、こんなのが欲しいなと思って作って私にも見せてくれたのですが、やはり欲しがっている人は、導入してほしい人は多いんだなということで私もそのときに確認をいたしました。どうでしょうか。また、図書館のパワーアップ事業でしたか、それを活用し、導入をお願いしたいのですが、いかがでしょうか。

○議長 新垣博正 生涯学習課長 稲嶺盛昌。

○生涯学習課長 稲嶺盛昌 お答えいたします。

確かに福智町に同行させていただき、私も現物の通帳も拝見させていただき、12月の質問のときにもお答えしましたが、後ろ向きな検討ではなくて、図書館運営協議会というのがございまして、またそちらの方々への意見も頂戴しながら、今後教育長を含め教育委員会の中でしっかり予算化、どういった形であればそれが導入できるのか。今回のシステム入替えとは少し別になるかと思うのですが、そこはもうしばらく検討させていただければと思っております。

○議長 新垣博正 比嘉麻乃議員。

○9番 比嘉麻乃議員 福智町の町長も自慢気に「いいでしょう」というふうにおっしゃっていただきましたので、ぜひとも導入をしてほしいと思います。本当にこのコロナ禍の中、密を避けながら利用者サービスの充実を図ってきたと思っております。よりよい図書館運営のためにも読

書通帳の導入をよろしく願いいたします。

では次に、安心・安全な水道事業について。1回から2回に増やしたということですが、しっかりとまた引き続きこの結果は村民への公表をよろしく願いいたします。

あと血液検査を実施する考えはないということですが、血液検査ですが、PFOS等の報道などでは低体重、また発がん性コレステロールなどの悪影響があるということなので、ただ私たちもこの病を見つけてほしいということではなくて、もう異常なしですという数値を見て安心したいだけなので、国の責任で実施できるよう、村も県と一緒にやって要請をしていただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

では次に大枠2です。コンビニ交付、前向きに考えているということでよろしく願いいたします。考えているなら、ちょっとでも早いほうがいいと思います。北中城村がコロナ交付金を使ってやっておりますので、ぜひとも早い決断をしていただきたいと思います。コロナ交付金が活用できる構築費は幾らなのか伺います。

○議長 新垣博正 休憩します。

休 憩（14時37分）

~~~~~

再 開（14時37分）

○議長 新垣博正 再開します。

住民生活課長 義間 清。

○住民生活課長 義間 清 それではお答えいたします。

見積書のほうを今持参しておりませんので、このデータ等の回答は分かりません。

○議長 新垣博正 比嘉麻乃議員。

○9番 比嘉麻乃議員 では構築費は北中城村のほうから比べましたら1,000万円ぐらいかと思いますが、ぜひ前向きにまたこれから実施に向けて頑張ってくださいと思います。

おくやみコーナーは照枝議員からもありましたけれども、死亡した際にこの手続の開設です

とか、必要な持ち物の担当課の連絡先を那覇市のほうではまとめているおくやみハンドブックというのがあるのですが、それを参考に本市も作成する考えはないか伺います。

○議長 新垣博正 住民生活課長 義間 清。

○住民生活課長 義間 清 それではお答えします。

屋良議員の答弁とも重複しますが、村のほうは死亡届後の各種手続についてという、そのようなものを作っていますので、それに基づいて、今そのように案内しておりますので、今そのことについては考えておりません。

○議長 新垣博正 比嘉麻乃議員。

○9番 比嘉麻乃議員 遺族の方は大切な方が亡くなり、悲しみ、まだ涙も乾かぬうちに多くの手続をされていると思いますので、少しでも負担を軽減できるよう、私からもおくやみコーナーの開設を要望、お願いいたします。

また、書かない窓口というのも便利ではあるのですが、新型コロナウイルス感染予防にもつながり、県外では既に導入されているところもあるということなので、またこれにつきましては私のほうもさらに調査をしまして、次回にでもまた一般質問をしたいと思います。これで私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長 新垣博正 以上で比嘉麻乃議員の一般質問を終わります。

休憩します。

休 憩（14時40分）

~~~~~

再 開（14時51分）

○議長 新垣博正 再開します。

続きまして、玉那覇 登議員の一般質問を許します。

○6番 玉那覇 登議員 皆さん、こんにちは。議席番号6番 玉那覇 登でございます。議長の許可を得ましたので、これより一般質問をし

たいと思います。

1番、施政方針から読み上げて質問させていただきます。①5歳から11歳のワクチン接種は3月、4月から行うとあるが、対象者は何人いるか、接種希望者は何人いるか、健康被害について懸念されることはないか伺います。②新たなまちづくり計画の進捗状況を伺います。北中城村との共同のまちづくり、東海岸サンライズベルト構想についてです。③認定こども園は令和4年事業着手していますが、来年度、令和5年度の開園可能であるか伺います。

3年保育について定員（5歳児、4歳児、3歳児）は何人いるか。吉の浦保育所は配慮が必要な園児の最終的な受皿として強化するとありますが、対象園児は何人いるか伺います。④子どもの居場所づくりでは、貧困及び健診未受診者や気になる世帯への対応など各専門家が情報を共有しているということがありますが、そういった世帯や児童等は何人いるか伺います。併せて、ヤングケアラー等も確認することはできなかったかどうか伺います。そういった子供たちや保護者への支援の内容等があれば伺います。ブルーシー・アンド・グリーンランド財団の支援を受けて南上原に施設整備を行うが、施設の規模や運営などについて、伺います。⑤産業の取組について、荒廃農地解消に向けた取組についてお伺いします。

大枠2、河川管理について。①昨年の9月議会で前原664番地から海向けの溝と和宇慶川の清掃についてお願いしましたが、進捗状況等を伺います。以上です。

○議長 新垣博正 村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 それでは玉那覇 登議員の御質問にお答えをいたします。

大枠1番につきましてはこども課、都市建設課、企画課、産業振興課のほうでお答えをいたします。大枠2番につきましても産業振興課のほうでお答えをいたします。

私のほうでは大枠1番の②の新たなまちづくり計画について、所見を述べさせていただきたいと思います。御質問にもありますとおり北中城村との共同のまちづくりや東海岸サンライズベルト構想、これは西高東低と言われてきた東地域の発展という意味の部分だと思いますが、我々もその東地区の発展に向けて今市町村、特にサンライズ協議会においては4町村、そしてサンライズベルトということになりますと、沖縄市、うるま市、南城市まで含んだという形で発展をしていかそうということで一致団結をしているところでございます。御承知のとおり大型MICEも規模は多少小さくはなりそうではございますが、一步踏み出したという形で今建設に向けて頑張っていきたいと思いますという、ある意味いい意味の宣言をしたような、リスタートの宣言をしたような形になっておりますので、我々もそこに向けて中城の発展、東海岸地域の発展のためにまた頑張っていきたいと思っております。詳細につきましては、また所管課のほうでお答えをいたします。以上でございます。

○議長 新垣博正 子ども課長 金城 勉。

○子ども課長 金城 勉 大枠1の①、③、④についてお答えいたします。

①5歳から11歳の対象者は2,059人となっております。接種希望等の調査は実施しておりません。健康被害等につきましては、今回の小児用ファイザーワクチンは12歳以上のワクチンと比べ成分量が3分の1となっております。発熱などの副反応は10%未満とのデータもございまして、特段懸念するところはないと考えております。

③認定子ども園につきましては、今年度の3月中に着工し、令和5年2月に完了する予定となっております。令和5年度の開園は問題ございません。新設する認定子ども園の定員につきましては、3歳児クラスは60名、4歳児60名、5歳児クラスは60名を予定しております。吉の

浦保育所における支援が必要な対象園児につきましては、令和4年度は8名を受入れ予定としております。

④多職種の定例会で把握し、支援している件数として、令和2年度152件でございます。イコール児童数とお考えください。世帯数での集計はしてございません。乳幼児健診の未受診者では96人です。こども課にて関りのある世帯においてのヤングケアラーと認識される児童を察することや確認は可能だと考えますが、令和3年度実績としての把握はゼロ人でございます。支援世帯の子供たちへは手厚く向かい、児童相談員が面談をして、まず気持ちの整理をお手伝いして、不安を解消しながら子供らしい生活が行えるようサポートしております。

居場所が必要な子供につきましては、学習・生活・食事支援を行っております。また、在籍する学校、保育所、居場所利用での様子等の情報も共有し連携した支援を行っております。保護者に対しましては困り感を聞き取り、利用可能な福祉制度の活用や子供への接し方の助言、日頃の育児についてねぎらい、居場所を利用することによる育児負担の軽減なども図っております。

ブルーシー・アンド・グリーンランド財団の支援を受けまして、南上原竹口原公園に約30坪程度の施設を建設予定で、令和5年6月からの運営開始を予定しております。運営につきましては、NPOや児童福祉法人等への委託による運営を考えております。

○議長 新垣博正 都市建設課長 仲村盛和。

○都市建設課長 仲村盛和 それでは御質問の大枠1の②の北中城村との共同のまちづくりについてお答えいたします。

共同のまちづくり計画は、両村において住民アンケートの結果や関係課、県からの意見を基に共同で取り組むべき内容について現在協議を行っております。今後は計画策定委員会を開催

し、共同まちづくりの将来ビジョンを踏まえた計画策定へ向けて協議していく予定であります。以上です。

○議長 新垣博正 企画課長 比嘉健治。

○企画課長 比嘉健治 それでは大枠2の東海岸サンライズベルト構想についてお答えいたします。

東海岸サンライズベルト構想については、沖縄県において初めてとなる東海岸地域を対象とした計画となっており、沖縄の令和4年度以降の今後10年の新たな振興計画に向け、東海岸地域の活性化・発展を推進するための方向性を示すものですが、構想の中で「県土の均衡ある持続可能な発展に向け、東海岸の魅力・強みを生かし、西海岸地域と有機的につながり、東海岸地域において南北に伸びるもう一つの強固な経済基盤を構築する」と明記されています。本村としましても東海岸地域の市町村と連携し、広域的な産業振興や観光振興の展開を図っていきたいと考えています。現在、商業施設を誘致するため中城中学校の移転を検討しておりますが、当該商業施設の誘致は住民の生活利便性向上による良好な住環境の確保、村内雇用の創出、村内農家の販路拡大が図られるだけでなく、県内を縦断し、観光・物流の柱である国道329号沿いに施設が立地することによる活動人口の増加など幅広い効果が期待でき、東海岸における強固な経済基盤の構築へも資する事業であるとも考えております。以上です。

○議長 新垣博正 産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲村武宏。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲村武宏 玉那覇 登議員の大枠1の⑤についてお答えいたします。

荒廃農地につきましては、現在、農地耕作条件改善事業を実施しております。この事業は農道整備だけの事業ではなく、荒廃農地も改善していく事業になります。なので、令和4年度事

業から中城地区の整備と平行して耕作放棄地解消に向けて、今後も取り組んでいきます。

次に、大枠2の①についてお答えします。9月の答弁と重複いたしますが、土地改良区全体の用悪水路が柵渠構造の施設で施工されているため、底板が土の状況であります。現在の土地改良区の排水路は大部分がこのような施設になっております。維持管理については、和宇慶土地改良区が解散していることから村の管理となりますが、村としても地権者の協力が得られないと土砂しゅんせつ等の管理機械が入れない状況で、維持管理ができなく苦慮しているところであります。このようなことから、関係地権者の同意が得られるのであれば対応していかねばならないと考えています。また、当該排水路に接する耕作放棄地から繁茂する草、木の解消も必要なことから、農業委員や地元の方と連携しながら地権者への指導も含めて進めたいと考えております。以上です。

○議長 新垣博正 玉那覇 登議員。

○6番 玉那覇 登議員 では、これから再質問をしたいと思います。

①のほうからです。5歳から11歳のワクチンの接種対象者が2,059名の対象者がいるということで、接種希望者は今のところいないということでしょうか。それともまだ申込み、電話であるとか、ウェブでの申込みがまだ始まっていないということであるのか。それとまた接種券はもう既に対象者には送られているのかと思うのですが、その辺はどんなでしょうか。

○議長 新垣博正 こども課長 金城 勉。

○こども課長 金城 勉 お答えいたします。

すみません、先ほどの答弁は事前に接種希望調査をしたのかというところでの接種希望者かなという誤解の下の答弁でございました。2,059名の対象者に対して、本村では約20%、400名を今想定しておりまして、既に3月26日、70名の予約がございます。4月2日に120名、

現在190名の接種を希望して予約をしている方がいらっしやいます。

接種券はもう既に発送しており、対象者全てに届いております。すみません、村長からの答弁修正の指摘がございまして、今までの接種状況を見て、他市町村の予測も踏まえて20%、400名をすぐ打てる環境はつくりましたよということで、さらにその400名がオーバーフローして予約が取れないという状況がございましたら、引き続き集団接種もしますし、現在個別接種をしたいと手を挙げてくれている病院もございまして、この2回の集団接種で予約があふれるのであれば、すぐ個別接種もスタートしたいと考えておりますので、希望者全員が打てる環境は今後提供していくつもりでございますので御了承ください。

○議長 新垣博正 玉那覇 登議員。

○6番 玉那覇 登議員 では今のところは電話やウェブでの申込みが190人いるということですね。ホームページによると第1回目が3月26日と3週間後の4月2日、あと第2回目が4月16日と4月23日に実施するというものでありまして、ではこの190名が予定として接種可能であるということで理解していいわけですね。

○議長 新垣博正 こども課長 金城 勉。

○こども課長 金城 勉 すみません、質問の中で日にちの間違いがございましたので訂正させていただきますけれども、3月26日と4月16日がセットです。次が4月2日と4月23日ということです。希望者で予約された方が190名ですが、枠としては400名まだ受けることが可能な環境にはなっておりますので、現在接種を希望されるお子様については全て接種が可能だと認識して、体制も整えております。

○議長 新垣博正 玉那覇 登議員。

○6番 玉那覇 登議員 分かりました。小児へのワクチン接種については効果とリスクがいろいろなところから出ていて、やはり迷う保護者

もいっぱいいるかと思っています。本県でも久米島町から始まって、今月から新聞報道によると11の市町村が接種するということがありますので、副反応とかそういったのがないことを祈りますが、この11歳というと小学生だと思うのですけれども、小学生までね。特にまた学校でそういった、もし打った場合に例えば発熱をして学校を休むということになった場合の取扱いというのは、やはり学校保健法に従っての出席停止になるのでしょうか。

○議長 新垣博正 教育総務課主幹 宮城政光。

○教育総務課主幹 宮城政光 御質問にお答えしたいと思います。

文科省などからの通知によりまして、ワクチン接種による欠席等については出席停止扱いという形になっております。

○議長 新垣博正 玉那覇 登議員。

○6番 玉那覇 登議員 あと、どうしても接種する児童と接種できないという児童がいるわけですので、それを基に学校のほうでもまたいじめとか、差別とかそういったことがないように重々学校のほうに指導されているとは思いますが、その辺のところもよく注意をなさって接種というか、学校のチェック等もお願いしたいと思います。

次に新たなまちづくり計画についてですが、北中城村との共同のまちづくりについては前回の議会で令和2年度に基礎調査は終わったということで、令和3年度の6月には計画策定業務を契約して、これから関係課へヒアリングを行うということがありましたが、その後の進捗状況というのは先ほどと一緒でしょうか。

○議長 新垣博正 都市建設課長 仲村盛和。

○都市建設課長 仲村盛和 お答えします。

令和3年度に共同のまちづくり計画策定ということで委託を発注しまして、令和3年度中には完了できなくて、令和4年度も継続して計画書策定に向けて実施していく予定です。どうし

ても北中城村との共同部分、あとは県、国との調整に時間を要しております、作業としては遅れている状況であります。

○議長 新垣博正 玉那覇 登議員。

○6番 玉那覇 登議員 この北中城村との共同のまちづくりというのは、那覇広域から中部広域に移るための計画ということで理解していいですか。移るための下ならしをしておけば、説得がしやすいというような計画を下にやるといものなのかということで、これを教えてほしいのですけれども、これとあと去年は1,650万円の予算計上をされていましたが、今年令和4年度の予算にはこのまちづくり計画の予算が計上されていないものですから、それも理由を2つ、お願いします。

○議長 新垣博正 都市建設課長 仲村盛和。

○都市建設課長 仲村盛和 お答えします。

まずその共同のまちづくり計画につきましては、中部広域への移行を前提とした作業になっております。これは県から中部へ移行するには両村で共同のまちづくり計画を明文化する必要があることの指示があり、それに向けて取り組んでおります。それから令和4年度に予算計上していないのは、令和3年度の業務がまだ完了していないところがありまして、令和4年度はそこまで取りかかれないということで計上を見送っております。

○議長 新垣博正 玉那覇 登議員。

○6番 玉那覇 登議員 進捗状況等、いろいろな議員が聞いたときにはコロナでなかなか会議が持てなかったということがよく聞かれますけれども、やはりそういった遅れているのかという感じも受けますが、これからまた頑張って進めてほしいと思います。

それから東海岸サンライズベルト構想については、これは令和4年度から始まる新しい沖縄振興開発計画に載せるための計画と理解していますが、先ほど村長からもあったようにサンラ

イズ計画は西原町、中城村、北中城村ですか。サンライズベルトというのは南城市と沖縄市が加わった、計画的にはそういったベルト構想ですけれども、南城市と言えば歴史文化、斎場御嶽を核に。与那原町はMICE施設を核にすると。中城村・北中城村は中城城跡とかを核に。沖縄市は中城湾港の港であるとか、今埋立しているビーチ、そういったところを核にいろいろな計画がなされると思いますが、中城村の計画としては中城城跡を核にサンライズベルト構想の計画をしているのか。先ほど企画課長からもあったように商業施設も絡めた計画なのか。ほかにもまた新しい振興計画にも載せられていると思うのですけれども、別な計画等、自転車道とかサイクリングロードとかというのの前に聞いたような覚えがあるのですが、そういったほかの事業とかもありましたら教えてください。

○議長 新垣博正 企画課長 比嘉健治。

○企画課長 比嘉健治 それではお答えします。

東海岸サンライズベルト構想については、県において先ほど答弁しましたが、東海岸地域を対象とした計画となっています。その中でも議員のおっしゃった東海岸地域の強みを生かす特性、先ほどの世界遺産等の活用、MICEの活用、中城湾港を中心にした活用、こういうのが盛り込まれておりまして、本村において特別に別の計画を策定するというではありませんが、そこに各市町村と連携できるものを中心に今後検討していきたいとは考えています。中城においてはやはり中城城跡を中心にした部分や、スポーツ関係においてもいろんなことができるのではないかと考えております。以上です。

○議長 新垣博正 玉那覇 登議員。

○6番 玉那覇 登議員 東海岸にも新たな背骨をつくって、そういった経済的に発展するよということでの構想でありますので、これからまた頑張って取り組んでほしいと思います。

次に③です。幼児施策の発展というところで、

先ほど予定どおり進んでいるということがありましたので、何か農地転用等で工事が中断しているということがちょっと聞こえてきたものですから、それで大丈夫かなということで質問しました。これは大丈夫ということですので、この認定こども園については3歳児から受け入れるということで3歳、4歳、5歳、それぞれ60人の定員ということですが、幼稚園の人数と民間の人数が今日の沖縄タイムスにも載っていましたが、おのずから私、ふと疑問に思ったのが、3歳児から預かるということは、これまで村内にはいろんな認可保育園や認可外の保育園がありますが、保育園への影響はないのかということで、認可こども園がそういった子供たちを預かることによって、逆に村内の保育園の人数がならされるというのですか、そういうことでいい影響になるのか。単純な考えとしては、今まで5歳児しか預かっていなかったのを3歳児からも受け入れるわけですから、民間のほうが定員が不足するのではないかとということがちょっと気になったものですから、それで質問したのですけれども、この辺は大丈夫でしょうか。

○議長 新垣博正 こども課長 金城 勉。

○こども課長 金城 勉 お答えいたします。

議員がおっしゃったように民間圧迫につながる要因は決して良いことではないという認識もございまして、3・4・5歳児が60人と申し上げましたが、吉の浦が待機児童対策で今年160名近くの園児で、五、六年前の100名からどんどん増えてきて、園内広場まで教室にするような、非常にマンモス保育園になっている状況がございまして、吉の浦保育所の適正化ですみ、民間園から移動は多分ないと思います。最初は吉の浦の園児を3歳児から移行するということで60人・60人・60人と。通常5歳児は今の両幼稚園で60人未満で、それは受け入れられるということで、今の両幼稚園もほとんど吉

の浦から行っていますので。設立当時に民間圧迫はないものだと思っております。しかし今後はやはり園の特色を出して、お互いが競い合いながら、競争ではなくて村に有益な子育ての施設として、お互いに協力していきながらやっていってほしいというところで、それが民間圧迫にならないような計画とし、進めておりますので、御安心していただきたいと思っております。

○議長 新垣博正 玉那覇 登議員。

○6番 玉那覇 登議員 分かりました。しっかりよろしくお願ひします。

あと一つ気になったのが、その後、吉の浦の保育園は配慮が必要な園児の最終的な受け皿として強化するとありますが、これは対象とする園児は8名いるということが先ほどありましたが、昨今のインクルーシブ教育とかそういった面では、やはり障害のある子もない子と一緒に共生して教育を受けるというふうな流れの中で、あえてそういった配慮が必要な子供たちを向こうに集めて保育をするということですが、それはどちらもメリット・デメリットはありますので、専門の先生がついて、その障害に応じた配慮とか、そういったので両方にメリット・デメリットはあるのですが、その辺についてはやはり保護者としては普通の子供たちと一緒に保育をしてもらいたいとか、普通の学級に入りたいということもありますので、その辺の整合性といいますか、そういったものではどんなでしょうか。

○議長 新垣博正 こども課長 金城 勉。

○こども課長 金城 勉 お答えいたします。

現在も増えていますが、支援が必要な子供たちの受入れにつきましては、認可保育園、認定こども園におきましても、ノウハウ、能力、体制も非常に整備されておまして、吉の浦が8名と申し上げましたが、村全体で35名います。各園に分散しておまして、どの園も支援が必要な子を受け入れられる体制は整ってお

ります。しかしながら重度の身体的障がいのある支援の必要な子供などは、施設の機能とか人材的なものもあったりするので、そういった児を想定したときには行政が担うべきだということであの文言も説明しているところございまして、現状は、民間も公もそう差があるわけではございませんが、来年に向けては1人だけ民間で受入れが厳しいというところで吉の浦を御案内した経緯もございましたし、最終的には吉の浦で全てを受け入れるというところの体制は整えていきたいと思っております。

○議長 新垣博正 玉那覇 登議員。

○6番 玉那覇 登議員 分かりました。では次に子どもの居場所づくりについては先ほどの答弁がありましたので、これで終わりたいと思います。

ヤングケアラーについては前回というか、前に質問したことがありましたが、今年ですか、2月に沖縄県が初めて調査を行ったということがありましたが、これは本村も対象だったのでしょうか。お願いします。

○議長 新垣博正 教育総務課主幹 宮城政光。

○教育総務課主幹 宮城政光 御質問にお答えしたいと思います。

ヤングケアラーについては各学校に対して各教師、全教諭を対象に直接入力する。村の教育委員会を通さずに直接県への報告という形になっていまして、具体的な人数については私どもは把握しておりません。

○議長 新垣博正 玉那覇 登議員。

○6番 玉那覇 登議員 今回県が意識を持って調査をしたということは、これは県もそういった意識があるということで非常に意義があることであります。これから、やはり発見しやすいというところは学校の先生方のほうが一番発見しやすいところですので、ぜひそういった子がいないかどうかをしっかりと観察してほしいと思います。

続きまして、ブルーシー・アンド・グリーンランド財団の第三の居場所のものですけれども、施設とか場所とかそういったのはあれですが、先ほど質問がありました運営については、2年間は財団のほうで補助をするということでしたが、この2年後はやはり村のほうで運営をするのでしょうか。お願いします。

○議長 新垣博正 こども課長 金城 勉。

○こども課長 金城 勉 お答えします。

B&G財団の運営補助は3年でございまして、現在、同じような機能として子どもの貧困対策事業で運営費を県の一括交付金でいただいております。その併用とか、またB&G財団の運営補助がなくなったら、また県の一括交付金などなるべく県、国の補助をもらって運営しているという計画でございますので、なるべく単費にはならないような、かつ継続的に必要な事業だと認識しておりますので、その辺は計画立てて考えております。

○議長 新垣博正 玉那覇 登議員。

○6番 玉那覇 登議員 先ほどの村長の面談等もあって、村の施策が評価されたということで大変素晴らしいことだと思っております。そういった補助金等を利用して大いにやっていただきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

次に産業の取組の中で、本村の農業ビジョンですか、農業施策の展開の中で大きく3の基本方針がありまして、1番目に持続的・発展的な営農活動、2番目に人材の発掘・支援・育成、3番目の組織的な取組という基本方針がありまして、この耕作放棄地については1番の方針の中にありますが、先ほどの農道の事業の中にこういった耕作放棄地の解消も入っているということがありましたので、もっとほかのいろんな補助とかそういったものを取り組んで、村内の耕作放棄地を一つでも少なくするようにしてほしいとすごく思っております。その農業ビジョ

ンの中で耕作放棄地については平成17年からそれぞれ数値が載っていますけれども、5年ごとに平成17年、平成22年、平成27年ということで、これからすると減ってはいるのです。平成17年が134ヘクタール、平成22年が68ヘクタール、平成27年が66ヘクタールということで減っているということで非常にいいことだと思いますが、やはりこういった耕作放棄地を発生させないための取組として、課題があると思うのです。その農業ビジョンの中の課題としたら、貸したら帰ってこないという考え方。一旦貸したら帰ってこないという考え方と、また賃貸料が安いということで貸せないということ、そういった2つの原因で耕作放棄地が発生するということと、発生した場合に、この解消をするためにはどうしても重機等を入れないと農地にはならないということで、負担が重機を入れる費用であるとか、そういった負担が自助努力ではできないということで、やはり行政の補助とかが必要かと思しますので、予算の中で農業振興費の重機使用料というのが44万5,000円組まれているのですが、これも例えば重機を入れたときの補助とかそういったものになるのでしょうか。

○議長 新垣博正 産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲村武宏。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲村武宏 お答えします。

重機使用料については、農排をしゅんせつする場合の重機使用料になります。

○議長 新垣博正 玉那覇 登議員。

○6番 玉那覇 登議員 では個人で例えば耕作放棄地、荒れた土地で何か耕作するということには、そういった重機の補助みたいなものはないのですか。お願いします。

○議長 新垣博正 産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲村武宏。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲村武宏 新しく開墾する場合における補助はあり

ませんが、先ほどの事業に関して当間地区の土地改良区、そこに関しては事業での開墾の補助、これは農家から一切持出しはないですが、その補助はあります。補助と言うよりは開墾してあげて、新しく畑を用意してあげるということになります。

○議長 新垣博正 玉那覇 登議員。

○6番 玉那覇 登議員 できたらそういった個人で農地を、例えば重機を入れて農地にする、耕作できるようにするといった場合に、少しでもやはりやすいように、負担がかからないように、そういった予算組みももし今後できたら組んでほしいと思います。そうすれば農業をする農家も増えるのかと思いますので、よろしくをお願いします。

村があっせんして農地を貸したりとか、そういったものが前にあったかと思うのですが、これは今現在もそのまま続いているのでしょうか。

○議長 新垣博正 産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲村武宏。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲村武宏 農地中間管理機構の事だと思いますが、それは継続して貸し手、借り手のほうで、私たちがまた農業会議所と調整しながら進めてはいます。

○議長 新垣博正 玉那覇 登議員。

○6番 玉那覇 登議員 この辺の取組等もまた周知しながらやれば少しでも減るのかと思いますので、よろしくをお願いします。

あと、わった一島ヤサイ産地力強化事業委託費16万3,000円、今年も計上されていますが、これもしっかり新しい作物の研究であるとかそういったのもやって、またこれからの農業が発展していくように進めていけたらと思います。

最後にこの産業のところで、地域指定旅行登録を行えば、ある程度の旅行の計画、旅行の商品販売ができるということでありまして、地域の資源を生かした農業体験であるとか水産の体

験とか、そういったもので商品を開発して販売して、本村にまたたくさんのそういった体験者が呼べるように頑張っていたきたいと思えます。

それから最後のほうに酒類販売免許も取得するというので、ふるさと納税につなげていくということもありましたので、これもまたよろしくをお願いします。

最後に河川管理のところ、地権者の承諾も必要であるということで、これは予算と時期について最後にお伺いします。予算は令和4年度の予算に組まれているのか。大体いつ頃やるかということです。よろしくをお願いします。

○議長 新垣博正 産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲村武宏。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲村武宏 今、現場も作物はサトウキビだったと思いますが、それも収穫されて、葉野菜も収穫されていると思います。それを一応待っていて、地権者には重機を入れてくれということでお願いしには行きたいです。予算化に関しましては維持管理費の中で優先順位もありますので、そこで入れるかどうか。また、さらにしゅんせつのみだけではなくて、先ほど柵溝という構造物になっておりますので、どうしてもそのまま土を取っただけでは解決しない部分もありますので、コンクリート底版を打ちたいということも考えながら、予算を確保して維持管理に努めていきたいと思っています。

○議長 新垣博正 玉那覇 登議員。

○6番 玉那覇 登議員 ではしっかり、よろしくをお願いします。以上をもちまして、私の一般質問を終わります。

○議長 新垣博正 以上で玉那覇 登議員の一般質問を終わります。

以上で、本日の日程は全て終了しました。

本日はこれで散会いたします。御苦労さまでした。

散 会（15時41分）

令和4年第3回中城村議会定例会（第19日目）

招 集 年 月 日	令和4年3月4日（金）			
招 集 の 場 所	中 城 村 議 会 議 事 堂			
開 会 ・ 散 会 ・ 閉 会 等 日 時	開 議	令和4年3月22日（午前10時00分）		
	散 会	令和4年3月22日（午後3時12分）		
応 招 議 員 (出席議員)	議 席 番 号	氏 名	議 席 番 号	氏 名
	1 番	安 里 清 市	9 番	比 嘉 麻 乃
	2 番	新 垣 修	10 番	安 里 ヨシ子
	3 番	渡 嘉 敷 眞 整	11 番	仲 松 正 敏
	4 番	屋 良 照 枝	12 番	金 城 章
	5 番	桃 原 清	13 番	石 原 昌 雄
	6 番	玉 那 覇 登	14 番	伊 佐 則 勝
	7 番	新 垣 貞 則	15 番	新 垣 善 功
	8 番	大 城 常 良	16 番	新 垣 博 正
欠 席 議 員				
会 議 録 署 名 議 員	14 番	伊 佐 則 勝	15 番	新 垣 善 功
職 務 の た め 本 会 議 に 出 席 し た 者	議 会 事 務 局 長	比 嘉 保	議 事 係 長	根 間 忠
地 方 自 治 法 第 121 条 の 規 定 に よ る 本 会 議 出 席 者	村 長	浜 田 京 介	こ だ も 課 長	金 城 勉
	副 村 長	比 嘉 忠 典	企 画 課 長	比 嘉 健 治
	教 育 長	比 嘉 良 治	都 市 建 設 課 長	仲 村 盛 和
	総 務 課 長	與 儀 忍	産 業 振 興 課 長 兼 農 業 委 員 会 事 務 局 長	仲 村 武 宏
	住 民 生 活 課 長	義 間 清	上 下 水 道 課 長	知 名 勉
	会 計 管 理 者	荷 川 取 次 枝	教 育 総 務 課 長	我 謝 慎 太 郎
	税 務 課 長	大 湾 朝 也	生 涯 学 習 課 長	稻 嶺 盛 昌
	福 祉 課 長	照 屋 淳	教 育 総 務 課 主 幹	宮 城 政 光
	健 康 保 険 課 長	仲 松 範 三		

議事日程第5号

日 程	件 名
第 1	一般質問

○議長 新垣博正 おはようございます。これより本日の会議を開きます。

(10時00分)

日程第1 一般質問を行います。

質問時間は、答弁を含めず30分以内とします。それでは通告書の順番に従って発言を許します。

最初に大城常良議員の一般質問を許します。

○8番 大城常良議員 おはようございます。8番大城常良、議長の許可が出ましたので、通告書に従いまして一般質問を行いたいと思います。

その前に、ロシアによる理不尽な暴挙で多くのウクライナ国民が犠牲になっています。犠牲になった方々の御霊に対し哀悼の誠を捧げたいと思います。

それでは通告書のとおり読み上げて質問をいたします。

まず大枠1番、農業振興について。中城村農業振興ビジョンが令和2年3月から10年間を目途に開始され、2年が経過しました。そこで基本方針の進捗状況を伺います。①耕作放棄地の発生防止・解消については農業委員会や農地中間管理機構が連携して経営体や新規就農者、後継者へ農地集積を進めるとありますが、令和2年度、令和3年度の発生状況及び解消した実績数値を伺います。②経済的・物的支援では農機整備や農機等のレンタル、耕作放棄地の開墾とありますが、実績はどうか。③島ニンジンの地理的表示保護制度（GI制度）は認定されたのか伺います。④農業体験の推進及び観光農業（農園）の取組はどうか。⑤村と農業青年クラブの連携体制はどうか伺います。

大枠2番、軽石漂着による支援について。①村漁業協同組合及び組合員に対する運営、設備、生活支援の要望書に関する取組はどうか伺いますか。

大枠3番、大城立裕氏の銅像建立について。

①新年度予算に576万円計上されているが進捗

状況を伺います。

大枠4番、小・中学校改築整備基本計画について。①最新の耐力度調査の進捗状況を伺います。②今後の事業スケジュール及び、国庫補助事業の目途はどうか伺います。

大枠5番、待機児童・待機学童について。本村では、子育て支援を重点政策に掲げ、待機児童・待機学童ゼロを目標に保育所等の整備を行い『待機ゼロ』を達成したいと思います。そこで伺います。①令和4年度の保育所申請状況及び、待機児童の発生はどうか。②令和4年度の学童クラブ申請状況及び、待機学童の発生はどうか。③県が4月から始める学童クラブに対する家賃補助について、対象になる学童数及び対象外の学童数はどうか。また、補助による保護者の負担軽減につながるのか。以上、答弁を求めます。

○議長 新垣博正 村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 それでは大城常良議員の御質問にお答えをいたします。

大枠1番、大枠2番につきましては産業振興課のほうでお答えをいたします。大枠3番、大枠4番につきましては教育委員会のほうでお答えをいたします。大枠5番につきましてはこども課のほうでお答えをいたします。

私のほうでは大枠3番、大城立裕氏の銅像建立について所見を述べさせていただきますが、去る議会においても大城立裕氏の功績は非常に大きいものがあると。会館が建ってもおかしくないような方であり、また私も中城の村民栄誉賞を受賞した方でもありますので、しっかりと取り組んでいきたいという答弁をさせていただきました。大城議員からの提案などもありまして、そしてうちの職員からも非常に活発な、能動的な意見等もございました。それで復帰50周年に合わせてやったらどうかということで、非常にその意見を重視いたしまして今回の予算計上でございます。そういう意味ではしっかりと場所などの選定も含めて、大城氏の家族の皆さま

んの意見も取り入れながら、しっかりとやっていくようにということを指示をさせていただきました。詳細につきましては担当課のほうでお答えいたします。以上でございます。

○議長 新垣博正 教育長 比嘉良治。

○教育長 比嘉良治 おはようございます。大梓3の大城立裕氏の銅像建立について、大城氏は沖縄で初めての芥川賞受賞者であり、中城の誇りであります。教育委員会としても令和4年度予算に計上して建立する取組を、できるだけ早く進めていきたいと考えています。関係機関とも連携しながら進めていこうと思います。詳細については生涯学習課長から、大梓4については教育総務課長から答えさせます。

○議長 新垣博正 産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲村武宏。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲村武宏 おはようございます。それでは大城議員の大梓1の①についてお答えいたします。

耕作放棄地の発生・解消につきましては、令和2年度までの累積の発生面積は50ヘクタール、解消面積は8.6ヘクタールであります。令和3年度につきましては、今月の3月25日の農業委員会の総会への提出のため集計中ではありますが、農業委員会で総会議決後に公表する予定でございます。

次に②についてです。貸出しを行っている機械はトラクター、バックホー、ハンマーナイフ・モア、堆肥散布機、土壌消毒器の5種類の計7台の機械を整備し貸出しを行っております。貸出しの実績につきましては、今年は94件でした。耕作放棄地の開墾実績につきましては、補助事業を活用し、今年度4,200平米の開墾を行いました。

次に③についてです。島ニンジンの地理的表示保護制度につきましては、まだ登録はされておられません。現在農林水産省の地理的表示審査官による書類審査及び補正を終え、知的財産課

における審査を受けております。

次に④についてです。村内の幼稚園や小中学校を対象に、植付けから収穫までを行う農業体験や島ニンジンの収穫体験を行っております。また、村独自の観光農園の取組は行っておりません。

続きまして⑤についてです。産業振興課で農業青年クラブの事務局を担当し、運営における支援を行い、定例会を通して農地や栽培状況等の情報共有を行うなど、連携体制を図っております。

続きまして大梓2の①についてです。軽石対策に関しましての取組として、船舶に対する支援として、こしき機（フィルター）の取り付けの補助を行っております。事務所運営費の支援につきまして、今議会の補正予算で27万円を計上しております。生活支援に関しましては、直接的な支援は行っていませんが、漁に出れなく仕事がない漁民に対しまして、中城漁業協同組合を通して海岸清掃の委託作業を受注することが可能な事業を提案しております。要望事項については、できるだけ要望に応じて対応していきたいと考えています。以上です。

○議長 新垣博正 生涯学習課長 稲嶺盛昌。

○生涯学習課長 稲嶺盛昌 大城常良議員御質問の大梓3、大城立裕氏の銅像建立の進捗状況についてお答えいたします。

大城議員の協力もありまして、親族を紹介してもらい銅像建立の事業説明をさせていただきました。その後、家族、息子さんお二人ですが、を含め事業の概要説明と設置場所について現地において確認等を行っております。銅像建立についても了解を得ております。今後、設置場所や銅像の規模など、詳細についてはこれから話めてまいります。またこの間、屋宜自治会役員の方にも事業概要を説明し、銅像建立へ協力していきたいとの返事をいただいております。

○議長 新垣博正 教育総務課長 我謝慎太郎。

○教育総務課長 我謝慎太郎 大枠4の①②についてお答えいたします。

①について、耐力度調査は構造耐力、健全度、立地条件の項目があり、その3つの項目の数値を乗じた点数が耐力度の結果点数となります。現在、立地条件の項目の地盤種別について、以前行った中城中学校のボーリング調査の結果内容により、地盤種別の検討ができるか県に確認をしております。

②について、今後の事業スケジュールについては、中城小学校及び津覇小学校の2校については補助事業が該当すると想定していますので、PFI事業を進め令和4年度末までに契約ができるよう事業者の選定を進めていきます。中城中学校につきましては、国庫補助の該当の有無を確認後に中学校建設の事業スケジュールを計画していきたいと考えております。以上です。

○議長 新垣博正 こども課長 金城 勉。

○こども課長 金城 勉 大枠5についてお答えいたします。

①の保育所申込者数は全体で1,253名です。待機児童については、現在1歳児クラスで6名となっており、ほかの年齢では発生しておりません。今後、内定者の辞退があれば、待機児童を順次御案内いたしますので、待機児童は減る可能性がございます。

②の学童クラブの申請者数は700人で、待機学童はおりません。

③県の家賃補助の要綱などがまだ示されておりませんので、県へ電話による聞き取りによる回答となりますけれども、1か所は該当するものと思われま。それ以外は対象外であると考えます。問い合わせた内容によりますと、県の家賃補助先には、利用料がどれだけ減ったかなどの確認も必要とのことですので、保護者の負担軽減にはつながると思います。

○議長 新垣博正 休憩します。

休 憩（10時15分）

~~~~~

再 開（10時15分）

○議長 新垣博正 再開します。

大城常良議員。

○8番 大城常良議員 それでは、農業振興について、ちょっと質問が多すぎるものですから、大枠2番から始めていきたいと思。よろしくお。願。い。し。ま。す。

まず大枠2番、今までフィルターの補助、これが90万円。そして補正で27万円ということなのですが、今県が進めていると思。い。ま。す。が、漁業者に対する燃料費の補助は、これは本村の漁業者に対して該当し得るのかどうか。それが分かるのであればお。願。い。し。ま。す。

○議長 新垣博正 産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲村武宏。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲村武宏 お答えします。

今後の支援になると思。い。ま。す。が、県の燃料費に対しての補助がたしか2分の1の補助があると思。い。ま。す。ただこれが申告されていて、また過去5年間の実績に伴っての補助になると思。い。ま。す。以上です。

○議長 新垣博正 大城常良議員。

○8番 大城常良議員 ということは、過去5年間の実績を集計して、それを提出しないともらえないということですか。

○議長 新垣博正 産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲村武宏。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲村武宏 そのように認識しております。

○議長 新垣博正 大城常良議員。

○8番 大城常良議員 これは担当課として、過去5年間の資料をしっかりとそろえて提出できるような今、漁業協同組合の状況にあるのか。そのあたりは理解していますか。

○議長 新垣博正 産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲村武宏。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲村武宏 中城漁業協同組合の經理のほうで取りまとめているかどうか、この辺は定かではないのですが、向こうから資料を取り寄せられるのであれば、そのような対応をしていきたいと考えております。

○議長 新垣博正 大城常良議員。

○8番 大城常良議員 これは連携していただいて、ぜひ取れるのであれば、しっかり調整して申請書を提出するなりやっていってください。

それと、皆さんも御存じのとおり、軽石漂着から5か月が経過しました。その状況については、漁獲高の大幅な減少。それから燃料費の高騰などで非常に今、業者の方々には逼迫していると。その状況については村長も十分理解はしていると思います。それについて、これだけの打撃を受けた組合や漁業者に対して、村長独自にいろいろな考えがあろうかと思うのですが、そろそろ各漁業者に対しての補助をしないといけないなというような考えはあるのかどうか、伺いたいのですが、どうでしょうか。

○議長 新垣博正 村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 お答えいたします。

前にも少しお話ししたと思うのですが、この件につきましては国と、あるいは県としっかりと連携をしながらでしかやっていけるような事業ではないと思っております。他事業とのバランスも含めて、しっかりとどの辺にやったほうがいいのかというのを見極めて、国や県との連携を含めて対策をしていきたいと思っております。

○議長 新垣博正 大城常良議員。

○8番 大城常良議員 国、県との連携と言われています。今、話があったとおり、これが随分先になってしまうような話になるかと思っております。漁業者に対しては今が私は一番助ける時期ではないかなと。それも思っているものですから、ぜひ予備費等も活用して、ぜひ

実際の今の現状をもう一度担当課に調べさせ、そして足りないのは何かというのは村長に率先していただいて、ぜひ中身まで調べて、本当に今の状態が助ける状態なのだろうかというのも含めて、私は今が助けどきだと思っているので、ぜひそのところはしっかり担当課に調べさせていただいて、その対応をぜひやっていただきたい。このように思っております。これは村長の一存で私はある程度の支援はできると思しますので、しっかり対応のほうをお願いしたいというふうに思っております。

続いて大枠3番です。大城立裕氏の銅像建立について。先生の功績をたたえ、本村の誇りとして銅像を建立し、後世に継承していくことで子供たちに夢を与え、そして第二、第三の芥川賞、あるいは文学者が出ることを私も期待しております。そして新年度に予算計上をされたことには、私は高く評価するものであります。ぜひひとつ担当課としてもしっかりと協議していただいて、これから設置場所になるかと思うのですが、村民がすぐに分かりやすい所、見やすい所、そしていつでも憩える場所に、設置のほうは関係者と相談しながら進めていってください。よろしくお願ひしたいと思います。

次は大枠4番です。小・中学校改築整備基本計画についてになるのですが、今、基本計画の耐力度調査、これは我々も所管事務委員会でも相当議論し、そして話も伺ったのですが、その中でもまだまだ進捗が見えないと。一生懸命担当課では頑張っているというのは私たちも認識はしておりますけれども、これも委託事業で、耐力度調査を委託した段階では、その結果が出てこないと前に進めないという状況があるかと思うのですが、これの委託事業を行っている業者に対して、大体いつ頃をめどに結果が出てくるのか。そしてその結果を今度は県、国に上げた場合に、いつ頃はっきりした補助事業というのかな、それが確認できるのか、そのあたりを



伺います。

○議長 新垣博正 教育総務課長 我謝慎太郎。

○教育総務課長 我謝慎太郎 御質問にお答えいたします。

現在、耐力度調査については当初、令和3年度事業で完了ということで進めておりましたが、中学校の耐力度の結果点数について、再度業者のほうとも調整を行っておりました。その結果、現時点では5月末をめどに報告書が上がることで進めております。その調査報告書を基に県へ今後申請を行って、国との協議も必要となりますので、大体4か月ほどを要するというところで県からお話を伺っております。実際に確認できる時期については9月頃を想定しております。以上です。

○議長 新垣博正 大城常良議員。

○8番 大城常良議員 我々、去年の3月に、この小・中学校改築整備基本計画、その概要を頂いたのですが、この改築整備基本計画について、当初計画より大幅な計画変更が予想されております。この変更の概要、あるいは変更に対するスケジュール、それから予算規模、そういったものが全く示されていないのですが、それについて何か示せるようなものはできるのかどうか。そこはどうでしょうか。

○議長 新垣博正 教育総務課長 我謝慎太郎。

○教育総務課長 我謝慎太郎 御質問にお答えいたします。

当初は令和2年度に策定した学校改築整備基本計画のほうで、いろいろスケジュールや事業の概算費用などを示しております。実際、コロナの影響もあり事業費のほうについては大幅な増の見込みが出てきております。この部分の事業スケジュールや事業費については、今年行いますPFI事業の事業選定の中で事業費が確定してきますので、その中身によって今後説明をしていきたいと考えております。以上です。

○議長 新垣博正 大城常良議員。

○8番 大城常良議員 我々はいつも言っていると思うのですが、大幅な事業変更がある場合には、しっかりと議会にも説明責任を果たしていただいて、現状今どうですと。これがどういうふうに変わりますと。予算規模が分からないのであれば、今からそういうふうに進める予定ですということもしっかり示してもらわないと、我々は議会の中であだこうだと話しても、実際のところ何がどうなっているのか中身が見えないというような話もどんどん出てきているものですから、そういうところもしっかり行政のほうで事業を進めるのであれば、その説明責任というのは、私は議会に果たしていかないといけないと常々から思っているものですから、ぜひこれはしっかりと説明は果たしていただきたい。これは学校建築だけではありません。全ての事業に対して、ぜひ大幅な変更あるいは予算の大幅な違いが出てきた場合には、これは我々に説明をしていただきたいというふうに思っております。

中学校は今から耐力度調査の結果いかんでは文科省の補助金が得られないという可能性もあるわけです。それについて補助金なしでは造れないと村長は本会議で言いましたけれども、そのときに別のニュアンスがあるというように私は受け止め方をしているものですから、何かそのほかに補助事業の案を村長自ら持っていらっしゃるのかどうか、それをお聞きしたいと思います。

○議長 新垣博正 村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 お答えいたします。

基本的には当然補助金がない形で、我々は自己財源でやっていくというのは、これは到底無理な話です。ですから事業の優先順位を決めて後ろに持ってくる、前に持っていく、いろいろ考えないといけないというのが一つ。もう一つは、今議員がおっしゃるように、この補助金に値するようなものを我々がどこに求めていくか

というのも、また我々行政としての責任だと思っていますから、議会でお話したのは可能性を探って、その方法がないかを見極めるのも我々の仕事だということをお話させていただきました。腹案として、こういうものでやりますとか、そういうことではなくて今ある補助金に値するようなものが果たしてどういうものがあるかというのを、これから探っていくということでございます。

○議長 新垣博正 大城常良議員。

○8番 大城常良議員 これは我々議会としてもしっかりと補助金の根拠を示していただかないと、現在7億2,000万円余りの新年度予算に土地購入費を含めた予算が計上されているんですけども、そういったところを見ても、本当にこれは補助金がもらえて、そしてこれが進められるかどうか。それが大変厳しい状況ではないかなと思っているところもあるわけです。そういうところも含めて、やはり行政としては補助金ができるという確約の下で、我々はそういう予算をしっかりと可決していかないといけないという状況の中ではあるんですけども、まだまだ疑義が生じているところがありまして、この文科省の補助金ですね。学校建設に対する補助金がもらえない場合は第二の案があるのだろうかというのを今、村長に聞いたのですが、それも今から探していくという中では、本当に補助が出て進められるのか。あるいは単費ではできないということは我々も承知しているものですから、それに代わる補助金としてどういうものを探して、これがどのようにしたら、例えば一括交付金でもそうなんですけれども、これは恐らく無理だろうと思うんですけども、そういうところをぜひ突き詰めていって、それで大体手当てできるというようなところまで持っていけば、我々も納得しますし、そうでなければ、全く補助金のめどが立たないというようなことであれば、我々もその新年度予算に対して

も可決していいのかなというような思いもあるものですから、そのあたりを私は今議会では到底できないと思うのですが、例えば担当課として、国庫補助の今アタックしているものについて、担当課として取れそうなのかどうか。これは大変厳しい質問だと思うのですが、何とか行けるかなというようなことがあるのかどうか、そのあたりはいかがですか。

○議長 新垣博正 教育総務課長 我謝慎太郎。

○教育総務課長 我謝慎太郎 御質問にお答えいたします。

担当課としましては、中学校の建設はとても大切だと考えておりますので、国庫補助が可能となるよう、この耐力度調査につきましてはできる限り検討していきたいということで、これまで行ってきております。今後はこの結果を基に、県のほうに強く補助金を該当させていただくように頑張っていきたいというふうに考えております。以上です。

○議長 新垣博正 大城常良議員。

○8番 大城常良議員 大きな壁があるかなというふうに認識はしていますので、できる限り取れるような体制で、しかもこれが取れたとしても9月、10月ぐらいになるということですので、それから土地購入に入って、これは大丈夫かなという思いもあるものですから、そういうところもしっかりと対応していただいて、できるところからひとつやっていってください。

続いて大枠5番のほうに移りたいと思います。待機児童についてです。現在、恐らく1歳児の6名が待機児童の予定ということなんですけれども、これについては例えば施設の問題なのか、あるいは保育士の問題なのか、その辺いかがですか。

○議長 新垣博正 こども課長 金城 勉。

○こども課長 金城 勉 お答えいたします。

施設入所可能数に対する申込みが超えているということでございますので、受け皿の問題。

受け皿の保育士不足によるものではございません。

○議長 新垣博正 大城常良議員。

○8番 大城常良議員 課長もさっき言われていたとおり、内定者が辞退すれば少しずつ減っていくということなのですが、令和4年度は恐らく三、四名が待機児童。これまでの1歳児。一番多いところですよ、0歳児、1歳児、2歳児というのは。そういうところも含めてしっかりと対応はできると思うのですが、次年度、令和5年度、これは新しい認定こども園もできます。それについて、その開園に伴い待機児童がゼロになるというふうに私は認識しているんですけども、それについて担当課としてはいかがですか。

○議長 新垣博正 こども課長 金城 勉。

○こども課長 金城 勉 お答えいたします。

もちろん待機児童ゼロを目指した施設整備でもございますので、来年は必ずゼロになると考えております。

○議長 新垣博正 大城常良議員。

○8番 大城常良議員 令和5年度から中城村は待機児童ゼロの村になるということで、声高らかに今、担当課長から宣言していただきました。この件は村長の強い方針の中にもあるとおり、中城村は子育てしやすい村というところも含めて、しっかり今まで対応していただいたことに私は評価をいたします。

そして②のほうです。学童クラブについてなのですが、今は大体申請者が700名。今はほとんどの子育て世帯の家庭環境、これは共働きで家庭を守っていく。両方の保護者が働かないと今は生活ができないというような状況でもあります。それを守るために保育園や学童クラブを利用する。そして毎年学童クラブに対しては対象者が右肩上がり、南小学校のほうではクラスが多くなれば、それだけまた学童クラブへ入所する子供たちが多くなってくるということが

あるのですが、そこで私、学童連絡協議会の中でも聞いたのですが、今、村の取組ですね。支援には非常に感謝しているということで、これは学連協。学童連絡協議会でそのような話をしておりました。本当に今までの村のやり方に対しては高く評価するというような話も多く聞かれました。その上で、今村内に17の支援教室があるんですけども、そのうち下地区には4支援の教室しか今存在していないわけです。これは第二期中城村子ども・子育て支援事業計画の中でも地域バランスの偏りも見られるということから、下地区に4支援教室。残り13支援教室は南上原、上地区ということになるんですが、この支援事業計画の中で、偏りが見られることから、必要な受け皿確保。そして事業の充実を図りますというような書き込みがあるんですけども、それに対して何か担当課として対策が打てるのかどうか。今はもう下地区は4支援教室しかなくて、やはり学童は近い所に入れたいという保護者もいっぱいおまして、そういうところをどういうふうに担当課として考えているのか伺います。

○議長 新垣博正 こども課長 金城 勉。

○こども課長 金城 勉 お答えいたします。

12月議会での大城議員の質問への答弁でもお答えしたように、学童クラブの運営等につきましては、毎年右肩上がり、運営費、補助費も増えているという中ではございますが、現状に甘んじることなく今おっしゃったような地域間の不均衡だったり、南上原地区の学童もまだ伸びるだろうというところから、あらゆる面での検討として、学校の再編計画に併せて県の一括交付金を活用して学童クラブの新設を学校内や公共用地で検討もしておまして、南上原地区の学童については。官民連携で、民間も活用した計画もございますので、数においてもそうですが中身も含めて充実していくような方向での検討はずつとしております。

○議長 新垣博正 大城常良議員。

○8番 大城常良議員 今、課長言われましたよね、県が進めている。学校施設内での学童の設置場所、それについては県も進めたいというような話が聞かれるものですから、ぜひそこは今から小学校2校の改築に合わせて、この学童の施設もどこかに建てられないか。そういうところも含めて、ぜひ学校と連携した学童事業。そこで安心安全な学童の施設で、事故等もなく子供たちがしっかり育てられると。放課後学童クラブ事業ですので、放課後の4時間ぐらいはしっかりと保護者に成り代わって、村で子供たちの安全を見守っていくということも大事だろうと思いますので、ぜひともこれは、これから小学校の併設と同時に、この学童はどこかに入れられないですかというのは担当課としてぜひ進めてください。もう一度伺います。しっかり進められるのか。

○議長 新垣博正 こども課長 金城 勉。

○こども課長 金城 勉 お答えいたします。

こども課の計画としては、申し上げたように県の一括交付金の公共用地、具体的に言うと学校敷地内に建設で計画はして、県のほうにもその旨伝えてはございまして、しかしながら現在、学校改築がありますので、学校を建てる前に学童を建てるとう工事に支障が出るので、教育委員会とも調整しながら学校改築の際に併せた建築として今検討しております。

○議長 新垣博正 大城常良議員。

○8番 大城常良議員 保護者にとっては学校と併設した学童クラブの建物。今は90%以上の保護者の子供たちが学童を利用しているという状況があるものですから、これはさらに増えるだろうと。恐らく100%近くになるだろうと思っておりますので、本村はまた子供たちの増加も非常に多いものですから、それに伴っての学童、あるいは保育所もそうなんですけれども、しっかりとした保育園の待機児童ゼロ、待機学

童ゼロ。それを早期にできるだけ達成できるように、担当課としてぜひ頑張ってください。これはよろしくお願ひしたいと思います。

それでは大枠1番に戻って、農業振興のほうに移りたいと思います。耕作放棄地の発生状況、それから解消実績が8.6ヘクタールということがあるのですが、今、農業委員会の方々是非常に頑張っているということを感じています。いろいろ農家の方々、あるいはこの耕作放棄地を所有しているの方々、そういう方々にもどんどんアタックして、借りられるか借りられないかというようなことをやっているのですが、その中で基本計画ですね。中城村農業振興ビジョンという冊子、これがあるんですけども、その計画に基づいた業務、作業が進捗しているのか。進んでいるのかですね。そのあたりはいかがですか。

○議長 新垣博正 産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲村武宏。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲村武宏 お答えします。

農業ビジョンは10年計画でやっているんですが、5年スパンで検証ということでありましたが、2年で一時的に検証しました結果、今のところは計画どおり進んでいるというふうに認識しております。

○議長 新垣博正 大城常良議員。

○8番 大城常良議員 ビジョンの中にあるんですけども、耕作放棄地の解消計画で和宇慶土地改良区では年間2,000平米、当間地区の改良区では3,000平米というような記述があるんですけども、これを削減の目標にしているんですけども、その目標が違うのですが、それはどういう理由で削減の平米数が違うのか、それを伺います。

○議長 新垣博正 産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲村武宏。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲村武

宏 お答えします。

数字の違いなんですけれども、資料は持っていないのですが、計画書を作成したときの直近の耕作放棄地の解消に基づいて算出して、それを10年間ということを設定したというふうに認識しております。これが和宇慶土地改良区は面積が107ヘクタールあるんですけど、その中でも解消面積が2,000平米。当間土地改良区は96ヘクタールあるんですけど、この中では3,000平米と過去のものを基に設定して10年間の計画を立てたと認識しております。以上です。

○議長 新垣博正 大城常良議員。

○8番 大城常良議員 先ほども言ったのが農業委員会、それから農地中間管理機構ですね。その方々は一生懸命やっていると私も思います。しかし、これが2,000平米、約600坪と900坪ですね。年間それでやって10年間で0.2ヘクタールということになるんですけども、今、このビジョンを読んでもたら、その土地を持っている方々が耕作放棄地はあるんですけども、50%の方々が現状維持を希望している。ということは耕作放棄でそのまま5年も10年も放置しているということになりかねないんですけども、そのあたりは農業委員会で、それについての対策等は何か話し合われたのかどうか伺います。

○議長 新垣博正 産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲村武宏。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲村武宏 お答えします。

先ほど議員がおっしゃったとおり、現状維持を求めている方は多々おります。なぜかという貸しても土地が戻ってこないというのが頭の中にある農家さんが多くて、それを私たち農業委員会と一緒に情報を農地中間機構など、そういう制度がありますよということで足を運んで耕作放棄地のところの農家さんのほうには新しい情報を流してはいます。また、農業青年クラ

ブも一緒になって、この辺の土地が借りられないかということで、一緒になってまた耕作放棄地の解消に努めている状態です。以上です。

○議長 新垣博正 大城常良議員。

○8番 大城常良議員 なかなか減らないということが考えられるんですけども、これからもぜひこの耕作放棄地については、今まで下地区のほうは蛇とかを畑でいっぱい発見していると、そういう話も聞くものですから、畑をやっているときに蛇にかまれて病院代も稼げないというようなことになりかねないという話も聞こえるので、それでさらに耕作放棄地が増えた場合、これは本末転倒だなと思うので、ぜひ少しずつでも耕作放棄地の解消には率先して取り組んでいただきたいというふうに思っております。

次は②です。経済的支援、それから物的支援があるのですが、今、農業機械や特殊農機が必要と思うのですが、さっき課長は7台、今村で持っているということなんです、今実際に必要なもの。どうしても今これが必要なんだというような機械、そして台数。そのあたりはどういうふうに考えていますか。

○議長 新垣博正 産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲村武宏。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲村武宏 お答えします。

農業機械は5種類の7台は持っているんですけど、特殊機械が1台しかない。バックホーですね。それも島ニンジン用の専用機械と今なっている状態ですので、なかなかほかのサトウキビ農家とか、島ニンジン以外を生産している方が使用したくても使用できないという状況であります。特にバックホーが欲しいという声が多々あります。それは大体特農家に関しましては自前で持っている方と大きいトラクターを持っている方がおりますので、その農家に関しましてはちゃんと営農していると思いますが、規模数の小さい農家に対しましては、どうしても人力

に頼るものがありまして、レンタルになると思いますが、それ以上にこの小さい面積から収益が上がらないのもあると思いますので、その辺の声はバックホーが欲しいという、特殊機械が欲しいという声が多々あります。以上です。

○議長 新垣博正 大城常良議員。

○8番 大城常良議員 今、課長も言われたとおり、やはり小規模農家が本村は非常に多いと。大規模農家は自前で機械を持っているし、いろいろ作業も効率的にはかどっているということなんですけれども、これからの農業には機械化というのは絶対に欠かせない一つのツールであると。そして今からはさらに高齢化が進んで農作業ができないという農家の方々がなくなった場合に、やはり少し楽をして収穫を上げたいという判断に至るのは、これは至極当然でありまして、その機械を導入するために村で買って、村で保管して村民に賃貸するというような取組を行わないと、これからの農業はさらに衰退していくのではないかと思うのですが、村長にお伺いします。農業機器を買って、今どうしても必要な農業機械があるものですから、それについて村で購入して、あるいは補助金があればいいのですが、裏負担でもやって買えればいいのですが、それを農家の方々に貸していくというような取組ができないのかどうか。農業振興ビジョンを見てもそういうふうに全部書かれているものですから。それについてぜひ農業の活性化を目指すのであれば、そこも必要だなと思うのですが、それについて村長の所見をお伺いします。

○議長 新垣博正 村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 お答えいたします。

しっかりとした根拠が示せば当然、費用対効果等も含めてですね、村として補助金だけに頼らず、しっかりとした根拠が確かなものであれば投資する価値はあるんだろうなとは思っております。

○議長 新垣博正 大城常良議員。

○8番 大城常良議員 担当課長、今聞きましたよね。しっかりとした根拠、これをぜひ示して、どうしても必要なものはしっかりと請求あるいは申請して、村からこれは次世代の人たちに有意義な、絶対に必要なものですよということは提案して行ってください。

次はG I制度についてです。伝統的な生産方法や気候・風土・土壌などの生産地等の特性が、品質等の特性に結びついている産品が多く存在している。産品の名称を知的財産として登録し、そして保護する制度ということなんです。これは何年前から申請は行われているのですか。

○議長 新垣博正 休憩します。

休 憩（10時54分）

~~~~~

再 開（10時54分）

○議長 新垣博正 再開します。

産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲村武宏。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲村武宏 お答えします。

申請年月日は平成30年10月29日でございます。

○議長 新垣博正 大城常良議員。

○8番 大城常良議員 平成30年、もう4年ぐらいかかっているんですけども、その中で申請に許可が下りない理由というのは何か、やはり大きな障壁があるのか。その辺はどうですか。

○議長 新垣博正 産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲村武宏。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲村武宏 今まで農水省の課と一緒に13回の協議を行っております。ただ、いろいろ提出はするんですが、その根拠がまだ農水省のほうでは認められないということで、やり取りをしている状況であります。向こうが出してくる根拠が整えば許可は下りると思います。

○議長 新垣博正 大城常良議員。

○8番 大城常良議員 今、課長が言った根拠、

それについて農水省にそれで大丈夫だというような感触は近くでありますか。

○議長 新垣博正 産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲村武宏。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲村武宏 お答えします。

令和4年2月24日に地理的表示審査会議で審査官による申請の構成は終了しております。今後、向こうの農水省の課に戻って、ここで審査をして認められれば、この地理的表示が認定されると認識しております。

○議長 新垣博正 大城常良議員。

○8番 大城常良議員 しっかり根拠を示して、ぜひ近いうちに認定できるように。これも頑張っていたきたいと思います。

次④です。農業体験の推進、それから観光農園なんですけれども、それについて村が所有している農地はあるのか。面積はどれくらいなのか。それを伺います。

○議長 新垣博正 産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲村武宏。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲村武宏 村所有の土地は1筆あります。あと賃貸している土地も1筆あります。面積に関しましては今お答えできない状況です。

○議長 新垣博正 大城常良議員。

○8番 大城常良議員 農業振興ビジョンについて質問しているので、ぜひそのあたりまではしっかり調べておいて対応していただきたいと思います。これはしっかりやってください。あと、農業の推進と農業体験、これは非常に大きい取組だと思っておりますので、本村としてもぜひ子供たち、あるいは他市町村からも農業体験ができるような体制づくりもして、それはしっかりやっていってください。

時間も迫っているので最後に農業青年クラブの連携です。それについては議会でもよく話しているものですから、しっかりと農業青年クラ

ブをバックアップして、彼らが本村の今からの農業を支えていく若者だと思っておりますので、そのあたりはしっかりと事務局としてやっているのであれば、そこは彼らが働きやすいように進めていってください。基本計画の中でも現状、課題、方向性が示されてはいるんですけども具体的な工程表を作成して、しっかり取り組んでいただきたい。

最後に、今年度で定年退職を迎える知名 勉課長、そして荷川取次枝課長、長い間村発展に御尽力されたことに感謝いたします。ありがとうございました。知名課長は事務局長のときにいろいろ教えていただきました。荷川取課長も今後もしっかり頑張っていたきたいと思いません。以上で終わります。

○議長 新垣博正 以上で、大城常良議員の一般質問を終わります。

休憩します。

休憩（10時59分）

~~~~~

再開（11時11分）

○議長 新垣博正 再開します。

続きまして、安里ヨシ子議員の一般質問を許します。

○10番 安里ヨシ子議員 皆さん、おはようございます。10番安里ヨシ子、一般質問を行います。大枠1番、性教育について質問いたします。幼い子供たちが性被害に遭った事件が報道されるたびに胸がえぐられる思いです。男の子も同じ被害に遭っています。親は必要以上に子供に対し目配り、気配り、日頃から学校との連携を密にすべきだと思います。①そこで子供たちの性教育について質問します。児童生徒の性に対する教育はどのように行っていますか。②性教育はどなたが教えていますか。③性教育の授業以外で日頃の日常生活において児童生徒が自分を守るための行動を教えていますか。④児童生徒が被害に遭わないための対処法について

指導しているか伺います。⑤県によると県内の10代で妊娠する女性は全国に比べて多いと言われます。本村では届出を出している10代の妊婦の人数を伺います。

大枠2番、マイナンバーカードの制度について。①制度の目的や狙いは何か。②安全・安心の確保がされるというが、個人情報は大丈夫なのか。③将来は際限なしに広がるおそれがあると思ういかがですか。答弁よろしくお願いたします。

○議長 新垣博正 村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 それでは安里ヨシ子議員の御質問にお答えをいたします。

大枠1番につきましては教育委員会とこども課のほうでお答えをいたします。大枠2番につきましては住民生活課のほうでお答えいたします。

私のほうではマイナンバー制度について少し所見を述べさせてもらいますが、議員も御承知のとおり国が推奨するマイナンバーカード登録でございます。本村におかれましても、できるだけ多くの方に登録をしていただきたいということで住民生活課も頑張っているところではございますが、確かに議員がおっしゃるような懸念されるところもあるとは思っております。ただ、今後いろいろな形でマイナンバーカードの普及がいろいろな利便性に役立つものだというのは、またこれも事実でございます。本村が今後やろうとしているコンビニでの交付なども、全てがこの基礎となっていくのはマイナンバーカードの登録になってまいりますので、そういう意味では、そういう部分もしっかりと推奨しながら、また懸念されるところは、できるだけそれを消去しながら取り組んでいければいいなと思っております。詳細につきましては事務課のほうでお答えをいたします。以上でございます。

○議長 新垣博正 教育長 比嘉良治。

○教育長 比嘉良治 大枠1の性教育についてですが、学校は年間の教育計画に位置づけて、計画的に指導しています。また、保健の授業や外部から専門の講師を招いて講話の実施等で性について正しく考える機会を設けています。詳細については主幹から答えさせます。

○議長 新垣博正 教育総務課主幹 宮城政光。

○教育総務課主幹 宮城政光 安里ヨシ子議員の大枠1の①から④の御質問にお答えしたいと思います。

まず大枠1の①②についてお答えいたします。小学校においては保健の授業、道徳、特別活動において学級担任が指導しています。中学校においては道徳、特別活動では学級担任が指導し保健の授業では体育教師が指導しております。小学校、中学校とも年間授業計画を作成し、計画的に授業が行われております。

続きまして③についてお答えいたします。児童生徒の性被害については、インターネットを利用しての性被害があることから、有害な情報から子供たちを守るため保護者と協力し、スマートフォン等のフィルタリング機能の設定の推進や、正しい情報モラル教育の授業を、これもまた年間指導計画に位置づけて確実に指導しております。

④についてお答えいたします。性被害に遭わないための対応については、特別活動や保健体育の授業等でも教えておりますが、各小中学校では日頃から危機回避能力の育成ネチケット（インターネット上におけるマナー）の指導として情報機器の活用能力と正しい判断力の育成に取り組んでおります。また、先ほど教育長が述べましたが外部講師を招いた講話については琉球大学や民間団体と連携し、専門知識を有した講師が特別授業を小中学校にて行っております。

○議長 新垣博正 こども課長 金城 勉。

○こども課長 金城 勉 大枠1の⑤について



お答えいたします。

令和3年度の10代の妊婦は2名でございます。

○議長 新垣博正 住民生活課長 義間 清。

○住民生活課長 義間 清 それでは大枠2の①から③について、一括してお答えいたします。

①について、マイナンバーは国民一人一人が持つ12桁の番号で、社会保障や税、災害対策の分野で活用され行政を効率化し国民の利便性の向上を高め、公平・公正な社会を実現するための社会基盤づくりが目的であります。

②について、安全・安心が確保され、個人情報は大丈夫なのかについて。まず、マイナンバーカードの制度は個人の情報を1か所に集めて管理する仕組みではありません。また、手続きを受け付ける役場、行政職員だけがその手続きに必要な情報に限りアクセスすることが許されております。不正なアクセスが行われないように、第三者機関の個人情報保護委員会が監視・監督をしております。よって持ち歩いても大丈夫。マイナンバーカードの安全性は万全であると認識しております。

③について、マイナンバーカードはオンラインで確実な本人確認を行うことができ、デジタル社会の基盤となるものである。今後も普及拡大に向けて、さらなる取組を推進していく必要があります。

○議長 新垣博正 安里ヨシ子議員。

○10番 安里ヨシ子議員 分かりました。最近の子供たちは成長が早く、小学校2・3年生にもなると胸のふくらみを感じられてビックリするやら戸惑いを感じます。正しい性教育を受けない前に初潮を迎える子もいるそうです。3年生ぐらいになると特に担任は女性ということで配置をしていますか。

○議長 新垣博正 教育総務課主幹 宮城政光。

○教育総務課主幹 宮城政光 御質問にお答えしたいと思います。

まず性に対する指導の充実については、文部

科学省のほうから学校教育活動全体を通じて実施するという形になっております。ただし、特別に保護者等、また本人等から相談があった場合は学校のほうで、女性の教師の配置だったりというのは学校で判断して配置するものと考えております。

○議長 新垣博正 安里ヨシ子議員。

○10番 安里ヨシ子議員 なぜかと言いますと、本当に初潮を迎えるときに子供たちが安心して相談できるように、担任は女性ということが適任ではないかと考えておりますけれども、男の先生が担任をしているところもあちこちであるそうです。それで初潮を迎えたときにどうするんだということをちゃんと教えているということですのでいいと思いますが、児童生徒が被害に遭わない対処法というか、性教育以外で日常生活において児童生徒が自分を守るための行動を注意したり教えたりなさっていますか。

○議長 新垣博正 教育総務課主幹 宮城政光。

○教育総務課主幹 宮城政光 御質問にお答えしたいと思います。

まず具体的には学校においては不審者対策等で自分の身に何かがあったときに、例えば大きな声を出して避難する旨の練習だったり、また民間団体、おきなわCAPセンターと言いますけれども、実際に自分がどういう行動を取っての身の守り方なのか。対処法については具体的に子供たちへ指導する機会を必ず設けるようにしております。

○議長 新垣博正 安里ヨシ子議員。

○10番 安里ヨシ子議員 学校のほうでもいろいろと専門の方を招いて性についてのお話、講演とかがあるとおっしゃってございましたけれども、性の話は親子では恥ずかしいとか、きまりが悪いとかということがありますので、専門家。例えば産婦人科医とか助産師を招いて親子一緒に参加しお話を聞く、講演を聞く、そういうことをすれば親子の共通の話題ができるよう

な雰囲気づくりをやったらどうかと考えます。なかなかお家で指導しなさいと言われても、子供に聞かれてもなかなかそれに返答できないというのが多いので、専門家のお話だと、保健の先生もいらっしゃるとは思いますけれども、そういう専門の助産師とか産婦人科医とか、そういう人を招いて親子を集めてお話を合をするということは考えられますか。

○議長 新垣博正 教育総務課主幹 宮城政光。

○教育総務課主幹 宮城政光 御質問にお答えしたいと思います。

議員のおっしゃるように、専門家を招いての講話というのは私たちも大いにしていく必要があると思っています。今現在、学校において「命の授業」と題しまして、大学の講師を招いての特別授業を行っておりますが、来年度も引き続き命の授業については予算化をしまして、学校等に助産師等を含めた講師の選定も委員会として助言をしていきたいと思っております。

○議長 新垣博正 安里ヨシ子議員。

○10番 安里ヨシ子議員 子供たちは本当に無防備ですよ。大人とかそういうものを疑ってかかることはないと思います。自分を守るために自己防衛を教えるのが大切だと考えております。生活指導とも重なると思うのですが、中学校の部活で子供たちを迎えに行くときに、私もそちらのほうを通るときに、女の子があぐらをかいて座っているわけです。そうしたら、やはりドキッとしますので、いやらしいではないのですが、人から見ればそういういやらしい、誘っているような感じとか、それを見たらそういう気持ちになる人もいますので、ぜひ生活指導も一緒に、性的なそれも教えてほしいと思います。正しい性教育がちゃんとなされていないのに、性差別的な描写だけはテレビやそういうメディアから日常的に入ってくるわけです。そういうテレビから流れてくるようないやらしい行為とか、それが知らず知らずの

うちに性の在り方だと受け取られることになる。間違った情報におぼれてしまうのではないかとということで、心配をしております。正しい知識が子供たちを守ってくれると。早ければ早いほどよいと言われている性教育ですが、小学校1年生なのか何年生なのか、とにかく早いうちにといいけれども、何年ぐらいから教えていますか。

○議長 新垣博正 教育総務課主幹 宮城政光。

○教育総務課主幹 宮城政光 性教育に関する子供たちへの指導については、小学校に入学する幼稚園の段階からプログラムがあります。例えば民間の人権団体につきましては小学生対象だけではなくて、小学校入学前の幼児の段階のプログラムもございます。幼児から高校生までの大人までのプログラムが全て取りそろえておりますので、学校についてはそれをうまく活用して、また保護者への授業参観等を含めた講話を通して、協力して性教育についてみんなで当たっていくという雰囲気を醸成していきたいと思っております。

○議長 新垣博正 安里ヨシ子議員。

○10番 安里ヨシ子議員 ところで⑤の若年の妊娠への行政のサポートというのはどうなっていますか、伺います。

○議長 新垣博正 こども課長 金城 勉。

○こども課長 金城 勉 お答えいたします。

本村におきましては令和2年度に子育て世代包括支援センターを設置しておりまして、母子手帳の発行時から担当保健師の面談というところで対応を取っていて、当初から切れ目ない支援ができるような関わり方を特に気にかけております。具体的に申し上げますと、面談の際に妊婦自身の身体的な面や経済的状況、産後の育児サポートの有無など、現在の困り感なども聞き出し、一緒に考え解決するために支援を提供しております。若年の妊婦さんというのは社会経験が少ないので、いろいろとイメージしづら

いという状況があるようでして、経済的な面とか養育面とかというところで不安になっている状況がございますので、その辺は丁寧に対応しております。

○議長 新垣博正 安里ヨシ子議員。

○10番 安里ヨシ子議員 10代というか若年で出産する届出が、役場に届けただけで何人ぐらいいますか。

○議長 新垣博正 こども課長 金城 勉。

○こども課長 金城 勉 先ほど令和3年の2人と答弁しましたがけれども、近年の実績で申し上げますと、令和2年が2人、令和元年が4人、平成29年が8人という実績で、確かに沖縄県では若年妊婦は多いんですけども、本村においては、数字的には多くない状況でして、多い年度に8人がおりましたが、大体毎年、2人程度で推移しているような状況です。

○議長 新垣博正 安里ヨシ子議員。

○10番 安里ヨシ子議員 県内の女性が10代で出産する割合は、沖縄は全国の2.4倍になると言われています。10代での出産は知識の不足から不安が大きく、収入も乏しいし親の理解が得られない場合もあります。居場所を失って孤立すれば出産後の困窮や虐待につながりかねない。妊娠は人生を左右する大きなことなので、予期せぬ妊娠は避けなければいけないと考えます。そのためにも家庭とか地域、学校、そういった連携の取組が欠かせないと考えます。この性教育についてはこれで終わりたいと思います。

次にマイナンバーカードの制度について伺いますが、マイナンバーカードの普及促進が今なされていますよね。後期高齢者からも申請なささいということで二、三日前に来ていましたので、全部読んでみましたけれども、行政にとっては非常にマイナンバーカードがあるほうが事務もスムーズに進むだろうと私は思っております。村長の施政方針の中でも普及についての意

気込みが感じられています。質問をするのも気が引けますけれども、私はその制度について懸念することがあるのです。預金通帳もひも付けで政府が全部管理するというものです。そうした場合に預金通帳の把握と併せて資産も把握されるのではないかと。個人的な情報が漏れる、不正使用されるおそれがあると思いますが、行政としてはどのようにそれに取り組んでいくか伺います。

○議長 新垣博正 住民生活課長 義間 清。

○住民生活課長 義間 清 それでは再質問についてお答えいたします。

先ほどの答弁と重複しますが、この制度の目的として、先ほど私のほうで答弁させていただきましたが、まず国民一人一人が社会保障や税、災害対策の分野で活用され行政を効率化し国民の利便性の向上を高め、公平・公正な社会を実現するためということの目的でございますので、今御質問のことについては問題ないかと考えております。

○議長 新垣博正 安里ヨシ子議員。

○10番 安里ヨシ子議員 心配ないとおっしゃいましたか。よく聞こえなかったんですけども。セキュリティーは大丈夫だということですか。

○議長 新垣博正 住民生活課長 義間 清。

○住民生活課長 義間 清 それでは再質問についてお答えいたします。

これについても先ほどの答弁と重複しますが、そもそもマイナンバーカードについては個人情報をも1か所に集めて管理することはありません。また手続、役場職員だけで手続に必要な情報に限ってアクセスすると。不正なアクセスが行われないよう第三者機関の個人情報保護委員会が監視・監督をしておりますので、先ほどのセキュリティーについては大丈夫と考えております。

○議長 新垣博正 安里ヨシ子議員。

○10番 安里ヨシ子議員 課長はセキュリティーは大丈夫だと今おっしゃいましたけれども、皆さんの記憶にまだあるかと思うのですが、日本年金機構が125万人分の情報を流出させたことがありましたので、セキュリティーが万全ではないと言えると思います。ですからセキュリティーについては万全に万全を重ねて取り組んでほしいと思います。

次の拡大解釈が心配ということですが、これは警察や税務署は何の規制もなしに個人情報の利用ができると言われてはいますが、大丈夫ですか。

○議長 新垣博正 住民生活課長 義間 清。

○住民生活課長 義間 清 それでは再質問にお答えいたします。

これについても先ほどの答弁と重複しますが、そもそもマイナンバーカードについては本人確認処理に使えるだけでなく、住民票の写し等、各証明書のコンビニ交付。そして今後は本年10月20日からは健康保険証の利用の本格運用などが進められているものと考えております。今後については運転免許証の一体化など、さらなる利便性の向上が予定されるものと理解しており、先ほど議員がおっしゃったことについては、そのようなことはないものと認識しております。

○議長 新垣博正 安里ヨシ子議員。

○10番 安里ヨシ子議員 考え過ぎか、でも情報がある限り警察や税務署は何の権利もないのに個人情報の利用ができるということになれば、これは聞いていいのかわかりませんが、有事のときとか、そういったときに政府や警察が勝手に命令ができるという、そういうことがあるので、警察、税務署、そして政府が個人情報の利用を規制もなくていいということについては怖いなと思っておりますけれども、行政としては大丈夫だと今おっしゃっていますので、水を差すようなことはしませんが、絶対に警察や税務署がマイナンバーカードを利用して税金を

取ったりとか、警察によれば思想統制とか、そういうのも考えられるので、ぜひとも行政としても情報が流出しないように、セキュリティーについては十分に配慮し、万全の体制で進めてほしいと思います。以上で私の質問を終わります。

○議長 新垣博正 以上で、安里ヨシ子議員の一般質問を終わります。

休憩します。

休憩（11時44分）

~~~~~

再開（13時30分）

○議長 新垣博正 再開します。

続きまして、金城 章議員の一般質問を許します。

○12番 金城 章議員 皆さん、こんにちは。お昼の後、眠たかろうと思いますが、よろしくお願ひします。毎回の質問ですのでいい答弁が返ってくるのを期待しております。それでは質問します。

大枠1、道路行政西原バイパスの完成を。①宜野湾横断道路（東西道路）の進捗状況はどうか。②西原バイパスの中城延長の進捗はどうか。③公共駐車場より新庁舎までの歩道計画の検討と進捗はどうか。今回、ガードレールパイプとか、そういう予算が載っていましたが、この歩道に関係あるのかどうかも答えていただければ助かります。

大枠2、施政方針からです。①新たなまちづくり。②子どもの居場所づくりです。施政方針からこの2つを取り上げて。①新たなまちづくりより「中城村の土地利用は変革の時を迎えている」と記されています。「土地利用において那覇広域より中部広域都市計画区域へ移行することは、以前からよく耳にするというか、進捗は全然まだ進んでいないような状況であります。移行するという事は、重要な責務である」と施政方針にうたっております。村の土地利用はどのように考えているのか。この

土地利用が全然進んでいないようにお見受けします。土地の区分けですね。ぜひ明確な答弁をお願いします。②子どもの居場所づくりより「南上原地区に子育ての新たな拠点となる施設整備を行う」とあるが、どのような施設整備を考えているのか。今議会で何名かから質問がありまして、坪数は限られているとのこと。設計ですのでそのことと内容はまた後で再質問します。③これは今後の処遇改善策として考えてほしくて新たに質問を出しました。③非常勤職員（会計年度任用職員）の期末手当の増額の考えはあるか。本当は給料アップとか報酬アップを訴えたかったのですが、期末手当は単独でも可能かと思っております。

大枠3、北中城村との共同のまちづくりは。①共同のまちづくりの進捗状況はどうか。②北中城村との協議はどのように進んだか。

大枠4、南上原地区下水道整備。①南上原地区下水道の進捗状況は。②完了予定は短縮できるか。③早めの進捗について効果をどう考えるか。これは以前から話していますけれども、南上原地区だけではどうしても下水道は早めに終わらさないといけないと私は考えていますので、早めに進捗した場合、大分効果が出ると思しますので、そのことを伺います。

大枠5、ヤギ畜産で農業振興を。①ヤギ畜産農家への補助金交付の取組の考えはあるか。②家畜・畜産農家数は何件か。また、畜産組合設立の予定はあるか。これは近年ヤギを飼育する方が本村でも多いと思しますので、そのことについて答弁願います。以上よろしく願います。

○議長 新垣博正 村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 それでは金城 章議員の御質問にお答えをいたします。

大枠1番につきましては都市建設課、大枠2番につきましては都市建設課とこども課と総務課、大枠3番は都市建設課、大枠4番は上下水

道課、大枠5番は産業振興課のほうでお答えいたします。

私のほうではお尋ねの大枠3番、北中城村との共同のまちづくりについて所見を述べさせていただきます。これは議員も御承知のとおり大枠2の①につながる話でございます。その土地利用ですね。協議会のほうから宿題を与えられた状態になっております。私どもと北中城村としっかりと共同のまちづくりを推進しながら、両村の発展には中部広域への移行がどうしても必要なんだということを、そこで答えを出して協議会にまた諮っていくという形になると思っておりますので、それに向けてまた一生懸命取り組んでいきたいなと思っております。詳細については担当課のほうでお答えをいたします。以上でございます。

○議長 新垣博正 都市建設課長 仲村盛和。

○都市建設課長 仲村盛和 それでは御質問の大枠1からお答えいたします。

まず①につきましては、令和3年12月議会でも答弁したとおり、将来交通量推計の公表が令和4年度以降となるため、公表後の推計値を設計に反映させることから、まだ精査中とのことであります。

②についてです。南部国道事務所発注で測量業務、予備設計業務が現在行われております。

③について、歩道整備の計画は現在ありません。

大枠2の①村総合計画の土地利用計画を基に土地利用の検討を行っていくこととなります。

大枠3については一括して答弁いたします。共同のまちづくり計画は両村において住民アンケートの結果や関係課、県からの意見を基に共同で取り組むべき内容について現在協議を行っております。今後は計画策定委員会を開催し、共同のまちづくりの将来ビジョンを踏まえた計画策定へ向けて協議していく予定であります。これまでの取組としては、北中城村と共同で全

で行っております。以上です。

○議長 新垣博正 子ども課長 金城 勉。

○子ども課長 金城 勉 大枠2の②についてお答えいたします。

B & G財団の支援を受けて竹口原公園に約30坪程度の施設を建築予定で、生まれた環境に左右されることなく全ての子供たちが希望を持てる環境の構築として、特に困難な状況にある行政的支援が必要な世帯全ての子供たちが安心・安全に過ごし、将来の自立に向けた「生き抜く力」を育めるような施設として整備いたします。

○議長 新垣博正 総務課長 與儀 忍。

○総務課長 與儀 忍 会計年度任用職員の期末手当増額についてお答えいたします。

令和5年度より現行の年間1.45月分を改め、年間2.6月分を支給したいと考えております。

○議長 新垣博正 上下水道課長 知名 勉。

○上下水道課長 知名 勉 大枠4についてお答えします。

①について、南上原地区の計画面積90ヘクタールに対し、現在の整備面積は67ヘクタールとなっており、進捗状況は約74%でございます。

②について、これまでの計画では南上原地区の完了は令和15年度を予定しておりましたが、令和4年度から地方創生整備推進交付金事業を活用することにより、8年短縮し令和7年度には整備を完了する見込みでございます。

③南上原地区は戸建て住宅や集合住宅が多く、下水道を整備することにより接続率が大幅に増加しております。今後も住宅建築が続くことが見込まれ、早期に下水道を整備することで住宅建築時の汚水処理設備の費用軽減、接続率の増加に伴う下水道使用料の増収。中断していた下地区の整備の再開などの効果が挙げられます。

○議長 新垣博正 産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲村武宏。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲村武宏 金城議員の大枠5の①についてお答えいた

します。

ヤギ畜産農家への補助金交付の取組につきましては、現在のところ計画はありません。

次に②についてです。家畜・畜産農家の件数につきましては、調査において4件の畜産農家を確認しております。畜産組合設立の予定につきましては、現在予定はありません。以上です。

○議長 新垣博正 金城 章議員。

○12番 金城 章議員 それでは大枠1の①です。進捗状況はまだ開催は何もなしとの答弁です。令和4年から。これについて少し伺いたいのですが、今後、この横断道路と②の西原バイパス。毎回の質問ですけれども中城村として、この取組、私が主張している十字路ですが十字路になるかどうか、本村がその会合を開催するに当たり、そこをもって主張していくのかどうか。これはぜひ変更してほしいということは、どなたかがまた会議の場でそういうことを言ってもらえるのかどうか。そこは答弁できますか。

○議長 新垣博正 都市建設課長 仲村盛和。

○都市建設課長 仲村盛和 お答えします。

令和2年2月の幹事会で、現ルートのように決定していますので、このルートの変更は厳しいものと考えております。ただ、村からの要望としては、できるだけ西原バイパスに近い所を要望はしておりましたが、原案の今の南側ルート、そのように決定しておりますので変更は厳しいものと思っております。

○議長 新垣博正 金城 章議員。

○12番 金城 章議員 まだルート変更はできないと。まだ着工もしていないので、この西原バイパスの延長も促進するだろうということを出したのは、先日与那原バイパスが開通しました。それによって今度西原町はマリントウンまで、ほとんどのバイパスが完了して、あとは工場地帯だけです。西原町より中城村のほうがまだ工事もしやすい状況であって、土地改良区が多いですね。そこで出口はどうしても十字

路にしていけないと交通渋滞が起こると思いますが、そのルート変更については課長は難しいと言うのですが、この東西道路と西原バイパスですね、その会議にはどなたとどなたが出席するのか。副村長が出席なさいますか。課長だけですか。

○議長 新垣博正 都市建設課長 仲村盛和。

○都市建設課長 仲村盛和 事前の担当者会議は、我々担当課が参加します。幹事会は副村長が幹事になっていますので、そこは副村長の参加になってくると思います。

○議長 新垣博正 金城 章議員。

○12番 金城 章議員 課長、幹事会ではこのルート変更の申し入れは難しいということですか。それでは副村長に伺います。副村長、中城村としては、以前もよく話をしたのですが、交通渋滞を解消するために奥間南線のところで渋滞するというので、解消を図って国道329号に右折だまりをつくっているのです。将来的にこれは10年後かもしれませんが、これを十字路にどうしてもしないと、またそこで詰まってしまうんです。副村長からこの申請をして、まだ着工もしていないのでルート変更は可能かと思うのです。村の意向であれば。どうですか、そういうことを推し進める気はありますか。

○議長 新垣博正 副村長 比嘉忠典。

○副村長 比嘉忠典 以前にも答弁したことがありますと思いますが、幹事会が開かれていないのです。当初の規約等の説明、ルートの説明を受けてから、その後幹事会が開かれていない。今回のルートの変更についても幹事会では何の協議もされておられませんので、今のところ私のほうからお答えをするというのは、ちょっと無理なところですか。以上です。

○議長 新垣博正 金城 章議員。

○12番 金城 章議員 副村長、私はそういう話はしておりません。幹事会があるときに、中城村として交通渋滞が目に見えている、この

道路。西原バイパスですよ、東西道路。目に見えて混雑する状況で、少しの道のずれではあるんですが、十字路にしたほうがまだ交通渋滞は起こらないと思うのですが、それを主張できるかどうか。今のルートですぐ、はい、いいですよということ。幹事会が開かれた場合に、これをぜひ副村長に話してもらってルート変更をさせてほしいのです。そこは本村として腹を決めてやるかどうかの問題です。どうですか。

○議長 新垣博正 副村長 比嘉忠典。

○副村長 比嘉忠典 交通渋滞が出るのが明確というのが、今理解してはいないのですが、交通量調査の上で担当課の総合事務局のほうで交通量調査も含めながら検討していくことですので、その辺を精査しながらですね、当時の協議の中では東西道路と結ぶのかなというのは私も理解しておりました。その後、変更があるということであれば交通渋滞も緩和しながら検討。幹事会でも要望等も必要だろうというふうに考えております。

○議長 新垣博正 金城 章議員。

○12番 金城 章議員 今、副村長がおっしゃったように、本村では十字路になるということと予測していたということですね。副村長、ぜひこの幹事会で訴えていただきたいと思いません。交通渋滞にならないかもしれないということが答弁にありましたが、どうですかね、これは。ずれた段階で、逆に今奥間は少し解消して、この東西道路の出口で大分また混雑するだろうと。西原バイパスは幅広く造る道路ですので解消はスムーズに行きます。結局、東西道路がまた混んでこないのかなと懸念しております。ぜひ本村のほうでは十字路になるということと訴えていただきたいと思えます。

次に移ります。今度のガードパイプです。今公共駐車場から駐車場の歩道、そのほうにやるのか。または庁舎横のガードパイプなのか、少し歩道計画に対して答弁できますか。

○議長 新垣博正 休憩します。

休 憩（13時52分）

~~~~~

再 開（13時53分）

○議長 新垣博正 再開します。

金城 章議員。

○12番 金城 章議員 公共駐車場から歩道計画があるかどうか。今議会にガードパイプ予算が載っていました。要するにこども園の所に。それでこの歩道計画と関連するのかどうかだけ。今、公共駐車場より新庁舎までの区間にガードパイプが要るのかどうか。そこで歩道計画のもの一致すると思うのですが。

○議長 新垣博正 休憩します。

休 憩（13時53分）

~~~~~

再 開（13時53分）

○議長 新垣博正 再開します。

金城 章議員。

○12番 金城 章議員 ぜひ、これもこども園ができる前に歩道計画はしていただきたいと思います。

それでは大枠2に移ります。那覇広域から中部広域への移行。これから土地利用を計画するという話ですが、前々から那覇広域から中部広域への移行を訴えているのですが、遅いのではないかなと思っているのですが、ぜひ今回、まちづくり推進課という課もできます。これは中学校の移転の問題、土地利用の問題だけではなく、ぜひまたこのまちづくり推進課がその中部広域へのそういう事務的なことを早期に進めていくものなのかどうなのか。土地利用についてもまた今年度はまちづくり推進課がやってくという話ですが、この中部広域もまちづくり推進課が携わっていくのかどうかだけ確認できますか。

○議長 新垣博正 総務課長 與儀 忍。

○総務課長 與儀 忍 お答えいたします。

条例改正の説明のときにも答弁しましたけれども、今回のまちづくり推進課につきましては、中学校の移転業務、それに伴う商業施設の誘致。その2つの事業を主な事業として考えているところでございます。

○議長 新垣博正 金城 章議員。

○12番 金城 章議員 これからいろいろなことを改革しようとしている、この中部広域への移行も議会で聞いたときに、すごいなと思ったんです、村長。しかし、あれから何年たっていますか。その進捗状況が全く見られないと。私はまちづくり推進課をつくることは大賛成なのです。これは村長お抱えの課としても可能だと一瞬思うのです。今後いろいろな事業を先に進めていかないといけないと考えています。ぜひ一つの事業が、この中学校移転も10年はかかるかと思いますが、中部広域はまた今までに新聞、メディアやいろいろなことで村民は早く移動できるんだという関心を持っていると思います。そこでいろんな価値を見いだして、この課で進めていくのか。また中学校移転のほうだけが先行なのか。この中部広域への移行を進める課というのは、どこが主として進めていきますか。

○議長 新垣博正 総務課長 與儀 忍。

○総務課長 與儀 忍 お答えいたします。

これまでも都市建設課のほうで都市計画行政を行っておりますので、今後も引き続きそういうことになるのだろうとは考えておりますが、それはいつ頃からという話ではありませんが、村内の行政の執行の状況につきましては、その都度、その都度検討は加えていきたいというふうに考えております。現在のところは当面、先ほど答弁しました内容のところを新たな課では担当すると、そういうことでございます。

○議長 新垣博正 金城 章議員。

○12番 金城 章議員 ぜひ、この中部広域への移行ですね、村長、これは早めにと村民が

求めていると思うのです。これがもし中部広域に移ることが不可能なときには、また用途変更のことも考えないといけません。村長も重々御承知だと思えますけれども、ぜひ中学校の移転もしかりなんです。中部移行は大枠3番の共同のまちづくりと一緒に、村長は先ほどの答弁で早めに進めていきたいという話もなさっていました。本当に早急に進めていかないといけない。ぜひこの特殊な人材ですね、そこで進めていけるような状態をつくっていただきたいと思えます。もう一度村長、どうかこの共同のまちづくりと一緒に中部広域への移行計画が、もっと早めに進めていけないのかどうかだけ、村長一言お願いします。

○議長 新垣博正 休憩します。

休 憩（13時59分）

~~~~~

再 開（14時00分）

○議長 新垣博正 再開します。

村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 お答えいたします。

実は新垣 修議員からの通告書にもございましたので、そこで私の思いの丈を話そうかと思ったのですが、せっかくですのでこの場をお借りして。実は今回の課をつくったということは、先ほどの総務課長からの答弁では、取っかかりは確かに中学校の移転とか商業施設の誘致だとかというのが取っかかりではございますが、形としてはですね、私の頭の中には将来的にまちづくり全体を、このまちづくり推進課に見てもらおうと。というのは今の中部広域への移行だとか、あるいはほかの部分でも恐らく出てくると思うのですが、土地利用の見直しなどになっていきますと都市建設課との連携がもちろん重要になりますけれども、ある程度、俯瞰でもって見れるような課というんですか。機動性を持った課に、機動力を発揮していただきたいというものが将来像の中にあります。追って明後

日、しっかり答弁させていただきたいと思うのですが、皆さんの御理解をいただきたいのは、あくまでも今は取っかかりで、この2つから入ってはいきますけれども、将来的には中城村全体のまちづくりが見れるような。課の規模ももしかしたら、もう少し大きくしていかなくてはいけないのではないかなど。そうなったら非常にいいことではありますので、将来の話はここではあまりしませんけれども、とりあえずはそこに向かって走るために御理解をいただきたいということでございます。

○議長 新垣博正 金城 章議員。

○12番 金城 章議員 村長、住民が望んでいることは早めに手がけていただきたいと思えます。

それでは大枠3で一つだけお願いがあります。共同のまちづくりで、これは中城城跡を核としたまちづくりだと思うのですが、以前から私が話しています廃ホテル跡地に、過去の郷土劇場みたいな施設を、複合施設をぜひ中城村で考えて、それを提案していただけないかなど。これの答弁はいいのですが私の主張です。ぜひこの共同のまちづくりの中で、そういう話合いもして、北中城村は大城と一緒に歴史のまちとうたって、開発もそこで進めているはずなんですけれども、中城の登又近辺ではそういうことがなくて、ぜひ歴史文化の発信の拠点とするものを、このホテル跡地にぜひ誘致できないかという交渉。郷土劇場でなければ文化の発信の拠点的なものを、ぜひそこで設置できないか県に要望していただきたいと思えます。

続きまして大枠4に移りたいと思えます。知名上下水道課長、知名課長も今回で最後ですが、すごいですね。最後に15年で終わる予定が8年間短縮できるということがすばらしかったですね。この新しい下水道事業を活用して、早めにまた生活環境がよくなることを望んでいます。これは以前からよく言いますように、住民の負

担が、南上原で共同住宅とか住宅を造るときに浄化槽の負担が相当な負担になっていると言うのです。それで私は毎回話していたんです。今議会も予算が増額でしたし、こんなに短縮できることに感謝をしております。ぜひ早めに進めるように指導してもらえたらと思います。

大枠5のヤギ畜産も、私が考えているより件数が少ないですね。仲村産業課長。これは個人的なものは件数に入っていないのですか。

○議長 新垣博正 産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲村武宏。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲村武宏 お答えします。

以前は14農家が登録されておりました。今は4農家ですが、言葉は悪いのですがヤミ小作ではないのですが、おのおので飼っている方は多々いるとは思いますが。

○議長 新垣博正 金城 章議員。

○12番 金城 章議員 私もそのぐらいの件数はあるのかなと思っていて、以前からこのヤギ農家への補助金を考えていたんですけれども、初めて質問をするのですが、今は恩納村だけが少しの補助を出しているんです。ヤギ肉の食も沖縄の文化であります、村長が一番好きなものはヤギ肉ですよね、村長。これは中城村としてどうですか、補助金を出してヤギ農家を育てるという急な提案ですが、ヤギ肉が好きな村長としてはどうお考えですか。

○議長 新垣博正 村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 お答えいたします。

おっしゃるとおり世界で一番好きなのがヤギ汁でございます、気持ち的にはよく分かりますけれども、ただ好きなことと補助金とはまた別の問題でございます、その辺はしっかりまた担当課と相談をさせていただきながら決断を下していきたいなと思います。

○議長 新垣博正 金城 章議員。

○12番 金城 章議員 すぐに単独で、一般

財源から補助金を出すのかなと、その答弁が聞けるかなと思ってましたが。逆なんですね、村長。私は議員をしていて、好きなことをやっていると思っています。魅力ある中城をつくるために、また食で中城を守り立てるためにもヤギ飼育に補助金を。そこをぜひ考えていかなければいけないんじゃないかなと。自分の好きなもので魅力ある中城をつくれるんだったら、そこを進めていっても別にいいんじゃないかなと思うんですが。またいつか質問しますので、考えていてください。先ほど14件から4件に減ったということですが、ヤギ飼育も畜産では難しく、単独でいろんなヤギの交配までやっていた方も辞めたり。飼育が畜産はやっぱり難しいですね。農業と一緒に水産業もそうですけど、どうにか補助金を考えてあげないと、そこが増えていかないだろうと。ぜひ中城の特産になるぐらい農業振興で進めていっていただきたいと考えておりますので、ぜひこれから考えてください。

以上で質問は終わるのですが、少しばかり所見を述べさせていただきたいと思えます。

○議長 新垣博正 休憩します。

休 憩（14時12分）

~~~~~

再 開（14時14分）

○議長 新垣博正 再開します。

金城 章議員。

○12番 金城 章議員 所見はですね一般質問でできるんですよ。ちゃんと調べてから言ってくださいよ。今、私が話していることはまちづくりに関して、中城村づくりに関してしゃべっているわけ。議長。考え方の違いで、要するに今まで進んでいかないということを私は話しているわけ。皆がこうして考えて、前向きに考えているいろいろな改革をしないと、議会も一緒ですよ、議長。いろいろな前向きの考え方を持っていて質問して、皆に考え方の影響を与え

るのが私たちの役目です。まちづくりに関して、中学校移転もまちのどこに持ってくるとか、今の中学校ありきは、中城の立派な商業地にして、いい村にするんだとか、そういうのはまちづくりに関連しませんか。ただ答弁の内容が、答弁を求めるだけじゃないんですよ。ぜひですね皆さん、今の話ですね、いろいろな前向きな話を考えていただきたいと思います。

あと一つ、村長にもう一つだけ。通告書の内容から質問しましょうね。村長、ぜひこの東西道路、西原バイパスですね、これは本当に十字路であるべきものだと思っています、村長。村の本当の考えをまとめて県に進言していただきたい。副村長の答弁では、混雑するかどうか造って見ないと分からないと。造ってからでは遅いんです。今だったら変更できるかもしれない。それをぜひ村でまとめて、こういう大事なことは着工する前にしかできないです。さっきのまちづくりの件もですね、ぜひ考えていただきたい。どうですか。村でまとめて県に進言していただけないか、一言だけ。

○議長 新垣博正 村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 お答えいたします。

全く議員がおっしゃったとおりでと思います。私どもの仕事でもあると思っておりますし、また去る、ちょっと前の議会ですかね、少し答弁をさせていただいたと思うのですが、休憩の中ででしたか、非公式では、実はもう既に県のほうにはこの提言はさせていただいているんですね、議員が今おっしゃった十字路にはできないかというのは。ただ、公式の場がずっとコロナで持てない状態でしたから、非公式の場ではありますけれども、これをしっかり表に上げて、今おっしゃったようなものは取り組んでいける、大いに価値のあることだと思っておりますので、やれる分しかできないという逃げ道の話ではないですよ。できることは最大限にやらせていただきたいと思います。

○議長 新垣博正 金城 章議員。

○12番 金城 章議員 ぜひ、皆さんいろいろなことに取り組んで、改革をしていただきたい。魅力ある中城村づくりに一緒に頑張りましょう。これで一般質問を終わります。

○議長 新垣博正 以上で金城 章議員の一般質問を終わります。

休憩します。

休憩（14時18分）

~~~~~

再開（14時31分）

○議長 新垣博正 再開します。

続きまして、石原昌雄議員の一般質問を許します。

○13番 石原昌雄議員 議席番号13番、石原昌雄一般質問をします。令和4年度の村長の施政方針がありました。新しい事業と継続事業があり、どの事業も村民福祉の向上になることを期待しております。私たち議員も地域にある多くの課題解決や施政方針への実現について、提案をし議論をしていきたいと考えます。それでは通告書に添って質問をします。

大枠1番、県道29号線及び東西道路計画の進捗について。①本村の南上原から登又を通過する県道29号線は、今も朝夕を含め渋滞が続いている。具体的な解決策を、村として県へどのような要請をしているか。②東西道路計画の基本設計は完了しているのか。村の意見や考えは取り入れられたか。

大枠2番、南上原に田芋の水田耕作地を。①令和3年12月に南上原自治会からの要請で、中城村の潜在的文化の魅力を高めることへの寄与を意図し、田芋発祥の南上原地区に水田耕作地の造成方の要請がなされたがどのように検討しましたか。

大枠3番、競技力向上の取組は。東京オリンピックでは、多くの日本選手が活躍する中、県出身者のメダル獲得もあり県民に大きな希望を

与えてくれました。そのような視点から、競技力向上の取組は重要なことと考えます。①中城中学校の部活動で、外部コーチはどのような取扱いになっているか。②中学校の部活動の場所の確保は十分か。③小学校の部活動の指導者の取扱いはどのようになっているか。④スポーツ指導員の今後の活動や活用はどうか。⑤指導者の育成・支援はどのように進めるか。

大枠4番、人材育成について。施政方針の中に、人材育成に努めるとあります。素晴らしいことだと思います。①具体的に人事交流はどのように計画できるか。②各種研修とはどのような研修内容か。③職員の自主的な研修もあるか。④各方面の人材育成の計画はあるか。答弁をよろしくお願いします。

○議長 新垣博正 村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 それでは石原昌雄議員の御質問にお答えをいたします。

大枠1番につきましては都市建設課、大枠2番は産業振興課、大枠3番は教育委員会、大枠4番につきましては総務課のほうでお答えいたします。

私のほうではお尋ねの大枠1番、県道29号線について所見を述べさせていただきますが、非常に中城にとっては大変大きな事柄といえますか、今後この県道29号線の拡幅化及び新たな路線がどうしても必要になってくるだろうと思っております。できる限りの要請をさせてもらっているつもりではありますが、やはり議員がおっしゃるとおり、少し具体的に違った観点からやる方法もあるのかなと思っておりますので、いずれにしろその実現に向けて担当課と連携しながら取り組んでいきたいなと思っております。詳細につきましては担当課のほうでお答えいたします。以上でございます。

○議長 新垣博正 教育長 比嘉良治。

○教育長 比嘉良治 大枠3の競技力向上についてですけれども、スポーツの力で学校や地域

を活性化させることは、とてもよいことだと考えています。競技力の向上はよい指導者が必要だと考えています。私は常に、「人は人が育てるものである」という考え方で、教員の人事異動の際に指導力のある、すばらしい教師を配置してもらおうように、中頭教育事務所に何度もお願いをしているところです。詳細については生涯学習課長から答えさせます。

○議長 新垣博正 都市建設課長 仲村盛和。

○都市建設課長 仲村盛和 御質問の大枠1についてお答えいたします。

毎年、中部土木事務所との意見交換会において、県道29号線の渋滞緩和については要望しております。現在、西原町上原交差点から中城村南上原区間の渋滞緩和については、県が調査・対策検討を行っていると同っております。それから宜野湾横断道路につきましては、金城議員への答弁と重複しますが、現在、予備設計の精査中で、総合事務局の実施している将来交通量推計の公表後の推計値を設計に反映させることから、まだ完了しておりません。精査が完了次第、関係者の意見を伺う予定だと聞いております。以上です。

○議長 新垣博正 産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲村武宏。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲村武宏 石原議員の大枠2についてお答えいたします。

以前に田芋発祥地であることをお聞きしまして、観光へつながることからも南上原地区の井水原付近で田芋の栽培ができないか検討したことがありましたが、実施までには至っておりません。今後は自治会の意見も聞きながら、どのような方向性で進めていきたいのかを確認し、関係課と調整しながら検討していきたいと考えております。

○議長 新垣博正 生涯学習課長 稲嶺盛昌。

○生涯学習課長 稲嶺盛昌 石原昌雄議員御質

問の大枠3の①から⑤についてお答えいたします。

まず①、中城中学校部活動の外部コーチについてですが、中学校から推薦をいただいた方々を部活動指導員として教育委員会が委嘱し、指導者謝礼として年間6万円を支給しております。

②の中学校部活動の場所の確保についてですが、村民体育館を含めた吉の浦公園内施設につきましては、村内在住者は利用月の予約を前月の第3水曜日に設定しております、その利用者といろいろ調整もしながら、各部活動で中学校での練習ができない場合などバランスよく吉の浦公園関連施設を利用しており、他市町村に比べ、十分な活動場所は確保できているものと思っております。

③の小学校部活動の指導者について、小学校は部活動と異なり課外活動として行っており、各競技とも父母会などから指導者へ依頼し活動を行っているところでございます。

④スポーツ指導員についてですが、恐らくスポーツ推進員のことだと思いますので、現在12名のスポーツ推進員の方々へ委嘱し、様々な競技で活動しております。今後も中部地区や県協議会の研修会などへ積極的に参加し、スキルアップを図りながら地域へ還元していく活動に努めます。また、スポーツの日などで村民体力測定や各種団体行事へのサポートを行ってまいります。

⑤の指導者の育成・支援について、学校と連携しながら、今後とも部活動指導員を委嘱するとともに、少年野球連盟への育成団体補助金などの支援を継続してまいります。また、村体育協会や総合スポーツクラブなど各種団体との連携を強化するとともに、各競技の上部団体からの情報提供等を積極的に行ってまいりたいと考えております。

○議長 新垣博正 総務課長 與儀 忍。

○総務課長 與儀 忍 人材育成における人事

交流についてお答えいたします。

現在、内閣府沖縄総合事務局との間で令和3年度から令和4年度の2年間、職員を総合事務局に派遣し、総合事務局職員を本村に受け入れております。今後も同様に、沖縄総合事務局、沖縄県等の公的機関や民間企業も含め、様々な人材交流を行っていきたく考えております。

次に研修内容についてお答えいたします。市町村職員研修センターが実施する管理職や中堅職員、新採用職員を対象とした研修に加え、市町村アカデミーなど県外の地方公共団体職員等も参加する研修へ派遣しております。また、庁内におけるオンライン研修など様々な研修を計画しております。令和3年度は民間の研修事業者に委託し、女性リーダーを育成する研修、SDGs研修としてジェンダー平等など実施しております。また、映像オンライン研修ではクレーム対応セミナー、部下等の指導・監督力向上など、コロナ禍においても様々な研修を実施しております。

次に職員の自主的な研修についてお答えいたします。人材育成の観点から個人の自己研さんについても呼びかけているところでございます。自主的な研修全てを把握しておりませんが、個人的に大学の講義の受講や業務に関連する資格の取得など、自己研さんの取組があると承知しております。

次に人材育成計画についてお答えいたします。本村では人材育成基本方針において「意欲と情熱を持って職務に取り組み村民のために果敢にチャレンジする職員」これを理想の職員像として、その育成に取り組んでいるところでございます。現代社会においては、これまでの基本的な行政サービスに加え、SDGsに係る取組や行政のデジタル化など、これまでにはなかった取組とそれを担う人材が求められております。このような多様化する社会需要に対応するため、他機関や民間企業との人事交流や様々

な研修を実施することにより、多方面に対応する人材の育成を図ってまいります。

○議長 新垣博正 石原昌雄議員。

○13番 石原昌雄議員 答弁ありがとうございます。それでは再質問をさせていただきます。

大枠1からです。県道29号線について村長のほうからも、今後の取組についてしっかりやっていくということがありました。本当にこの県道29号線については、すぐに解決ということにはならないかもしれないのですが、課長からもあったように毎年の要望事項を確実に出しながら県に伝えてほしい。もっとまた大胆な案も今後提案していければと。今の状態の拡幅だの修理だのではなくて、もっと大きなことも提案してほしいというふうに思います。あと、東西道路についても、これも国道329号から国道330号につながる、中城村にとっては発展を左右する計画の道路なので、早急な進捗を期待します。担当課としてもぜひいろいろな情報をまめに捉えていって、早め早めに全体に、特に庁内の状況については全体に早めに動きを発信してほしいというふうに思います。村が積極的に関わることで県の作業も進んでいくと思います。県事業等になると県議会議員からも情報を収集して、そういう活動も村だけの力ではできないので、進めていってほしいということで要望を言っておきます。あと、東西道路と高速道路のインターチェンジの計画が別途にあるというのは前から聞いているところなんです、実際のところはどれぐらい東西道路とインターチェンジの計画がかぶさるのか。そういう情報があれば教えてください。

○議長 新垣博正 都市建設課長 仲村盛和。

○都市建設課長 仲村盛和 お答えします。

東西道路とこのインターチェンジを一緒の形で進めている状況ですので、現在、そういう協議とかその辺が持たれていませんので、まだ進捗はないと見ております。

○議長 新垣博正 石原昌雄議員。

○13番 石原昌雄議員 分かりました。一緒に進められているということであれば、その情報が分かり次第お願いします。特に南上原地区とか北上原地区はそのエリアに入っているわけですから、地域としては非常に声があるのです。計画は進んでいるのかいろいろ。ぜひ情報は早めにやってほしいと思います。よろしくお願いします。

大枠2のほうですが、自治会のほうにも有志の方々が田芋の発祥地については非常に関心が高く、その場所をもっと知らしめる必要があると。歴史的に重要な問題であり知らしめたいと。そういうこともあるので、村としても観光資源の開発の一点としてでもいいし、いろいろな角度から前向きに捉えてもらって、例えばモニュメントをつくるとか、あるいは表示板を設置するとか、あるいは見本としての田芋の水田を計画するとか、産業振興課も一緒ですが、そのほかの部分も相談しながら、ぜひこれも検討してほしい。自治会とはもっとコミュニケーションを取ってほしいと思うのですが、そこら辺をもう一度お願いします。

○議長 新垣博正 産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲村武宏。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲村武宏 議員がおっしゃるとおり、自治会ともう少し連携を取りながら進めていきたいと思います。今考えている関係課とは、モニュメントの設置とか看板の設置、あるいは水道タンクのほうに田イモの発祥地の絵を描かせたりというのを提案している状態で、今後また自治会と連携を密にしてやっていきたいと思います。以上です。

○議長 新垣博正 石原昌雄議員。

○13番 石原昌雄議員 そういうふうに糸蒲の地というのが、そういう形で今後、私的には観光資源としても、または娯楽の視点としても、今、子供たちもずっと土日はいっぱいなのです。

平日の夕方も。ですから、そういうところでその場所のよさとか発祥について、ぜひやっていただきたい。自治会も多分そのように計画をしながら要請が出ていると思いますので、よろしくをお願いします。

大卒3番の競技力向上について再度質問をしていきたいと思います。教育長からもありましたように、競技力の向上については私的には小学生とか中学生の早い時期から始めていかなければなかなか競技力につながらないと思っています。特にコーチの力が大きいと教育長もおっしゃっていました。現在の外部コーチの導入についてですが、学校から上がってきてという部分で……、何名でしたか、14名。そういうふうに各コーチがいるんですけども、もっと積極的に力を入れてほしい。常にそのコーチ陣の声も学校だけに頼るのではなくて、教育委員会全体としても課題とか、そういうのも酌み上げていかないと、例えば月に6万円でいいかなではなくて、それ以外に消耗品費が必要ですよとか、何が必要ですよとか、そういうところも会話の中で酌み取っていきながら、コーチを支えていってほしいと思います。そこら辺についてはどうですか。

○議長 新垣博正 休憩します。

休 憩（14時52分）

~~~~~

再 開（14時53分）

○議長 新垣博正 再開します。

生涯学習課長 稲嶺盛昌。

○生涯学習課長 稲嶺盛昌 お答えいたします。

現在、部活動指導員につきましても先ほど答弁いたしました。年間6万円でございますが支給させていただいて、さらに各競技によって、その上部団体、例えば私はバスケットボールなのですが、バスケットボール協会とか、その辺の審判講習会、指導者講習会、また野球においても同じように。陸上においても同じように。

さらに中体連という組織であったり、そういったところでの情報提供は積極的に行いながら、また教育長含め学校現場の先生方からの情報提供もしっかり連携しながら、中学校の部活だけではなくて小学校の部分の少年野球につきましても、少年野球連盟からの情報をいただいたりとかもしながら、できる限りの野球教室であったり、昨年も12月暮れに与田中日前監督をお呼びしての勉強会とかも実施しましたし、今後も積極的にこういった指導者を育成するということは情報を含めしっかり発信していきたいと考えております。

○議長 新垣博正 石原昌雄議員。

○13番 石原昌雄議員 こういう取組が子供たちにとっては非常に力になっていくと思います。外部の招聘するコーチも取り入れているようですけれども、子供たちにとっては特別コーチとしてオリンピック選手だったとか、あるいは県チャンピオンだったとか、国体の選手だったとかという特別なコーチが来ると、絶対に気持ちが高ぶるので、そういう取組は今まで以上に積極的に力を入れてほしい。恐らく今のプロ野球の何とかというチームも外部コーチということで、選手の意気を上げるための方法だと思います。ぜひそういうこともさらにやってほしいと思います。あと、小学生の部活動については課外活動ということで終わっているのですが、教育委員会としてはもう少し課外活動で終わらせるのではなくて、ある意味では小学校の部活動も外部コーチがやっているようなものですから、そういう団体でも中城村は気を配って、目を配って、そこに何が必要かということも、もっと積極的にやっていかなければ、例えば少年野球連盟にはそういうふうにするんだけど、ほかのバレーボール連盟とか、バスケットとかサッカーとか、そういうところも一つ一つ連盟がないところはどのようにするのかということも課題になってきます。そういう面で

いくと、小学校の部活動についても、ある程度支援体制をもう少し練り直してほしいと思います。そこについてお願いします。

○議長 新垣博正 生涯学習課長 稲嶺盛昌。

○生涯学習課長 稲嶺盛昌 石原議員の御指摘、助言といえますか、しっかり少年野球連盟だけではなくて、中城村でも私の分かる範疇でもバレーであったり、バスケ、バドミントン、サッカー、空手、小学生によっては個人種目でボクシングをやっている方とか、いろいろな方々がいて、実際はそういう民間のクラブに加入をして競技力向上に努めたりとかもございしますが、小学校現場において学校教育から離れた部分で地域でこういった関わり方があるかも含め、今御指摘、助言のあったように教育委員会、生涯学習課の中でどういう取組ができるかしっかり検討させていただきたいと思います。

○議長 新垣博正 石原昌雄議員。

○13番 石原昌雄議員 ぜひ、そこら辺にも今後また目を配ってくれると助かります。さっきのスポーツ推進員ですね、名称を間違えて失礼しました。スポーツ推進員の活躍の場についてもですが、なかなか村民としてはスポーツ推進員を見るチャンスが少ないというイメージも多少あります。そういう面では、もっと村民に対してこういう人たちが地域で頑張っているんだよというところの場を今後増やしてほしいと思います。いろいろあるかとは思いますが、ぜひそれを課のほうで、スポーツ推進会議のほうでも提案をお願いします。

あと、指導者の育成支援についてですが、教育長に追加して答えてほしいのは、指導者の育成についてですが、教育長なりに何かいい考えがありましたらお願いします。

○議長 新垣博正 教育長 比嘉良治。

○教育長 比嘉良治 実は今、部活動の方向性としては、令和5年度から土曜日曜を中心に学校現場から離す方向で進んでいます。というの

も教員の多忙化防止という観点で、将来的には外部から指導者をという方向で進んでいます。私が今やっていることは、いい指導者を人事異動で中城村に配置してもらいたいということで、所長はじめ人事の担当と何度も話し合いをしています。また主幹も一緒に中頭教育事務所にもお願いに行っています。いい指導者を配置してもらえるようにするのが、私の仕事だと考えています。部活動が社会体育のほうに進んでいますので、ますます体協の各専門部との連携が必要になってくるのではないかと思います。それと指導者の確保、これが一番大きな課題です。中学校だと15の部活があるとしたら15名必要になってきます。そういうところが今、大きな課題なのかなと考えています。

○議長 新垣博正 石原昌雄議員。

○13番 石原昌雄議員 教育長の思いが伝わりました。ぜひ一緒にこの競技力向上についても、私のエリアの中ではスポーツを中心に村を活性化できるというジャンルに今取り組んでいるので、スポーツを中心にいろいろなことが一緒にできたらと思いますので、また今後もよろしくをお願いします。

最後に大卒4、人材育成についてですが、人事交流がなされているということで答弁がありまして、イメージ的には人事交流は受け入れが中心になっているのかなと思うのですが、そこら辺はどうですか。

○議長 新垣博正 総務課長 與儀 忍。

○総務課長 與儀 忍 お答えいたします。

これまでにつきましては、逆に派遣という形が多くて、他組織からの受入れというのがなかなかなかったというのが現実です。令和3年度から2か年間に関しましては沖縄総合事務局から職員を採用しております。

○議長 新垣博正 石原昌雄議員。

○13番 石原昌雄議員 イメージ的には人事交流はここから派遣したり、あるいは受け入れ

たりという両方があると思うのですが、今は受け入れるほうがあったりして、ある意味では中城村が外からの力を吸収できるチャンスだと思っております。併せて、これまで例えば県庁に研修という形で派遣があったのですが、そういう計画についてはいかがですか。

○議長 新垣博正 総務課長 與儀 忍。

○総務課長 與儀 忍 お答えいたします。

これまで沖縄県の市町村課を中心に職員を派遣しておりました。延べ人数としましては15人から20人ぐらい、たしか派遣していると思えます。もちろん外部から人材を投与して村の活性化、あるいは村の行政力の向上につながると、そういうことがございますので、県につきましても今後とも派遣を検討していきたいというふうに考えております。

○議長 新垣博正 石原昌雄議員。

○13番 石原昌雄議員 ありがとうございます。その中で、今は職員の面が重くなっている、例えば職員の人事配置や人事異動について少し確認させてください。例えば職員の中で、技術職で採用されている人が今何人いるか御存じですか。

○議長 新垣博正 総務課長 與儀 忍。

○総務課長 與儀 忍 お答えいたします。

手元に資料がありませんので、即答はできませんけれども、採用当時は技師としての採用がありますけれども、途中途中で管理職への昇任であるとか。そういうことで技師の職員というのは少なくなっている。それが現状でございます。

○議長 新垣博正 石原昌雄議員。

○13番 石原昌雄議員 突然の質問で数字を言ってますみません。困るかなとは思ったのですが聞きました。そして実際、一般職に配置替えになっている技術職員も結構いるかと思うんです。できたらそういうところも総務課のほうでは把握してほしいと。というのは、技術職

で採用されて、今どこでうろろしているのかも分からないというイメージも、外部から見てですよ。そういうところもあるので、その人が一般職なのか技術職なのかというのが分からないわけです。そういうところの部分を把握してほしいと思います。

もう一つは、技術職員も一般職の部分を経験させるというのは大変重要なことだと思います。これは大いによろしいかと思うのですが、でも一定程度きたら、やはりこの技術職を戻して、その技術を必要とする所に戻してあげないと、せっかくこの人がここに戻ったら、今、村長の施策の一番活躍するところかもしれないのに、そのまま一般職で流れていっているようなイメージもなきにしもあらずです、ある意味で。ですから、そういうところの技術職の把握、本当にイメージ的には村長がやるときは技術職を中心とした、表現は悪いですが箱物的になると技術職が必要なんです。そういう人たちをもっと1か所にぎゅっと集めて特殊な課を、チームをつくってやっていくと、もっと活気があるのではないかなと。本人たちも、ある意味では口には出さないけれども残念がっていると思います。そういうことで人事異動についての配置ですね。ぜひやってほしいし、今後またそういうことについて何か基本的な取決めみたいなものをつくるか、ありましたら紹介してください。

○議長 新垣博正 総務課長 與儀 忍。

○総務課長 與儀 忍 お答えいたします。

一番最後の質問から、現時点で取決めというのは存在いたしません。ただ、石原議員の今質問の中でありました技術職を本来の技術職に戻す。それは基本的にはそのとおりであるというふうなことで考えております。職員の中で一般職の方が技術的職をやる場面もございます。もちろんその逆もございます。できるだけその職員のレベルが上がるような方策を考えていきたいというふうに考えております。

○議長 新垣博正 石原昌雄議員。

○13番 石原昌雄議員 そうすることで、できるだけ専門の職種を十分に生かしてほしい。先ほどありましたように県庁に出向していく職員についても、帰ったときについては関連のあるポジションに配置してほしいなど。研修してきたけれども、勉強したけれども役場でそれが生かせるチャンスが少ないというのは非常にもったいないような気がします。そういうところも今後計画の中に、あるいはそういうマニュアルみたいなものを簡単にでもいいのでつくって、これをできるだけ事務引継ぎしながら三役でやってほしいと思います。多分、総務課のデータが副村長に行って、村長に行くと思うので、そういうところの部分もぜひ頑張してほしいと思います。

あと、先ほどの女性リーダーの件で総務課長から答弁がありました。女性の管理職の育成についてもっと力を入れてほしいと思います。村長、今回1人終わって1人女性課長ということですが、今後のお考えがあれば。女性の管理職育成について。

○議長 新垣博正 村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 お答えいたします。

以前にも少し答えた覚えがありますが、実はもう女性の優秀な職員を非常に多く輩出しております。今後は逆に男性をもっと課長にしたほうがいいのではないかという時代も来るのではないかと思うぐらいの、非常にいい傾向、傾向というか女性の力が非常に際立った形になっているのもまた事実でございますので、言えることは、優秀な人材を投与する。これがまず第一でございます。性別は別にしてもですね。優秀な人材の中に今後、中城村役場は女性も随分増えてくるだろうという予測がつきますので、非常に明るい未来ではないかなと思っております。

○議長 新垣博正 石原昌雄議員。

○13番 石原昌雄議員 村長がそういう思いであるのでほっとしています。人材育成と人材育成基金について少し。直接的に関係はないのか、あるのか伺います。せっかくの人材育成基金ということがあるので、この人材育成については、あらゆる面の人材育成に尽くしてほしいと。今議論しているのは、どちらかというところ、人材育成は役場職員の人材をベースアップするというイメージに。小さいイメージです。だけど、そうではなくてそのほかの人材育成。農業関係、あるいは商業関係。いろいろなところの人材育成に今後力を入れることができるのではなからうかと思えます。こういう人材育成基金というのは、今は学生の派遣とかそういうところには使っていますが、大人にはまだ言っていませんね、使っていないですね、ある意味では。だから、大人にもこの人材育成基金が生かせるような事業もぜひ見つけてきてほしいと。私たちも見つけたら提案します。ぜひ大人でも使える人材育成にしてほしいというふうに希望します。以上、質問をして、この質問を終えながら、また今後の住民サービスがさらに充実することを希望します。

最後になりますけれども、私からも本年度で定年退職を迎える知名課長、荷川取課長、本当に労をねぎらいます。御苦労さまでした。これも引き続き中城村のために御協力をお願いします。以上で私の一般質問を終わります。

○議長 新垣博正 以上で、石原昌雄議員の一般質問を終わります。

以上で、本日の日程は全て終了しました。

本日はこれで散会いたします。御苦労さまでした。

散 会（15時12分）

令和4年第3回中城村議会定例会（第20日目）

招 集 年 月 日	令和4年3月4日（金）			
招 集 の 場 所	中 城 村 議 会 議 事 堂			
開 会 ・ 散 会 ・ 閉 会 等 日 時	開 議	令和4年3月23日（午後1時30分）		
	散 会	令和4年3月23日（午後3時43分）		
応 招 議 員 (出席議員)	議 席 番 号	氏 名	議 席 番 号	氏 名
	1 番	安 里 清 市	9 番	比 嘉 麻 乃
	2 番	新 垣 修	10 番	安 里 ヨシ子
	3 番	渡 嘉 敷 眞 整	11 番	仲 松 正 敏
	4 番	屋 良 照 枝	12 番	金 城 章
	5 番	桃 原 清	13 番	石 原 昌 雄
	6 番	玉 那 覇 登	14 番	伊 佐 則 勝
	7 番	新 垣 貞 則	15 番	新 垣 善 功
	8 番	大 城 常 良	16 番	新 垣 博 正
欠 席 議 員				
会 議 録 署 名 議 員	14 番	伊 佐 則 勝	15 番	新 垣 善 功
職 務 の た め 本 会 議 に 出 席 し た 者	議 会 事 務 局 長	比 嘉 保	議 事 係 長	根 間 忠
地 方 自 治 法 第 121 条 の 規 定 に よ る 本 会 議 出 席 者	村 長	浜 田 京 介	こ ども 課 長	金 城 勉
	副 村 長	比 嘉 忠 典	企 画 課 長	比 嘉 健 治
	教 育 長	比 嘉 良 治	都 市 建 設 課 長	仲 村 盛 和
	総 務 課 長	與 儀 忍	産 業 振 興 課 長 兼 農 業 委 員 会 事 務 局 長	仲 村 武 宏
	住 民 生 活 課 長	義 間 清	上 下 水 道 課 長	知 名 勉
	会 計 管 理 者	荷 川 取 次 枝	教 育 総 務 課 長	我 謝 慎 太 郎
	税 務 課 長	大 湾 朝 也	生 涯 学 習 課 長	稻 嶺 盛 昌
	福 祉 課 長	照 屋 淳	教 育 総 務 課 主 幹	宮 城 政 光
	健 康 保 険 課 長	仲 松 範 三		

議 事 日 程 第 6 号

日 程	件 名
第 1	一般質問

○議長 新垣博正 これより本日の会議を開きます。

(13時30分)

日程第1 一般質問を行います。

質問時間は答弁を含めず30分以内とします。

それでは通告書の順番に従って発言を許します。

最初に、桃原 清議員の一般質問を許します。

○5番 桃原 清議員 皆さん、こんにちは。議長の許可を得ましたので、議席番号5番桃原清、通告書に従い一般質問を行います。通告書を読み上げて質問に入ります。

大枠1、維持管理(除草)について。沖縄県は令和3年度に、県道の20%の範囲で雑草を20センチ以上伸ばさないよう管理をするという内容での委託契約の試験的实施をしているということです。中部土木事務所は、うるま市を対象として行っています。令和4年度には、同様の試験的实施を50%の範囲で行う予定で、その中には県道29号線(南上原から登又区間)が含まれるとの情報があります。大変結構なことだと思います。さて、ここで伺います。①村では、除草の維持管理について、どのような計画になっているのか伺います。

大枠2、MICE関連について。①沖縄県は、令和4年2月にMICE施設の規模を当初予定の3万平米から1万平米に規模を縮小するPFI事業を採用するとしているが、縮小の理由の1つに、施設利用の頻度を高める為というものがあります。こういう状況の中で、サンライズ協議会においては、何か新しい取決めがあったのか。現在の進捗はどうか伺います。②以前一般質問において、自転車道整備について道路標示の提案等したことがあります。その後の整備計画の進捗について伺います。

大枠3、国道329号のバス停設置について。

①泊バス停設置の進捗状況について伺う。②奥間バス停設置の進捗状況について伺う。

大枠4、農振地域の見直しについて。①本村

においては、現在、中部広域都市計画区域への移行を進めているが、その如何にかかわらず農振地域の見直し(除外申請)は必要である。現在の村の一部除外申請、全体除外申請の予定について伺う。以上、答弁をお願いいたします。

○議長 新垣博正 村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 それでは桃原 清議員の御質問にお答えをいたします。大枠1番につきましては都市建設課、大枠2番につきましては企画課、大枠3番につきましては総務課、大枠4番が産業振興課のほうでお答えいたします。

私のほうではお尋ねのMICE関連について所見を述べさせていただきたいと思いますが、去る議会でも答弁させていただいたと思いますが、議員が御質問の3万平米から1万平米への規模を縮小するということが新聞に大きく出されました。我々としましたら、今まで暗礁に乗り上げていた部分が前に進みつつあると、あるいは一步前に進んだという解釈でこれから臨んでいこうということで、サンライズ協議会の中でもこれから県と一緒にいろいろなアイデアを出しながらやっていきたいと思います。ここで会議も終えております。ここにも御質問ありますけれども、特にPFIを採用するというに至っているようですので、その業者選定も含めて、これから令和4年度についてはそれが主になってくるだろうということまでは確認をしております。また、いろいろな取決め事が決まりましたら、議会の中でまた御報告申し上げたいと思っております。詳細はまた担当課のほうでお答えいたします。以上でございます。

○議長 新垣博正 都市建設課長 仲村盛和。

○都市建設課長 仲村盛和 それでは大枠1についてお答えいたします。

村道の道路の除草については、歴史の道、潮垣線、安里中央線、糸蒲公園を中心に環境美化職員6名で除草作業を行っております。それ以外の村道についても、現場確認時や問合せによ

る要望等、作業日程を調整し対応しております。以上です。

○議長 新垣博正 企画課長 比嘉健治。

○企画課長 比嘉健治 それでは、桃原 清議員の大枠2についてお答えします。

今回のMICE施設の規模縮小に伴う東海岸地域サンライズ推進協議会での新たな取決め等は特にございません。重要なことは適切な規模・適切な運営が可能な施設の立地を実現することであると考えております。東海岸地域サンライズ推進協議会としましても、これまでどおり施設建設が早期に実現するよう沖縄県と連携し取り組んでいきたいと考えております。

自転車ルートの標識等の設置につきましては、昨年9月から設置場所の検討を始め、4町村の全体で21か所、中城村内は11か所の設置となっております。道路標示方法については、看板タイプ並びに路面標示タイプの2通りの方法となっており、今月末の完了予定となっております。以上です。

○議長 新垣博正 総務課長 與儀 忍。

○総務課長 與儀 忍 国道329号のバス停設置についてお答えいたします。

泊バス停の修繕、奥間バス停の設置につきましては、南部国道事務所へ要請を行ってまいりました。昨年の打合せで、那覇向け泊バス停については、令和3年遅くても令和4年には修繕できる見込みであると、そのような返答がございました。現段階で設計については既に完了していることから、令和4年度中に設置できるよう検討しているということでございます。沖縄市向けバス停につきましては、一部が国外居住者の民有地となっていることから、修繕が難航しております。村としても修繕できるよう何らかの支援をしたいと考えております。奥間バス停につきましては、令和4年度中には設置できるということでございます。

○議長 新垣博正 産業振興課長兼農業委員会

事務局長 仲村武宏。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲村武宏 桃原議員の大枠4の①についてお答えいたします。

一部除外につきましては、従来どおり年2回、上期、下期を受け付けてしております。それで業務を行っております。全体見直しにつきましては、令和4年度に基礎調査業務を発注し、令和7年度までに新しい村の農業振興地域整備計画を策定したいと考えております。

○議長 新垣博正 桃原 清議員。

○5番 桃原 清議員 まず大枠1、現在村内においては、年2回の一斉清掃、草刈りが行われていますが、場所によってはボランティアの草刈りレベルでは対応できないようなところもございます。例えば、この安里の上の北上原のハンタ線のように、緩やかなカーブで交通量が多い、車はスピードを出す。こういうところは危なくて、ちょうど道路工事をするようにカラーコーンなどでちゃんと規制をしないと草刈りも危ないんです。そういうところとか、あとは高速道路の側道、南進線、それと榕原線とか石嶺線とかありますけれども、ここは以前も一般質問で確認をしたんですけれども、村管理でやっているというところなんです、この高速道路の横というのは道は広くはないんですが、両方からススキとか雑木が生えてボランティアの草刈り程度では間に合わない。令和3年度には自治会長からも要請は出ているはずですが、除草の難しい場所はぜひ村のほうで対応をしていただきたいと。

ここで伺いますけれども、この1年の間に南伸線で実際除草をしたことがあるか。また、こういう問題の箇所は、自治会からの要望がなくても巡回をして現場に除草に入るといったことはできないか。その2点を伺います。

○議長 新垣博正 都市建設課長 仲村盛和。

○都市建設課長 仲村盛和 お答えします。

まず南伸線については、延長が結構長いものですから、部分的に除草作業は入っております。ただ全体的にはできていない箇所もあるかと思いますが、除草作業としては入っております。それから作業が困難な場所とかでありますと、連絡をくれれば我々のほうでも対応します。

○議長 新垣博正 休憩します。

休 憩（13時43分）

~~~~~

再 開（13時44分）

○議長 新垣博正 再開します。

都市建設課長 仲村盛和。

○都市建設課長 仲村盛和 お答えします。

現在も、不定期ではありますが道路パトロールは行っております。その場合に危険箇所とか除草が必要な場所とかを選定して作業は行っていますが、まだ全体的に行き届かない場所もあるかと考えております。

○議長 新垣博正 桃原 清議員。

○5番 桃原 清議員 高速道路の側道というのは南上原から新垣辺りまでで、大変危ない箇所がたくさんありますので、道は広くないけれども見えない、視界が悪いと。そういう状況のところはたくさんありますので、そこは気をつけて管理をしていただきたいと思えます。その件はよろしく願います。

続きまして大枠2、MICE関連について再質問をいたします。今、自転車活用推進法という法律があります。この内容は、交通の機能の維持、健康の増進を図ると。これを重要課題として、目的は自転車の活用を総合的かつ計画的に推進すること。自転車専用道路、駐輪場、シェアサイクル設備の整備。これは本村でも行ってはおりますけれども、シェアサイクル設備の整備を行い、自転車活用推進計画を制定することを旨とするというふうにこの法律がありますけれども、これにつきまして沖縄県は、沖縄県自転車活用推進計画を策定しております。

その計画の中でも、観光の項目のところでは東海岸においても与那原町、西原町、中城村、北中城村で構成する東海岸サンライズ推進協議会において、令和2年にサイクリングルートを設定しています。今後は本ルートにおいて看板設置、路面標示を行うことやイベントの開催等を検討していますと、そういうふうに沖縄県の資料の中に書かれてはいるんですが、こういうふうには書かれてはいますけれども、サンライズ協議会の与那原、西原、中城、北中城で自転車活用推進計画の策定について策定した町村があるか。もう一つは、サンライズ協議会の中で、この自転車活用推進計画の策定について、議題として持ち上がったことがあるか伺います。

○議長 新垣博正 企画課長 比嘉健治。

○企画課長 比嘉健治 お答えします。

議員おっしゃる自転車活用推進法、それにおいて、国においても国土交通省で計画が策定され、県においても道路管理課において計画が令和3年3月に策定されていると認識はしておりますが、サンライズ推進協議会の4町村においてははまだ策定はされていないと認識しております。中城村においてもまだ策定はされておられません。議題としてもこれまで私の記憶する中では伺ってはいないと考えています。以上です。

○議長 新垣博正 桃原 清議員。

○5番 桃原 清議員 以前にも一般質問の中で話をしたことがありますが、車の運転手は、たまに見かけるような左側にサイクリングルートですよという標識があったにしても、この自転車と自分の車の距離を測って注意することというのはなかなか難しいんですよ。その意識が運転手にあるかどうかというのもあやふやですし、自転車と自分の距離というのはなかなか分かりづらいもので、それで、今は名護市を含む北部や最近は中部でも見受けられますが、路面に全部色を塗らなくてもいいんですが、線を引くとか、あと見かけたことがないですか、自転

車のマーク、あれとか、この間も話をしましたけれども羽のような、あれは矢羽根というんですが、北部でよくこの範囲は自転車の通行帯ですよという場合に矢羽根が書かれているのがあるんですが、そういう路面標示の施工をぜひ進めていただきたい。安全面においては今後絶対必要になりますので、今後このサンライズ協議会がMICE施設関連での発展を望むのであれば、このサイクリングルートを充実したものにしていけるのであれば、4町村でそれぞれ自転車活用推進計画の策定をし、補助金なども活用し、サイクリングルートの整備を進めていくことは絶対必要だと思います。それで、施策決定などは課長には権限がないものですから、村長ぜひ先頭に立って、このことを進めていただけないですか。それと、サンライズ協議会の中でも担当職員の話の中ではこういうことは進まないと思うので、各首長が集まる会議の中で、村長のほうが提案をしてぜひ進めていただきたいと思うのですが、村長どうですか。

○議長 新垣博正 休憩します。

休 憩（13時51分）

~~~~~

再 開（13時51分）

○議長 新垣博正 再開します。

村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 お答えいたします。

今ちょっと確認したんですが、実は先月か先々月だったかと思いますが、雨で中止になりましたけれども自転車のサイクリングの4首長による模擬コース試走といいますか、そういうものがありました。これも議員おっしゃるように、サイクリング、自転車の普及をしていこうということの一環だということを確認したら、そうだとということでございますので、時宜を得た御提案だと思いますので、早速この話は次の協議会にでも図ってみたいと思いますし、恐らくですが、私も中学校以来自転車に乗っていま

せんけれども、多分あれは乗れるというものは確認しておりますので、一度体に覚えているのはですね。そういう意味では普及にどんどんつながっていけるようにこちらも努力していきたいと思っております。

○議長 新垣博正 桃原 清議員。

○5番 桃原 清議員 このMICE施設の進捗については急に国が止まってしまって一時期止まったことがあったんですが、今年度に入ってから県が確実に動いて進めていくという姿勢に変わっていますので、ぜひ今のサイクリングルートについてもしっかりしたものに、充実したものにできるように、村長お願いします。大枠2は以上です。

大枠3について、再質問を行います。おおわく3につきましては、2年半ほど前から南部国道事務所で私は交渉を行ってまいりまして、申請をしてですね。去年の8月25日の段階で交通対策課長と交渉した際に、南向けバス停は、ただいま課長が答弁したように令和3年度に設計、令和4年度に設置工事ができますよということだったんです。北向けバス停についても去年の8月25日の段階では、この交通対策課長は簡易の屋根、簡易のベンチであれば令和4年度に設置できますという、去年その返事でしたけれども、今年の2月15日に行きましたら、やはり設計のために調査をしたところ、泊の北向けのバス停は簡易の屋根、ベンチを設置しても今あるバス停が大変危険であると。安全性についてはそのまま使用することはできないということで、新規設置をしないといけないとの話を先月2月15日にやっていました。泊の北向けのバス停を設置する場合は、今の場所は歩道の幅が狭くて、手前のほうは国道の敷地なんですけど、後ろのほうは民地に基礎を設置しないといけないという話になりまして、国道事務所は中城村のほうで許可を取ってもらえれば設置ができるとの話をしておりました。ボールは村に投げられたとい

うことですね。ただ、ここで提案なんですけれども、国道の道路台帳を見れば分かるんじゃないかと思うんですが、泊の車道、歩道の幅が上から下まで同じ幅でいっているのであれば今のバス停の後ろのほうの地主が、村ですぐに約束ができないようであれば前後にずらして設置することも可能ではないか。もちろん手前は国道の土地に基礎は設置しますが、奥、後ろのほうは民地に設置しないといけないので、そのとき同じ幅であれば前後をずらして民地のところの基礎半分をつけてもらえないかという話ができる地主であれば少し移動しても進めていくことはできないかと思いますね。総務課長、今の内容で国道事務所と交渉してもらえますか。両方でちょっと話が違ったりするので対等に、課長、国道事務所と交渉をしてください。どうですか、今の話。

○議長 新垣博正 総務課長 與儀 忍。

○総務課長 與儀 忍 先日も南部国道事務所の担当係長とお会いする機会がございました。国道事務所としてもバス停設置は喫緊の課題であるという、そういう認識をしているということが確認できました。これまでも様々な交渉はやっておりますけれども、今議員から提案があったとおり、これが最前の策であればそういう提案をしていきたいと考えております。向こうの担当とは、新年度に入りまして直接現地でその調整をしましょうというようなところまでは今話が進んでいるところでございます。

○議長 新垣博正 桃原 清議員。

○5番 桃原 清議員 では、泊のバス停については、総務課長、今後も頑張って交渉を続けてください。

続きまして奥間のバス停について。奥間のバス停は先ほど課長からもあったように、もう設計などは終わっているのですが、奥間のバス停自体の場所が改良工事、拡張工事をされた場所なので、ああいうところは大体新規バス停の設置は

される場所なので、そのまま予定どおり進むとは思われます。国道事務所は確定しない限りははっきり言わないので、4月以降に予算がつけられれば設置しますとは言っていましたが、奥間のバス停は多分今の状況で大丈夫じゃないかと思えますね。バス停につきましては以上です。

次に大枠4、農振地域の見直しについて。農振地域の見直しは、一部見直しと全体見直しがありますけれども、前に全体見直しの間は一部見直しはできないんじゃないかという話を聞いたことがありますけれども、それは事実なのか伺います。

○議長 新垣博正 産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲村武宏。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲村武宏 お答えします。

全体見直しにかかっている途中は一部見直しができないことになる可能性があります。

○議長 新垣博正 桃原 清議員。

○5番 桃原 清議員 ただ、今年から全体見直しが始まるということですよ。これは調査から始まるということなんです、じゃあこの全体見直しが始まった場合に、一部見直しができるできないの制約がかかるのは大体、これはもう確約というのはないので、大体いつ頃からいつ頃までになるかとか、今見当はつきますか。

○議長 新垣博正 産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲村武宏。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲村武宏 今、産業振興課で進めているのは、とりあえずは予算も今回通りました。令和4年度に基礎調査に取りかかろうとしております。それで、県との話にもなるとは思いますが、上期の部分に関しましては一部除外は可能だと思います。それ、基礎調査を行ってスタートした場合には、下期の分でこの受付ができるかというのが課題となりますので、村のいろいろ計画もあるとは

と思いますが、それと調整しながら全体見直しの工程に移っていきたいと思います。

○議長 新垣博正 桃原 清議員。

○5番 桃原 清議員 全体見直しが始まったとして、今年の下期から制約がかかったとして、この期間はどのぐらいかかるものですか。

○議長 新垣博正 産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲村武宏。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲村武宏 一概には言えないんですが、基礎調査を行いまして住民説明会、そこらで簡単に終わるのか、まだその辺の工程が読めないことと、それがクリアして今度は沖縄県の事前協議に入りますので、産業振興課としましては約3年をめどに進めていきたいと考えております。

○議長 新垣博正 桃原 清議員。

○5番 桃原 清議員 3年後ということは約2か年間はもう一部見直しができないということなんですか。分かりました。

あと、今お話を聞いたような感じで進めていく場合に、例えば村内の地主全員に告知をしないと、聞いていなかったとか、こんなレベルではないですよ。ですから告知はどういうふうに行うのか教えていただけますか。

○議長 新垣博正 産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲村武宏。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲村武宏 告知につきましては、農地を持っている方々はもちろんですけども、広報紙なり、また防災無線、ホームページなりで告知したいと考えております。

○議長 新垣博正 桃原 清議員。

○5番 桃原 清議員 今の答弁で理解できました。ありがとうございます。以上をもちまして私の一般質問は終わります。以上です。

○議長 新垣博正 以上で桃原 清議員の一般質問は終わります。

休憩します。

休 憩（14時04分）

~~~~~

再 開（14時15分）

○議長 新垣博正 再開します。

続きまして、伊佐則勝議員の一般質問を許します。

○議長 新垣博正 伊佐則勝議員。

○14番 伊佐則勝議員 ハイサイグスーヨー、チューウガナビラ。これより、通告書に基づきまして一般質問を行います。

大枠1番、施政方針について。今回は施政方針の中から特に新たなまちづくりというテーマをメインとしてお聞きしたいと思っております。令和4年度一般会計予算をはじめ関係諸議案の上程と、村政経営に対する基本的な考え方として施政方針が示されました。以下、伺います。

「新たなまちづくり」の中で、沖縄県の次の50年をより飛躍させるためにも、中城村の土地利用は変革の時を迎えており、新たなまちづくりは単に村の発展に留まらず、県の今後を左右する大きな挑戦である。土地利用の新たなステージとなる中部広域都市計画区域へ移行することは、重要な責務であると考えている。新たな「沖縄振興計画」や「東海岸サンライズベルト構想」の実現に向けて、中城村のまちづくりに邁進していく決意を述べています。村長の所見を伺います。あるたけの思いを述べさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

大枠の2番、中部広域移行に向けて。那覇広域都市計画区域から中部広域移行に向けての進捗状況について伺います。①中城村都市計画マスタープランの改定版策定は。②市街化調整区域の地区計画は。③北中・中城両村の共同のまちづくり計画策定は。まちづくり関係につきましては、今回何名かの質問がありますけれども、ひとつ答弁をよろしくお願ひしたいと思ひます。

大枠の3番、感染対策について。こちらのほ

うで質問の相手方で教育長が抜けていますので、挿入してもらいたいと思います。①新型コロナウイルスによる感染が増加傾向の中、県内でもオミクロン株の亜種（BA・2）の感染が確認されております。オミクロン株の1.4倍の感染力があるとのことですので、感染再拡大が懸念されます。60歳未満の3回目ワクチン接種を可能であれば前倒しで早めの接種促進対策が取れないか伺います。②感染症対策として、PCR検査・抗原検査予算を確保して再実施する検討の余地はないか伺います。③現況の新型コロナウイルス感染者は、10歳未満や10代の感染率が高い傾向にあり、県は学校PCR検査を外部委託して再開し、小中学校については各教育委員会の判断に委ねることですが、本村の対応について伺います。以上、簡潔明瞭な答弁をお願いします。

○議長 新垣博正 村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 それでは、伊佐則勝議員の御質問にお答えいたします。

大枠の2番のほうは都市建設課、大枠3番につきましてはこども課、健康保険課、教育委員会のほうでお答えいたします。

大枠1番の施政方針について村長の思いの丈をとということでございますので、時間の関係でかいつまんでお話をさせていただきますが、議員も御承知のとおりこの2年間、新型コロナウイルスに振り回された2年間だと、失われた2年間とは言いたくはありませんけれども、いろいろな事業がそこで足踏みをしている状態が続きました。あえて今年度の施政方針に、さありスタートだという思いを込めて初志貫徹という言葉を使わせていただきました。やはり今議会でも議論になっております特に中学校移転、商業施設の誘致、それが基本になっていきながら、子供たちの小学校の建設も含めて、そして何といたしても新しい役場を中心とした、地域的には安里、当間を中心としたまちづくりは非常に大事な部分になってくるものだと思います。

もうそろそろ着工しますけれども隣では認定こども園が出来上がりますし、この近辺に中学校があったり、そして体育施設も全てありますし、そこに商業施設も近くにあつて、こういうすばらしい施設が近くにあるということは大きな発展につながると思っておりますので、それもこれもその枝葉を彩るものは中部広域への移行だと自負しておりますので、その実現に向けて頑張っていきたいと思っております。ちなみに、県の謝花副知事へも、今回退任なさるんですけども、あえて後任の副知事にもその旨をしっかりとお願いいたしますということは最後をお願いしてまいりました。いろいろな意味合いで、今後議員の皆さんのお知恵も拝借しながら村の発展に尽くしていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願ひいたします。以上でございます。

○議長 新垣博正 教育長 比嘉良治。

○教育長 比嘉良治 大枠3の③についてですけれども、小中学校ではできる限りの感染対策を実施していますが、児童生徒の感染で学級閉鎖になったこともございました。現在のところ学級閉鎖はありません。今後も引き続き校長会、教頭会等でコロナウイルスへの感染未然防止に徹すること、感染者が出た場合の的確で迅速な対応を学校現場と連携して進めていきたいと思っております。詳細については教育総務課長から答えさせます。

○議長 新垣博正 都市建設課長 仲村盛和。

○都市建設課長 仲村盛和 大枠2についてお答えいたします。

①につきましては、現在、平成31年3月に策定した都市計画マスタープランを基本にしており、今後中部広域へ移行する際にはマスタープランの改定が必要となります。

②につきましては、中部広域へ移行した際に無秩序な市街化防止や計画的な市街化の誘導を行うため、今後各地域ごとの地区計画を検討する必要があると考えております。

③につきましては、玉那覇議員、金城議員の答弁と重複しますが、共同のまちづくり計画は両村において住民アンケートの結果や関係課、県からの意見を基に共同で取り組むべき内容について協議を行っております。今後は計画策定委員会を開催し、共同まちづくりの将来ビジョンを踏まえた計画策定へ向けて協議していく予定であります。

○議長 新垣博正 こども課長 金城 勉。

○こども課長 金城 勉 大枠3の①についてお答えいたします。

2月1日より高齢者の3回目接種を開始しております。2回目接種から6か月を経過した60歳未満の全村民に対しまして接種券をお送りして接種を可能にしております。実際に前倒し接種も可能としております。また、接種促進としまして、村内の医療機関における個別接種におきまして、月1回は日曜日接種も設けており、接種の促進を図っております。集団接種におきましても接種人数を増やして接種促進に取り組んでおります。

○議長 新垣博正 健康保険課長 仲松範三。

○健康保険課長 仲松範三 伊佐則勝議員の御質問にお答えします。

大枠3の②PCR検査事業及び抗原検査キット配布事業を実施したことで、村民の方々が不安を取り除き安心して普段の生活を送ることができました。現在、沖縄県では感染が不安で無症状の県民を対象に、PCR無料検査所が県内で47か所、うち中部地区に16か所設置されました。抗原検査ができる薬局等が県内22か所、うち中部地区で10か所設置されています。また、陽性者との接触者でPCR検査が必要な県民を対象に、中部接触者PCR検査センターが県総合運動公園、南部接触者PCR検査センターは豊見城市に設置しております。予約に関しても電話やネットでできる対応となっており、比較的予約が取りやすい状況となっております。発熱

など症状がある方も発熱外来を行っている医療機関で検査を受けることができるため、その都度、状況に応じて各検査機関等を利用させていただきたいと思っております。

○議長 新垣博正 教育総務課長 我謝慎太郎。

○教育総務課長 我謝慎太郎 大枠3の③についてお答えいたします。

令和3年9月より県教育委員会より配布された検査容器を教育委員会に設置しております。これまで小中学校より検査容器の依頼があった場合については、すぐに配布を行い対応を行っております。以上です。

○議長 新垣博正 伊佐則勝議員。

○14番 伊佐則勝議員 それでは、これより再質問をしたいと思います。

施政方針、村長の決意表明もございました。いろいろとコロナの事情だけではあれなんですけれども、しっかりと早めに進行できるような体制づくりもまた大切かなと思っておりますので、そこら辺、しっかりとお願いしたいと思います。

大枠2番の中部広域移行に向けての質問でございますけれども、現在、新たなまちづくりを受けて、那覇広域都市計画区域から中部広域移行に向けての進捗状況はいかがなものかと問うています。①の答弁で、改定版の策定は必要ですというふうな答弁になりました。私はその進捗状況を伺っているんですが、県と区域区分の検討会議が何回か開催されているかと思えます。その中で、その都市計画マスタープランの改定については、県サイドで、中部広域への移行の直接的な文言は県からはなかったけれども、市町村の意向も踏まえながら都市計画区域を再編することも検討していきますというふうな県からの文言があって、中城、北中城、両村が中部都市計画区域への編入ができるような内容にすることを確認したはずなんですね。その改定版の策定の進捗状況は現在どうなっていますか。

そこをもう一度、答弁をお願いします。

○議長 新垣博正 都市建設課長 仲村盛和。

○都市建設課長 仲村盛和 お答えします。

この区域区分協議会は第3回で完了しています。その中での意見で、北中城村、中城村と共同でのまちづくり計画を策定する必要があると提言もありました。それに向けて現在策定の協議を行っております。ただ、そのマスタープランの改定というのは、まだ中城、北中城、両村とも中部広域へ移行しているわけではありませんで、その改定に向けたそのマスタープランの改定は現在は必要ないものと我々は思っております。現在動いている改定したマスタープランの中で、そういった広域へ向けた文言も残していますので、それが移行された時点で改定が必要になってくるものと思っております。ですから、今は共同のまちづくり計画の策定業務に取り組んでいるところであります。

○議長 新垣博正 伊佐則勝議員。

○14番 伊佐則勝議員 今回の中部広域移行へ向けて現在持っているマスタープラン、平成31年3月に策定されましたね、おおむね20年後までの部分ということで。それを策定しました。その後、令和元年になりますけれども、平成31年4月まで、5月から令和元年になった。その令和元年の5月に浜田村長、当時の邦男村長、お二人でデニー知事とお会いして要請をされてきたという動きで始まっていると私は理解しております。その中で、やはり村のマスタープランも改定が必要であると、いわゆる中部広域に移行するためのマスタープランの改定と。その皆さんが区域区分検討協議会において県の話として先ほどお話しした、いわゆる中部広域に編入できるように検討しましょうと。それについてはマスタープランも当然改定が必要だと、私もそう思って理解して今の質問をしているんですけども、村の都市計画マスタープランについては現在改定の必要はないということですか。

○議長 新垣博正 都市建設課長 仲村盛和。

○都市建設課長 仲村盛和 この都市計画マスタープランは、あくまでも基本的な都市計画をどのようにしていくかというのをうたっているものですので、現在は那覇広域の中で動いています。それが中部広域へ移行する場合には、そのマスタープランの改定は必要になってくるかと思えます。ただ現在、今時点では必要ないものと考えております。

○議長 新垣博正 伊佐則勝議員。

○14番 伊佐則勝議員 分かりました。結局は、今現在も検討会議、既に終わってはおりませんが、区域区分の検討会議というのは那覇広域の中での区域区分の検討会議になっていると。そのほうでやはり今求められているのは、両村の共同のまちづくり計画、その部分に重点を置いて県との協議をするということですか。

○議長 新垣博正 都市建設課長 仲村盛和。

○都市建設課長 仲村盛和 お答えします。

現在取り組んでいる共同のまちづくり計画書を示して、次回の県の定期的なマスタープランの改定、それに乗っていくような計画で今策定しているところです。

○議長 新垣博正 伊佐則勝議員。

○14番 伊佐則勝議員 その共同のまちづくりの計画策定をするということで、今年度から次年度にまたがって予算も獲得しておりますし、2年がかりで策定をするというふうなことで私は理解しているんですけども、その作業状況の進捗についてはいかがですか。

○議長 新垣博正 都市建設課長 仲村盛和。

○都市建設課長 仲村盛和 お答えします。

作業状況につきましては、やはり両村で共同でやるところの結合できる点とか、そういった課題点とか、そういった洗い出しがまだしっかりなされていなくて、少し進捗的には当初より遅れている状況です。本来であれば、令和3年

度予算に計上して当初からやっていますので完成する予定だったのですが、そのような調整の中でまだ遅れている状況ということで、次年度へ繰り越してそれは継続して作成していく予定となっております。

○議長 新垣博正 伊佐則勝議員。

○14番 伊佐則勝議員 たしか、その共同のまちづくりの基礎調査が令和2年度には出来上がっていると思います。3年度で完成できないものですから、当初は3年度完成の予定、策定作業に入ったと思いますけれども、4年度まで持ち越しての策定作業ということになるかと思えますけれども、4年度中に策定できますか。

○議長 新垣博正 都市建設課長 仲村盛和。

○都市建設課長 仲村盛和 これはできるように努力していきたいと思えます。

○議長 新垣博正 伊佐則勝議員。

○14番 伊佐則勝議員 ではしっかりと両村で連携を取りながら、その事業の進捗を推進していただきたいと思えます。ところで今、北中城村と、何度か質問もあったようなのですが、皆さんの、いわゆる両村の協議会というのかな、そういうふうな協議をする場所という、令和4年度の工程表についてお聞きします。

○議長 新垣博正 都市建設課長 仲村盛和。

○都市建設課長 仲村盛和 現在の計画ではありますが、この計画策定委員会というのがまだ開催されておられません。委員はある程度、候補者は挙がっているのですが、その委員会を開くまでの内容がまだ詰められていないというのが現実でありまして、それを今の工程から行きますと、5月あたりにまず第1回を開いていきたいと。それである程度の骨子を見せないと、その策定委員会からの意見ももらえないと思えますので、それをやってあとはまた住民アンケートの取りまとめからどのようなものが見えてくるか、その辺も行っております。最終的には4回のこの計画策定委員会を開催して、その骨子

をまとめて、共同のまちづくりの計画書として作成し、その前に県、国との事前協議は当然入っていきますけれども、それを基に計画書を作成して県、国から承認といえますか、その承諾を得ていきたいと考えております。

○議長 新垣博正 伊佐則勝議員。

○14番 伊佐則勝議員 当然、区域区分というか、要するに那覇広域から中部広域に移るわけですから、村長も何度もおっしゃっております。宿題を与えられているんだというのがまさにそこら辺の両村の調整で、こういうふうな共同のまちづくりをするんだというふうなのを県が求めているかと思えます。ですから、やはり皆さんも策定委員会はまだ、委員会そのものはつくられているんですか、これからつくりますか、これから。もう新年度も4月、やがて来ますね。策定委員会をつくって、いろいろと住民アンケートもします。まとめも入ります。両村との協議もやっていきます。4年度中に県との協議も終えられるような策定業務、4年度で終えられそうですか。

○議長 新垣博正 都市建設課長 仲村盛和。

○都市建設課長 仲村盛和 お答えします。

実は2月に現在の進捗状況ということで、県と協議を行いました。ただ、その中ではまだ何がやりたいか具体的な案がまだ見えないという指摘を受けて、それを現在コンサルと一緒に取り組んでいるんです。また、その説明で3月には総合事務局のほうとも協議を行いました。やはり同じような意見でしたので、その指摘を受けて現在コンサルを含めて北中城ともこの修正、どのように策定していくかについて今取り組んでいるところであります。ですので、そこが取組が改善できれば、令和4年度にはその策定はできるものと考えております。

○議長 新垣博正 伊佐則勝議員。

○14番 伊佐則勝議員 ではしっかりと両村の協議も早めに進めて、県が求める共同のまち



づくり、その協議に入れるようなしっかりとした計画策定に向けてぜひ汗を流していただきたいと思います。やはり事務方の調整作業も結構出てくるかと思しますので、まずはその計画書の策定をしっかりとつくっていかねば大きいところの那覇広域から中部広域への移行というふうなものがずるずる引っ張ってしまうという懸念もありますので、そこら辺は共同のまちづくりの策定についてはしっかりと頑張りたいと思っています。よろしくお願いいたします。

次に感染対策についてでございます。今回もワクチン接種関係なんですけれども、高齢者、60歳以上から役場のほうでプロジェクトチームのほうで日にちも設定して案内が届いて、かなりうまい具合に進んでいるかと思えます。現在、高齢者のワクチンの接種率は村内の数字は何%ぐらいか、分かるようでしたらお願いします。

○議長 新垣博正 こども課長 金城 勉。

○こども課長 金城 勉 お答えいたします。

3月15日時点の数値でございますが、高齢者につきましては1回目接種が97.09%、2回目が96.27%、3回目が67.79%と中部でも断トツに高い数値で維持しております。

○議長 新垣博正 伊佐則勝議員。

○14番 伊佐則勝議員 それとまた60歳未満のいわゆるワクチン接種についてもまた個別接種も含めてワクチン接種の促進を図っているというふうな答弁でございました。やはり現在、どうも高止まりの状況が見られますし、ワクチン接種の効果で高止まりを止めていくというふうな効果につながるかと思しますので、引き続きプロジェクトチームのほうには頑張りたいと思っています。健康保険課でやっているPCR検査、あるいはこれからの抗原検査キットの配布事業、近くでも県サイドで受ける場所が結構ありますよというふうなところで、近場にも結構ありますし、庁内での、健康保険課で

の事業としては今回は再開はしませんよということで理解してよろしいですね。

学校のほうなんですけれども、今手持ちの抗原検査キットの在庫を持っていてすぐ対応ができるという答弁だったかと思えますけれども、お願いします。

○議長 新垣博正 教育総務課長 我謝慎太郎。

○教育総務課長 我謝慎太郎 御質問にお答えします。

PCR検査については令和3年9月から実施しております。今年1月に一時PCR検査のほうで逼迫しましたので停止を行っております。令和3年3月2日から新たに接触者のPCR検査を開始しておりますので、その要望があった際については順次早急に対応することとなっております。現在小中学校においては学校での感染が発生しておりませんので、このPCR検査については特に利用しておりません。逆に今保育所、幼児のかかる使用が多く、現在このPCR検査を分けて使用させている状況であります。件数的には大体小中学校が60件あたり、幼児のほうについては約400件を交付している状況であります。以上です。

○議長 新垣博正 伊佐則勝議員。

○14番 伊佐則勝議員 新型コロナワクチンにまだまだいろいろな事業関係、イベント関係、まだ制限がかかる状況ではございますけれども、早めにみんなで収束を願いつつ、基本的な対策は個人個人しっかりと、早めの収束に向けていければと思っております。以上をもちまして私の一般質問を終わります。

○議長 新垣博正 以上で、伊佐則勝議員の一般質問を終わります。

休憩します。

休憩（14時53分）

~~~~~

再開（15時05分）

○議長 新垣博正 再開します。

続きまして、新垣善功議員の一般質問を許します。

○15番 新垣善功議員 それでは、議長の許しを得ましたので、これから通告書に基づきまして一般質問を行います。

大枠1. 移動図書館の実施は。読書は視野を広げ、価値観を変え想像を豊かにするもので、本との出会いによって人生が変わることもあります。また、読書は人間性を高めて意識改革、自己啓発にもつながり、人が生きていく上において大切なことではないかと考えます。そこで、子育てや仕事で忙しく、距離的に遠く、交通不便など利用できない村民のために、移動図書館を実施すべきではないかと考えますが、実施する考えはないか説明を求めます。

大枠2. 自治会、地縁団体に係る固定資産税の減免措置は。現在、自治会、地縁団体へ賦課している固定資産税を免除、または減免措置する考えはないか説明を求めます。

大枠3. 南上原地区への交番所設置要請の進捗状況について。これにつきましては、先日も比嘉麻乃議員からありましたが、私からも改めて質問をいたします。昨年9月27日の定例議会において南上原地域の村民からの「南上原地区への交番所設置を求める請願」について、本村議会において採択し、10月5日に行政、議会、地域住民三者で宜野湾警察署長に要請しましたが、その後の進捗状況について説明を求めます。

大枠4. 成人式の年齢時期は。政府は、成人年齢を20才から18才に引き下げる改正民法を2018年6月に成立させ、3年半以上の猶予期間を経て今年4月から施行することになったが、中城村としては、成人式の年齢、開催時期についてはどのように考えているか説明を求めます。

○議長 新垣博正 村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 それでは、新垣善功議員の御質問にお答えいたします。

大枠1番と大枠4番につきましては教育委員

会、大枠2番は税務課、大枠3番は住民生活課のほうでお答えいたします。

私のほうではお尋ねの大枠3番の南上原地区への交番設置の件でございますが、これは御質問にもありますとおり、昨年宜野湾警察署長に面会を求めて要請をさせていただきました。その節には善功議員の御尽力もいただきまして実現をすることができました。ありがとうございます。大変大きな手応えを感じたところでございます。実は今月に入りまして、宜野湾署長から離任の挨拶がございまして、今回転勤といえますか離任するというので、一番残念なことが、自分の在任中にこれが実現できなかったことだとおっしゃっていただきました。南上原への交番の設置がですね。何とかしてもう1年と思ったんですが、これはもう組織ですので、離任という形で、次期宜野湾署長にしっかりとこの辺は引き継ぎますからということで、大変力強い援軍の言葉をいただきましたので、そこに甘んじることなく我々もその実現に向けて今年度も一生懸命やっていきたいと思っております。詳細につきましてはまた担当課のほうでお答えいたします。以上でございます。

○議長 新垣博正 教育長 比嘉良治。

○教育長 比嘉良治 大枠1の移動図書館についてですが、読書は児童生徒にとっても一般の人にとっても生涯学習の面からもとても重要なことだと捉えています。図書館では、村民が活用しやすいようにいろいろ対応しているところですけども、村民のニーズが大きいのであれば、実施できるかどうか検討をする必要があると考えます。

大枠4の成人式については生涯学習課長から答えさせます。

○議長 新垣博正 生涯学習課長 稲嶺盛昌。

○生涯学習課長 稲嶺盛昌 新垣善功議員御質問の大枠1と大枠4についてお答えいたします。

まず大枠1、移動図書館についてお答えいた

します。図書館では、仕事などで忙しい方々のために、平日は夜7時まで開館し、祝日も開館しております。また、何らかの事情で来館することが困難な方々に対しましては、図書の郵送貸出しサービスを行っているところです。現時点では移動図書館の実施は考えておりませんが、サービスの在り方については、利用者のニーズ等を踏まえ、今後とも継続して検討してまいります。

大枠4の成人式の時期についてお答えいたします。民法改正に伴う成人式の開催時期について、この間、他市町村の情報収集や動向を注視しながら、18歳での成人式については、進学や就職といった多忙で出費の多い時期と重なることから本人や家族の負担が大きいことが懸念されます。20歳を対象にした場合、大学や専門学校、社会人として一定の経験を積みまして地域を離れた友人らと再会し、成長の喜びを分かち合う機会としての場ともなることなどから、検討した結果、令和4年度の成人式は例年どおり20歳を対象として1月の成人の日の前日に、まだ仮称ではありますが、「はたちの集い」といった名称で実施することを予定しております。以上です。

○議長 新垣博正 税務課長 大湾朝也。

○税務課長 大湾朝也 それでは大枠2、自治会、地縁団体に係る固定資産税の減免措置についてお答えいたします。

固定資産税には非課税措置と減免措置があり、非課税措置は地方税法（昭和25年法律第226号）第348条に規定があり、減免措置は同法第367条の規定により市町村条例で定めることができるとされております。自治会、地縁団体は地方税法の非課税措置対象とはならないことから、本村税条例（昭和47年条例第37号）第71条第1項第2号の規定「公益のために直接専用する固定資産（有料で使用するものを除く。）」に該当し、自治会の対象資産を減免措置しているところで

す。自治会等に対する減免措置は、対象資産について公益のために直接専用していること及び有料で使用していないこと、その資産から収益が発生していないことを要件としております。使用形態に公益性がない場合や有料で使用するものは課税対象となります。

○議長 新垣博正 住民生活課長 義間 清。

○住民生活課長 義間 清 それでは大枠3、①についてお答えいたします。

①の交番設置の進捗状況について。一般質問初日の安里清市議員、比嘉麻乃議員への御質問の答弁、先ほど所見で村長の答弁と重複しますが、交番所設置の要請行動等については、去る令和3年10月5日に議長並びに南上原自治会役員同席の下、本村から要請書と中城村議会から全会一致で採択「南上原地区交番設置を求める請願書」の提出を行い、同年10月において、宜野湾警察署から警察本部へ「南上原地区への交番所設置」について要請書が上申されている旨の回答を得ております。なお、交番設置に向けては、新垣善功議員から昨年、貴重な御提言、「巨大な警察組織には行政、議会、地域住民が総意で行動を示さないと動かない」を踏まえ、平成21年度から令和2年度までに感触として全く手応えがない、進展が見られなかったことがやっと交渉のテーブルについた状況にあるものと認識しております。

○議長 新垣博正 新垣善功議員。

○15番 新垣善功議員 それでは再質問に移ります。

まず1点目の移動図書館について。課長、図書館を建設した目的は何なの。

○議長 新垣博正 生涯学習課長 稲嶺盛昌。

○生涯学習課長 稲嶺盛昌 お答えいたします。

建設に至るまでいろいろ前村長、新垣清徳さんの頃から懸案であった図書館であったと思います。村民が学習できる場、そして議員おっしゃるこの読書を通じて児童生徒を含めた村民

の方々の教養の高揚だとか、あとは唯一言えるのが憩える場所、村民がどなたでもこの場所に来て憩える場所にしよう、そしてまた図書館だけではなくて歴史資料も展示できる1階のフロア、そして3階のほうに防災設備を完備した施設ということで、3つの複合施設として整備しております。

○議長 新垣博正 新垣善功議員。

○15番 新垣善功議員 私は図書館建設の目的というのは、村民に読書を推奨して教養を高め、心豊かな人間性を育むことが目的ではないかと思うんです。村民のために、教養を高めるために建設したと思う。私が移動図書館について質問したかといいますと、課長からもらいました資料を見てみますと、果たして所期の目的、村民が読書をしているかどうか。その辺どうですか。利用者数を見た場合に、令和元年から見てもみますと、1日当たり78名とか60名あるいは56名、年間を通じてですよ。これは多いほうなの、少ないほうなの。課長はどう考えていますか。

○議長 新垣博正 生涯学習課長 稲嶺盛昌。

○生涯学習課長 稲嶺盛昌 お答えいたします。

現時点で私も他市町村の状況等を調べた経緯もございませんが、ただし、この2年間は御承知のとおりコロナでどうしても落ち込んで閉館であったり、図書館を閉めたりせざるを得ないという状況もございましたので、しかしそれに代わり郵送の図書の貸出しのサービスも場面場面を変えてしっかりと取り組んでおりますし、1日何人がベストといいますか、ベターといいますか、人数なのかはちょっと今お答えできません。ただし、登録者の数は直近では恐らく6,000人近くになっているかと。2019年では恐らく5,700人だったと記憶しております。住民の村民が2万2,000人と計算しまして6,000人とすると大体30%近くは登録されているということで、イメージ的には30%が登録しているとい

うことは案外利用されているほうではないかと認識しております。

○議長 新垣博正 新垣善功議員。

○15番 新垣善功議員 この移動図書館をすることによって、多くの村民に読書のよさを知ってもらうため、また読書の普及をするためにも移動図書館を実施すべきではないかと私は考えております。それによって村民の心豊かな生活環境ができると思います。今は検討しないということですが、再度検討して実施できるようにしていただきたいと思います。

そして、電子図書館の導入についてどのように考えていますか。

○議長 新垣博正 生涯学習課長 稲嶺盛昌。

○生涯学習課長 稲嶺盛昌 お答えいたします。

県立図書館もこの電子図書を導入しております。直近では読谷村が入れるというお話も聞きましたし、南風原町をはじめ、こういったコロナ禍の中であるからコロナ交付金を利用した事業の展開だと認識しております。私たち護佐丸歴史資料図書館においても、司書の皆さんの意見やいろいろなことを聞いたりはしておりますが、図書館の現在の蔵書、それが7万5,000近くまでやっとな来て、しかし12万冊を蔵書できるまでであるので、それまでにはまだまだ行かないところもありまして、電子図書よりもまずは図書の充実を優先すべきということで考えております。

○議長 新垣博正 新垣善功議員。

○15番 新垣善功議員 今所蔵されているのは7万5,000冊近くということですが、12万冊を目標にという発言ですが、これはいつ頃までに達成する予定ですか。

○議長 新垣博正 生涯学習課長 稲嶺盛昌。

○生涯学習課長 稲嶺盛昌 毎年年間、図書の種類にもよりますが、おおむね7,000冊から8,000冊を年間購入させていただいて、現在、2月末時点で7万5,197冊ですので、どうしても

あと5年ほどはかかってしまうのではないかと
思います。この間に、司書の皆さんも住民から
のリクエストであったり、どういう図書から選
定してやっていくかも含め、しっかり議論して
図書の蔵書を増やしていきたいと考えておりま
す。

○議長 新垣博正 新垣善功議員。

○15番 新垣善功議員 分かりました。それ
で課長、あなたからもらった資料を見ますと、
自治会別のものもよく整理してあります。助か
りました。これを見ますと、これは多いほうか、
少ないほうか、どうですか。南上原が断トツで
あります。ほかの自治会の方々の利用が少ない
ような感じがするんですが。これはなぜなのか。
私は図書館の認知度を高める上でも、移動図書
館というのは実施したほうがいいのではないか
と思うんですが。それについて教育長はどのよ
うに考えますか。移動図書館を実施して、村民
に図書館の認知度を高め読書をする習慣をつけ
ていくということについては。

○議長 新垣博正 教育長 比嘉良治。

○教育長 比嘉良治 学校においても、この読
書は常に推進をしているところで、特に読解力
が学力の面でも大切になってきます。一般にお
いても人生を豊かにする自己啓発の面でも、と
ても大事な活動だと捉えています。図書館の認
知度が低いという捉え方ではなくて、もっと興
味、関心が湧くような選定の仕方と工夫が必要
なのかなというところは感じています。課長や
図書館職員と相談しながら、村民がどうい
う本を求めているのかを考えることが必要では
ないかと思っています。認知度に関しては村民
の皆さんは御存じだというふうに捉えています。

○議長 新垣博正 新垣善功議員。

○15番 新垣善功議員 認知度は、村民は分
かっているけれども、本を読みに来ないとい
うことかなと感じますけれども、ひとつ、図
書館を通じて村民に読書習慣をつけられ
ば、中城村は

いい方向に行くと思います。人間性を高める方
向でやれば、移動図書館を、例えば公民館を
回ってもらえば手軽に図書を借りることができ
ると思いますので、ひとつ再検討してください。
以上、これで1点目は終わります。

次2点目、自治会、地縁団体に係る固定資産
税ですけれども、村も地域の活性化のためには
自治会運営補助金、そして活性化補助金を出し
ていますけれども、この固定資産に税をかける
ことによって補助金が相殺されて、何の意味も
ないと言ったらちょっと語弊がありますけれど
も、相殺されてゼロになるというのがあるんで
すよね。だからそういう意味で、地域の財政厳
しいです。会員から一世帯大体月に300円から
500円ですよ。これを集めて活動しているわけ
です。やはり地域で活動するにはそれなりの財
政が必要なんです。予算が。村は3年に一度は
50万円という活性化補助金と毎年また20万円ぐ
らいですか、出してはいますけれども、固定資
産で収入が入ってくるものに対して、税金をか
けるということは、税法上、村長の権限で免除
もできれば軽減もできるわけですよ。村長の心
一つですよ。それは全額ゼロというまではなく
ても、例えば100万円以上の収入が入るところ
は50%、100万円以内の収入が入ってくる
ところについては免税措置をするというよう
な方法は、村で決められると思うんです。こ
れは村長の権限ですから、賦課する権限は村
長にありますから、村長、どうですか、考
えはないですか。

○議長 新垣博正 休憩します。

休 憩（15時30分）

~~~~~

再 開（15時31分）

○議長 新垣博正 再開します。

村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 今確認したところ、地方税  
法上のことですので、その上位法を越えた部分  
というのは大変厳しいものがあるだろうと。よ

ほどの理由がないと厳しいんじゃないかと思えますし、ただしその限りではないみたいな文言というのは、できるだけ使わないほうがいいとは思っております。幾ら村長の権限が多岐に及ぶとは言いながら、全てをそこに集中することはいかなものかなど。やはり圧倒的な根拠が必要になるのではないかと思います。

○議長 新垣博正 新垣善功議員。

○15番 新垣善功議員 これは他府県では実施している県もあるんです、市町村です。例えば標準課税額を50%とか、そういう意味で本村でもできないものか。本村では、固定資産税を支払っている自治会というのは7自治会あるわけです。自治会というのは営利目的じゃないんですよね。地域のコミュニティのためであるし、この入ってくる収入というのは、その地域の皆さん方が活動のために使うんです。そういう意味で私はこれを免税、あるいは減税措置をして、地域の皆さん方の自治会活動の財源にして、活性化できるような一つの方策ではないかと考えております。なぜその質問をしたかというと、やはり村長の権限ですから、しかし、自治会の固定資産から入る収入というのは、地域の皆さん方が活動のために使うんです。営利団体でもないし、そういう意味でもひとつ検討いただけないかどうか、再度村長の説明を求めます。

○議長 新垣博正 村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 先ほど答弁したとおりになりますけれども、今言える段階においては、これは恣意的に村長の権限を使うということは毛頭考えておりませんので、圧倒的に何らかの必要性がある、圧倒的な根拠があるものについて検討はしていけるものだと思いますけれども、一概に村長ができると言えばできるんじゃないかみたいなどころでは考えておりません。

○議長 新垣博正 新垣善功議員。

○15番 新垣善功議員 他府県はやっている

ところもありますから、参考にしながら前向きに検討していただきたいと、それを要望いたします。

それでは3点目、南上原地区への交番所設置要請の進捗状況についてでございますが、これは前日の質問に対して、警察本部に上申したという宜野湾署からの連絡があったということですけれども、この連絡はこちらから電話を入れてやったのか、それとも直接宜野湾署に赴いてそういう話を聞いたのか、そこら辺はどうですか。

○議長 新垣博正 住民生活課長 義間 清。

○住民生活課長 義間 清 それでは再質問にお答えいたします。

令和4年3月8日火曜日に、宜野湾警察署警務課の職員と電話でやり取りをしております。交番設置について警務課の説明では、令和3年10月において宜野湾警察署から警察本部へのヒアリングを実施した。その後、本部警務部長、実質ナンバー2から宜野湾署長へQ&Aという形でやり取りをしていると。現状はやっとテーブルに乗せているのが現状ということで、今後の課題として建築工事のための予算、建築工期、人員の配置などのやり取りが本部と令和4年8月頃に再度調整が出てくるもの、様々な方法について検討されるものと伺っております。以上のことを踏まえ、また改めて村の総意として設置については一日でも早く実現してほしい旨を伝えております。

○議長 新垣博正 新垣善功議員。

○15番 新垣善功議員 課長この交番設置要請というのはいつ頃から要請を行っておりますか、村として。

○議長 新垣博正 住民生活課長 義間 清。

○住民生活課長 義間 清 お答えいたします。平成27年度からです。

○議長 新垣博正 新垣善功議員。

○15番 新垣善功議員 今までは宜野湾署に

要請だけをしていただけれども、ある程度は進展したということですが、もっと進展させる方法はないのかどうか。私は、宜野湾署に村長が要請に行きました。その足で、あるいは二、三日後でも警察本部まで足を運んでほしかったなと思います。私は警察本部の担当の課長補佐に会っていろいろ話を聞いたら、宜野湾署からは確かに上申がありましたと。その後は宜野湾署と中城村で協議してくださいというふうな内容だったんですよ。その後どういう協議をしたのか、宜野湾署と。こういう要請活動というのは宜野湾署の上には警察本部があります。警察本部まで足を運んで担当の部長に会ってお願いすべきではないかと。そうすることは相手に対して誠意を見せると。誠意を見せないと動かないですよ。警察も組織ですから。宜野湾署もただ進達すればそれでいいという考えを持っていないかどうか。ちゃんと誠意を示して警察本部に行く。できたら警察本部長に村長は面談を申し込んで、警察本部長に直接要請活動をしなと、いつまでたっても同じことだと思。その件について、村長はどう思いますか。今までは窓口の宜野湾署だけですが。警察本部の警務部長とか、あるいは警察本部長にお会いして要請したら、もっと進展していくと考えているんですが、どうですか。

○議長 新垣博正 村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 お答えいたします。

何が正解かというのは私のほうではもちろん分かりませんが、警察組織の在り方、いきなり行ったほうがいいのか、積み重ねて行ったほうがいいのかも含めて、人間の感情もございまして、今ここでどうやったほうがいいのかというのはお答えできませんが、いろいろなことをまた見たり聞いたりしながら判断をしていきたいと思。い。

○議長 新垣博正 新垣善功議員。

○15番 新垣善功議員 宜野湾署を頭越しに

本部に要請してはいけません。ちゃんと宜野湾署には断りを入れてから、私も宜野湾署長に会って、一言は署長にも申し上げました。警察本部まで行きますのでと申し上げ、本部の担当の方と会って話はしたんです。特に私は村長が動いてもらえば、この問題は進展すると思。うんです。ひょっとしたら来年いっぱい決着するかもしれません。村長が時間がなければ副村長もいますから、警察本部長にでもお会いして要請したら私はもっと前進すると思。いますので、今度玉那覇署長が転勤ということですが、新しく赴任する署長に対しても村、議会、そして住民代表、三者一体となって要請活動を続けていかないと、この問題は解決しないと思。います。ひとつ村民の要請ですので、一日も早く実現できるように、また予算面についてはいろいろ村長にもお話ししましたが、警察本部としては用地が非常に確保しにくいということを書いていましたので、用地については浜田村長が十分考えるだろうということも申し上げてありますので、ひとつもうちょっと積極的に動いてもらって、ぜひ地域の皆さん方の要請を早めを実現していただきたいと思。います。その件についてはこれで終わります。

それと4点目の成人式の年齢時期については、課長が答弁したとおり二十歳ということですが、これはいつまで二十歳でやるのか、法律はもう18歳ということですので。成人は18歳、そしていろいろな契約関係、民事上の契約関係もできるわけですから、ぜひその点はしっかり研究して、すぐ来年から18歳ではなくて、段階的に持っていく方法を考えていただきたいと思。っております。4点ほど質問いたしました。ひとつ私の要望が少しでもかなえられるように要望をいたしまして、質問を終わります。

○議長 新垣博正 以上で、新垣善功議員の一般質問を終わります。

以上で、本日の日程は全て終了しました。

本日はこれで散会いたします。御苦労さまでした。

散 会（15時43分）







## 令和4年第3回中城村議会定例会（第21日目）

|                                                 |                 |                     |                                    |           |
|-------------------------------------------------|-----------------|---------------------|------------------------------------|-----------|
| 招 集 年 月 日                                       | 令和4年3月4日（金）     |                     |                                    |           |
| 招 集 の 場 所                                       | 中 城 村 議 会 議 事 堂 |                     |                                    |           |
| 開 会 ・ 散 会 ・<br>閉 会 等 日 時                        | 開 議             | 令和4年3月24日（午前10時00分） |                                    |           |
|                                                 | 散 会             | 令和4年3月24日（午後3時31分）  |                                    |           |
| 応 招 議 員<br><br>(出席議員)                           | 議 席 番 号         | 氏 名                 | 議 席 番 号                            | 氏 名       |
|                                                 | 1 番             | 安 里 清 市             | 9 番                                | 比 嘉 麻 乃   |
|                                                 | 2 番             | 新 垣 修               | 10 番                               | 安 里 ヨシ子   |
|                                                 | 3 番             | 渡 嘉 敷 眞 整           | 11 番                               | 仲 松 正 敏   |
|                                                 | 4 番             | 屋 良 照 枝             | 12 番                               | 金 城 章     |
|                                                 | 5 番             | 桃 原 清               | 13 番                               | 石 原 昌 雄   |
|                                                 | 6 番             | 玉 那 覇 登             | 14 番                               | 伊 佐 則 勝   |
|                                                 | 7 番             | 新 垣 貞 則             | 15 番                               | 新 垣 善 功   |
|                                                 | 8 番             | 大 城 常 良             | 16 番                               | 新 垣 博 正   |
| 欠 席 議 員                                         |                 |                     |                                    |           |
| 会 議 録 署 名 議 員                                   | 14 番            | 伊 佐 則 勝             | 15 番                               | 新 垣 善 功   |
| 職 務 の た め 本 会 議<br>に 出 席 し た 者                  | 議 会 事 務 局 長     | 比 嘉 保               | 議 事 係 長                            | 根 間 忠     |
| 地 方 自 治 法 第 121<br>条 の 規 定 に よ る<br>本 会 議 出 席 者 | 村 長             | 浜 田 京 介             | こ ども 課 長                           | 金 城 勉     |
|                                                 | 副 村 長           | 比 嘉 忠 典             | 企 画 課 長                            | 比 嘉 健 治   |
|                                                 | 教 育 長           | 比 嘉 良 治             | 都 市 建 設 課 長                        | 仲 村 盛 和   |
|                                                 | 総 務 課 長         | 與 儀 忍               | 産 業 振 興 課 長 兼<br>農 業 委 員 会 事 務 局 長 | 仲 村 武 宏   |
|                                                 | 住 民 生 活 課 長     | 義 間 清               | 上 下 水 道 課 長                        | 知 名 勉     |
|                                                 | 会 計 管 理 者       | 荷 川 取 次 枝           | 教 育 総 務 課 長                        | 我 謝 慎 太 郎 |
|                                                 | 税 務 課 長         | 大 湾 朝 也             | 生 涯 学 習 課 長                        | 稻 嶺 盛 昌   |
|                                                 | 福 祉 課 長         | 照 屋 淳               | 教 育 総 務 課 主 幹                      | 宮 城 政 光   |
|                                                 | 健 康 保 険 課 長     | 仲 松 範 三             |                                    |           |

議事日程第7号

| 日 程 | 件 名  |
|-----|------|
| 第 1 | 一般質問 |

○議長 新垣博正 おはようございます。これより本日の会議を開きます。

(10時00分)

日程第1 一般質問を行います。

質問時間は、答弁を含めず30分以内とします。それでは通告書の順番に従って発言を許します。

最初に、渡嘉敷眞整議員の一般質問を許します。

○3番 渡嘉敷眞整議員 皆さん、おはようございます。ただいま議長の許可をいただきましたので、通告書に基づきまして一般質問をさせていただきます。

まず大枠1番目、中城中学校移転改築事業。

①中学校移転に伴い、校舎改築事業認定の耐力度調査は済んだのか。何棟調査して、その結果はどうなっているのか。令和3年度繰越明許費、教育総務費、学校改築PFI調査委託4,341万7,000円、学校耐力度調査3,556万8,000円。計画は予定どおりに進められるのか、変更があるとすればどうなるのか。

大枠2番目、津覇小学校校舎全面改築。校舎全面改築の基本計画の進捗状況を伺う。①耐力度調査の結果は、何棟調査してその結果はどうなりましたか。②その結果として、国庫負担金・補助金事業の認定は受けられますか。計画は予定どおりに進められるのか。変更があるとすればどうなるのか。

大枠3番目、中城小学校校舎全面改築。校舎全面改築の基本計画の進捗状況を伺う。①耐力度調査の結果は、何棟調査してその結果はどうなりましたか。②その結果として、国庫負担金・補助金事業の認定は受けられますか。計画は予定どおりに進められるのか。変更があるとすればどうなるのか。

大枠4番目、施政方針の10安心・安全な水道事業へ。北谷浄水場系統の水道水にPFOSやPFOA等の有機フッ素化合物が含有していることで、村民をはじめ対象地域の水道使用者の

皆様へ多大なる心配と迷惑おかけしております。そして早期の改善を求めてまいります。とあります。①有機フッ素化合物の水質検査を何回実施するのか。また、国とどのような取組をするのか。②県と連携してどのような取組をするのか。③何をどの程度まで改善するのか。④具体的な取組方法はどんなものか。よろしく御答弁をお願いします。

○議長 新垣博正 村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 それでは渡嘉敷眞整議員の御質問にお答えいたします。

大枠1番から3番につきましては教育委員会、大枠4番につきましては上下水道課のほうでお答えいたします。

私のほうでは、学校改築についての所見を述べさせていただきます。全体の部分です。御承知のとおり、中城村の小中学校の改築をやらなくてはならない状況になっております。それをできるだけ財政負担を少なくしながら、そしてしっかりと安心安全な学校を造っていくということは、これは教育委員会だけの問題ではなくて、ある意味全庁を挙げての取組だと思っております。そういう意味では、いろいろ中学校の移転だとか小学校の改築は優先順位はどうだとか、いろいろなことを勘案しながら教育委員会としっかりと連携を取って、子供たちのための事業です。子供たちに影響がないようにしっかりと連携を取ってやっていきたいと思っております。

詳細は、また教育委員会のほうでお答えをいたします。以上でございます。

○議長 新垣博正 教育長 比嘉良治。

○教育長 比嘉良治 皆さん、おはようございます。大枠1の中学校の移転についてですけれども、現在の中学校は敷地が狭い上、身体障がい者への対応のためのエレベーターもなく、バリアフリーの面でも充実した教育活動が困難な状況にあります。中学校の移転に関してはいろ

いろと課題はありますけれども、移転することによって文化面やスポーツ面等の教育環境を充実させ、学校教育活動を活性化させたいと考えています。一つずつ課題解決し、できるだけ早く移転できるように取り組んでいきたいと思っています。

大枠1から大枠3までの詳細については、教育総務課長から答えさせます。

○議長 新垣博正 教育総務課長 我謝慎太郎。

○教育総務課長 我謝慎太郎 大枠1から大枠3について、関連しますので一括してお答えいたします。

各学校における耐力度調査の検査棟数については、中城中学校は6棟、中城小学校は5棟、津覇小学校は6棟を調査しており、その結果については令和4年5月末で報告書が完了する予定です。現時点では、耐力度調査の調査結果が完了しておりませんので、国庫補助が該当するかの有無についてはお答えできません。

今後の事業計画としては、中城小学校及び津覇小学校の2校については補助事業が該当すると想定していますので、PFI事業を進め令和4年度末までに事業者の選定を進めていきます。中城中学校については、耐力度調査の結果を踏まえ、国庫補助が該当するかの確認後に中学校建設の事業スケジュールを計画していきたいと考えております。

○議長 新垣博正 上下水道課長 知名 勉。

○上下水道課長 知名 勉 大枠4についてお答えします。

有機フッ素化合物の水質検査については、これまで年1回臨時的に実施してまいりましたが、令和4年度は定期検査時に1回、臨時的に2回、合計3回実施する予定でございます。

国や県との連携した取組については、現時点で具体的な案はございませんが、企業局並びに受水7市町村間で更なる情報共有を図り、水質改善に向けて連携した取組ができないか検討し

てまいります。

○議長 新垣博正 渡嘉敷眞整議員。

○3番 渡嘉敷眞整議員 ただいま御回答いただきました。1件ずつ再質問をさせていただきます。

1から3までは小中学校の建築事業でございますので、関連するところは関連させながら質問していきたいと思っておりますのでよろしくお願い申し上げます。まず中学校の移転につきましては、当然真っ先に来るのが文科省の言う耐力度調査、この検査によって改築してもいいですよという結果が出ないと文科省では無理だと認識しています。ですので勝手に壊して事業しても、補助がつかなければ村の財源では恐らく無理があるだろうと思っております。この件については、非常に大きな問題なので、文教社会特別委員会でいろいろ審査して聞いているときに、大城委員長だけでは説明がつかないだろうということで、その前に全員集まっていたいただいて、我謝課長のほうから議員全員に説明をしていただいております。ですから皆さんも一度は聞いていますので、内容は把握されていると思います。同じことになるかもしれませんが、せっかくの時間をいただいておりますので、質問をさせていただきたいと思っております。よろしく申し上げます。今、中学校6棟とあります。そしてまだ完全に調査中で答えが出ていないということではあります。経過としての、これが最終的な答えではないけれども受けておりますので、その3つを間違いないかどうかを確認したいと思います。新耐震基準の建物は、震度6強の地震でも建物が倒壊しない耐震性能となっているとあります。昭和56年6月以降に建築を受けた建物であるため、校舎は新耐震基準が適用されておりますとあります。ですので今説明を受けたものについては、クワディーサーがある3階建ての普通教室棟がございますよね、あれは15教室になりますけれども、あれと一緒に、技術教室棟と一緒に建築

されております。そして特別教室棟とありますけれども、詳しくやると時間がなくなるよね。図書館がある、美術教室がある棟と、それが昭和57年度に建てられています。昭和56年ですからちょっとぎりぎりなところにあって、言うならば耐力度、5,000点以上あれば満点ということでしょうか、該当しないということかな、健全な建物であるということ、結果としては出ております。それで今、その6棟のうち不健全であるというのがそうたくさんなくて、50%行っていない。50%行かないと全面改築の対象にならないとなっているようです。その説明を受けました。今、また構造耐力健全度実施条件ということで3つの項目があって、3つの角度から再度調査するという事になっている。話によると、6月ぐらいに結果が上がってきて、県の施設課へ上げて、そこから文科省と調査して4か月ぐらいかかると。そうすると9月頃になるとということで、とても大変な仕事だと今感じています。結局、非常に難問であると受け止めております。文科省の事業としては、非常に難問であるということで、どうなるのか非常に心配しているところです。

それとあと1つ、教育委員会が立地している根拠として、地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づいて教育委員会が設置されていると思います。その中に、教育委員会、その法律をちょっと読んでみたいと思います。第28条に、教育財産の管理等という部分がありまして、第28条、教育財産は地方教育団体の長の統括の下に教育委員会が管理するものとする。第2項に、地方公共団体の長は教育委員会の申出をもって教育財産の取得を行うものとする。第3項に、地方公共団体の長は教育財産を取得したときは速やかに教育委員会に引き継がなければならないとあります。教育委員会の意見聴取というのがありまして、これが第29条、地方公共団体の長は、歳入歳出予算のうち教育に関する

事務に係の部分その他特に教育に関する事務について定める。議会の議決を得るべき事件の議案を作成する場合には、教育委員会の意見を聞かなければならないとあります。もう1つ、この法律には長の権限というのがございまして、長の職務権限。地方公共団体の長は、大綱の策定に関する事務のほか、次に掲げる教育に関する事務を管理し、及び執行する。その中の第4号に、教育財産を取得し、及び処分することについては長の権限でございまして。ということですので、何を言いたいかといったら、結局令和3年度に予算をつくって上げて、教育委員会にいうなれば中学校の用地を取得するよという命令を下したと思うんですけども、結局これを執行する職員をつけないと事務は進みませんよというのを言いたいわけです。ですから前に進まなくて、結局繰越しになっているわけです。しかも9月10日に発注したということですので、耐力度調査ですね、本来ならばすぐ発注すべきものなんです。それが9月まで引っ張るということは、それだけの能力をある職員を配置していないということになるので、そこら辺よく考えてやっていただきたい。村長の大きな中学校、そして商業施設の誘致をしたいという大きな方針がございまして、その事業がまず中学校を移転するという大きな目的に全力を注いでいただきたいというのがあります。そのためにはどうしても、前も予算のときに1級建築士、2級建築士の話をしたんですけども、結局その事務を執行する職員を配置しないと難しいというのがあります。前も少し言ったんですけども、結局職員は配置されています、間違いなく。ただし1人です。技術屋が配置されていません、技師。これまでの流れの中でも、技師というのはどうしても必要なんです。建物を造るためには、特に建築するためにはどうしても必要なんです。ですから最低でも2級建築士は配置しないと、技術的に引っ掛かりが出

てきますので、そこら辺はぜひ配置していただきたいと。以前も、平成11年、平成12年、小学校、中学校の防音工事事業を、全面改築事業をやりました。そのときに囑託ではございましたけれども2級建築士の方を配置いただきました。それでスムーズに防音改築事業が進んだ経緯がございます。私の経験として、防衛庁へ行ったことがございます。要請とか、事務手続のために行ったことがございますけれども、課長のときですけれども。防衛施設局の担当部長と御挨拶をして、事務手続の担当の係長以下スタッフを打合せをし出したときに、私は排除されたんですよ、その席から。私は事務方ですから、事務方が分かるわけではないと。技術は技術屋でしか話合いしませんから。一生懸命聞いていたら、別の部屋に連れて行かれてコーヒーを出されて、ここで休んでくださいとされて。事務打合せというのは、当時の担当だった1級建築士とその2級建築士と防衛施設局の担当のやはり建築士関係ですね。技術的な話しかしないんです。この論理的な話というのは、理論的な話というのはそのようなものです。だから図面が正しいかどうかのヒアリングなんですよ。その材料が正しいのかどうかのヒアリングなんです。ですから今後も建築をしていくのであれば、言うならば防音、クーラーは入れないといけないと思います。今頃空調のない建物はないかと思えますので、これはどうしても取り入れざるを得ない、必要です。ですのでそういう事務を執行するためには、どうしても技術系統の職員を1人以上配置いただきたい。そうすれば事務の流れもスムーズに行くのではないかと強く思っています。道はそれでしたけれども、一番感じているのがその部分です。それで私、今非常に喜んでいることは、村長がまちづくり推進課をつくって、その中学校移転を進めたいという強い意志の下に推進課をつくって職員を配置していると思います。予定では令和4年度は3名から

始まるという話を聞いています。はっきり言うとう地買収に一番事業の中では時間がかかります。20筆前後あるという話ですので、地主が20名いるとすると、20名の方々がそれぞれ意見を持っていますので、考えを持っていますので、非常にこれが混乱するのではないかと思います。それでぜひこのまちづくり推進課を中心に用地買収、そして関連する事業等については教育委員会とともに執行して前に進めていただきたいと思えます。

もう1つ例がありまして、現在、登又にウフクビリ線というのがありますけれども、これは防衛庁の予算をいただいてやって始めて、年度とか詳しいことは覚えていませんが、始まりましたけれども、用地買収に行き詰ったというか進まなくて、結局大きな事業が10年間ストップしました。登又はある程度ウフクビリから住宅のところまでは進んだけれども……。

○議長 新垣博正 休憩します。

休 憩（10時30分）

~~~~~

再 開（10時31分）

○議長 新垣博正 再開します。

渡嘉敷眞整議員。

○3番 渡嘉敷眞整議員 中城中学校の移転については、非常に困難が予想されます。それでもし文科省の改築の国庫補助金、あるいは負担金、補助金がいただけない場合にはどうするつもりなのか、そこら辺を御答弁お願いします。村長がよろしければお願いします。

○議長 新垣博正 休憩します。

休 憩（10時32分）

~~~~~

再 開（10時32分）

○議長 新垣博正 再開します。

教育総務課長 我謝慎太郎。

○教育総務課長 我謝慎太郎 御質問にお答えいたします。



教育委員会としては、中学校の建設については非常に重要な事業として考えております。中学校については現在プールがない、グラウンドも狭い、バリアフリーに適した校舎ではない、エレベーターがないなどから現地の建て替えは厳しいと判断しておりますので、文教体育施設が整っている場所周辺に建設を進めていきたいと考えています。

今回の耐力度調査の結果により、国庫補助が受けられない場合、もし仮にあった場合については他の財源なども活用を検討する必要があると考えています。財源の確保については、教育委員会だけで進めていくことは難しいと考えておりますので、中学校移転を進めていく上では今回創設されるまちづくり推進課の中学校移転事業も含め事業実施ができるように協力して進めていく必要があると考えております。

○議長 新垣博正 渡嘉敷眞整議員。

○3番 渡嘉敷眞整議員 今、答弁がございましたように教育委員会、いうなれば文科省の補助事業の中にはそういう耐力度調査が通らないときには補助事業がないと受け止めています。それでこのまちづくり推進課をつくって、特に日本政府と言いましょか、いろいろな規制緩和を進めているという情報もございますので、この規制緩和の観点とか、ほかにもいろいろあるかと思えますけれども、補助メニューが出てくるかどうかというのをいろいろ検討して、ぜひ教育委員会と協力しながら前に進めていただきたいと思えます。

次、これは中学校ですけれども、中学校は終わります。両小学校の耐力度調査というのは、どんな状況になっていますか。両小学校からPFI事業で進めるという話なんですけれども、この耐力度調査というのはほぼ合格しているんでしょうか。

○議長 新垣博正 教育総務課長 我謝慎太郎。

○教育総務課長 我謝慎太郎 御質問にお答え

いたします。

現在行っている耐力度調査について、小学校2校については現在調査中であります。ですが中学校とは違い、昭和56年以前に建てられた校舎が大多数を含めていますので、耐力度調査については耐力がないという診断が出されるということで想定しております。

○議長 新垣博正 渡嘉敷眞整議員。

○3番 渡嘉敷眞整議員 今、答弁がございましたように、小学校については耐力度調査で耐力がないと。そうすると改築してもいいですよというふうになると思います。しかしこれは希望的観測ですか、希望としてはそれを望みますけれども。小学校が出てくるのは何月頃でしょうか。

○議長 新垣博正 休憩します。

休 憩（10時36分）

~~~~~

再 開（10時36分）

○議長 新垣博正 再開します。

教育総務課長 我謝慎太郎。

○教育総務課長 我謝慎太郎 今、現在行われている耐力度調査については、調査は中学校から始めておりますが、調査結果報告については一緒に5月末に出るとということで業者から確認をしております。

○議長 新垣博正 渡嘉敷眞整議員。

○3番 渡嘉敷眞整議員 では小学校については、予測として大丈夫だという考えのようでございますけれども、それは結果が届かないと何とも言えない状況でしょうね、今のところ。では教育委員会については、また進捗状況に合わせてまた6月とか質問していきたいと思えます。

大枠4番目の有機フッ素化合物の検査は、令和4年度から年3回にすると、定期検査半年ごとに1回の2回と、有機フッ素化合物の検査をしますと。この有機フッ素化合物については、非常に困っているわけです。本来、いろいろ話

を聞くと、どうしてもすぐにはそのまま水道水を使えなくて、水を買ってきて使っている方々もいっぱい話を聞くといらっしゃるので、本当に安心安全なように取り組んでいただきたいと思います。先ほど報告ございましたけれども、とにかく7市町村連携しながら、あるいは企業局とも連携しながら、ぜひ強力に取り組んでいただきたいと思います。これいつまでたっても、新聞を見れば見るほどPFOSの悪い値が出てきますので、ぜひ力を抜かずに強力に取り組んでいただきたいと思います。

○議長 新垣博正 以上で、渡嘉敷眞整議員の一般質問を終わります。

休憩します。

休憩（10時39分）

~~~~~

再開（10時52分）

○議長 新垣博正 再開します。

続きまして、仲松正敏議員の一般質問を許します。

○11番 仲松正敏議員 皆さん、おはようございます。ただいま議長より質問のお許しが出来ましたので、通告書に従ってこれより質問をいたします。

大枠1番、自閉症・情緒学級について。①本村では自閉症・情緒学級、一時的に問題を抱える生徒に対してどのような対策を行っているか。一方、インクルーシブ教育の推進も必要とされていますが、教育委員会としてどのように考えているか伺います。

大枠2番、防災・減災対策について。①防災・減災の計画とその啓発活動についてどのような取組が行われているか。②中城村の津波による被害想定地域の世帯、人口、高齢者、要支援者を把握しているか。③女性の視点からの防災対策について、中城村防災会議における構成委員の男女比率は。

以上、答弁よろしく申し上げます。

○議長 新垣博正 村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 それでは仲松正敏議員の御質問にお答えをいたします。

大枠1番につきましては教育委員会、大枠2番につきましては総務課のほうでお答えいたします。

私のほうでは、御質問の防災について少し所見を述べさせていただきます。東北の震災からもう11年たって、まだまだ日本は、最近もまた東北で大きな地震がございました。これからも防災については、やはり我々県民、村民もい一度向き合って、しっかりとした対策を立てないといけないなと最近特に思うようになりました。中城村におきましては、今月も27日に防災訓練がありますけれども、しっかりとその施設では防災についての意識を高める、そういうことをまた職員ともどもしっかりやっていきたいと思っております。詳細につきましては、また総務課のほうでお答えをいたします。

○議長 新垣博正 教育長 比嘉良治。

○教育長 比嘉良治 大枠1についてですが、教育委員会としては全ての児童生徒が最も適した教育を受けられるようにしないと聞いています。そのために人的な配置や教職員の研修会の実施等を行っています。詳細については、主幹のほうから答えさせます。

○議長 新垣博正 教育総務課主幹 宮城政光。

○教育総務課主幹 宮城政光 仲松正敏議員の御質問にお答えいたします。

大枠1、自閉症・情緒学級についてでございます。自閉症・情緒学級に入級する生徒や、一時的に問題を抱える生徒に対しては、早期からの教育支援、そして就学相談や個別の支援計画の作成を基に指導、助言を行うなど、児童生徒のニーズに合わせた対応を保護者や学校、教育委員会が連携して取り組んでいます。また、インクルーシブ教育については、非常に教育委員会としては重要と捉えております。障がいや困

り感のある児童生徒が、将来に向けた自立や社会参加を積極的に推進していくため、「共生社会」の実現を目指していくことが必要と考えております。本村としましては、特に特別支援教育に力を入れて推進しているところでございます。

○議長 新垣博正 総務課長 與儀 忍。

○総務課長 與儀 忍 防災・減災の計画及び啓発活動についてお答えいたします。

村では、防災に関する知識の普及・啓発のため、防災訓練や防災講演会の実施、小学校での出前事業、防火・防災フェアの開催など啓発活動を行っております。また、平成30年度に防災マップを機能強化し、全世帯へ配布しております。今年度は、英語版の防災マップを作成いたしました。外国人への防災知識の普及・啓発を図ってまいります。そのほか、海拔表示板や避難誘導看板の設置、各公民館への災害関係表示板の設置を通し、防災・減災につなげていきたいと考えております。

次に、津波による被害想定地域の世帯数、人口等についてお答えいたします。津波災害警戒区域内の正確な数値は把握しておりませんが、令和4年2月末現在、本村の津波による被害想定地域の世帯は約4,000世帯程度、人口は約1万人程度と想定しております。高齢者は約2,000人、要支援者は約500人程度であると想定しております。

次に、防災会議の男女の比率についてお答えいたします。中城村防災会議の委員につきましては、中城村防災会議条例第3条に規定されております。委員は22人で、そのうち女性委員は1人でございまして、比率としては4.5%でございます。

○議長 新垣博正 仲松正敏議員。

○11番 仲松正敏議員 それではこれより大枠1番のほうから再質問をしていきたいと思っております。

自閉症・情緒障がいのある子供たちの教育を支援するためには、支援教育推進計画は非常に重要だと考えております。それでまずお聞きしますが、中城村においては、この支援教育推進計画というのは策定されているのか、お聞きいたします。

○議長 新垣博正 教育総務課主幹 宮城政光。

○教育総務課主幹 宮城政光 御質問にお答えしたいと思います。

議員のおっしゃる特別支援教育推進計画については、平成29年度文部科学省からの教育支援体制整備ガイドラインにおいて、学校設置者は策定することが求められております。現在、沖縄県において策定が今検討中でございます。市町村は、それに合わせて策定することとなっておりますので、本村においてはまだ策定は未定となっております。

○議長 新垣博正 仲松正敏議員。

○11番 仲松正敏議員 県のほうでも、今作成の方向で検討中ということで、恐らく市町村においてもまだ策定されてないと。本村でもまだ策定はないということですか。やはり私は、この自閉症や情緒障がいのある生徒の教育支援をする上で、大変重要なものと考えておりますので、できるだけこの支援教育推進計画は策定していただくようよろしくお願いいたします。

次に、中城村内の3小学校においては、自閉症・情緒障がいの固定学級は設置されているか伺います。

○議長 新垣博正 教育総務課主幹 宮城政光。

○教育総務課主幹 宮城政光 御質問にお答えしたいと思います。

現在、本村においては自閉症・情緒学級については小学校7学級43名、中学校については2学級10名が学んでおります。

○議長 新垣博正 仲松正敏議員。

○11番 仲松正敏議員 保護者にとっては、中学校に情緒障がいの固定学級があるというこ

とで、大変助かっているというか、大変よかったですと思います。やはり進路選択等で考えると本当にこれは大きな悩みで、あるとないのでは保護者にとっては大変難しい状況かと思えます。中学校の3年間は短く、かつ高校進学など次の進路選択が目の前なので、その3年間でどう力をつけていくかが大変重要だと思います。固定学級の子供たちをこれからもしっかり支援していただくようよろしくお願いいたします。

次に、自閉症・情緒学級の児童生徒は先ほど人数に関してもお聞きしました。新聞報道によると、沖縄県内の小中学校で情緒学級が10年で12倍に増えたとありました。名護市においては、自閉症・情緒学級の児童生徒数が12年前の平成22年には21人でしたが、令和2年度は197人に増え、これは約9.4倍となっています。それでお聞きしますが、本村においてはこの自閉症・情緒学級については10年前と比べると増えてきているのか、それともどういう状況なのかお聞きします。

○議長 新垣博正 教育総務課主幹 宮城政光。

○教育総務課主幹 宮城政光 お答えいたします。

10年前のものを調べさせていただきました。過去村内においては自閉症・情緒学級については現在小学校7学級ですが、その当時は4学級という形になっております。近年、南小学校が建築されまして、ここ5年間のうちに南小学校では4クラスで、この3年間で1クラスの増となっており、今後、1増の可能性があるということをお報告させていただきます。

○議長 新垣博正 仲松正敏議員。

○11番 仲松正敏議員 やはり本村においても、そのような児童が増えてきていると。支援学級では一斉指示を理解することに困難があったり、また周囲の環境に対してストレスを感じてしまったりすることから、情緒学級に不安定になってしまった際に具体的な方法として、落

ち着きを取り戻すことが子供一人一人の障がいに応じた指導方法かと思えますので、ぜひ適切な指導をよろしくお願いいたします。

次に自閉症であるアスペルガーなど発達障害のある子供たちには、どのような形で今支援されているかお聞きします。

○議長 新垣博正 教育総務課主幹 宮城政光。

○教育総務課主幹 宮城政光 御質問にお答えいたします。

御存じのとおり特別支援学級の情緒学級については、本来は場面緘黙の子供たちを対象とした入級となっております。ところが、ここ10年においては自閉症スペクトラムといった発達障害に関する子供たちの入級が増えております。対人関係の構築が常に求められていることから、いかに大人との関係、もしくは同級生、子供同士の関係ができるようにするか、人間関係づくりの学びが中心となったカリキュラムが行われております。それに対してある程度適応できた子供たちが、通常学級にて交流という形の学びを通して少しずつ自立への支援をしていく学びが現在行われております。

○議長 新垣博正 仲松正敏議員。

○11番 仲松正敏議員 分かりました。発達段階や中学校段階を通じた切れ目のない支援の業務目標とした個別の教育支援計画の活用を通して、教育、保健、医療、福祉、労働等の関係機関が連携して、障がいのある子供等に対する就学前から、切れ目のない支援体制の構築を図っていくべきかと思えます。早期から教育相談や就労支援を行うなど、外部の専門家等の活用を図り、連携して切れ目のない支援を行うための体制の充実を図ることを、これからもよろしくお願いいたします。

今、日本でも少子化が進む一方で、特別支援の対象となる子供の数が増加しております。平成19年度より支援教育が位置づけられ、全ての学校において一人一人の実態に応じた指導内容

や指導方法を工夫するなど、支援を充実していくことになりました。インクルーシブは障がいのあるなしに関わらず全ての子供たちが地域の一員として生活を送ることができるような、学校教育の充実に向けて支援教育の充実を図っていく必要性を説いたものであります。幼児期から、保護者から理解を得て適切な支援をすることは、子供の発達によりよい結果を生むと言われています。それでお聞きいたしますが、本村では発達障害への支援教育について、基本的にどのような考えを、またそれをどのように進めておられるか伺います。

○議長 新垣博正 教育総務課主幹 宮城政光。

○教育総務課主幹 宮城政光 御質問にお答えいたします。

議員がおっしゃるようにインクルーシブ教育は全ての子供たちにとって、子供たちの教育ニーズに合わせた学びやすい環境、そして分かりやすい授業の提供が求められています。その理念を村としては研修等、教育委員会として学校への助言等、しっかりと周知させるような方策を今後とも行っていきたいと思っております。

○議長 新垣博正 仲松正敏議員。

○11番 仲松正敏議員 理念にのっとった指導をよろしく願います。

次に支援員についてお聞きいたします。中城村の支援員の配置は、直接対象となる子供の支援はもちろん、学級運営の環境を改善する効果もあると思われます。それでお聞きいたしますが、自閉症・情緒学級の支援員は本村では適正に配置されているか。

○議長 新垣博正 教育総務課主幹 宮城政光。

○教育総務課主幹 宮城政光 御質問にお答えしたいと思います。

まず支援員の配置についてですけれども、特別支援に入級した子供たちへの支援員の配置は行っておりません。ただ一時的な困り感を抱えた子供たちが通常学級にいた場合は、その子供

たちを対象に個別の支援計画の作成を基にして、子供たち一人一人のニーズに合わせた場面配置を行っております。

○議長 新垣博正 仲松正敏議員。

○11番 仲松正敏議員 分かりました。障がいのある児童生徒が、これまでも将来にわたって、どんどん増えてくるかと思われます。そのような状況をぜひ支援員が不足にならないように、これからもしっかりと取り組んでいただくようお願いいたします。

続いて大枠2番のほうに移ります。大枠2番の再質問の前に、去る3月11日に東日本大震災から11年目を迎えました。改めて犠牲になられた方々にお悔やみを申し上げまして、防災について再質問いたします。

災害は何十年、何百年に一度東日本大震災、熊本地震や阪神中部地域のような、これまで経験したことがないような大雨、それに伴う崖崩れや、また想定外の災害などの表現が使われるような災害が例年のように起こり、その都度国や県でも防災計画の見直しなどがされているのが現状かと思ひます。しかし有事の際、想定外の災害が起きた場合の備えとして、村民が共有する防災意識として現状を踏まえた防災計画の整備は急務だと考えます。現状の防災計画は、ある程度形になっているとは思ひますが、新しい要素は今後とも出てくると思ひます。それで今の段階で、予測できることを含めて内容を審査し、今後の計画を示すべきではないかと考えます。防災計画については責任問題はもちろん、もしもの有事の際に防災・減災につながり、村民の生命や財産を守る柱になる計画だと考えます。そのようなことから、中城村地域防災計画の今後の見通しについて村の見解を伺ひます。

○議長 新垣博正 総務課長 與儀 忍。

○総務課長 與儀 忍 お答えいたします。

本村の地域防災計画につきましては、平成25年3月に策定をしました。平成27年3月に一部

修正を行っているところでございます。近年、新たな防災拠点施設の整備によりまして、新たな避難所等が整備されてきております。そういう避難所が現在の防災計画には反映されておられません。また新たな災害の形態、そして土砂災害特別区域等の指定等があり、現在の状況とは若干異なってきております。そのため、本村地域防災計画につきましても、今後見直しを検討していきたいと考えております。

○議長 新垣博正 仲松正敏議員。

○11番 仲松正敏議員 そうですね、地域防災計画については、先ほどもお話ししましたが想定外の大災害の発生や、国の防災計画などの改正を踏まえて、日本全国の自治体で適宜見直しが行われてきています。防災見直しについては、見直しの視点を考えると国、県から公表された被害想定についての検証を行い、また肥大化して理解しづらくなった計画をスリムにすることも必要かと思っております。それから職員が円滑な災害対応業務を進められるよう計画に基づくマニュアルを作成すること。それと今後、女性の視点を反映させることも大変重要かと思っておりますので、ぜひ防災計画の見直しをされるときは、このような視点から素案の作成を考えて進めていただきたいと思っております。よろしくお願ひします。

次に、本村において津波災害ハザードマップ等の配布状況はどのようになっているか、お聞きします。

○議長 新垣博正 総務課長 與儀 忍。

○総務課長 與儀 忍 お答えいたします。

先ほどの答弁と重複いたしますけれども、平成30年度に防災マップを作成しており、村内の全世帯へ配布をいたしました。その後、新たに転入してきた世帯につきましては、その都度総務課のほうで配布をしているところでございます。

○議長 新垣博正 仲松正敏議員。

○11番 仲松正敏議員 ハザードマップの配布や広報等の記載に関しては地震や津波、また土砂災害もそうですが、繰り返し周知していくことが重要かと思っております。この災害の周知に関しては、即効薬、特効薬、妙薬というのは、私はないものと思っておりますので、やはり地道な広報活動、また避難訓練が災害から命を守る決め手になるかと思っておりますので、引き続き継続して周知の徹底を続けていただきたいと思っております。

次に②のほうです。津波による被害想定地域の人口の高齢者数、要支援は先ほどお聞きいたしました。やはりこのような調査内容を地域と共有することで、多くの地域住民の生命を守ることに繋がりますので、これからも調査のほうを続けていただきたいと思っております。

次に③のほうです。中城村の地方防災会議委員、現在中城村では女性が1人ですね。この地方防災会議に女性が1人ということですが、国の目標としては会議構成員の3割とありますが、この3割に満たない理由等は何かありますでしょうか。

○議長 新垣博正 総務課長 與儀 忍。

○総務課長 與儀 忍 お答えいたします。

防災会議委員につきましては、条例に規定されております。会議の委員は国の機関の職員、県の機関の職員、警察あるいは消防職員ということで決められており、さらには村の三役と各課長等で構成しております。そのポストがほぼ男性職員のポストが占めているために、本村におきましても3割までは満たしていない状況でございます。

○議長 新垣博正 仲松正敏議員。

○11番 仲松正敏議員 確かに今本村では、女性の管理職が1人ということもありますが、中城村でいろいろな組織があって、そこでリーダー的活動をされている女性の方もおられると思うんですけれども、この人たちを会議に入れ

ることはできないですか。

○議長 新垣博正 総務課長 與儀 忍。

○総務課長 與儀 忍 お答えいたします。

条例上は役職等決められているポストとなっておりますけれども、その中には自主防災組織の代表ということもございますので、ぜひ村内の自主防災組織のほうから女性の委員として推薦がいただければ、防災会議のメンバーとして活動していただきたいと考えております。

○議長 新垣博正 仲松正敏議員。

○11番 仲松正敏議員 地域防災力のレベルアップには、女性の視点から防災・減災、復興についても女性の意見を取り入れることが重要だと考える自治体が増えてきております。例えば災害用備蓄物資にしても、女性の視点から見た乳幼児等のニーズが反映されるものに対して、恐らく男性から考えつかないことでも、女性の視点からは女性が必要とするものを備蓄品として多くそろえることができると思います。そのことから、ぜひ防災会議の構成員の女性を増やす取組をしていただくようお願いします。

次に防災について、十分な知識と一定の知識、技能を習得した人を認証する防災士の資格保持者が、沖縄県内は今年2月末現在で327人とどまり、実数でも人口当たりでも全国最下位であることが言われています。防災士が少ないことについては、資格取得のため県外に出向くことが必要であることや、県外では広まりつつある資格取得への行政の補助がないことなどが要因となっていると言われております。東日本大震災や熊本地震など、大規模災害発生を受け、その重要性が認知され、少なくとも43都道府県の316市町村が資格取得に対して補助金を出していると聞いております。また自治体レベルでも資格取得促進のため、独自に防災士養成事業を実施しているようであるが、本村の防災士養成の現状はどうなっているか伺います。

○議長 新垣博正 総務課長 與儀 忍。

○総務課長 與儀 忍 お答えいたします。

質問の中にもございますように、防災士養成の講座が県内で開かれることがめったにありませんでした。昨年来、那覇市を中心として豊見城市と合同での養成講座が開かれているようございます。そのため本村からも職員を派遣しまして、現在職員の中に4名の防災士の資格を持った職員がおります。今後につきましては、令和4年度の新年度予算におきまして防災士養成講座への受講のための補助金を今確保しているところでございます。

○議長 新垣博正 仲松正敏議員。

○11番 仲松正敏議員 防災士については、地域の今、防災組織がありますね。そういう組織の中からもぜひ防災士資格を取れるよう行政として地域のほうに推薦をされるよう要請していただいて、ぜひ防災士を増やすよう考えていただきたいと思います。やはり防災について一定の知識と技能を持つ防災士がいることで、災害から多くの命を救うことができると思います。いつ大きな災害が起きてもおかしくないこの今の世の中になってきております。今からでも村民の生命を守る上で、防災士の育成は重要だと思いますので、早めに防災士育成に努めて、どんどん防災士を増やしていただくようよろしく願いいたします。以上で私の一般質問を終わります。

○議長 新垣博正 以上で、仲松正敏議員の一般質問を終わります。

休憩します。

休 憩（11時28分）

~~~~~

再 開（13時30分）

○議長 新垣博正 再開します。

次に、新垣 修議員の一般質問を許します。

○2番 新垣 修議員 それではこんにちは。残り今日が一般質問の最終日になりますけれども、よろしく願いします。それでは議席番号

2番、新垣 修、通告書に従って一般質問いたします。一部、文面の中で訂正がありますので、読み上げながら訂正をさせていただきます。

大枠1番、新設課に関わる問題。新たに「まちづくり推進課」の設置を今議会において提案しているが、その設置課について伺います。提案理由や補足説明では、ア) 中学校移転事業、イ) 商業施設誘致事業、ウ) 重点地区における地区計画に関する業務、エ) その他。ア) からウ) の主体業務の内容で説明を受けているが、①それだけの分掌事務を行う為に課新設を行うということなのか伺います。②これまで企画課まちづくり係がありましたが、職員配置人員数と、どのような業務をこなしてきたのか、その実績内容を伺います。③中城村課設置条例(平成17年中城村条例第5号)改正後のまちづくり推進課、議案第3号より、ア) まちづくりに関すること。の課の分掌事務の記載があるが内容が漠然として理解ができません。具体的、詳細的にまちづくりの何に関するものを行うのか示してください。④企画課まちづくり係を廃止しあえて推進課を設置するという理由は、特別的な、そこでしかできない業務とかあるのかどうか伺います。あるとしたらどのような分掌事務なのか伺います。⑤都市建設課、まちづくり推進課においても、双方ともにまちづくりに関する業務があり重複していると思えるが、新設課「まちづくり推進課」の組織規則の一部改正に記載の重点地区における地区計画業務とあるが、村内のどこを重点地区と定めて行おうと考えているのか伺う。⑥都市建設課において、都市マスの(平成31年3月版)まちづくり構想に関しても、まちづくり推進課が進めていくということなのか伺います。

大枠2番、プライダル支援事業補助金。施政方針に「披露宴を行うきっかけになる支援を行う」行政報告2の内容も披露宴の必要性を説いてプライダル業界を支援し助成していくとのこ

とで報告されていますが、①本村内において、どのような分野に活性化、経済効果が期待できるのか伺います。②中城村において地方創生交付金の活用方法の理念を伺います。以上、回答を求めます。

○議長 新垣博正 村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 それでは新垣 修議員の御質問にお答えをいたします。

大枠1番につきましては総務課のほうで、大枠2番につきましては産業振興課のほうでお答えをいたします。

私のほうでは、大枠1番の新設する課についての所見と経緯を少しばかり述べさせていただきたいと思えます。金城 章議員や渡嘉敷議員にも少しお答えしましたけれども、まちづくり推進課の設置に向けては、できるだけこの課は言うならば機動性を持たせた部分というんですか、言葉が適切か分かりませんが友軍的な部分で、将来的には全課を俯瞰的に見れるような課も必要じゃないかと。これは実は数年ほど前に職員から自発的に出てきた話でございまして、やはり課をまたぐ事業、例えば午前中にもありました渡嘉敷議員の教育委員会は教育委員会だけの問題ではない、中学校の移設問題などですね、そういうものも課にまたがって俯瞰的に助け合いながらやれる方法はないかということから始まって、今議会でも修議員や大城議員からありましたけれども、少し時期尚早ではないかというお話などありましたけれども、実は私は少し遅れ気味ではないかというぐらいの思いで、この課の設置を促しました。去年は係から始まりましたけれども、今回取りあえずのとっかかりは中学校移転、商業施設誘致という部分から入っていきますけれども、将来的には職員のせっかくのやる気をしっかりとこちらも受けて、村のために頑張ってもらおうと。手前みそで申し訳ないんですが、最近の職員の動きなど見てみますと、御承知のとおりコロナワクチンのプロ

プロジェクトチームの立ち上げなどでも積極的に、自ら自発的にやってきたというところを我々も受けてやってきた経緯もありますので、そういうものをまた議員の皆さんも御理解いただきながら、ぜひ応援をしていただきたいと思います。以上でございます。

○議長 新垣博正 総務課長 與儀 忍。

○総務課長 與儀 忍 課の新設について、6つの質問がございます。一括して答弁いたします。

中学校移転計画、商業施設誘致事業、重点地区における地区計画に関する業務などを担当するため、企画課内「まちづくり係」を廃止するという考えではなく、格上げ、強化する形で新たに「まちづくり推進課」を設置したいと考えております。これまでの「まちづくり係」におきましては、係長、職員2名の計3名体制でございまして、中学校移転関連業務、商業施設誘致関連業務に加え、共同のまちづくり計画関連業務などへの助言やサポートなどを行っております。

成果としましては、商業施設誘致事業におきまして、村民ニーズ、民間事業者ニーズ調査を実施し、両者の一定の合致を確認、本村における商業施設誘致に関し、「中城村商業施設誘致促進基本構想」として取りまとめております。議員にも既に配布済みでございます。

地区計画策定につきましては、本村総合計画で位置づけられた「4つの拠点を生かした村づくり」の中から、新庁舎周辺、吉の浦公園、中学校移転後の跡地など「豊かな暮らしサービス拠点（タウンセンター）」における地区計画を想定しております。そのため、本村都市計画マスタープランのまちづくり構想については、現時点では、これまで同様、都市建設課で担当すると考えております。

○議長 新垣博正 産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲村武宏。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲村武宏 新垣 修議員の大枠2の①についてお答えいたします。

結婚式等のお祝い事につきましては、県外あるいは離島を含む村外の方が結婚式等に招待されるかと思いますが、まだまだ中城村の地名度も低く、その際に、中城城跡だけではなく中城村の歴史文化の紹介や、中城村の観光スポット、特産品、各事業所の紹介を行っていただければ、少しでも中城村の観光場所へ足を運ぶ機会があるので、経済波及効果があるのではないかと考えています。

次に、②についてです。新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金については、新型コロナウイルス感染拡大防止及び感染拡大の影響を受けている地域経済や住民生活の支援を通じた地方創生に資する事業となっております。交付金の活用方法については、国の政策ではカバーしきれない、県や市町村など各地方公共団体の事業として地域の実情に応じた取組の財源として有効活用ができることとされておりますので、その考えに基づき活用しております。

○議長 新垣博正 新垣 修議員。

○2番 新垣 修議員 それでは再質問させていただきます。順序のほうですが、大枠2のほうから先に質問させていただきますので、お願いいたします。

質問で、まずこの支援事業は、結婚式等や披露宴を行うブライダル事業者を支援する目的なのか。村内に在住する村民の結婚そのものを祝福支援する目的なのか伺います。

○議長 新垣博正 産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲村武宏。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲村武宏 お答えします。

ブライダル事業者だけではなくて、大きく捉えてブライダル事業に関連する事業者を支援することと、あと結婚式等を行う住民に対しての

支援を目的として進めていく考えであります。

○議長 新垣博正 新垣 修議員。

○2番 新垣 修議員 うまくまとめられたというか、結婚式等を行うというのは、結婚式等を行う場所はブライダル事業の場所ですよ、ブライダル事業者関連ということは。そうであれば究極な目的は、ブライダル事業者にはなるんじゃないかと捉えるんですけども。

その中で、ブライダル該当条件について確認いたします。該当対象条件、あるいは対象外該当者の要件等ありましたら教えてください。

○議長 新垣博正 産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲村武宏。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲村武宏 あくまでも県外は除きますけれども、村内、県内においての還元を期待していますので、県内で結婚式等を挙げたカップルに対しまして助成金の交付をすることとして考えております。

○議長 新垣博正 新垣 修議員。

○2番 新垣 修議員 県内ということで、私が2番目に聞いた地方創生交付金の活用にもこれはあるんですけども、この交付金は地域経済と住民生活を支援する目的で原則公共団体が自由に使えるという内容、ここまでは一緒なんですけれども、私たち中城村にとって地域経済というのは中城村じゃないかと考えておりました、先ほど結婚式等と言っていましたけれども、やはり結婚式をブライダル関連の場所で行わなければ助成はもらえないということですよ。そうであれば、優先されるのはブライダル事業関連施設を利用したものに対しての助成金の目的になるのではないかと捉えておまして、状況を用いて質問いたします。

まず村内在住者が結婚式後、村外に転出いたしました。もう一方は、県外で結婚式を行い、その後、中城村に転入し住居を構えました。助成される対象は前者か後者か伺います。

○議長 新垣博正 産業振興課長兼農業委員会

事務局長 仲村武宏。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲村武宏 前者か後者かという、今、私たちが案を持っているのは令和4年4月1日から令和5年3月28日までの式などを挙げて、中城村に住んでいる方に支給したいと考えていますので、この要件が合えば支給したいと考えております。だから両方になるかもしれないです。住所は県外にあったとして、転入して令和4年4月1日から令和5年2月28日の間に式を挙げたカップルに対しても助成をしたいと考えております。

○議長 新垣博正 休憩します。

休 憩（13時47分）

~~~~~

再 開（13時49分）

○議長 新垣博正 再開します。

産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲村武宏。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲村武宏 県外で結婚式を挙げた方には該当はしません。

○議長 新垣博正 新垣 修議員。

○2番 新垣 修議員 まずこのブライダル支援事業の行政報告2がありますよね。その中に、中城村の知名度アップ、あるいは村に定住したい、村に住んでみたい、人口増に期待をするという事業内容と合致しているにもかかわらずですよ、県外ということで対象外になるというなら、この報告書の趣旨と矛盾しているんじゃないかと思います。事業所、式場、本村にはもともと1つもない視点から見ると、村外も県外も同じにしか見えないと思いますが、それでもブライダル業界をターゲットにして事業を起しているということが、少し理解がしがたいと思えてならないです。この中で、県外で結婚して中城村に居住しましょうと、この中にも住んでみてちゃんと人口増にも繋がることを期待すると書いてあるじゃないですか。それに合致して

いますよね。それでも県外という違いでもらえないというのは、いささかこの地方創生交付金の中身から見ても、地方というのは捉え方ですよ。地方は中城村からとったら中城村だけでも、今回は県内全てを網羅しましょうと。では沖縄県からとったら飛行機も使える、家族でも大移動、経済にも波及します、では県外もいんじゃないですか。その代わり沖縄に戻って来て、沖縄に住む、中城村にまたその世代が戻って来る、若い夫婦が、人口増にもつながる、その辺が合致しているにもかかわらず、どうもこの内容と趣旨が合わないんじゃないかと思えます。このブライダル事業の業者、協会には二十何か所あるんだけれども、沖縄県でブライダル、結婚式が挙げられる場所というのは、ホテルとかも含めたら大体37。ホテルを省いた場合は22か所ぐらい。この沖縄ブライダル協会には2か所しかないわけですよ、結婚式場というのは。この2か所を対象に、この支援事業、中城村には1つの事業所もないのに考えられた。この着目点がどうも理解できなくてですね、ちょっと村長にお伺いしたいんですけれども、2月8日にローカルウェディング協会の方、3名の方々が表敬訪問を受けております。2月10日の新聞報道にも掲載されているように、この支援事業に関わる来訪だったのか、詳細をお聞かせ願います。

○議長 新垣博正 村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 ちょっと今記憶だけのお話になりますけれども、たしか要請を受けたのは去年の10月か11月だったと記憶はしているんですが。その後、またいらっしゃったかどうかまでは抜きにして、最初の要請のときは去年の10月か11月だったと記憶しております。

○議長 新垣博正 新垣 修議員。

○2番 新垣 修議員 要請は11月に来ております。ただ、2月8日にも3名来られておりますよね。それで2月8日に来て、2月9日にタ

イムスの取材を受けて、2月10日の新聞という流れになっているわけですよ。その2月8日の表敬訪問に対してどういった内容だったのかというのを。

○議長 新垣博正 休憩します。

休 憩 (13時54分)

~~~~~

再 開 (13時55分)

○議長 新垣博正 再開します。

村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 2月8日云々というのは、ちょっと記憶がありませんので、調べれば分かると思いますけれども。私は要請を受けて、これはいい話だということで、もう決定したのはもっと前だと思いますよ。1月の末か、2月の初めかちょっと記憶が定かではないんですが、私の頭の中では、これはとてもいい話だということで、私なりにいろいろ年末年始調べて3月の予算に計上するために、もちろん三役も含めていろいろな話をして、担当課にこういうことをやっていきたいと。それについての何か意見はあるとか、そういうことをやったのは記憶しています。2月8日云々ではなくて、もっと前にたしか決定していたと記憶しています。私の中では。

○議長 新垣博正 休憩します。

休 憩 (13時56分)

~~~~~

再 開 (13時56分)

○議長 新垣博正 再開します。

新垣 修議員。

○2番 新垣 修議員 記憶してないということであれば、こういった質問はできないんですけれども。総務課で確認したところ、2月8日の11時45分に来訪しております。ただこれが公務で、11月もそうなんですけれども、この事業を公務で支援要請を受けたとしたら、そのときに産業振興課立会いとかやられたんですか。

○議長 新垣博正 村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 記憶しておりませんが、要請を受けるときに担当を先に呼んでということはありません。基本的には私が受けて、そこから、これはおもしろいとか、やれるものであれば、最初から要請のものが分かっている、担当が必要ということがはっきりしていれば担当も同席させますけれども、基本的には私はオープンですからいつでもいらっしゃってくださいという形で話を聞いてから判断しています。

○議長 新垣博正 新垣 修議員。

○2番 新垣 修議員 総務課のほうでも、もし公務で村長がお会いしたのであれば、ちゃんと事業者、あるいは業者と会う場合には時間とか、相手とか、ちゃんとスケジュール管理、それから相手の方の管理もしっかりとやってもらいたいなど。総務課では、今回は誰と会ったか、名前も分からないということでした。やはり事業者と会うのであれば、それなりにちゃんと管理をしていただいて、しっかりと管理してほしいと思っておりますので、その辺、総務課長よろしくをお願いします。

ではこの2月10日の新聞を見ながら、これはあくまでも憶測だったものですから、2月8日の表敬訪問、だから11月に要請支援を受けて、2月9日に取材を受けているんですけども、あくまでも新聞報道は新聞報道なんですけれども、その事業を行うという形で読み取ったものですから、この内容がトップダウンで産業振興課に行っているんじゃないかという懸念があったものですから、今、2月8日の確認をしたわけですね。先ほどいいことだということで、産業振興課のほうにこの事業を取りかかるようにという指示をしたわけですね。

○議長 新垣博正 村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 新垣 修議員が何を聞いたのか、正直分からないんですけども。私の

行動を知りたいということですか。ですから10月か11月の要請を受けて、これはいい話だと思って自分なりに調べて。今の話だと、2月10日の新聞は当然2月9日か8日には取材を受けますね。もしかしたらその前だったちょっと記憶していませんけれども。取材を受けた段階では、既に予算は決まっている話しかやりませんよね、当然、こういうことということは。取材を受けて、やりますと言って担当課を呼んで、これやりなさい、そんな話はないですよ。ですから私の記憶ではもっと前にこの事業は今度の3月でやりますよと、いいなみんな、それで行きますよということが決まって、そこから取材を受けて今話をやっただけで。それともう1つ、あえて誤解がないようにここで答弁をしますけれども。先ほどの、私は誰が来てもなるべく会うようにしています。ですから約束がなくても、もう飛び込みで入って来る方も、本当に稀ではなくてたくさんおられますので、全てを管理してやろうとは思っていません。できるだけ話が聞きたいタイプの首長ですので、ですからその辺は誤解がないように、あえて管理をしてないとか云々ではなくて、うちの総務課は私の意向で、私がいる間は誰が来ても入れていいよというような形になっていきますので、その辺は誤解がないように一応答弁をさせていただきます。

○議長 新垣博正 新垣 修議員。

○2番 新垣 修議員 その話は後でゆっくりやりましょう。

それで課長、ひとつ確認したいんですけども、先ほどこの経済波及効果に関しても、課長の答弁から見ると経済波及というよりも、中城村をアピールしようというふうな内容にしかなくなってないんですよ。経済効果というのは、どの分野というのはやはり村民が動くのにタクシーを使うとか、結婚式のために床屋に行くとか背広を買うとか、そういった分野分野。それ

から経済効果というのは、終わった後のそう  
いったのを全てまとめて経済効果を私たちは聞  
いているわけです。だけど今言うようにガイド  
ブックを配布する、これは知名度としましょう。  
そこでも疑問なのは、結婚式を終えて、これは  
領収書で支払いしようという考えでしたよね。  
ではその本人たちが産業振興課にいついつ結婚  
しますからガイドブックにどこどこに置いてく  
ださいとか、そのローカルウェディング協会に  
は2か所しかないのに、わざわざ沖縄県内の遠  
いところまで行って、それともそのガイドブッ  
クを全結婚式場に配布するという考えで事業を  
立ち上げたというふうになるんじゃないのかな  
と。その辺がすごく矛盾しているなど。そこで  
村長もう1回確認しますけれども、村長が今回  
の一般質問の中で、しっかりとした根拠があれ  
ば予算化されるとか、事案を取り組むという話  
をなされていますよね、しっかりとした根拠。  
では今回、この事業案、しっかりした根拠、波  
及効果、知名度アップ、そういうのを全部示さ  
れておりますか。

○議長 新垣博正 村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 今回の事業について、全体  
でお話します。経済波及効果がまず第一ですよ、  
この地方創生交付金の狙いは。これは沖縄県内  
においての経済効果の一翼を担いたいという思  
いでこれを今回事業化しております。これは中  
城村だけの話ではなくて、中城村がこういう事  
業展開をする、沖縄県も要請を受けていますか  
ら、沖縄県もそこに我々がやっているというこ  
とを受けて、もしかしたら沖縄県もまた出てく  
る可能性がある。これが他市町村まで全部広  
がっていくと、沖縄県の経済効果は物すごく大  
きくなる。ですから中城村に限ってのどうのこ  
うのというのは、一度も考えたことはないです。  
沖縄県全体で、経済効果の一翼を何とかして担  
えないかと。別にウェディング業界の誰々を救  
いたいとか、この披露宴会場を救いたいとか、

そういうことではない。この披露宴を挙げるこ  
とによって、たくさんの方々に仕事が回ってい  
く、今議員がおっしゃったとおりのことですよ。  
服もきれいにする、床屋にも行く、もちろん着  
付け、飲食、花、タクシーに乗っても行くで  
しょう、お酒も飲みますから。いろいろなとこ  
ろに波及していくものの火付け役みたいなもの  
にしたいと。これだけコロナ禍の中で、みんな  
イベント関係も全部中止をしている段階で、幾  
らかの披露宴を、あのおとき挙げられなかったけ  
ど、今ちょっとよくなったから挙げたいなど  
思ったときに10万円の助成がありますよとい  
うことであれば、背中を押すことにもなるんじ  
ゃないかという、そういうことです。決して中  
城村がどうか、もうかろうとかもうからないと  
か、そういうことではなくてもっと大局的な経  
済効果。全部が経済効果が上がっていくと、そ  
れが当然還元していろいろなところに戻って  
くるわけですから、それを狙ってのものだとい  
うことを御理解いただきたいと思います。

○議長 新垣博正 新垣 修議員。

○2番 新垣 修議員 あまりにも考え方とか、  
沖縄県にも要請は行っていますけれども、沖縄  
県にも確認したところ、今回はこれは助成のあ  
れには当たらないと確認が取れたんですよ。も  
う1つ、全体的にという話もしていますけれど  
も、仮に100人規模で、まず結婚式を行うそ  
の方を推すという考え方は確かにいいのかもしれ  
ませんが、逆に結婚式を行うことによ  
って二人の家計を営む上での経済的負担を与える  
という、抱えさせるということも考えてはおり  
ますか。

○議長 新垣博正 村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 その議論になると全てが  
もう否定ですよ。例えばチケット、5,000円割  
引云々とかいろいろありましたね、そういうこ  
とも全て否定ということになりますよ、今のお  
話でしたら。もちろん我々はそういうことでは

なくて、この若い二人の門出を祝ってあげようという気持ちと、プラス経済効果を含めてですよ、これをきっかけにしていい家庭を築いてもらいたいというのが一番心の底にあるのであって、これを家計の負担になるとかということまで考えたことはないですし、今やっている経済効果の経済対策は、それにほとんど似ていますよね、なるべくお金を使ってもらおうという形の経済政策ですから。そこの議論には、ちょっとどうかなという感じはします。

○議長 新垣博正 新垣 修議員。

○2番 新垣 修議員 ちょっと今村長の話をもとめきれなかったからあれなんだけれども、結婚をすることによって、今言うように経済負担云々が、ちょっと訂正します。もしそうであれば、ブライダル支援事業にこだわらなくても、結婚式を挙げなくてもそのまま何らかの形で村民に、婚姻をやるものに助成金を出しても、私はそのほうが物すごくいいんじゃないかと考えての質問です。経済的負担云々というのは、仮に100名規模でやるとやはり100万円とか200万円、それなりの予算を使ってそれなりに結婚式を挙げる二人にもいろいろな状況がありますよというのを話したかったんです。今回、いろいろとこのブライダル事業者のところまで行きまして、25歳のある方に、この中城村の給付金のお話を聞いたんです。その彼女は、去年結納を済ませたと、30万円から40万円かかりましたと。もちろんブライダル事業者ですので、お金の工面ができなくて今年結婚式をしますと。150名規模でやるけれども、こだわっているから300万円かかると。150名だから約200万円は入る見込みとして、100万円はこれから旦那と返済計画を立てていくということを考えていますと。その10万円のことを聞きましたら、彼女のほうから、10万円の助成に関しては、そのカップル本人たちが結婚式を挙げたいか、挙げたくないかという気持ちが最優先考慮されるべきであっ

て、結婚式をどうしても挙げたいというカップルからはありがたい助成金になるものと思いますが、結婚式を挙げたくても挙げきれない方々からは、婚姻という夫婦になる形には変わりもなく同じなのに、助成金がもらえないということに対しては不公平を感じるのではないかと思います。また費用の面で苦慮している方々の身の上では、これっぽちの金額でと捉えられるのではないのでしょうかというふうに受け取れます。助成する期間に制限がなく、婚姻という二人の門出を祝福する内容に規制を定めているのはどうかと感じます。結婚式を挙げなくても婚姻やパートナーシップの申告など、心から祝福してお祝い金として出していただけることになれば最良の助成金になるのではないかと思いますというふうにお話を聞いたんです。それで自分たちがこのブライダル支援事業者なのか、何なのかというふうなことを考えていることも、少し自分たちは間違いなのかなと。やはり婚姻をする夫婦の、二人のそこを優先に考えて、これはこの事業を考えるべきではなかったのかという観点から今質問をしているんですけれども。

そこで産業振興課長に聞きますけれども、このブライダルを挙げるに当たって、予算等の調査とか、そういったのも行っていますか。

○議長 新垣博正 産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲村武宏。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲村武宏 お答えします。

電話での聞き取りになりましたが、プランによって異なるということで、結婚式に関しては一人約1万円ぐらいの費用がかかると、結納に関しましては10名程度で約20万円程度かかるということの回答を得ております。

○議長 新垣博正 新垣 修議員。

○2番 新垣 修議員 あくまでも私なりの考えなんですけれども、やはり地方創生交付金の活用というのは、地域というのは中城村であっ

て、中城村民に、多くの村民に還元されるもの、多くの村民のために使われるべきものと捉えての質問になります。産業振興課あるいは当局においても、産業振興課のほうでも地域の事業者育成というのは大きな責務だと考えておりました、それで商工会、局長のほうにもこの内容というか議案書を見ていただいて、どう思いますかという感想を求めてきたんです。村内事業者への経済波及には期待が薄く、村内において結婚式と関連づけて使える場所等があればよいけれども、やはり現事業案には少しそういったところも見直していただければいいけどなという話もありました。あと何か所か回ったときに、やはり新聞報道を見て、何かこれあるんじゃないかと聞かれたところもありました。それで皆さん、お手元のほうに書いてありますけれども、このブライダル支援事業に関しては、村民に寄り添った事業と私のほうでは理解できず、提案された事業内容の概要、これは産業振興課のほうから事業概要をもらいました。その内容を引用して、結婚者優位の内容に充てて読み上げて質問いたします。中城村在住で男女問わず結婚する者に対して最大10万円を助成する事業として、要件として令和4年4月1日、婚姻を届け出たカップルに対して5万円の助成金をあげる。さらに婚姻後、中城村に居住あるいは転入する者に対して居住支援金として5万円を助成し、合わせて最大10万円の支援を行う。村外のカップルでも、村内に転入、居住する条件を満たせば5万円の支援が受けられる。この転入居住支援金は、事実婚者や性的少数派に適用されると。その辺を見立てて、まず内容を変えてみました。このように内容が修正されたほうが、村民あるいは村外からの婚姻者に対しても行政報告にあった助成になるのではないかと思います、産業振興課長、読まれてどういうふうに捉えますか。

○議長 新垣博正 村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 今のは政策的なお話ですので、私があえて答弁をさせていただきます。今議会に提案しているのは、あくまでもこのブライダル事業を加えた予算を議会に提案して、これの可否を求めています。今、新垣 修議員がお話をしているのは、我々は代案を求めているわけではありません。我々の案をどうですかということで議会に求めているのであって、これとは別の話でやっていただきたい。こういうことではなくて、これをやったほうがいいんじゃないですかではなくて、これとは別で新垣修議員の考え方として、こういう地方創生の使い方はどうですかということであれば、私も聞く耳を持ちます。今回の部分については、何度も言いますが、私の事業と予算を入れた予算書を、今年度予算を可決していただけないかという話でございますので、これとは別の話ですから、その話は私とやりましょう。

○議長 新垣博正 新垣 修議員。

○2番 新垣 修議員 実は、その答えも想定していたんですけれども、その内容、どうしても今の事業内容に関しては理解できなかったものですから、あえて私も質問させていただきました。この件は終わりにいたします。

○議長 新垣博正 休憩します。

休 憩（14時17分）

~~~~~

再 開（14時17分）

○議長 新垣博正 再開します。

新垣 修議員。

○2番 新垣 修議員 残り5分ということで時間があまりないので、取り上げて質問させていただきます。

まず総務課長、この新たなまちづくり推進課に関しては3月8日でいろいろと聞き取りしておりますので多少なりに理解をして質問させていただきます。まず庁議に諮る前に、新しい課を設置するに当たって直属の企画課、あるいは

関係する職員などと事前に確認協議など、あるいはどのような内容で立ち上げていくのかという、そういう事前協議などは行ったのか伺います。

○議長 新垣博正 総務課長 與儀 忍。

○総務課長 與儀 忍 お答えいたします。

この話、新たに課を設置してはどうかという案につきましては、令和3年11月に企画課と調整を行っております。現まちづくり係と調整を何度か行いまして、その後に副村長、それから村長と調整を行っております。

○議長 新垣博正 新垣 修議員。

○2番 新垣 修議員 では庁議にかけていますけれども、そのときに業務遂行内容や分掌事務、そういったものに対してしっかりと説明を行ったのかどうか。その庁議の中で質問や意見等がなかったのか伺います。

○議長 新垣博正 総務課長 與儀 忍。

○総務課長 與儀 忍 お答えいたします。

まず1月17日の庁議に第一弾としての情報提供を行っております。総務課として課設置条例の改正と分掌事務の規則の改正を行うということで庁議のほうで報告をしております。それに対してもし意見等があれば、ぜひ総務課のほうに寄せてほしいと、そういうことで情報発信を行っております。

○議長 新垣博正 新垣 修議員。

○2番 新垣 修議員 意見等を寄せてほしいということで求めたということですね。意見があったかどうか、聞くのは後でしますけれども、2月17日に例規審査委員会を開いておりますよね。その例規審査委員会の中で、適正に審議を終えて意見等とかあったと思うんですけれども、その分掌内容に。これがちゃんと、疑義等が出ていないか伺います。

○議長 新垣博正 総務課長 與儀 忍。

○総務課長 與儀 忍 お答えいたします。

1月17日に第一弾として庁議に報告をしてお

ります。その後の2月7日に例規審議会を開催しております。その中では、まず今回のまちづくり係の分掌事務として、工場適地等は追加できませんかという問合せがあったり、もう少し説明が必要じゃないですか、そういう意見が確かにございました。

○議長 新垣博正 新垣 修議員。

○2番 新垣 修議員 私もこの情報公開で例規審査会、読みました。この中には、確かに例規に関する、分掌事務に関する質問は1件で、これはちゃんと解決していますよね。残りに関しては、ほとんどがさっき言うように質問的な、今で言う事前説明的な内容になっているんですよ。例規審査会というのは、この例規を審査する、分掌事務を審査するものと思っているんですけれども。この内容を、これ終わっていますけれども、3月までの事案に時間がないからこのまま上げましようとか、それから具体的に書く必要はないですかという質問に対して、今はできないとか、この内容で終わっているんですけれども、これで審査した審議員は納得されていると思っているんですか。

○議長 新垣博正 総務課長 與儀 忍。

○総務課長 與儀 忍 お答えいたします。

2月7日に例規審議会を開催しまして、ある程度の意見を収集しております。その後、2月17日に再び庁議がございましたので、その庁議の中で具体的にこういった業務を所掌するんだと、そういう説明を2回目の庁議で行っております。

○議長 新垣博正 新垣 修議員。

○2番 新垣 修議員 その条例、あるいは規則に関しては、各課長全てがある程度同意を得られたと解釈しているということなんですね。

○議長 新垣博正 総務課長 與儀 忍。

○総務課長 與儀 忍 お答えいたします。

そのとおりでございます。

○議長 新垣博正 新垣 修議員。

○2番 新垣 修議員 今年度、企画課においては令和4年度は5次総合計画の策定実施に向けて9月議会への上程や7月頃までの住民説明会に向けての取組など、産業振興課では農業振興地域整備計画の基礎調査などの取組や、それと併せて5月末までに教育委員会は中学校移転用地の農振除外等の同意を地権者より喫緊に取りまとめないといけないという事務行為があるんですよね。それで新しい課を設置するよりも、プロジェクトチームを先に発足させて、強力的に教育委員会を補助しながら取り組んだほうが能率的にも進められるんじゃないのかと思いますので、その辺も村長とさっきのまちづくり、内容は私も同じ考えを持っています。全体的な考えは一緒だと思います。ただ今回まちづくりの話し合い、まちづくり全体の話ではなかったものですから、あくまでも課設置ですよ、課設置の分野に取り上げた話でしたので、まだまだ少し考え方を、プロジェクトチームで進めていかれたほうがいいんじゃないかということで質問を終わらせます。

○議長 新垣博正 以上で新垣 修議員の一般質問を終わります。

休憩します。

休憩（14時25分）

~~~~~

再開（14時37分）

○議長 新垣博正 再開します。

続きまして新垣貞則議員の一般質問を許します。

○7番 新垣貞則議員 議長の許可を得ましたので、通告しました点について新垣貞則の一般質問を行います。

大枠1番です。中城小校区内の環境整備。①「東海産業から熱田」の護岸に陥没した危険箇所があるが対策は。②久場地区の賀武道線、沖縄電力の賀地用地周辺は大雨で土砂崩れしているが地滑り対策は。③中城第3地区の添石農道

舗装工事と第4地区（伊舎堂・泊地区）の農道舗装工事は。農道整備して農家の生産性向上を図るには。④伊舎堂の村道拝所線から日の出園側の排水路まで大雨のたびに水が吉の浦線に氾濫するが対策は。

大枠2番です。海岸を整備して、健康づくりと中城村の観光振興を図る。①「戦後引き揚げ上陸碑から中城モール周辺の海岸」を整備して、観光振興を図るには。②「東海産業から屋宜地区」まで護岸約5キロメートルをボランティアの人が年4回村民の健康づくりのために草刈り作業している。県や村がきれいにしてほしいと意見があるが、今後の取組について伺います。③「東海産業から屋宜地区」までの護岸約5キロメートルを企業の皆さんに環境美化の日「春・秋の一斉清掃、5月・10月」や12月の「クリーン&グリーン」の日に、海岸や道路などの清掃活動の取組は。④吉の浦公園護岸を年2回、草刈り作業しているが、護岸の現状は。整備計画では、村民は、護岸をどうしてほしいとありますか伺います。⑤「吉の浦公園から東海産業まで約6キロメートル」屋宜地区の未整備護岸を整備して、SDGs（持続可能な開発目標）を図る取組は。

大枠3番です。スポーツを通して地域活性化を図る。①大人広場テントは、支柱も錆びて倒壊の恐れがある。老人クラブや幼稚園児が利用しているが対策は。芝生は凹凸している箇所があるが、今後の整備計画は。②総合型地域スポーツクラブを南上原地区に設置する目的とスポーツクラブを通して、地域活性化を図る取組は。以上、簡潔な答弁をお願いします。

○議長 新垣博正 村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 それでは新垣貞則議員の御質問にお答えをいたします。

大枠1番につきましては都市建設課と産業振興課、大枠2番につきましては産業振興課と教育委員会、大枠3番につきましては教育委員会

のほうでお答えをいたします。

私のほうでは、大枠2番の①戦後引き揚げ上陸碑の移転についてですが、おかげ様をもちまして長年の懸案事項といたしますか、上陸碑の移転が済んでおります。それと同時に議員も御承知のとおり京都府舞鶴市と共同開催もできました企画展が、これも時宜を得た非常にいい企画展だったと思います。そういう意味では、議員が観光振興を図るにはというお尋ねですので、ゆくゆくはと言いますか、久場崎から引き揚げ船があって、あれだけの方々が引き揚げてきたということも、もっともっと広がっていくと思っておりますので、ゆくゆくは観光資源としても十分成り立っていくのではないかと期待をしているところでございます。

あとは担当課のほうから詳細は答弁をいたします。

○議長 新垣博正 教育長 比嘉良治。

○教育長 比嘉良治 大枠3についてですが、スポーツを通して学校あるいは地域を活性化することは、とても大切なことだと考えています。今回、新たな総合型地域スポーツクラブを設立支援することで、地域活性化はもとより児童生徒の競技力の向上、健全育成にもつながるものと考えております。

大枠2の④と大枠3の詳細については、生涯学習課長のほうから答えさせます。

○議長 新垣博正 都市建設課長 仲村盛和。

○都市建設課長 仲村盛和 それでは大枠1の①についてお答えいたします。

東海産業から熱田地区の護岸については琉球政府時代に整備されており、県の管轄になると認識しております。陥没箇所は北中城村熱田地区のほうにあり、中城村側の護岸については現場確認を行ったところ危険な箇所はありませんでした。

②について、沖縄電力の用地については電力で復旧を行い、電力敷地外の水路については村

で復旧を行う予定となっております。

④です。排水路の浚渫を行い、その後、大雨時にはパトロールを行っております。浚渫後は排水があふれるような状況は改善されていますので、定期的に排水の状況を確認し浚渫などの対応を行ってまいります。

○議長 新垣博正 産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲村武宏。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲村武宏 新垣貞則議員の大枠1の③についてお答えいたします。

中城第3地区事業に関しましては、令和4年度の完了を目指して進めています。また以前は事業名が中城第4地区でありましたが、現在は当間地区として、伊舎堂から泊地区の農道整備と荒廃農地解消のため、令和4年度から令和6年度までの3年間で事業を完了する予定で進めていきます。農道整備後の農家の生産性の向上につきましては、現在この地区は未舗装のため降雨時には路盤材の流出が著しく、特に葉野菜や果樹、花卉類への被害が多く、出荷できない作目が多々ありますが、農道を舗装することによってこのような問題が解決でき、農家への生産性の向上、農家所得の向上につながっていくのではないかと考えています。

次に大枠2の①についてお答えいたします。今まで戦後引き揚げ上陸碑は、不便な場所に設置されていたため、なかなか地元の方でも訪れることが困難だったと感じていましたが、設置場所を移すことで、誰もが自由に見学できるようになりました。このようなことから今後の観光の場としてPRしていきたいと考えております。

次に②③⑤について一括してお答えいたします。①で答弁したことから、戦後引き揚げ上陸碑を訪れる方々が気持ちよく見学していくためには、海岸線の清掃は欠かせないと考えております。なので行政のみならず、地域、通り会等

の企業にも呼びかけを行い、地域一体となって清掃等の活動ができれば、地域活性化あるいは観光PRにもつながられるものではないかと考えております。

○議長 新垣博正 生涯学習課長 稲嶺盛昌。

○生涯学習課長 稲嶺盛昌 新垣貞則議員御質問の大枠2の④と大枠3についてお答えいたします。

大枠2の④吉の浦公園護岸について、管轄は沖縄県であります。地域ボランティアや村青年会、県内企業などが不定期ではありますがビーチクリーンなどの美化活動を行っており、現状はウォーキングや海岸散策、釣りなどで利用者が憩える状況となっております。吉の浦公園機能強化整備基本計画では、村民の護岸への要望としましては海岸の美化、主に海浜の清掃や植栽の剪定などを望む声が多くございました。

次に大枠3の①大人広場の整備についてですが、令和4年度に芝の張り替えを実施するため、スポーツ振興くじ助成金を申請し、予算計上しているところでございます。またテントなどの休憩施設につきましても、利用者が安全に使用できるよう、あらゆる補助メニューを模索しながら、早めに検討し整備をしていきたいと考えております。

大枠3の②総合型地域スポーツクラブについてですが、設置目的は、スポーツ文化を通して活動できる「場」と「機会」を提供し、地域コミュニティの形成、スポーツを通じた「まちづくり」を目指しております。現在活動している吉の浦総合スポーツクラブとしっかり連携を図りながら活動していくと考えております。

○議長 新垣博正 新垣貞則議員。

○7番 新垣貞則議員 大枠1番の①東海産業から熱田の護岸に陥没した危険箇所があるが、対策について再質問します。東海産業から熱田まで、護岸800メートルが沈下し、毎年台風接近時や大潮のときは大粒の波が打ち上がり、住

宅地、畑など塩害被害が発生し、陥没した危険箇所がある。この一帯は久場の方々の土地が多いです。県に対策の要請をしているが、中城村、北中城村両村の行政の境界線にあるために改善に至らず、区民にとっては非常に困っているが、今後の対策について説明をお願いします。

○議長 新垣博正 都市建設課長 仲村盛和。

○都市建設課長 仲村盛和 お答えします。

久場から熱田までの護岸の老朽化対策については、県で調査を行っていくとの回答を得ております。

○議長 新垣博正 新垣貞則議員。

○7番 新垣貞則議員 ただいまの都市建設課長の答弁にありましたように、護岸の陥没対策は都市建設課長をはじめ職員が要請した結果、県港湾課では現在調査をする計画となっているそうです。大変お疲れさまでした。海岸は県管轄ですが、中城村から県港湾課や北中城村に呼びかけて、三者で現場を確認して課題解決に向けて県と両村と協議を行う必要がありますが、今後の取組について説明をお願いします。

○議長 新垣博正 都市建設課長 仲村盛和。

○都市建設課長 仲村盛和 お答えします。

県のほうから両村の協力を得ながら、この老朽化対策に取り組んでいくと確認していますので、今後も両村とも県と協力してやっていきたいと思っております。

○議長 新垣博正 新垣貞則議員。

○7番 新垣貞則議員 護岸は、倒壊したら農家の人たち、特にこの一帯は久場の方々の土地が多いです。それで護岸が倒壊したら農家の人たちの土地、財産を失われるおそれがある。早急に護岸整備を三者と連絡して取ってください。

次に②の久場地区の沖縄電力の変電所施設の下は、大雨で土砂崩れしているが地滑り対策について再質問します。沖縄電力の変電所周辺の排水路対策を、令和4年度1,553万2,000円で整備します。令和2年度、2年前の5月にも大雨

で沖縄電力の変電所施設の下は排水路U字溝が崩れたので補修工事をしています。また同じように土砂崩れが発生する原因の説明をお願いします。

○議長 新垣博正 都市建設課長 仲村盛和。

○都市建設課長 仲村盛和 原因としましては、降雨による表層の崩落が原因だと考えられます。

○議長 新垣博正 新垣貞則議員。

○7番 新垣貞則議員 沖縄電力の変電所施設の下は、土砂崩れが発生してブルーシートや土のう袋を置いて対策をしています。その下の土地も陥没して土砂崩れが発生して危険な状況である。沖縄電力の変電所施設下の地滑り対策の取組はどのようにしますか。伺います。

○議長 新垣博正 都市建設課長 仲村盛和。

○都市建設課長 仲村盛和 お答えします。

令和4年度予算に調査設計費と工事費を計上していますので、それらを活用して対策、工法を検討していきたいと考えております。

○議長 新垣博正 新垣貞則議員。

○7番 新垣貞則議員 都市建設課長も現場を確認したと思いますけれども、土砂崩れが発生して陥没して穴が空いている状況になっていますので、それを早く設計でやったほうがいいかと思っています。それで沖縄電力の変電所施設は去年の5月、6月、7月の大雨で、土砂崩れで排水路が壊れています。梅雨入りしないときに変電施設の地滑り対策工事と排水路工事をする必要がありますが、今後の地滑り工事と排水路工事はいつ頃から、先ほど答弁してもらいましたけれども、いつ頃から整備する計画ですか。具体的な計画があったらよろしくをお願いします。

○議長 新垣博正 都市建設課長 仲村盛和。

○都市建設課長 仲村盛和 お答えします。

調査設計を4月頃からは発注していきたいと考えております。その完了後に、調査委託が完了後に工事の発注になっていくと思いますが、電力のほうに確認すると、電力のほうの工事は

7月から8月頃には着手できるという報告を得ています。

○議長 新垣博正 新垣貞則議員。

○7番 新垣貞則議員 沖縄電力の変電所周囲の賀武道線や久場崎線は、前回土砂崩れが発生して修繕で対応しています。都市建設課長も御承知のとおり、この地域の斜面周辺は脆弱化しやすいクチャがある。安里地滑りをはじめ多数の地滑り災害が起きています。久場地区は、地滑り危険箇所の中頭東部地滑り防止区域に指定されています。地滑り工事を実施することができます。沖縄電力の変電所施設の下は住宅が密集している。地滑りが発生したら、区民の生命、財産が失われるおそれがある。久場地区の地滑り対策の取組について、県はどのように考えているか説明をお願いします。

○議長 新垣博正 都市建設課長 仲村盛和。

○都市建設課長 仲村盛和 お答えします。

久場地区は、地滑り防止区域に指定されておりますので、県で地滑り対策工事を行う予定となっています。令和4年度から設計業務に入る予定となっております。

○議長 新垣博正 新垣貞則議員。

○7番 新垣貞則議員 久場地区は地滑り防止区域に指定されているので、地滑り工事ができますので早急に地滑り工事に着手してください。

次に③農道整備について質問します。添石の農道は、雨降り後には農道に水がたまり農作物に被害が発生したので、中城第3地区、屋宜から添石区間を工事中です。令和4年度は添石地区農道を県の農地改善補助金6,350万円で舗装します。前の資料で質問しますので、次は中城第4地区、伊舎堂地区、泊地区の農道舗装工事を実施しますが、第3事業費、主要工事概要、予定工期などの説明をお願いします。

○議長 新垣博正 産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲村武宏。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲村武

宏 お答えします。

まず第3事業費なんですが、令和4年度から令和6年度までの3年間で2億2,900万円を予定しております。あと主要工事の概要につきましては、農道舗装工、防護柵工、農排水溝、あと鉄止め工と不陸整正が主になります。予定工期につきましては、令和4年度から令和6年度までの完成を目指しております。

○議長 新垣博正 新垣貞則議員。

○7番 新垣貞則議員 添石地区から泊地区まで農道舗装をして、整備することが農家の人たちの生産性の向上が図られています。早急に整備してください。

次に④伊舎堂地区の排水路対策について質問します。これは副村長に伺います。伊舎堂の排水路対策は、議会の答弁で令和4年度に農道舗装工事設計を入れて、令和6年度までの完成に向けて工事の中で排水路が造れないか県と調整すると答弁しています。県と調整して、排水路は整備できますか。今後の排水路の整備の取組についてももしありましたら説明をお願いします。

○議長 新垣博正 産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲村武宏。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲村武宏 お答えします。

現農道に関しまして、排水路が設置しておりません。新規の事業で中間地区の事業で補助金の投入が可能かどうか、中部農林土木事務所と引き続き協議していきたいと考えております。以上です。

○議長 新垣博正 新垣貞則議員。

○7番 新垣貞則議員 ここは伊舎堂地区からの課題で、地域住民からもここを改善してくれということがあります。先ほど都市建設課長の答弁では、排水路のしゅんせつをしたら、農道もしゅんせつしたら改善されたという答弁がありましたので、問題は改善されたらいいかと思えます。農道の排水路の復旧、今おっしゃった

ように農道のしゅんせつをやって、スムーズに行けば伊舎堂区民の人たちも喜びますので、そういうことで対策をなされてください。

次に大枠2番の①戦後引き揚げ上陸碑から中城モール周辺の海岸を整備して観光振興を図るについて質問します。戦後引き揚げ上陸碑は、東海産業の敷地にあり、私有地のために一般の方は入れない状況で、大型車両の往来もあり見学する際には危険を伴う状況でした。生涯学習課長をはじめ職員の協力で東海産業の海側に移動工事が1月30日に終わりました。お疲れさまでした。上陸碑周辺の海岸は木や雑草が生えていたので、久場や企業のボランティアで整備したがあちこち凸凹している。そのまま放置したら、戦後引き揚げ上陸碑は、周辺の海岸は木や雑草が生えて景観を悪化します。海岸の維持管理はどのようにしますか、説明をお願いします。

○議長 新垣博正 生涯学習課長 稲嶺盛昌。

○生涯学習課長 稲嶺盛昌 ただいまの御質問にお答えいたします。

まず冒頭に議員はじめ久場区民の皆さんには、引き揚げ碑の周りに石を積んでいただき、またビーチコーラルを敷いていただいで景観をよくしていただいたことには感謝申し上げます。

それでは移設後の周辺維持管理についてでございますが、こちらにつきましては予算や人員体制の関係もありますが、関係課と連携しつつ適宜巡回を行いながら雑草などの除去を勘案して、しっかり対応していきたいと考えております。

○議長 新垣博正 新垣貞則議員。

○7番 新垣貞則議員 久場崎と舞鶴、2つの港に戦後引き揚げの展示が1月29日から3月27日まで護佐丸資料図書館で開催されている。沖縄での巡回展を提案した中村春奈琉球大学准教授が、沖縄にも引き揚げ記念館の建設を訴えている。この戦後引き揚げ上陸碑は、平和の象徴の1つで戦後の復興はここから始まり、ここか

らの一歩から多くの苦難を乗り越えて戦後復興を果した貴重な文化財です。中城モール周辺の海岸には、観光客を誘客する資源がたくさんあります。海を活用した観光振興を図るために、戦後引き揚げ上陸碑がある国道329号周辺を畑に戦後引き揚げ館を一括交付金を活用して整備する考えはないでしょうか、お伺いします。

○議長 新垣博正 生涯学習課長 稲嶺盛昌。

○生涯学習課長 稲嶺盛昌 お答えいたします。

舞鶴記念館との合同展示会が今週の日曜日まで開催されます。タイミングもよかったということで村長にもありました。舞鶴のほうの記念館につきましては、既に御観覧いただいているかと思いますが、岸壁の母の元であった方とかすばらしい資料、展示物がございます。ただし現在、中城村でこういった記念館を設立するまでの、それに見合った歴史的資料や遺品、その他の展示に関わる質、量とも整えることが今後必要になります。これまで文化財調査や沖縄戦調査などによって一定の情報ではありますが、まだまだ記念館設立に至るまでのものにはなっていないと今感じております。そこで今のところでは、県への要請をする予定や計画もございません。

○議長 新垣博正 新垣貞則議員。

○7番 新垣貞則議員 村長もおっしゃっていますので、戦後引き揚げ上陸碑は久場の財産でもあり中城村の財産です。そういった形で先人たちが残した貴重な文化遺産で、それは平和学習とかいろいろな形で、後世に伝えないといけませんので、記念館があることによって展開できると思います。そういった計画もやりながら貴重な文化財を後世に残すために、ぜひ記念館の将来的な構想を考えてください。

次に、中城モール周辺の海岸は、戦後引き揚げ上陸碑や、最近はスカイスポーツや海洋スポーツが盛んに行われている。5月の連休や夏休みなどを活用して、イベント事業ができない

ですか。モール周辺の海岸、海、自然の宝物を活用しての中城村の観光振興の取組を今後どういうふうに考えているのか、御説明をお願いします。

○議長 新垣博正 産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲村武宏。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲村武宏 以前にも観光協会のほうでイベントを行った経緯はあります。令和4年度においても、コロナも落ち着くと思いますので、イベント事業の計画があるかどうかを含め、観光協会と意見交換しながら、情報共有していきたいと考えております。

○議長 新垣博正 新垣貞則議員。

○7番 新垣貞則議員 中城村の誇りとしては、中城城跡がある。次は観光客が魅力的というのは海ですね、モールの海は自然の宝物がある。自然の力を活用しながら観光を筆頭にもっともっと中城村のPRなり、そしてモールの企業もあるので、経済効果が図られる。そういった企業の皆さんとも連携を取りながらやられたら、もっともっといい事業ができるかと思っていますので、そういうことを考えながら、観光振興を図ってください。

次に②と③の東海産業から屋宜地区まで護岸整備を一括で質問します。資料の1ページを御覧になってください。これを御覧になりながら説明します。現在、東海産業から屋宜地区まで、護岸の草刈り作業は1か月かかります。海岸を整備して村民の健康づくりと中城村の観光振興を図るために、やまびこ会の組織づくりに取り組んでいる。規約、会員名簿、予算書、事業計画書などを作成し会員の皆さんに説明します。やまびこ会の課題は、ボランティアの皆さんがユニボ代、チェーンソーなど、借り上げ料、燃料費、消耗品、昼食代、1回大体1か月かかりますので10万円、年4回で大体40万円をボランティアの皆さんが負担してやっている。それで

負担が大きいので、村や県から支援が欲しいという意見がありました。村民の健康づくりと中城村の観光振興を図るために整備しています。県や村から支援できないでしょうか。今後の支援や取組について伺います。

○議長 新垣博正 住民生活課長 義間 清。

○住民生活課長 義間 清 それでは再質問についてお答えをいたします。

ボランティアの皆さんの負担が大きい、村や県に支援をしてほしいという意見がありました。村民の健康づくりを図るために、今後の支援についてのお伺いですが、支援については住民生活課窓口において、中城村海岸ボランティア清掃活動連絡協の手続きをして、ボランティア袋、軍手等の配布、希望を得て提供しております。ボランティアの方々の清掃により、集めたごみは村で回収するなどの支援を実施してまいります。

○議長 新垣博正 新垣貞則議員。

○7番 新垣貞則議員 この資料①の下のほうに、支援金額を大体40万円ボランティアが負担していますので、そういった支援が、補助事業とか中部土木とか、支援できないでしょうかという質問です。今、課長が言っている意味は分かっています。ただボランティアの負担で1回で1か月かかりますので、そこで燃料費とかユンボ代とか、いろいろボランティアが負担していますので、1回で10万円かかります。1か月かかっていますので、そういった負担を今後どういうふうに支援しますかという質問です。

○議長 新垣博正 住民生活課長 義間 清。

○住民生活課長 義間 清 それでは再質問にお答えいたします。

御質問のユンボ、草刈り機借り上げ料、燃料費、昼食代等の支援についての御質問でございますが、現在そのような支援はやっておりませんが、沖縄県においても、基本管轄は沖縄県中部土木事務所の管轄になりますが、同認識でござ

います。

○議長 新垣博正 新垣貞則議員。

○7番 新垣貞則議員 これはやまびこ会という組織を立ち上げようとしています。それで村に規約とか、予算書とか全部出しますので、それを受けて中部土木に申請とかやって、一緒に私もそういったのをやりますので。

それで、⑤の最後、屋宜地区の未整備護岸整備について質問します。資料5を御覧ください。これを基に、屋宜地区の未整備の護岸を整備したら、吉の浦公園から中城モールまで一本の道ができる。ウォーキングやサイクリングをして、村民の健康づくりにも役立ち、中城中学校の生徒たちが中城モールまで往復10キロメートルの野外走の練習で競技力の強化につながります。屋宜地区の未整備護岸は、昔は護岸が整備されていたが、今は木や雑草が生い茂り護岸を埋め尽くし、村民が通れなくなっています。海岸側から山手のほうに1メートルぐらい草刈り作業をして、防風林を整備したら、村民の健康づくりを図る道ができる。護岸の草刈り作業を県の中部土木に要請できないでしょうか、伺います。

○議長 新垣博正 都市建設課長 仲村盛和。

○都市建設課長 仲村盛和 県の管理になりますので、村からもそういった要請は上げていきたいと考えております。

○議長 新垣博正 新垣貞則議員。

○7番 新垣貞則議員 これは県任せじゃなくて、私たちボランティアの皆様も協力して護岸を整備して。1メートルぐらい吉の浦公園から屋宜まで、人が通れる道を造りたいなと思っています。それがひいては村民の健康づくりと、子供たちの競技力の強化につながる。それで観光の強化にもつながります。この1キロメートルを整備することによって一本の道ができる。護岸は、県の管轄ですので、許可を得ないといけません。私たちボランティアも草刈り作業をして協力したいと思っていますので、そういう

ことで要請をよろしくお願ひします。この吉の浦公園の東海産業から約6キロメートル、屋宜の未整備護岸を整備したら、2030年に向けてSDGsの3番目の全ての人の健康と福祉を、11番目住み続けるまちづくりを、14番目海の豊かさを守ろう、15番目緑の豊かさを守ろう、海岸を活用した持続可能な開発目標を掲げる、それを達成することが村民の健康と福祉の向上が図れます。ウォーキングしている村民から、護岸を整備してほしいという意見があります。ここを整備すると、村民の健康づくりと中城村の観光振興が。中部土木事務所に草刈り作業の要請をして下さい。情熱は不可能を可能にすると思っています。

次に3の①大人広場テントは、支柱もさびて倒壊のおそれがあるが対策について質問します。老人クラブの金城会長から、令和3年4月にゲートボール場大人広場の修理の要請がありました。回答では、シーソー破損部分と水のたまり場を修繕する、鉄骨などのさび部分は令和3年度中に修理するとあります。それで質問します。大人広場の全体の現場を確認したと思いますが、大人広場のテントの現状を説明してください。

○議長 新垣博正 生涯学習課長 稲嶺盛昌。

○生涯学習課長 稲嶺盛昌 お答えいたします。

現状としましては、屋根部分の鉄骨につきましては、大分さびがございます。基本となっている支柱に関しては以前に何か所かは補修されている部分がございます、今すぐ大きな柱が倒壊するという事ではないのではないかと。ただしこの支柱部分については大分さびがあるということと、テントが破れてしまっている。前回、私の答弁後、2か所は破れているところは補修させていただきました。その後も何か所かが厳しくなっているということで、今出来る限り早い時期に、とりあえずは外すという作業をするようにという指示をさせていただいて、

今回の照明と伐採事業の中で、大人広場の周りも大分木が伐採されて、環境的には明るくなっていい状況にはなっているのではないかと考えております。

○議長 新垣博正 新垣貞則議員。

○7番 新垣貞則議員 今の生涯学習課長の答弁にもありましたが、私のほうも業者のほうに聞いてみたら、ちょっと危険性があるという話です。理由は、先ほど言いました上のほうがさびている部分が多いので、このさびているところに雨が降ったら、このシートの上に雨が降ってたまっています。その重さが非常に危険です。これは教育長に伺います。村老人クラブからテント修繕の要請があります。教育長は議会の答弁では、整備計画の報告書どおり事業を進めていく。老朽化して、危険箇所を優先的に整備すると答弁しています。ゲートボール場のテントは、安里老人クラブが毎週火曜、木曜は休憩しています。令和4年5月2日には、村老人クラブのゲートボール大会があります。テントは老朽化して、テントの上に水がたまって支柱がさびている。安全面から早急に修繕する必要が私はあると思っています。それで今後のテントの修繕の取組をどのように考えていますか、お伺いします。

○議長 新垣博正 生涯学習課長 稲嶺盛昌。

○生涯学習課長 稲嶺盛昌 お答えいたします。

御指摘のとおり吉の浦公園、各施設がいろいろと老朽化している中で、議員のおっしゃるように優先順位、また限られた財政予算の中でしっかり安全安心を守るように努力しております。今回に当たりまして、大人広場のほうを先にするかということも課内で議論しましたが、それ以前に子供の遊具のところの小さなあずまやが2棟ございました。こちらはかなりセメントが剥れて危険だったので、今回令和3年度はそこを優先させていただき解体をいたしました。御指摘の大人広場につきましても先ほ



ど答弁いたしました。現在財政的、予算的工面が整い次第、次に危険箇所の優先順位としては高いものだと感じておりますので、そこは予算の確保ができ次第、しっかり対応していきたいと考えております。

○議長 新垣博正 新垣貞則議員。

○7番 新垣貞則議員 なぜ今優先的にそういった話をするかといったら、今回バスケットの設置についても、一括で3,000万円も予算計上されている。前回も健康遊具、1,000万円予算が計上されている。私は危険箇所が優先じゃないかと思っている。先ほど教育長もおっしゃったように、優先というのはどこかなというの、やっぱり安全面が優先だと思っています。そういうことでぜひ、危険ですので優先にテントの修繕をお願いします。

次に大人広場のゲートボール場の凸凹しているので、スポーツ振興くじ助成金で、ゲートボール場の全面芝生化事業3,077万8,000円で整備します。いつ頃から整備しますか、工事期間中は使用できないので安里老人クラブや村の老人クラブはどのようにしますか。お伺いします。

○議長 新垣博正 生涯学習課長 稲嶺盛昌。

○生涯学習課長 稲嶺盛昌 お答えいたします。

まず先ほど答弁いたしましたスポーツくじ助成金の交付決定が4月後半にございます。そちらの文書をいただいてしっかり対応していく。まだこれが通るかどうかは確定しておりませんので。しかし年度内の事業を執行しないとイケないということで、その工事の期間、早く工程表を、一定レベルの工程表は出来上がっているんですが、それを見合いながら整備し、御指摘の安里であったり、村の老人クラブにつきましてはその間、お昼であればテントとか必要かもしれないかもしれませんが、例えば野球場の人工芝の部分を使つての大会を開くとか、以前にプールのあったところの広場を御利用、少し狭くて状況は厳しいかと思いますが、この整備される間、少し

我慢いただいて、また新しくなったところできれいに、そういったゲートボールやグラウンドゴルフでエンジョイしてほしいと考えております。

○議長 新垣博正 新垣貞則議員。

○7番 新垣貞則議員 今、生涯学習課長は、いいことだから、芝が凸凹しているので芝を張り替えることは非常にいいこと。ただその期間中が、老人クラブのゲートボール大会とか、安里の方々も利用されています。調整しないといけないと思います。調整をしながら工事を進めてください。

次、②総合型スポーツクラブ施設について質問します。今回、総合型スポーツクラブの予算が計上されていること、非常に喜びを感じています。私も地域活性化を図るために、各地区に総合型スポーツクラブが必要だと思っています。それでスポーツクラブ設置に向けて質問します。副村長に伺います。副村長は、議会での説明会では、南上原地区に総合型スポーツクラブを設立すると説明しています。生涯学習課長の説明と違いますが、どこに設置しますか、伺います。

○議長 新垣博正 生涯学習課長 稲嶺盛昌。

○生涯学習課長 稲嶺盛昌 お答えいたします。

私が文教常任委員会のほうで答弁させていただいたのは対象者が、設置する場所はその設置者の代表者である方が南上原在住、それに一緒にやっていく役員の方々も南上の方々が中心ということで、実際南上原でやっていく。しかし対象となるのは、村民全員対象としますよ。全員が必ず南上の方が、その総合型スポーツクラブの対象ではないですよということの御説明でしたので、その辺、少し説明不足ではあったかと思っております。

○議長 新垣博正 新垣貞則議員。

○7番 新垣貞則議員 各地区の総合型スポーツを活性化するのはいいことだと思っています。村で2つの吉の浦総合クラブもあるし、

中城村で2つも必要かなと思って疑問があったものですから、質問です。それで中城村長名で、日本スポーツ振興センター理事長宛てに、令和4年度スポーツ振興くじ助成金を交付申請している。次の3点について質問します。①スポーツクラブの名称は、②事務局はどこに置きますか。③会長、副会長、クラブマネージャー、アシスタントマネージャーの役員は、以上3点の説明をお願いします。

○議長 新垣博正 休憩します。

休 憩（15時23分）

~~~~~

再 開（15時24分）

○議長 新垣博正 再開します。

生涯学習課長 稲嶺盛昌。

○生涯学習課長 稲嶺盛昌 お答えいたします。

名称につきましては、中城コミュニティクラブということになります。事務所、場所につきましては代表理事を務める予定であります南上原出身の方の御自宅が、まだ設立ではないので、設立に向けての準備委員会の事務局としての場所となります。役員の数につきましては、現在のところ5人です。理事、監事、お話のあったクラブマネージャーの資格を取得される方が1名ございます。

○議長 新垣博正 新垣貞則議員。

○7番 新垣貞則議員 そういった整備をしないといけませんので、早急に整備しながら進めてください。また吉の浦総合スポーツクラブ設置に向けて、日本体育協会から創設支援事業で2か年間、それからt o t oの自立支援事業で5か年間支援があります。合計で7年間の支援事業を受けて吉の浦総合スポーツクラブを設置しました。今回、t o t oの支援事業の総合型地域スポーツクラブ創設事業で設置しますが、それでは質問します。助成金の対象者、対象期間、限度額、助成の割合を分かる範囲内で説明をお願いします。

○議長 新垣博正 休憩します。

休 憩（15時25分）

~~~~~

再 開（15時26分）

○議長 新垣博正 再開します。

生涯学習課長 稲嶺盛昌。

○生涯学習課長 稲嶺盛昌 事業の対象者としては、市町村が直接実施する場合の総合型スポーツクラブの創設のための、今回は創設支援事業でございます。支援までつけて創設支援事業でございます。期間につきましては以前と同じく、まずはその創設支援につきまして2年間、その後、事業名が変更いたしまして総合型スポーツクラブ活動基盤強化事業とか、スポーツクラブ自立支援事業といった名称を変えて、それから5年間の支援がございます。対象経費としましては、大変申し訳ございませんが5年以降の部分については手元でございますが、助成支援事業、今回の部分につきましては108万円が限度額ということになります。これは最高限度額としまして120万円の10分の9ということで108万円の助成金となっております。

○議長 新垣博正 新垣貞則議員。

○7番 新垣貞則議員 今、生涯学習課長から、助成割合が10分の9ですので、そういった特典があります。いいことだと思っています。それで吉の浦総合スポーツクラブの理念として、スポーツを通して人づくり、スポーツを通してむらづくり、スポーツを通して地域活性化を図る、スポーツを通してゆいの村をつくる、子供からお年寄りまで憩えるスポーツクラブを設置する。最近、地域では都市開発が進み、地域のコミュニティは希薄になり、各種団体のリーダー不足が発生し、組織の停滞につながる、組織がなくなりつつあります。地域活性化を図るためには、久場地区に総合型スポーツクラブを設立したいと考えています。総合型スポーツクラブを設立するためにはアシスタントマネー

ジャーの資格者が要ります。それでは質問します。日本スポーツ振興センター理事長宛にて募集期間は去年は令和3年11月15日から令和4年1月14日までの募集期間です。令和5年度の募集期間の受付はいつからいつまでですか、分かる範囲内で説明をお願いします。

○議長 新垣博正 生涯学習課長 稲嶺盛昌。

○生涯学習課長 稲嶺盛昌 ただいまの質問にお答えいたします。

t o t oのスポーツ助成事業全般につきまして、例えば次年度の要項などの整備が恐らく8月頃から始まります。それで各スポーツ助成がホームページでアップされるのが、お話しされたように9月か10月頃にアップされて、実施要項、実施要領、募集の手引きなどが制作され、毎年私が担当になってからは、ほぼ11月頃から同じ期間が募集の期間となっております。恐らく令和5年度も同様になるかと思っております。

○議長 新垣博正 新垣貞則議員。

○7番 新垣貞則議員 先ほども言いましたけれども、非常にいいことだと思っております。今回、若い人が総合型スポーツクラブをつくろうということで、非常にいいことだと思っております。若い人たちが地域を愛する、地域のことを考えることは非常にいいことだと思っておりますので、私もできるだけ協力していきたいと思っております。それで吉の浦総合スポーツクラブは、子供からお年寄りまで憩えるスポーツクラブを目指す、ゆいの輪の中で人が育つ、ゆいの輪が人を育てる、これは基本理念です。私もこの理念は変わることなく、久場地区でもスポーツクラブを設置して、スポーツを通して人づくり、村づくり、ゆいの村づくりを目指していく。久場をモデル地区として、そういったのを地区で振興して、これを参考にほかの地域もやったら、総合型スポーツクラブで地域活性化を図る、非常にいいことだと思っております。これからの時代は、地域のことは地域で

考えてやるということは非常にいいこと。それでt o t oの補助事業を受ける。そういった事業を受けながら、地域のことは地域で考えて個々の組織を図る、それが一番大切だと思っている。総合型スポーツクラブを設置するには、中城村長からt o t oの申請ですので、久場地区も設置したいと思っております。設置に向けての御支援、また御指導をよろしく申し上げます。これからも行政、議員、自助、共助、公助の連携して中城村をすばらしいふるさとにするためには、共に頑張っていきましょう。これまで中城村の地域活性化を図るために頑張ってきた知名 勉課長、荷川取次枝課長、3月31日に退職です。長年間、中城村の発展に貢献されました。ありがとうございます。お疲れさまでした。退職しても健康に気をつけて、地域活性化のために頑張ってください。お疲れさまでした。これで私の一般質問を終わります。

○議長 新垣博正 以上で、新垣貞則議員の一質問を終わります。

以上で、本日の日程は全て終了しました。

本日はこれで散会いたします。御苦労さまでした。

散 会（15時31分）







## 令和4年第3回中城村議会定例会（第22日目）

|                                                 |                 |                     |                                    |           |
|-------------------------------------------------|-----------------|---------------------|------------------------------------|-----------|
| 招 集 年 月 日                                       | 令和4年3月4日（金）     |                     |                                    |           |
| 招 集 の 場 所                                       | 中 城 村 議 会 議 事 堂 |                     |                                    |           |
| 開 会 ・ 散 会 ・<br>閉 会 等 日 時                        | 開 議             | 令和4年3月25日（午前10時00分） |                                    |           |
|                                                 | 閉 会             | 令和4年3月25日（午後0時25分）  |                                    |           |
| 応 招 議 員<br><br>（出席議員）                           | 議 席 番 号         | 氏 名                 | 議 席 番 号                            | 氏 名       |
|                                                 | 1 番             | 安 里 清 市             | 9 番                                | 比 嘉 麻 乃   |
|                                                 | 2 番             | 新 垣 修               | 10 番                               | 安 里 ヨシ子   |
|                                                 | 3 番             | 渡 嘉 敷 眞 整           | 11 番                               | 仲 松 正 敏   |
|                                                 | 4 番             | 屋 良 照 枝             | 12 番                               | 金 城 章     |
|                                                 | 5 番             | 桃 原 清               | 13 番                               | 石 原 昌 雄   |
|                                                 | 6 番             | 玉 那 覇 登             | 14 番                               | 伊 佐 則 勝   |
|                                                 | 7 番             | 新 垣 貞 則             | 15 番                               | 新 垣 善 功   |
|                                                 | 8 番             | 大 城 常 良             | 16 番                               | 新 垣 博 正   |
| 欠 席 議 員                                         |                 |                     |                                    |           |
| 会 議 録 署 名 議 員                                   | 14 番            | 伊 佐 則 勝             | 15 番                               | 新 垣 善 功   |
| 職 務 の た め 本 会 議<br>に 出 席 し た 者                  | 議 会 事 務 局 長     | 比 嘉 保               | 議 事 係 長                            | 根 間 忠     |
| 地 方 自 治 法 第 121<br>条 の 規 定 に よ る<br>本 会 議 出 席 者 | 村 長             | 浜 田 京 介             | こ だ も 課 長                          | 金 城 勉     |
|                                                 | 副 村 長           | 比 嘉 忠 典             | 企 画 課 長                            | 比 嘉 健 治   |
|                                                 | 教 育 長           | 比 嘉 良 治             | 都 市 建 設 課 長                        | 仲 村 盛 和   |
|                                                 | 総 務 課 長         | 與 儀 忍               | 産 業 振 興 課 長 兼<br>農 業 委 員 会 事 務 局 長 | 仲 村 武 宏   |
|                                                 | 住 民 生 活 課 長     | 義 間 清               | 上 下 水 道 課 長                        | 知 名 勉     |
|                                                 | 会 計 管 理 者       | 荷 川 取 次 枝           | 教 育 総 務 課 長                        | 我 謝 慎 太 郎 |
|                                                 | 税 務 課 長         | 大 湾 朝 也             | 生 涯 学 習 課 長                        | 稻 嶺 盛 昌   |
|                                                 | 福 祉 課 長         | 照 屋 淳               | 教 育 総 務 課 主 幹                      | 宮 城 政 光   |
|                                                 | 健 康 保 険 課 長     | 仲 松 範 三             |                                    |           |

## 議 事 日 程 第 8 号

| 日 程  | 件 名                                                             |
|------|-----------------------------------------------------------------|
| 第 1  | 議案第 3 号 中城村課設置条例の一部を改正する条例                                      |
| 第 2  | 議案第13号 令和 4 年度中城村一般会計予算                                         |
| 第 3  | 議案第14号 令和 4 年度中城村国民健康保険特別会計予算                                   |
| 第 4  | 議案第15号 令和 4 年度中城村後期高齢者医療特別会計予算                                  |
| 第 5  | 議案第16号 令和 4 年度中城村公共下水道事業特別会計予算                                  |
| 第 6  | 議案第17号 令和 4 年度中城村土地区画整理事業特別会計予算                                 |
| 第 7  | 議案第18号 令和 4 年度中城村汚水処理施設管理事業特別会計予算                               |
| 第 8  | 議案第19号 令和 4 年度中城村水道事業会計予算                                       |
| 第 9  | 選挙第 1 号 中城村選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙                                   |
| 第 10 | 請願第 1 号 県立中部病院の医療体制の強化・充実を求める請願書                                |
| 第 11 | 意見書第 3 号 県立中部病院の泌尿器科・腎臓（移植）内科医の定数増及び職員の休日<br>確保、病院内施設の整備を求める意見書 |
| 第 12 | 陳情第 1 号 選択的夫婦別姓の法制化を求める意見書の提出を要望する陳情書                           |
| 第 13 | 陳情第 2 号 「運転代行業者への事業継続緊急支援措置」について                                |
| 第 14 | 発議第 1 号 閉会中の所管事務調査について                                          |
| 第 15 | 発議第 2 号 閉会中の議員派遣について                                            |



○議長 新垣博正 おはようございます。これより本日の会議を開きます。

(10時00分)

日程第1 議案第3号 中城村課設置条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について、委員長報告を求めます。

総務常任委員長 石原昌雄。

○総務常任委員長 石原昌雄 おはようございます。それでは委員会審査報告をいたします。

令和4年3月25日

中城村議会議長 新垣 博正 殿

総務常任委員会  
委員長 石原昌雄

委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

記

| 事件の番号 | 件名                 | 審査の結果 |
|-------|--------------------|-------|
| 議案第3号 | 中城村課設置条例の一部を改正する条例 | 原案可決  |

○議長 新垣博正 これで、委員長報告を終わります。

これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

新垣 修議員。

○2番 新垣 修議員 それでは議案第3号に対して質問いたします。

まず1つ目に、まちづくり係の3人で業務をこれまで行っておりましたけれども、これまで3人の業務内容は協働のまちづくりのサポートや他部署等の手伝い補助、それから商業施設誘致に関する調査アンケートの集計等を行い、その業務を専門業者に委託し、成果本として報告

できる業務を行ってきたと聞いておりますが、それを新しく課に格上げして4人体制で2つの分掌事務に特化して業務を行うとされているが、中学校移転も定まらない中、さらに商業誘致業務をすぐに行えるわけでもない中、何を業務として令和4年度進めていくのか、その業務内容とその辺の確認、協議をしたのか1点目伺います。休憩をお願いします。

○議長 新垣博正 休憩します。

休憩 (10時08分)

~~~~~

再開 (10時08分)

○議長 新垣博正 再開します。

新垣 修議員。

○2番 新垣 修議員 2点目、この条例規則を基に私たちは補足説明を受けて、分掌事務の内容等に説明を受けていますけれども、中身等がざっくりし過ぎて、内容がその範囲が分かりづらく、その点について聞き取りを行ったのか伺います。さらに都市建設課と内容等が干渉するおそれ等がありますけれども、その点についても聞き取りを行ったのかお聞きいたします。

3点目に、新しい課を設置するに当たり、課の課長等の意見など、参照意見などを聞いてみたかどうか伺います。

4点目に、課設置条例の一部改正、規則の一部改正の会議録等の内容を確認したかどうか伺います。

○議長 新垣博正 休憩します。

休 憩（10時10分）

~~~~~

再 開（10時11分）

○議長 新垣博正 再開します。

総務常任委員長 石原昌雄。

○総務常任委員長 石原昌雄 お答えします。

総務常任委員会では、1点目にあった業務分担等については、本会議等で説明を受けていたので委員からは特に質疑はありませんでした。

次に規則の内容についてですけれども、ここについても読み合わせて、特に質疑は出ませんでした。都市建設課とかぶるのではないかとの質疑ですけれども、そういうことも総務では特にありませんでした。

あとほかの課の課長の意見は聞いたかということですが、聞いておりません。

会議録についても特に要求はしておりません。以上です。

○議長 新垣博正 新垣 修議員。

○2番 新垣 修議員 では、今、総務常任委員会で先ほど全会一致で可決ということでしたか。では今の質疑の内容に関してはほとんど聞

いていないということで理解してよろしいですよ。では、総務課長を呼んで、付託を受けて、前回連合審査の中では1時間ほど協議したというふうな回答を記憶しているんですけども、そういうふうに協議をしているわけですよ。いるけれども、この4つに関しては上がらなかったと。この課設置条例の中のまちづくりに関すること、ざっくりとし過ぎて私らは分からないんですけども、そして規則の一部改正の中の中学校移転事業、それから商業施設誘致事業、課長の答弁でよく話していました重点地区はどうなのかというのは中学校跡地ですよ。この中の後ろの1、2、3の内容と、これは重点地区における地区計画という項目がありますね。総務常任委員会の皆さん、これお持ちでしたら見ていただきたいんですけども、まず地区計画、これは都市建設課の中にも地区計画という分掌事務があるんですね。もちろん一般質問の中で総務課長は都市計画マスタープランにおけるものは都市計画、この新しい推進課は2つのことだけを特化すると、そうであるならば、この分掌事務に関しても中学校移転用地に関することと分かりやすく明記するべきではないかと。そういうふうに本来であれば審議をするべきではなかったか。

では、先ほど1番の中でまちづくり係を廃止して、これから新しい課に格上げしてまちづくり推進課を持っていきたいと。先日の話の中でもまちづくり推進課の大きな構想というのは私も理解はしているんです。ただ、商業誘致構想にありますように、ロードマップ、総務常任委員会の方これもちゃんと目にしての全会一致だと思うんですけども、中学校移転というのは令和8年をロードマップでは予想しているわけです。ただ、課題の中に一番の変化によってはニーズとギャップが生じるために、この構想どおりに行きませんよと。今、令和3年度、あと2週間で令和4年度は始まりますけれども、

じゃあ業務、実際中学校がある中で何を行うの。2つしかやりませんよ、中学校移転事業と商業誘致、解体は令和8年からです、順調に行って。では残り2年間は何をさせるんですか。この移転解体が決まった2年前倒しで令和5年当たりから地区計画とか県との包括協議とか、そういったことを進めながら地区計画というのは進められるものというふうに私のほうでは認識しています。何も協議していないのにただこの中で地区計画とありますよね。じゃあ地区計画はどういうことをするんですかと。そういうのを確認すべきだったのではないかと思うんですけれども。

今回の一般質問の中で用地取得問題とかいろいろあって、行政側は役場一体となって取り組んでいくと理想的なお話をなされておりますけれども、確かにそれは理想であります。新しい課を設置して、その用地取得とかに関係もするのかとか、そういったものも確認すべきだったのではないかなと思うんですけれども、その辺はいかがですか。

○議長 新垣博正 休憩します。

休 憩（10時17分）

~~~~~

再 開（10時18分）

○議長 新垣博正 再開します。

総務常任委員長 石原昌雄。

○総務常任委員長 石原昌雄 それではお答えします。

今、議員がおっしゃった内容についても、さきの連合審査のときに総務課長から総務委員会である程度の説明をもらってはおります。そういうのも含めていた経過もあって、総務常任委員会では今回はそれなりに深く細かいところまで聞くということはありませんでした。そして最後の地区計画の話ですけれども、これも総務常任委員会では出ませんでした。それぞれの委員が地区計画というのをそれなりに理解してい

るものだと考えます。だからその中では出なかったものだと、これは意見ですけれども、でもテーブルのほうでは出てきませんでした。

○議長 新垣博正 休憩します。

休 憩（10時19分）

~~~~~

再 開（10時21分）

○議長 新垣博正 再開します。

新垣 修議員。

○2番 新垣 修議員 すみません、ちょっと今、頭が混乱していて……。審議委員会は所管の審議委員会で、付託を私たちは受けますよね。我々は今回産業振興課より一般会計の付託を一部受けて、そこでその部分を聞きながら質疑したり、それからそこで賛成、反対があったら我々も意見を出して、採決、否決するわけですよ。そこには産業振興課長を呼んでですね。ただこの議案第3号に関しては課長を同席もさせずに、委員会だけの話合いで採決したというふうに理解していいんですね。よく分からないんですけれども、これは付託の意味というのか、委員会だけでじゃあね、質問もしないで、おかしいんじゃないかねとかという話、確認もしないでただ、今に……。これ前回、この内容というのは我々は最初全員協議会の中で資料を渡されて、細かい説明を受けていませんよね。その後3月8日に一般会計の質疑の中で私と大城議員がそこを取り上げて、内容がおかしいんじゃないですかとか、内容が分からないとかという質疑をしましたよね。付託で委員会審議というのは、日付は直してくださいね、今覚えていないから、3月15日とかその辺ですよ、であればですよ、総務常任委員会の審査をやっていますよ。ただそこに担当課長を呼ばないでそれを全会一致、何か納得いかないような話なんですけれども、これ以上、この課設置条例の、総務常任委員会でどれをキーにして皆さんがじゃあこれは設置してもいいかとか、じゃあ

令和4年度は大きな仕事があるからこの課を設置させましょうとか、その意図が今分からなくて、これで一応終わります。何らこれに対して、私の取り方はですよ、質疑も会議も何もしていない中で、ただ一致したのかなと、そういうふうに捉えて質疑を終わります。

○議長 新垣博正 総務常任委員長 石原昌雄。  
○総務常任委員長 石原昌雄 お答えします。

委員会で諮るときは担当課長は呼んでいません。ただ、その前に総務課の審査のときに説明を受けています。そのときに少し意見が出たのは、費用負担については莫大な費用が出るのですかということ、その連合審査のときに質疑して、資料を後日もらっております。その中では課設置に伴っての費用の増というのは思い切った莫大という数字ではないですよということで、委員会ではそれも確認して、それぞれの委員のほうからも再度の課長の招聘の要求もありません。委員会としては全会一致ということで決定いたしました。

○議長 新垣博正 休憩します。

休 憩（10時25分）

~~~~~

再 開（10時26分）

○議長 新垣博正 再開します。

ほかに質疑はありませんか。

大城常良議員。

○8番 大城常良議員 それでは議案第3号について質疑します。

まず、今のやり取りを聞いてなかなか明かさないような話をしているんですけども、まずこの議案第3号について、委員会の中でどのような協議を行い、それで可決に至った経緯、それをお答えいただきたいと思っております。

○議長 新垣博正 総務常任委員長 石原昌雄。

○総務常任委員長 石原昌雄 委員会のほうでは、それぞれに意見を求めたところ、本会議等の質疑もあったものを理解して、加味してです

けれども、特にこれといった質疑をしておりません。質疑はありませんでした、全体として。それで特に質疑がなければ採決しますということで採決して可決ということになりました。

○議長 新垣博正 ほかに質疑はありませんか。
（「質疑なし」と言う声あり）

○議長 新垣博正 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

まず、本案に反対の発言を許します。

新垣 修議員。

○2番 新垣 修議員 それでは議案第3号中城村課設置条例の一部を改正する条例に反対の立場から討論いたします。

まず、先ほどの質問の中から少し引用しますが、委員会として意見を求めたがこれといった質疑はなかった。質疑がなければ採決すると決めたという単純な採決方法で、新しい課を設置するということは、組織改編に当たると私は考えます。職場環境の変化と重要な課題であり、それに対して各委員が何ら意見、質疑もなかった。そのまま目通しで全会一致で可決したという、まずその言葉自体に驚きと言うしか言葉が出ません。私たちはたしかに行政側の人事関係に関しては口を出せないというのは知っているんですけども、ただ職場の環境というのは職員が働きやすい環境を議会でも取り上げながら考えていこうとか、そういう立場にあるのではないかと。そこで新しい課を設置する重要なことに対して意見が一つもない。これは極めて驚きと言うしかありません。

まちづくり推進課の業務は中学校移転用地に関することと、商業施設誘致事業に関する2つの事業だけに特化して設置されますが、跡地利用が可能になる時期は想定で令和8年以降の5年先であり、中学校の移転が決まらなければ地区計画のガイドライン策定も進めることはでき

ない。仮にできたとしても、令和6年頃を見通し、地区計画の策定に取りかかり地域に沿ったルール作りの作業から進めることができるというふうに考えております。それまでの2年間は取りかかる業務はほぼないのではないかと懸念もあります。また、商業用地施設に関しては、基本構想の今後の課題として跡地に進出する企業は担保されておらず、市場の変化により想定していたニーズとギャップが生じ構想どおりにはならないという指摘さえされております。今取り組むべき優先は中学校移転先の土地の確保であり、役場全体で取り組むという考えを示しているのであれば、必ずしも格上げの課ではなく、プロジェクトチームという形で取り組んで組織的に連帯が取れるように中学校移転用地の取得に集中的に職員を配置、連携を高めたいほうが早期解決になるのではと考え、議案第3号には反対いたします。以上です。

○議長 新垣博正 次に、本案に賛成の発言を許します。

休憩します。

休 憩（10時32分）

~~~~~

再 開（10時33分）

○議長 新垣博正 再開します。

金城 章議員。

○12番 金城 章議員 本議案第3号について、賛成の立場から討論します。

これまでに様々な事業があります。しかし、各課に担当を置いてその横つながりが少ない、また主導する課がないという、そういう状況であります。本議会で村長は機動力を持って主導する課にしたいという答弁もありました。それでそういった課はぜひこの中城村に必要ではないかと。先々のことを早め早めに解決するのが行政でありまして、こういった課を設置するのが妥当だと思って賛成します。

○議長 新垣博正 次に、本案に反対の発言を

許します。

大城常良議員。

○8番 大城常良議員 議案第3号について、反対の立場で討論をいたします。

まちづくり推進課設置の理由として、中学校移転事業、商業施設誘致事業等本村の重要政策実現に向け主体性を発揮し、集中的かつ能動的に事業を推進する必要があるためということなんですけれども、想定している業務は中学校の移転事業、それから商業施設誘致事業、重点地区における地区計画に関する業務、その他を示しているだけで、分掌事務に関する最も重要な内容及び業務範囲が示されていません。また中学校移転事業と商業施設誘致事業は中学校の移転が決定した後に本格的に動く事業であり、5年以上先の話で時期尚早である。

そして議会基本条例第7条にある、村長等は、提案する重要、及び新規の政策、施策、計画、事業等については、あらかじめ議会、又は議員の意見を聴くよう努めなければならない。というふうにこれは議会基本条例で定めてあります。しかし、重要案件でありながら議会に対して全く説明責任ができていない。一般質問を聞いて、我々はそれを吸収して発言をしているんですけれども、これは一般質問というのは1対執行部との話であって、これは議会に対する説明には全くできていない。今まで幾度となく議会から説明責任を果たすように発言してもなお改善の兆しが全く見られない。本条例が可決されれば、議会が制定した条例を議会自ら否定するものであり、議会の根幹に関わるものと認識しています。議員各位にはしっかりとその状況を把握した上で判断していただきたい。以上です。

○議長 新垣博正 次に、本案に賛成の発言を許します。

玉那覇 登議員。

○6番 玉那覇 登議員 賛成の立場で、私も一言申し上げます。

当初は、中学校移転の土地の購入であるとかそういった移転作業業務が停滞して遅れているというふうなことで、そういった課を設置するのはまだ早い、時期尚早だろうとは私も思ってはいました。しかし、教育委員会からの説明や議員の皆さんの発言等を聞いていて、やはり今現在は企画課の中の一まちづくり係でやっていて、かなり業務としては加重であるというふうには私は受けています。また、縦型の行政組織の中で横の連携もなかなかスムーズに行かないということもありまして、新たなそういった課を設置するという事は非常にいいことじゃないかなと思っています。その中で中学校移転と商業施設の誘致に特化した課であるというふうなことで、条例の一部にはそういった大まかな抽象的な文言でしかないんですけども、さらにその下の規則の中で具体的に表示されるということも総務課長から聞きました。ですからそういった意味では仕事の内容もはっきりしているということで、課が設置されることによるメリット、デメリットいろいろあると思うんですけども、やはり課長が1人増えるということで村の財政が、給料の出費の負担が出るんじゃないかということで、この金額についても約65万円ぐらいということもあって、そんなに負担ではないだろうと私は理解しました。

それで1つの課が増えて、都市建設課であるとか、そういった教育委員会の連携を取って、村長は俯瞰という言葉を使っていましたけれども、俯瞰というのは上から見るというふうなことではあるんですけども、その言葉を使うということは、私は村長からのトップダウンの課であるのかなとちょっと疑いもあったんですけども、聞きますと、職員がぜひつくらせと、庁議とかそういったものでもあり、むしろ下のほうから、職員のほうからボトムアップでつくられる課であるというふうには受けましてですね。いずれにしても課が増えるということ

は今まで停滞していた業務が、人的にも増えるわけですから、それに前進するのではないかなと。5年という、まだ早いという意見もありますが、やはり私たち行政の中身は知りませんが、早ければ早いほどいいのかなということもありますし、そういった意味では仕事をしたいと、させてくれというふうには私たちは受け取って、せっかく張り切って仕事をしたいというものを反対することもないなというふうに思っていて、これからの推進状況を見守りながら、期待をしながら思っていて賛成します。

○議長 新垣博正 次に、本案に反対の発言を許します。討論はありませんか。

(「討論なし」と言う声あり)

○議長 新垣博正 「討論なし」と認め、これで討論を終わります。

この採決は、起立によって行います。

本案に対する委員長報告は原案可決です。

議案第3号 中城村課設置条例の一部を改正する条例については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立多数)

○議長 新垣博正 「起立多数」です。

したがって、議案第3号 中城村課設置条例の一部を改正する条例は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第2 議案第13号 令和4年度中城村一般会計予算を議題とします。

本案について、委員長報告を求めます。

総務常任委員長 石原昌雄。

休憩します。

休憩(10時42分)

~~~~~

再開(10時44分)

○議長 新垣博正 再開します。

総務常任委員長 石原昌雄。

○総務常任委員長 石原昌雄 それでは審査報告書を読み上げます。

令和4年3月25日

中城村議会議長 新垣 博正 殿

総務常任委員会
委員長 石原 昌雄

委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

記

事件の番号	件名	審査の結果
議案第13号	令和4年度中城村一般会計予算	原案可決

なお、委員会審査経過の中で、各常任委員会の委員長より下記のとおり意見がありましたので報告します。

1. 文教社会常任委員会より

こども課：児童虐待、DV対策総合支援事業については、相談件数の増加及び内容が多様化、複雑化しており、相談員の増員を求める意見があった。

福祉課：福祉課の2係体制移行及び高齢化社会に向けて、専門職員である保健師が必要不可欠であるため、保健師の増を求める意見があった。

教育総務課：耐力度調査が流動的な中で、用地購入費等予算が計上されているが先行投資を前提にしていることから建設に際しては財源の確保（補助金）を最大限活用するよう意見があった

用地購入等においては、専門職員を含め、職員の強化を求める意見があった。

2. 建設常任委員会より

議案第13号の令和4年度中城村一般会計予算内、7款1項1目18節のブライダル支援事業補助金（5,000千円）について、この事業はブライダル事業者のみに特化した目的に思え、村民に対し不平等とならないか、村民の利益となるようにコロナ臨時交付金等を活用するようとの意見があった。

以上です。

○議長 新垣博正 これで委員長報告を終わります。

次に、本案に対しては、新垣 修議員外1名及び大城常良議員外1名からお手元にお配りしたとおり修正動議が提出されています。

したがって、これを本案と併せて議題とし、提出者の説明を求めます。

新垣 修議員。

○2番 新垣 修議員 それでは読み上げて、修正動議の意見をいたします。

令和4年3月24日

中城村議会

議長 新垣 博正 殿

発議者

中城村議会議員 新 垣 修

発議者

中城村議会議員 安 里 ヨシ子

議案第13号 令和4年度中城村一般会計予算に対する修正動議

上記の動議を、地方自治法第115条の3及び中城村議会会議規則第17条第2項の規定により、別紙の修正案を添えて提出します。

議案第13号 令和4年度中城村一般会計予算に対する修正案

議案第13号 令和4年度中城村一般会計予算の一部を次のように修正する。

第1表 歳入歳出予算の一部を次のように改める。

(歳 出)

款	項	金額
7. 商工費		75,804 千円 80,804
	1. 商工費	75,804 80,804
14. 予備費		25,000 20,000
	1. 予備費	25,000 20,000

提案理由は、本村において年間婚姻届出数は中城村本籍届者が243件受理され、そのうち村内在住者の婚姻届件数は、正確な件数は出されていませんが100件を超えるとも言われております。地域経済や住民生活支援に地方公共団体が自由に使える地方創生を図る目的の交付金をこの事業で活用しており、中城村の経済支援や村民生活支援に活用されることが望まれます。にもかかわらず、事業内容からは村内事業者への経済波及効果も期待できないブライダル支援事業になっております。修正を求める最大の理由は、ブライダル施設の利用目的を優位に考えた助成事業で、挙式、披露宴、結婚式等を行うきっかけになるように後押しの支援とってお

りますが、結婚は後押しできても挙式や披露宴はカップル2人の気持ちを最優先に考え、村内在住の結婚者全てが平等に支援を受けられる事業内容にするべきだと思います。しかし、この事業案は村内在住者で結婚式等を行わない住民には該当せず、50組限定に助成金を交付し、限定組数を超えたら助成金がもらえない内容で公平さに欠け、不平等の扱いがある事業と考え修正動議を提案いたします。以上です。

○議長 新垣博正 次に、大城常良議員。

○8番 大城常良議員 それでは議案第13号令和4年度中城村一般会計予算に対する修正動議を行います。

令和4年3月24日

中城村議会

議長 新垣 博正 殿

発議者

中城村議会議員 大 城 常 良

発議者

中城村議会議員 新 垣 善 功

議案第13号 令和4年度中城村一般会計予算に対する修正動議

上記の動議を、地方自治法第115条の3及び中城村議会会議規則第17条第2項の規定により、別紙の修正案を添えて提出します。

議案第13号 令和4年度中城村一般会計予算に対する修正案

議案第13号 令和4年度中城村一般会計予算の一部を次のように修正する。

第1表 歳入歳出予算の一部を次のように改める。

(歳出)

款	項	金額
10. 教育費		1,115,416 千円 1,835,732
	3. 中学校費	66,211 786,527
14. 予備費		740,316 20,000
	1. 予備費	740,316 20,000

提案理由といたしまして、中学校費7億2,031万6,000円の予算については、耐力度調査の進捗状況を見ても6棟中特別教室棟と管理室棟の2棟は健全そのものである。文科省予算の獲得が厳しい状況下で補助金なしで学校建設が進められる財政的な余裕は全くありません。ほかの財源の活用を考えていけば、一定のめどは示すべきだと思います。当初計画の大幅な計画変更が生じた場合、新たな建設スケジュールと予算規模を議会に示し、説明を行うことで理解が得られるのではないかと。現時点では議会として判断できるような建設計画及び補助事業による財源確保の根拠が全く示されていません。以上のことから一旦予備費に回し補助金の確保、予算規模が判断できた時点で再度計上するように修正動議を提出いたします。

○議長 新垣博正 これで大城常良議員の説明を終わります。

これから委員長報告、及び修正案に対する質疑を行います。

初めに、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

(「質疑なし」という声あり)

○議長 新垣博正 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

次に、新垣 修議員から提出されました修正案に対する質疑を許します。質疑はありませんか。

(「質疑なし」という声あり)

○議長 新垣博正 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

次に、大城常良議員から提出されました修正案に対する質疑を許します。質疑はありませんか。

(「質疑なし」という声あり)

○議長 新垣博正 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、委員長報告に反対の発言を許します。

休憩します。

休憩(10時58分)

~~~~~

再開(11時00分)

○議長 新垣博正 再開します。

これから討論を行います。まず、委員長報告に反対の発言を許します。

新垣 修議員。

○2番 新垣 修議員 休憩してもらってもよろしいですか。

○議長 新垣博正 休憩します。

休 憩（11時00分）

~~~~~

再 開（11時01分）

○議長 新垣博正 再開します。

新垣 修議員。

○2番 新垣 修議員 それでは議案第13号 令和4年度中城村一般会計予算、原案に対して反対の立場から討論いたします。

まず、大城議員から提案のありました10款3項3目の学校建設費7億2,031万6,000円に関する修正動議に賛成の立場から討論します。

中学校建設予定地は、現在農振農用地で農振除外申請を……。

○議長 新垣博正 休憩します。

休 憩（11時02分）

~~~~~

再 開（11時03分）

○議長 新垣博正 再開します。

まず、委員長報告に反対の発言を許します。

新垣 修議員。

○2番 新垣 修議員 議案第13号 令和4年度中城村一般会計予算、原案に対して反対の立場で討論いたします。

今回修正動議が2件出されておりますので、修正の内容に賛成いたしますので、原案予算の減額を求め反対討論といたします。

○議長 新垣博正 次に、委員長報告に賛成の発言を許します。討論はありませんか。

（「討論なし」と言う声あり）

○議長 新垣博正 「討論なし」と認め、これで討論を終わります。

続いて、新垣 修議員から提出されました修正案に反対の発言を許します。

比嘉麻乃議員。

○9番 比嘉麻乃議員 議案第13号 令和4年度中城村一般会計予算の修正動議に反対の立場で討論いたします。

この案件であるブライダル支援事業は、行政

報告にもありましたようにカップルへの支援が大前提ではありますが、カップルだけに特化した支援だけではなく、最高の結婚式をつくり上げるためにスタッフとして働いている司会者や調理人、会場の配膳係、カメラマンなど会場で働いている方々にも大きく影響してきます。また、披露宴に欠かせないアルコールやソフトドリンク、料理の食材、引き出物とそれらに関わる全ての人に反映されていきます。確かに本村にはブライダル施設はありませんが、村外のブライダル施設に関わる中城村民はいます。今回の事業がきっかけになり披露宴を挙げる方がいらっしゃれば幸せのお手伝いもできますし、また大勢の方々の安心した生活の支援にもつながっていきます。このコロナ禍で結婚式場が閉館し収入が減った方や、実際に私の周りにはコロナ禍の影響で披露宴を延期している方もいます。

よって、中城村のこの取組が大勢の方の支援になろうとしています。中城村からこの支援が県全体に広がる可能性も出てきます。皆さんもこれまで多くの結婚披露宴に招待されてきたと思います。どうかそのときの新郎新婦の幸せの笑顔を思い出し、みんなで快くカップルの門出を祝う気持ちでこの支援事業を後押ししましょう。そもそもこの支援事業を執行することで何か支障を来すことがあるのでしょうか。

以上のことを申し上げ、私は修正動議に反対します。

○議長 新垣博正 次に、新垣 修議員からの修正案に賛成の発言を許します。

大城常良議員。

○8番 大城常良議員 それでは修正動議に賛成の立場で討論をいたします。

本ブライダル事業は、挙式をするカップル限定50組にしたものである。結婚する場合には誰もが披露宴をやりたい。しかし、やりたくても経済的理由でできない方々も多くいる。同じ結

婚をする人に挙式をするから助成する、しないから助成しない、公平性に疑問を抱かざるを得ない。また本村に経済的波及効果が期待できると言うが、村内には関連する事業所は1件もありません。さらに50組限定としたことも根拠を示せない。地方創生交付金は地域経済の活性化、地域の実情に基づく交付金であり、村民に還元されるべきである。結婚するときは誰もが平等に助成を受けられるようにすることが村民の理解が得られる。

以上のことから本事業は公平性を欠いた事業であり、修正動議に賛成をいたします。

○議長 新垣博正 次に、修正案に反対の発言を許します。

桃原 清議員。

○5番 桃原 清議員 新垣 修議員から出されました修正動議に対し、反対の立場から討論を行います。

現在、新型コロナウイルスの感染拡大の影響により経済は打撃を受け、人の流れは抑制されたような状況にあります。こういう状況の中でブライダル支援事業補助金は、これから幸せに向かって踏み出そうとする村民の後押しの一助となると思われます。支払い対象も何も新聞紙上に掲載された県内のブライダル関連企業やウエディング協会に限らず、幅広く利用できるようであり、村民のため、または村の発展に寄与することになると思われます。

よって、修正動議に対し反対の意を表します。

○議長 新垣博正 次に、修正案に賛成の発言を許します。

新垣善功議員。

○15番 新垣善功議員 それでは今、提出されています修正案に賛成の立場で討論します。

本村においては年間200組前後のカップルが誕生している現状の中で婚姻届を提出し、結婚式、披露宴をしたカップル50組限定であり、婚姻届を提出しても経済的に結婚式、披露宴をす

ることができないカップルは対象外であることは差別、不公平であり、また補助金は地方創生推進交付金が原資であり、その交付金はその交付を受けた自治体内の振興に資するためのものであり、今度の補助金は村外業者のブライダル業界からの要請に基づくものであり、村内にはブライダル業者はなく、地方創生推進交付金の趣旨に反するものである。それよりは、結婚届を提出した全カップルに対して結婚式、披露宴をした。しなかったにかかわらず、結婚祝い金及び新生活応援祝い金として一律定額交付すべきであり、本件の修正案に賛成します。

○議長 新垣博正 次に、修正案に反対の発言を許します。

伊佐則勝議員。

○14番 伊佐則勝議員 ただいまのブライダル支援事業補助金への修正動議に反対の立場で討論をします。

まず、今回活用される地方創生臨時交付金の性格なんですけれども、お互いのカップルが結婚届だけ出したら地方創生臨時交付金の活用ができないというふうな事業内容にもなっております。主役はやはり村民のカップルが誕生したときに、要するに結婚式でも披露宴でも多様なブライダルシーン、多様なブライダルの仕方がございます。そこに関わる村内外ブライダル事業関連、そこら辺への経済の波及効果もしつかりと届いて、経済を回すことも可能だというふうなことが趣旨かと思えます。

そういうことでブライダル支援事業補助金につきましては、これからカップルとなってその門出を祝福するという意味と、やはりそのブライダル事業に関連する業界等を含めて経済の波及効果も生じてくるというふうな観点からその事業を取り上げておりますので、修正案への反対討論とさせていただきます。

○議長 新垣博正 次に、修正案に賛成の発言を許します。討論はありませんか。

次に、修正案に反対の発言を許します。討論はありませんか。

(「討論なし」と言う声あり)

○議長 新垣博正 「討論なし」と認め、これで討論を終わります。

続いて、大城常良議員から提出されました修正案に反対の発言を許します。討論はありませんか。

金城 章議員。

○12番 金城 章議員 本事業の大城常良議員の修正動議に反対の立場で討論します。

この予算は、中学校建設用地の予算であります。中城中学校の現状といいますと、運動場は狭く、以前より村民から求められているプール建設と、今後はまた校舎建設等課題がまだまだあります。現状の場所では狭く、校舎建設等がままならない状況であります。中学校の教育環境をよくするためには用地確保は大事なものであります。将来的なものであっても公共投資で実際には用地確保はすべきだと考えて反対であります。

○議長 新垣博正 次に、大城常良議員から提出されました修正案に賛成の発言を許します。

新垣 修議員。

○2番 新垣 修議員 それでは、10款3項3目学校建設費7億2,031万6,000円に関する修正動議に賛成の立場から討論いたします。

中学校建設予定地は、現在農振農用地で農振除外申請を沖縄県に出さなければならない。除外申請の受付には地権者の同意が必要で、同意が受付期限内に得られなければ除外申請はできないため、教育委員会は緊要に取り組まなければならない。それと併せて用地の取得に関しても地権者との合意が必要になり、交渉から購入までの業務を進めなければならない。学校施設整備事業債で借入れて財源に充てるので、その執行期限は1年間であり、繰越しをしても2年間で用地購入を終えなければならないため、購

入ができなかった用地の金額等は再度事業申請を起さなければならない。現状のPFI問題、学校移転問題、多くの課題がある中、万全にスケジュールがこなし終わるかに不安視と疑問があるため、この修正動議に賛成の立場から意見いたします。

○議長 新垣博正 次に、大城常良議員から提出されました修正案に反対の発言を許します。

石原昌雄議員。

○13番 石原昌雄議員 それでは修正動議に反対の立場で討論します。

この用地購入費については、先行投資という考え方で当然捉えていきます。今ありましたように中城中学校の次なる建設地として、やはり早急に確保しなければならないと考えます。特に中学校においてはプール問題が何十年も課題として残ってきました。今こういう時期に中学校の建て替えをするという計画を立てて、その中で用地購入が現在地以外のほうに求めていくというのは本当に重要な課題となっています。今年度の予算化をしながら、常に事業が進むように議会としても支援をすべきだと思います。そういう観点からも修正動議に反対します。

○議長 新垣博正 次に、大城常良議員から提出されました修正案に賛成の発言を許します。討論はありませんか。

新垣善功議員。

○15番 新垣善功議員 ただいま提出されている修正動議については、私は中城中学校の移転については必要であることは理解しています。しかし、令和4年度一般会計予算に計上されている中学校移転先用地購入費については、現在、耐力度調査で調査中で、その結果に基づき国庫補助金の交付の有無は決定されるものであることから、耐力度調査結果が出てから予算計上をしても遅くはないと思います。

ちなみに、令和3年度の一般会計補正予算に計上したが、執行することができず繰り越した

事実もあり、これは耐力度調査結果の進捗状況によって私は計上すべきであるものと思い、今計上されているものについては修正すべきだと考えております。以上。

○議長 新垣博正 次に、大城常良議員から提出されました修正案に反対の発言を許します。討論はありませんか。

安里清市議員。

○1番 安里清市議員 おはようございます。それでは修正動議に対して反対の立場で意見を述べたいと思いますが、結局お金がないと物が買えない。それで今回のこの予算を先送りするということについて、何をもって地権者に交渉に当たるのか。その基本的な考えが揺らぐ、予算もないのに用地交渉に当たる、あるいは農地転用の促進を促すというようなことが現実問題としてできるわけがない。やはり今、中学校の問題では校舎の耐力度調査のいかんによって国からの補助金、助成金の活用ができるのかできないのかというふうな課題も出てまいりました。さらにPFI事業の導入も今困難視をされている状況ではあります。ただ、この校舎の建設に向けての用地の取得ではあるんですが、大本になる予算を持っておかないで、そういう前段階としての用地を求める活動が役場の職員の皆さんにできるわけがありません。ですので今回の予算はぜひ認めて、これからの中学校移転に向けて速やかに用地の確保に邁進していただきたいということで、今回の動議には反対をいたしたいと思います。

○議長 新垣博正 次に、大城常良議員から提出されました修正案に賛成の発言を許します。討論はありませんか。

次に、大城常良議員から提出されました修正案に反対の発言を許します。討論はありませんか。

伊佐則勝議員。

○14番 伊佐則勝議員 ただいまの学校建設

費についての修正動議に反対の立場で討論します。

先ほども予算がなければ動きようがないというようなお話もありました。全くそのとおりでございます。予算をつけないで、いわゆる学校用地の確保ができるのかというようなことです。やはり学校用地の確保のためにもここ一、二年で本当にできるかどうか、そういうふうなことでございます。しっかりとその予算をつけて、スピード感を持って先行投資で学校用地の確保に向けてしっかりと事業の執行をやっていくと。そのためには予算の確保も必要でございます。

今回の修正動議に対しまして反対の討論を終わります。

○議長 新垣博正 ほかに討論はありませんか。渡嘉敷眞整議員。

○3番 渡嘉敷眞整議員 今、修正動議に対して反対の立場で討論したいと思います。

今まで皆さんがほぼ全部おっしゃっていますので、だれどあえて言いたいのは、やはり令和3年度で進めているわけです、耐力度調査も含めて。まだ最終的に教育委員会のほうでは結果が出ていません。それで非常に厳しい状態であるけれども、再度、またいろんな角度から挑戦するということが今頑張るといことですので、今ここで予算を切ると命令になるんですよ、教育委員会はするなど。予算がないものについては予算を要求して、それがゼロ査定ということになると業務できないわけです、職員は。ですので、やはり予算はつけて、そして進めさせてもらっていただきたいと。そういうことで予算確保できるよう、そして仕事がそれに関する事務も含めて全て進めていっていただきますよう、予算はつけていただきたいということで修正動議に対して反対したいと思います。

○議長 新垣博正 ほかに討論はありませんか。（「討論なし」と言う声あり）

○議長 新垣博正 「討論なし」と認め、これ

で討論を終わります。

これから議案第13号 令和4年度中城村一般会計予算を採決いたします。

休憩します。

休憩（11時28分）

~~~~~

再開（11時29分）

○議長 新垣博正 再開します。

この採決は、起立によって行います。

まず、本案に対する新垣 修議員外1名から提出された修正案について、起立によって採決します。

本修正案に賛成の方の起立を願います。

（起立少数）

○議長 新垣博正 「起立少数」です。したがって、新垣 修議員から提出された修正案は、否決されました。

次に、本案に対する大城常良議員外1名から提出された修正案について、起立によって採決します。

本修正案に賛成の方の起立を願います。

（起立少数）

○議長 新垣博正 「起立少数」です。した

がって、大城常良議員から提出された修正案は、否決されました。

次に、委員長報告について起立によって採決します。

本案の委員長報告は原案可決です。議案第13号 令和4年度中城村一般会計予算について、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

○議長 新垣博正 「起立多数」です。したがって、議案第13号 令和4年度中城村一般会計予算は、委員長報告のとおり可決されました。

休憩します。

休憩（11時31分）

~~~~~

再開（11時41分）

○議長 新垣博正 再開します。

日程第3 議案第14号 令和4年度中城村国民健康保険特別会計予算を議題とします。

本案について、委員長報告を求めます。

総務常任委員長 石原昌雄。

○総務常任委員長 石原昌雄 それでは委員会審査の報告をします。

令和4年3月25日

中城村議会議長 新垣 博正 殿

総務常任委員会

委員長 石原昌雄

#### 委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

記

| 事件の番号  | 件名                   | 審査の結果 |
|--------|----------------------|-------|
| 議案第14号 | 令和4年度中城村国民健康保険特別会計予算 | 原案可決  |

○議長 新垣博正 これでは委員長報告を終わります。

これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

新垣善功議員。

○15番 新垣善功議員 今年度から税の資産割が削除されますね。それについて何か委員会で議論があったかどうか。その件について。

○議長 新垣博正 総務常任委員長 石原昌雄。

○総務常任委員長 石原昌雄 お答えします。

委員会の中では、今年度分から資産割がなくなると。その中で、実際、税というのはそれぞれの項目で上がるか下がるかというのがあるので、トータルではこの予算の範囲内を保つようにシステムではなっていくということの説明を受けました。

○議長 新垣博正 新垣善功議員。

○15番 新垣善功議員 資産割をなくすことによって、所得割のほうが負担が大きくなるのか、どっちの層が負担が多くなるのか。非課税世帯で頭割りとかありますよね。約1,000万円から4,000万円ぐらい税収が上がるはずですよ。そのほうはどの層が持つのか。負担が増えたかですね。この辺の議論はしていませんか。

○議長 新垣博正 総務常任委員長 石原昌雄。

○総務常任委員長 石原昌雄 お答えします。

実際に所得というのは毎年動くところがありますよという説明がありました。所得は毎年移動しています。ただ、資産割の分を所得割と均等割、それから平等割に反映されますよと。た

だ、所得の少ない人については平等割、均等割が上がっても軽減世帯にはなっていきますという説明は受けました。

○議長 新垣博正 新垣善功議員。

○15番 新垣善功議員 資産割をなくす理由の説明は受けましたか。なぜ資産割をなくすのか。

○議長 新垣博正 総務常任委員長 石原昌雄。

○総務常任委員長 石原昌雄 お答えします。

この資産割をなくすというのは、今回決まったわけではなくて、ずっと前に決まっていることですよという説明を受けました。

○議長 新垣博正 ほかに質疑はありませんか。  
(「質疑なし」という声あり)

○議長 新垣博正 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」という声あり)

○議長 新垣博正 「討論なし」と認め、これで討論を終わります。

これから議案第14号 令和4年度中城村国民健康保険特別会計予算を採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長 新垣博正 「異議なし」と認めます。したがって、議案第14号 令和4年度中城村国民健康保険特別会計予算は、委員長報告のとおり



り可決されました。

日程第4 議案第15号 令和4年度中城村後  
期高齢者医療特別会計予算を議題とします。

本案について、委員長報告を求めます。

総務常任委員長 石原昌雄。

○総務常任委員長 石原昌雄 それでは審査報  
告をします。

令和4年3月25日

中城村議会議長 新垣 博正 殿

総務常任委員会  
委員長 石原昌雄

### 委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

#### 記

| 事件の番号  | 件名                    | 審査の結果 |
|--------|-----------------------|-------|
| 議案第15号 | 令和4年度中城村後期高齢者医療特別会計予算 | 原案可決  |

○議長 新垣博正 これで委員長報告を終わります。

これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

(「質疑なし」という声あり)

○議長 新垣博正 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」という声あり)

○議長 新垣博正 「討論なし」と認め、これで討論を終わります。

これから議案第15号 令和4年度中城村後期高齢者医療特別会計予算を採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長 新垣博正 「異議なし」と認めます。したがって、議案第15号 令和4年度中城村後期高齢者医療特別会計予算は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第5 議案第16号 令和4年度中城村公共下水道事業特別会計予算を議題とします。

本案について、委員長報告を求めます。  
建設常任委員長 仲松正敏。

休憩します。

休憩(11時49分)

~~~~~

再開（11時51分）

○議長 新垣博正 再開します。

本案について、委員長報告を求めます。

建設常任委員長 仲松正敏。

○建設常任委員長 仲松正敏 読み上げて報告いたします。

令和4年3月25日

中城村議会議長 新垣 博正 殿

建設常任委員会
委員長 仲 松 正 敏

委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

記

事件の番号	件 名	審査の結果
議案第16号	令和4年度中城村公共下水道事業特別会計予算	原案可決

○議長 新垣博正 これで委員長報告を終わります。

これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

（「質疑なし」と言う声あり）

○議長 新垣博正 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」と言う声あり）

○議長 新垣博正 「討論なし」と認め、これで討論を終わります。

これから議案第16号 令和4年度中城村公共下水道事業特別会計予算を採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

○議長 新垣博正 「異議なし」と認めます。したがって、議案第16号 令和4年度中城村公共下水道事業特別会計予算は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第6 議案第17号 令和4年度中城村土地区画整理事業特別会計予算を議題とします。

本案について、委員長報告を求めます。

建設常任委員長 仲松正敏。

○建設常任委員長 仲松正敏 報告いたします。

令和4年3月25日

中城村議会議長 新垣 博正 殿

建設常任委員会
委員長 仲 松 正 敏

委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

記

事件の番号	件名	審査の結果
議案第17号	令和4年度中城村土地区画整理事業特別会計予算	原案可決

○議長 新垣博正 これでは委員長報告を終わります。

これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

(「質疑なし」という声あり)

○議長 新垣博正 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」という声あり)

○議長 新垣博正 「討論なし」と認め、これで討論を終わります。

これから議案第17号 令和4年度中城村土地区画整理事業特別会計予算を採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長 新垣博正 「異議なし」と認めます。

したがって、議案第17号 令和4年度中城村土地区画整理事業特別会計予算は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第7 議案第18号 令和4年度中城村污水处理施設管理事業特別会計予算を議題とします。

本案について、委員長報告を求めます。

建設常任委員長 仲松正敏。

○建設常任委員長 仲松正敏 報告いたします。

令和4年3月25日

中城村議会議長 新垣 博正 殿

建設常任委員会
委員長 仲 松 正 敏

委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

記

事件の番号	件 名	審査の結果
議案第18号	令和4年度中城村汚水処理施設管理事業特別会計予算	原案可決

○議長 新垣博正 これでは委員長報告を終わります。

これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

(「質疑なし」という声あり)

○議長 新垣博正 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」という声あり)

○議長 新垣博正 「討論なし」と認め、これで討論を終わります。

これから議案第18号 令和4年度中城村汚水処理施設管理事業特別会計予算を採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長 新垣博正 「異議なし」と認めます。したがって、議案第18号 令和4年度中城村汚水処理施設管理事業特別会計予算は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第8 議案第19号 令和4年度中城村水道事業会計予算を議題とします。

本案について、委員長報告を求めます。

建設常任委員長 仲松正敏。

○建設常任委員長 仲松正敏 報告いたします。

令和4年3月25日

中城村議会議長 新垣 博正 殿

建設常任委員会
委員長 仲 松 正 敏

委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

記

事件の番号	件 名	審査の結果
議案第19号	令和4年度中城村水道事業会計予算	原案可決

○議長 新垣博正 これでは委員長報告を終わります。

これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

(「質疑なし」という声あり)

○議長 新垣博正 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」という声あり)

○議長 新垣博正 「討論なし」と認め、これで討論を終わります。

これから議案第19号 令和4年度中城村水道事業会計予算を採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長 新垣博正 「異議なし」と認めます。したがって、議案第19号 令和4年度中城村水道事業会計予算は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第9 選挙第1号 中城村選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙を行います。

選挙第1号

中城村選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙

令和4年3月31日をもって、中城村選挙管理委員会委員及び同補充委員の任期が満了しますの

で、地方自治法第118条第1項及び第2項の規定により選挙を行うものとする。

選挙すべき数 8人

令和4年3月25日

中城村議会

議長 新垣博正

選挙管理委員会候補者名簿

選挙管理委員

政党名	氏名	生年月日	住所
無所属	仲眞 勝治	昭和31年生	中城村字屋宜
無所属	米須 恵子	昭和22年生	中城村字北上原
無所属	西波照間 達也	昭和39年生	中城村字伊集
無所属	與儀 勝彦	昭和27年生	中城村字和宇慶

同補充員

政党名	氏名	生年月日	住所
無所属	比嘉 恵子	昭和22年生	中城村字伊舎堂
無所属	新垣 善功	昭和24年生	中城村字安里
無所属	比嘉 光子	昭和22年生	中城村字久場
無所属	新垣 良勝	昭和58年生	中城村字津覇

お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推選をしたいと思えます。御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

○議長 新垣博正 「異議なし」と認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。指名の方法については、議長が指名することとしたいと思えます。御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

○議長 新垣博正 「異議なし」と認めます。
したがって、議長が指名することに決定しました。

休憩します。

休 憩 (12時02分)

~~~~~

再 開 (12時02分)

○議長 新垣博正 再開します。

選挙管理委員には仲眞勝治さん、米須恵子さん、西波照間達也さん、與儀勝彦さん、以上の方を指名いたします。

お諮りします。ただいま議長が指名いたしました方を選挙管理委員会委員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

(「質疑なし」と言う声あり)

○議長 新垣博正 「質疑なし」と認めます。  
したがって、ただいま指名いたしました仲眞勝治さん、米須恵子さん、西波照間達也さん、與儀勝彦さんが選挙管理委員会委員に当選されました。

次に選挙管理委員会補充員には、比嘉恵子さん、新垣善功さん、比嘉光子さん、新垣良勝さんを指名します。

お諮りします。ただいま議長が指名いたしました方を選挙管理委員会補充員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

○議長 新垣博正 「異議なし」と認めます。  
したがって、ただいま指名いたしました比嘉恵子さん、新垣善功さん、比嘉光子さん、新垣良勝さんが選挙管理委員会補充員に当選されました。

お諮りします。補充員の順序は、ただいま議長が指名いたしました順番にしたいと思います。  
御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

○議長 新垣博正 「異議なし」と認めます。  
したがって、補充員の順序は、ただいま議長が指名した順序に決定しました。

日程第10 請願第1号 県立中部病院の医療体制の強化・充実を求める請願書及び日程第11 意見書第3号 県立中部病院の泌尿器科・腎臓(移植)内科医の定数増及び職員の休日確保、病院内施設の整備を求める意見書については、関連しますので一括議題にしたいと思います。  
御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

○議長 新垣博正 「異議なし」と認めます。  
したがって日程第10及び日程第11については、一括議題といたします。

本件について委員長報告及び趣旨説明を求めます。

文教社会常任委員長 大城常良。

○文教社会常任委員長 大城常良 それでは読み上げて御報告いたします。

令和4年3月25日

中城村議会議長 新垣博正 殿

文教社会常任委員会

委員長 大城常良

## 委員会審査報告書

本委員会に付託された請願を審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

### 記

| 番 号   | 付 託<br>年月日   | 件 名                          | 審査の結果 |
|-------|--------------|------------------------------|-------|
| 請願第1号 | 令和4年<br>3月4日 | 県立中部病院の医療体制の強化・充実<br>を求める請願書 | 採択    |

意見書第3号

令和4年3月25日

中城村議会

議長 新垣博正 殿

提出者

中城村議会 文教社会常任委員会

委員長 大城常良

県立中部病院の泌尿器科・腎臓（移植）内科医の定数増及び職員の休日確保、  
病院内施設の整備を求める意見書

上記議案を別紙のとおり、会議規則第14条第3項の規定により提出します。

提案理由

沖縄県への県立病院における、内科医の確保及び職員の休日を求めるため。



県立中部病院の泌尿器科・腎臓（移植）内科医の定数増及び職員の休日確保、  
病院内施設の整備を求める意見書（案）

県立中部病院の泌尿器科・腎臓（移植）の内科医は過酷な労働を強いられ、十分な休日の確保がなされておりません。また、来年度より泌尿器科医が減員されることと伺っており、減員されることにより一層労働環境は悪化するものと思われま

す。加えて人員の確保だけでなく予算確保も厳しく、病院の施設の老朽化により必要な検査及び手術機器が不十分となり、泌尿器科においては、標準治療であるロボット支援手術が未だ導入されていません。これは47都道府県の公立病院では沖縄県のみとなっております。

全国でも糖尿病等の生活習慣病、腎疾患が多い沖縄県は腎不全を扱う泌尿器科・腎臓（移植）の内科の医師の定数増、人員・休日の確保、設備投資を行うべきと考えます。

医は仁術なりとは言いますが、ボランティアではありません。利益を得ることは、安定かつ質の高い医療・サービスを患者へ還元することに繋がります。しかし、このまま十分な人員確保、設備投資をせず、県民の命を救いたい一心で懸命に働く医療従事者の善意や志に頼り続けるのであれば現場は疲弊し中部の基幹病院は崩壊となり、県民の命、安心・安全な暮らしが脅かされるのではと危惧致します。

よって、本村議会は下記の事項について早急な沖縄県の対応を要請いたします。

#### 記

- 1、泌尿器科・腎臓（移植）の内科医の定数増及び担当職員の確保を求めます。
- 2、病院職員の休日の確保を求めます。
- 3、病院内施設の設備、ロボット支援手術の導入を求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和4年3月25日  
沖縄県中城村議会

宛先  
沖縄県知事

以上であります。

○議長 新垣博正 これにて委員長報告及び趣旨説明を終わります。

これから請願第1号及び意見書第3号の委員長報告及び趣旨説明に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」と言う声あり）

○議長 新垣博正 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

これから請願第1号に対する討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」と言う声あり)

○議長 新垣博正 「討論なし」と認め、これで討論を終わります。

これから請願第1号 県立中部病院の医療体制の強化・充実を求める請願書を採決いたします。

この請願書に対する委員長報告は採択です。この請願は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

○議長 新垣博正 「異議なし」と認めます。したがって、請願第1号 県立中部病院の医療体制の強化・充実を求める請願書は、委員長報告のとおり採択することに決定しました。

続きまして、ただいま議題となっております意見書第3号は、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

○議長 新垣博正 「異議なし」と認めます。したがって、意見書第3号は、委員会付託を省

略します。

これから意見書第3号に対する討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」と言う声あり)

○議長 新垣博正 「討論なし」と認め、これで討論を終わります。

これから意見書第3号 県立中部病院の泌尿器科・腎臓(移植)内科医の定数増及び職員の休日確保、病院内施設の整備を求める意見書を採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

○議長 新垣博正 「異議なし」と認めます。したがって、意見書第3号 県立中部病院の泌尿器科・腎臓(移植)内科医の定数増及び職員の休日確保、病院内施設の整備を求める意見書は、原案のとおり可決されました。

続きまして、日程第12 陳情第1号 選択的夫婦別姓の法制化を求める意見書の提出を要望する陳情書を議題とします。

令和4年3月25日

中城村議会議長 新垣 博正 殿

総務常任委員会  
委員長 石原 昌雄

#### 閉会中の継続審査申出書

本委員会は、審査中の事件について、次のとおり閉会中もなお継続審査を要するものと決定したので、会議規則第75条の規定により申し出ます。

記

- 1 事 件 : 選択的夫婦別姓の法制化を求める意見書の提出を要望する陳情書  
2 理 由 : 本定例会中での調査が進まず、閉会中での調査及び審査を必要とするため

総務常任委員会から、お手元に配付しました別紙のとおり、委員会において審査中の事件について、会議規則第75条の規定によって継続審査の申出がありますので、申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

日程第13 陳情第2号 「運転代行業者への

事業継続緊急支援措置」についてを議題とします。

本件について委員長報告を求めます。

建設常任委員長 仲松正敏。

○建設常任委員長 仲松正敏 報告いたします。

令和4年3月25日

中城村議会議長 新垣博正 殿

建設常任委員会

委員長 仲松正敏

委員会審査報告書

本委員会に付託された陳情を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第94条第1項の規定により報告します。

記

| 番 号   | 付 託<br>年月日   | 件 名                      | 審査の結果 |
|-------|--------------|--------------------------|-------|
| 陳情第2号 | 令和4年<br>3月4日 | 「運転代行業者への事業継続緊急支援措置」について | 採択    |

○議長 新垣博正 これでは委員長報告及び趣旨説明を終わります。

これから陳情第2号の委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

(「質疑なし」という声あり)

○議長 新垣博正 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

これから陳情第2号に対する討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」という声あり)

○議長 新垣博正 「討論なし」と認め、これで討論を終わります。

これから陳情第2号「運転代行業者への事業継続緊急支援措置」についてを採決いたします。

この陳情書に対する委員長報告は採択です。この陳情は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

○議長 新垣博正 「異議なし」と認めます。したがって、陳情第2号「運転代行業者への事業継続緊急支援措置」については、委員長報

告のとおり採択することに決定しました。休憩します。

休 憩 (12時15分)

~~~~~

再 開 (12時15分)

○議長 新垣博正 再開します。

日程第14 発議第1号 閉会中の所管事務調査についてを議題とします。

本件について、提出者の趣旨説明を求めます。

総務常任委員長 石原昌雄。

○総務常任委員長 石原昌雄

発議第1号

令和4年3月25日

中城村議会議長 新垣 博正 殿

提 出 者

総務常任委員長 石 原 昌 雄

賛 成 者

建設常任委員長 仲 松 正 敏

文教社会常任委員長 大 城 常 良

閉会中の所管事務調査について

本議会は別紙のとおり、会議規則第75条の規定により提出します。

閉会中の所管事務調査について

本議会は閉会中に、下記の所管事務調査を実施することを発議する。

1. 調査の目的

(1) 常任委員会

本村及び他市町村の実態を調査し、村政の伸展に寄与することを目的とする。

(2) 議会運営委員会

議会運営の実態を調査し、議会の円満かつ積極的な運営を図ることを目的とする。

2. 調査事項

常任委員会

- (1) 行財政運営等に関する事項
- (2) 学校教育及び社会教育に関する事項
- (3) 監査及び選挙に関する事項
- (4) 福祉等に関する事項
- (5) 環境衛生等に関する事項
- (6) 健康保険等に関する事項
- (7) 商工観光の振興に関する事項
- (8) 農林水産業の振興及び農地等に関する事項
- (9) 土地開発等に関する事項
- (10) 住宅、道路及び河川等に関する事項
- (11) 都市計画等に関する事項
- (12) 上下水道整備等に関する事項
- (13) 安全・安心・防災に関する事項
- (14) その他上記以外の村政に関する事項

議会運営委員会

- (1) 定例会及び臨時会の会期日程等の議会運営に関する事項
- (2) 議会会議規則、委員会条例等に関する事項
- (3) 議長の諮問に関する事項

3. 時期及び方法

令和4年度の閉会中に調査を行うこととし、その方法については各委員会において、それぞれ決定する。

4. 調査費用

議会費予算の定める費用弁償の範囲内とする。

令和4年3月25日
沖縄県中城村議会

○議長 新垣博正 これでは提出者の趣旨説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「質疑なし」という声あり)

○議長 新垣博正 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

ただいま議題となっております発議第1号は、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思っております。御異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長 新垣博正 「異議なし」と認めます。したがって、発議第1号は、委員会付託を省略します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」という声あり)

○議長 新垣博正 「討論なし」と認め、これで討論を終わります。

これから発議第1号 閉会中の所管事務調査について採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長 新垣博正 「異議なし」と認めます。したがって、発議第1号 閉会中の所管事務調査については、原案のとおり可決されました。

日程第15 発議第2号 閉会中の議員派遣についてを議題とします。

本件について提出者の趣旨説明を求めます。

桃原 清議員。

○5番 桃原 清議員

発議第2号

令和4年3月25日

中城村議会議長 新垣 博正 殿

提出者

中城村議会議員 桃原 清

賛成者

中城村議会議員 安里 清市

中城村議会議員 比嘉 麻乃

閉会中の議員派遣について

本議会は、別紙のとおり地方自治法第100条第13項及び会議規則第129条の規定により提出します。

閉会中の議員派遣について

本議会は、閉会中に下記の諸研修会へ全議員参加することを発議する。

記

1. 沖縄県町村議会議長会主催による議員研修会
(令和4年度沖縄県町村議会議長会事業計画に基づく諸研修会)
2. 中部地区町村議会議長会主催による議員研修会
(令和4年度中部地区町村議会議長会事業計画に基づく諸研修会)
3. 本村議会主催による議員研修会
(令和4年度中に開催される諸研修会)

令和4年3月25日
沖縄県中城村議会

○議長 新垣博正 これでは提出者の趣旨説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「質疑なし」という声あり)

○議長 新垣博正 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

ただいま議題となっております発議第2号は、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長 新垣博正 「異議なし」と認めます。したがって、発議第2号は、委員会付託を省略します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」という声あり)

○議長 新垣博正 「討論なし」と認め、これ

で討論を終わります。

これから発議第2号 閉会中の議員派遣についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長 新垣博正 「異議なし」と認めます。したがって、発議第2号 閉会中の議員派遣については、原案のとおり可決されました。

お諮りします。会議規則第45条の規定により、本定例会においての議決の結果生じた条項、字句、数字、その他の整理を要するものについては、その整理を議長に一任してよろしいでしょうか。

(「異議なし」という声あり)

○議長 新垣博正 「異議なし」と認めます。したがって、条項、字句、数字、その他の整理を要するものについては、議長に一任することに決定しました。

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。
これで本定例会を閉会いたします。御苦労さ
までした。

閉 会（12時25分）

地方自治法第123条第2項の規定によりここ
に署名する。

中城村議会議長 新 垣 博 正

中城村議会議員 伊 佐 則 勝

中城村議会議員 新 垣 善 功